

香芝市新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和3年4月20日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 新型コロナウイルス感染症対策本部の中で協議された審議事項及び決定事項の報告について
 2. 新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項の伝達及び体制について
 3. 第4波におけるまん延防止対策等検討事項について
 4. 学校における子どもたちの安全確保等の取組について
 5. ワクチン接種の現状と今後の予定について
 6. その他

開会 午前8時57分

○委員長（芦高清友） おはようございます。

委員の皆様、理事者の皆様には、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本委員会は、新型コロナウイルス感染症対策に関すること等を調査事項として、本会議でも申し上げました市民生活、そしてまた地域経済への影響、その対策に関する調査を目的として設置させていただきました。市民の皆様、そしてまた市内事業者様からもまん延防止等重点措置に関する適用を求める声もある中で、香芝市において効果的な蔓延防止対策、そういったことが必要になってきます。各委員におかれましては、理事者に対しましてこれまでの対策であったり、またこれからの対策を提案していただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 皆様おはようございます。

さきの臨時会におきまして設置いただきました香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

これから、本市の新型コロナウイルス感染症対策に関しまして調査を願うわけでございます。先日の挨拶にてお話しさせていただきましたが、これからワクチン接種という段階に入っております。こうした取組につきましても、これまで以上、市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

申し上げます。

○委員長（芦高清友） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから第1回香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてください。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、各自対応のほどよろしく願いいたします。

なお、マスク着用のため、声が聞き取りにくいことがありますので、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようですので、上田井委員、筒井委員をお願いいたします。

去る4月13日の臨時議会におきまして、香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会が設置され、それを受けまして、本日は第1回の委員会を開催させていただきます。

それでは、本日の案件に入りたいと思います。

本日の案件については、お手元に配付しているとおり、1. 新型コロナウイルス感染症対策本部の中で協議された審議事項及び決定事項の報告について、2. 新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項の伝達及び体制について、3. 第4波におけるまん延防止対策等検討事項について、4. 学校における子どもたちの安全確保等の取組について、5. ワクチン接種の現状と今後の予定について、6. その他についてを審議いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 6. その他については、何か想定されているものはありますか。

○委員長（芦高清友） 1番から5番に上げさせていただいた案件について以外のところで、委員の皆様から何かまだ聞きたいところであったりだとかというところも想定しております。全体に及ぶところではありますけれども、例えば予算のことに關したりだとか地域経済のことに關したりだとかというところがこの1から5の文言には入っていないので、その他の中で1から5に出なかったところをその他について審査したいと思って項目を設定させていただいております。

以上でございます。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 非常に広範囲にわたるかと思うんですが、それら全てについて審議することになるんですか。

○委員長（芦高清友） その内容については、私、委員長としてしっかりタクトを取っていきたいと思っておりますが、すいません、繰り返しになりますが、1から5について出なかったことで、委員の皆様からこの件についてはどうだということがあれば、必要である場合、その案件として取り扱いたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） 本日の案件については、お手元に配付しているとおおり、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それでは、1点目の新型コロナウイルス感染症対策本部の中で協議された審議事項及び決定事項の報告についてでございます。

理事者から報告を求めます。

森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 失礼いたします。おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、案件1. 新型コロナウイルス感染症対策本部の中で協議された審議事項及び決定事項の報告についてご説明いたします。

資料をお配りしておりますA3縦の資料になります。こちらになります。

上部の表題に第1回香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会（令和3年4月20日）資料1と書かれました資料をお願いいたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症に係る対策本部会議の一覧表になってございます。左から順に開催数、それから開催日、それから主な協議事項、主な市の対応事項、そして国・県の主な動向を掲載させていただいております。

去年の1月28日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が奈良県在住の方に発生したということがございました。ちょうどその時期、次の日に当たりますけども、第1回目の対策本部を開催いたしました。それから、直近で申しますと、今年4月6日に開催しておりますが、数えまして合計で31回開催させていただいております。

主な協議事項につきましては、県内、それから市内の感染状況の報告、それから確認、状況に応じた市全体、並びに各所管におけます対応の報告、それから情報の共有、それから特別定

額給付金でありますとかワクチン接種などの国から示された施策に対する取組や体制の共通認識などが主な確認、協議事項となっております。

主な市の対応事項や国・県の動向は一覧表のとおりでございますけども、昨年4月7日に都市部を中心に初めて国の緊急事態宣言が発出されまして、8日後の4月16日は全都道府県まで拡大しまして、解除される5月25日まで続くことになりました。このような現状から、市の対応に関しましても、緊急事態宣言期間中を含めた2月頃から6月頃にかけては、公共施設の利用、それから貸出しの休止、再開、市主催の行事、イベントなどの中止や延期、学校や幼稚園における臨時休業や分散登校、それから特別定額給付金の給付などを行ってきたところでございます。

また、5月25日の緊急事態宣言解除後は一旦落ち着きましたが、夏場には第2波が訪れるとともに、国によるGoToトラベルやGoToイートなどが運用され、11月の半ばから年末に進むにつれて再び感染者が増加し、年が明けた1月7日には2回目の緊急事態宣言が発出される事態となりました。本市におきましても、年末の12月21日に香芝市中央公民館のカラオケによる利用において集団感染が発生し、21日から27日まで利用を休止するとともに、それ以降はカラオケやコーラスなどの発声を伴う利用を停止しております。2回目の緊急事態宣言につきましては、実施区間が増加、減少しながら期間も延長され、3月21日に全て解除されるまで約2か月半続く結果となりました。

現在は、本市においては新型コロナウイルスワクチン接種が4月13日から高齢者施設、それから19日からは医療従事者に対しましてそれぞれ開始された状況で、感染状況に関しましては、3月23日から昨日まで連続して発生している状況でございます。

また、奈良県につきましては、過去の感染者数が2日連続で最多を更新するなど県内各地で感染者が急増しており、大阪府でも1週間の感染者数が3月の下旬から3週続けまして二千人ずつ増加しているような状況で、近々緊急事態宣言を国へ要請することも検討されております。国の緊急事態宣言は、今は全て解除されておりますが、市町村などの範囲で区域を特定できませんまん延防止等重点措置が大阪府や東京都など10都府県で適用されている現状でございます。

以上で、案件1. 新型コロナウイルス感染症対策本部の中で協議された審議事項及び決定事項の報告についての説明を終わらせていただきます。失礼いたします。

○委員長（芦高清图友） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、質問等をお受けしたいと思います。

ございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） すいません。対策本部が設置されているという状況の中で、対策本部会

議を開く条件、基準っていうのは何か設定されてますか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 特に開催に当たりまして基準等は設けてごいませんが、感染状況、それから報告すべき状況等が発生した場合には、適宜開催させていただいているような状況でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） ほな、定期的でもなく、それから何かこういう状況になったらという条件があるわけではなく、状況を見た中で必要だというふうになったときに開くということによろしいですね。そういうことによろしいですね。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 分かりました。了解です。

それと、すいません、これは誠に申し訳ない、私の勉強不足なことなんですが、対策本部っていうのと、それから主な市の対応事項の中にずっと縦に見ていきますと、市インフル等対策行動計画による対策本部設置っていうのがあり、それが解除され、インフル特措法による対策本部設置、そのインフル特措法により設置された対策本部解除とかというのが繰り返し出てくるんですが、これはいわゆる市で持っている感染症対策本部とまた別の組織ということになるんでしょうか。それについて教えてください。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 失礼します。次の案件2にも共通するところはございますが、新型コロナウイルス感染症に特化した体制というのは整っておりませんので、最初は市のインフルエンザ等対策行動計画による対策本部に準じまして設置されたところでございます。それから、国の示された緊急事態宣言でありますとかインフルエンザ特措法に基づく本部を設置した場合には、それぞれ市の対策本部を立ち上げることになっておりますので、それらはそれぞれそれに基づいて設置させていただいているような状況でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） すいません。今の説明は分かりにくかったんですけど、案件2という話なんで、また後で2のそのときに聞かせていただきます。結構です。

○委員長（芦高清友） ほかございせんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 別途の表は、今聞いていいんですか、後ですか。

○委員長（芦高清友） 別途は、3の案件に関わってくるところなんですけど、1に関わるところであれば、どうぞ。

○委員（中井政友） この数字を推定感染経路っていうのがあるんですけど、さらに突っ込んであるところは分かると思うんですけど、場所とか団体とか職場で、それをなぜそこはそういうことになったのか、あるいはまだそういうことになってないのかという差を分析して、こういう対策を取ればこうやったけど、そうでなかったから広がったとか、そういう分析もそこでされたりはしてるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 対策本部におきましては、感染状況に基づきまして対策を取るべきことを協議しまして決定していつているというような状況でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員、別添につきましては、案件3で主に使うものかなというふうに想定しております。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 回数のお話なんですけれども、第30回から第31回、1月14日から4月6日、かなりこれ期間が空いとるんですけど、何か理由があるんでしょうか。その中身で見たら、国で見たら、緊急事態宣言の区域の変更とか期間の延長とかしているっていうことは、かなりこのことから見ても件数が上がってきとるんですけど、開かなくてよかったんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） おはようございます。

国、県につきましては、緊急事態宣言の書いてあるとおりで、区域変更であったり、なおかつ3月末前につきましては、急激な増加等でまん延防止等の重点措置に係る措置要求等の動きがございましたけれども、香芝市におきまして特段の人数的な動きについては従来どおりの動きを示していたことから開かれなかったところでございます。

奈良県下におけます感染状況等については、都度庁内において情報共有はいたしているところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） おはようございます。

昨年1月29日からということで第1回目が開催されてるわけなんですけど、これがずっと開催された中、いろんな市の対応をされてきたわけなんですけど、それについての反省点とか課

題とか、そういう点を今回後に来るほどそういう対応等を変えたとか課題とかという点は、後に行くほどそういうのができてきてるんかどうかとか、そういうのは、検証はどのようにされてきてるんでしょうかね。もちろんほかの市町村との対応も合わせた中で進められたと思うんですけど、その点、課題等はなかったんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 香芝市におきましては、去年の1月末に奈良県で発生した後、全国的なコロナに関する関心と申しますか、どうしたものかといったことで、ニュース等でも日本各地が危機的な状況に陥ったわけでございますけれども、その後、一旦収束してG o T o等、G o T oイートが始まった中で、正直申しまして全国的に気の緩み等があったというのは否めない状況であると思います。そういった中で、年末に、先ほども報告がございましたとおりに、公民館の教室におけるカラオケの中でクラスターが発生したというところについては、一旦さらなる、改めての注意喚起を行ったところで、行政といたしましても行政機関及び公の施設等での感染については、いま一度気を引き締めたという中で現状に至っております、そういった事象が発生してないというところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 昨年とはちょっと状況も変わってきてると、コロナ自体の感染状況とかいろんなものが見えてきたというので、それに対応していただいているというのはもちろん分かってるんですけどね。昨年もこれ始まった頃に公共施設の利用、貸出し等を休止、いつまでもするねんとかいう、そんな声も多々あったわけなんですけど、これは今後のことも聞いてもいいんですかね、今後においてはそういうのは、今現在そういう検討もされてるんでしょうかね、公共施設の利用を休止するなり、その点いかがですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 近隣でいいますと、大阪、兵庫、京都については、まん延防止等重点措置要請、現にその網が引かれている中で、奈良県につきましても4月15日に奈良県市長会のほうから奈良県に要望が出されたところでございます。そういった状況を鑑みながら、さらなる使用制限等についても当然考えていかなければならないし、基本的に言ったら、3密を避ける等の民間の事業者さん、家庭における注意喚起についても改めてしていかなければならないと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 公共施設に特化してお聞きしたいんですけど、ほかの市町村ではもうそ

ういうふうな対策というか、休止したりとか、そういうのって動きはあるんですか。葛城市のほうで100人、奈良県で100人超えるようなことがあったら、もうそういうのは、貸出しを止めるとかという話をちらっと聞いたりはするんですけど、そういう情報っていうのは得ておられるんですか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 去年のちょうど今頃でしたら、コロナの状況が見えないという中でございましたので、各市町村におきましては休止する、あるいは行事を中止するというところがほとんどでございました。それから、日がたつにつれてコロナの状況がある程度見えた中で、現在は、確認はしておりませんが、休止等を行っているということは聞いてございません。本市におきましては、行事等々につきましては、制限をかけながら開催できるものはさせていただいているというような状況でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 次の3番に当たってくると思うんで、あまりしつこくはあれなんですけど、できればそういうせめて奈良県内、市町村の状況をしっかり把握していただいた中で進めたいというようにお願いしておきます。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項の伝達及び体制についてでございます。

理事者から報告を求めます。

森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 続きまして、案件2. 新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項の伝達及び体制についてご説明いたします。

A 4 縦の表題に第1回香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会（令和3年4月20日）資料2と書かれました資料をお願いいたします。

こちらは、対策本部会議を開催する際の体制並びに決定事項などの流れを示したものとなります。先ほど案件1におきまして31回の対策本部会議を開催した旨をご説明いたしましたが、当初は新型コロナウイルス感染症に特化した対策本部体制が整っておりませんでした。法律等に基づくものではなく、任意の対策本部会議として開催いたしました。

体制としましては、香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画によります対策本部の構成に準じまして、資料のとおり、市長が本部長、それから副本部長に副市長、それから教育長をは

はじめとする各部長と消防団長をもって本部員とし、事務局には危機管理課、当時危機管理室でございますが、保健センターが連携を図りながら対策本部会議の調整、開催等を主導してきたところでございます。

また、対策本部会議におきましては、感染状況の報告、確認、各部局から報告されました対応や対策などの情報を全員で共有しまして、会議内で示された市としての方針や決定事項などを各部長が認識しまして、逆にそれぞれの部局において業務対応に反映させる流れとなっております。

市対策本部会議の位置づけとしましては、新型インフルエンザ等特別措置法により、国が内閣総理大臣を本部長とする政府の対策本部を設置された場合には、香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて市の対策本部を設置することとされており、さらに国において緊急事態宣言が奈良県とは関係なく、全国の都道府県のどこかに発出された場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて市の対策本部を設置しなければならないというふうにされてございます。

これによりまして、先ほどの案件1の資料の中で申しますと、開催数欄の第7回から第10回までは国により政府の対策本部が設置されたことに基づく市の対策本部、それから1回目の緊急事態宣言が発出された後の第11回から解除される直近開催までの第15回まで、それから2回目の緊急事態宣言が発出されました第29回、それから解除される直前の第30回、こちらが新型インフルエンザ等特別措置法に基づく対策本部会議となり、その他の会議につきましては任意で市独自の対策本部会議の位置づけとなっております。しかしながら、実際の協議する対策本部会議の体制や内容につきましては変更することなく、先ほど申しましたように、不定期ではございますが、適宜開催させていただいているようなことでございます。

以上で、案件2. 新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項の伝達及び体制について説明を終わらせていただきます。

○委員長（芦高 清友） ただいまの報告に対しまして、質問等をお受けしたいと思います。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 先ほど私が質問させていただきましたことについては、今の説明で十分に理解できたかなというふうに思います。それはそれでいいんですが、まず幾つか確認しやなあかんのは、この対策本部っていうのは市長の諮問機関なのか、それとも決定機関なのかっていうところが私はちょっと気になるところで、要はこの中で話合いがされて、その感染症対策の施策がここで決定されていくという、そういう機関であるというふうに理解して間違いないですか。

○委員長（芦高 清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 対策本部におきまして、市全体の方針でありますとか施策等々を決定いたしまして、それに基づいて各所管におけます業務の対応に当たっていただいているような形になっております。

○委員長（芦高友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 要するに決定機関だということですね。市の中にできた決定機関であるということで理解したらよろしいですね。そうすると、この資料で欲しかったと思うのは、後でもう一つさらに付け加えて言いますが、まず先にこの対策本部において話し合わせ、決定すべき施策の事項、例えば何を定めるっていうことがこの対策本部として対策本部要綱のようなものに多分明記されてるかと思うんですが、何を定めるっていうふうになっているのかなというふうに思うんですが、それが資料としてほしかったかなと思うんですが、口頭で結構です。項目でできれば述べていただけたらと思います。

○委員長（芦高友） 暫時休憩いたします。

午前9時28分 休憩

午前9時28分 再開

○委員長（芦高友） 休憩を解いて再開いたします。

奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 今のご質問でございますけれども、市の対策本部会議において、こういった事項を決めるといった明記したものはございません。内容といたしましては、資料1の協議事項に書かせていただいていることのような、都度出てくる事案に対する対応等に当たっている状況でございます。例えばで言いますと、感染者発生からのPCRの囲い込み等については、他市状況等を見ながら香芝市としての体制をどうしていくとか人員体制をどうしていく、どこでやるといったことをこういった対策本部会議の中でもやっているというところですので、そこについては筒井委員がおっしゃってるような明記したものがないというのが現状でございますし、今までの経験が積み上がってきているという状況でございます。以上です。

○委員長（芦高友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） じゃあ、私の質問に対する答弁は、それはそれで全然結構なんですけど、そうするとこれも全部列挙していただかなくても結構ですよ、主なものでも結構ですね。例えば決定したこととして、この決定機関の中で決定された施策として伝達され、実施されていた、例えば今で言うとPCR検査の実施体制であるとか、例えば蔓延防止のためにパーティションを購入しようというのをそれぞれの、多分教育部局になるのかなと思いますが、そういうところへお願いをして、もちろん予算の確保から必要ですわね、そういうふうにごう

いうことを決定しました、実施しましたっていうようなことが、全部列挙でなくていいです。主なもので結構ですので、幾つか挙げていただいたらと思います。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） まず、コロナ感染症というのが国内で発生してから一番大きなものでいいますと、公の施設に係る利用制限、それが一番まず大きな話であったところでございます。併せまして、再開等の折には、そこに係るコロナ対策、現行の対策、こういったことを守ってくださいとか市として最低基準、これについては名簿を出していただきたいとか、そういったことを決めてるわけございまして、あと教育関係でいいますと、休業であったり、分散登校については当然、本部会議で決定する事項ではございませんけれども、本部会議の中では情報共有をしているといったところでございます、教育委員会とかで決めていただく事項もございますので。あと、パーティションの設置等については、予算も伴いますことから、そこについては補正等の中で全庁的な取組で行っている事業もございます、それに個別で行っている事業もあるというような状況です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 分かりました。

すいません。今度、今の案件2の話で、体制の話です。

これも、この資料の中になんかというか、それも情報としてほしいなと思うところは何かと申しますと、実はこの対策本部の体制はここにこう書いてくれてはるんですが、対策本部から矢印が決定内容の指示があって、部局があって、そこで実施されて、それが報告等として上がってくるという矢印しかないんですが、この対策本部から最終の矢印が行った、行った、行った先というか、情報としての市民というところの流れが欲しかったかなというふうに思うんですよ。

要は、対策本部で話し合われたこと、当然それは部局に指示が伝達されて、そこで行われるわけですが、どういうことが話し合われて、どういうことが実施されますとかという、その情報の、それが市民に届く流れっていう、そういう体制、今決定事項の伝達及び体制についての話ですね、合うてますね、してると思うので、市民の方々に対する情報の出どころとしての体制っていうところについては、今資料として出されてないんですが、そこが実は大変気になるところなんですけどもね。例えば広報紙に載せるねやったら秘書広報課を通じるとかっていう話になんのかなとも思いますし、そこで広報、それからホームページなんかやったら各部局単位で載せるんですかね、そういう広報の部分っていうのは非常に重要な部分で、そのところの体制がしっかりできてんのかどうかっていうところ辺は、ちょっと聞き方が漠然としてるな。その体制はどうなってますかっていう聞き方でよろしいですかね。それは、答えられますかね。

それでええかな、委員長、よろしい。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 各所管におけます対応につきましては、それぞれ所管においてホームページ、それから先ほど委員がおっしゃったように、広報は秘書広報課と協議しながら発信させていただいておるような状況です。発信の内容は別にしまして、やり方についてはいろいろと模索しながらやってるような状況も続いているのが現状でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） もうこれだけにしときますけど、今すごい答弁の中で模索しながらっていう話が出たので言うときますと、その部分をしっかり体制を整えて、私は広報、要するに市民の方々への情報を出す、そのシステムをしっかりと、もっと強く強化してほしいというふうに思います。多分いろんな意味で誤解とか、それから情報不足とかというようなことが発生しているかというふうにも思えますので、その体制っていうところの強化、これはぜひともしっかり確立して、さらにそれをしっかりと強化して情報が届く、いろんなメディア、媒体、今は広報紙等、インターネット、ホームページっていうのが、これが主なんかもかもしれませんけども、本当に市民の方々のところが一番情報が届くのは何かっていうようなことね。いろんな媒体を使うっていうようなことも含めて、広報の体制の確立と強化っていうのをお願いしたいなというふうに思いますが、それについてできたら一言だけコメントを欲しいと思います。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 広報、情報発信につきましては、現行ホームページにおいては、新型コロナの関連というくくった取組もしておりますけれども、まだまだ利用制限等だけでなく、今の感染状況についても県からいただいている情報を香芝市分抽出、さらには、言ったら現行の発症率であるとか香芝市の中で加工できる数字についても発信していくよう、今検討しているところでございます。さらなる充実を図ります。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） この資料2のところの本部員の下の方に、本部長が必要と認めるときは本部会議に関係者の出席を求めることができるかとあるんですけど、これまでいろんな状況、局面があると思うんですけど、それで来てもらって参考にしたという例はあるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 今のところ、開催させていただいた中では外部の方を招聘して開催したという経緯はございません。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 香芝の保健センターの方が事務局におられると思うんですけど、何かあったときにモニタリングしたり、追跡したり、状況を分析できる、そういうエキスパートといふのか、疫学的なことが言える人が、また状況によって必要やと思いますし、いろんな市内の団体さんに今の状況を聞いて、この前もパネルのこととかありましたけど、商工会の人に市内の状況はどうですかとか、どういうものが今必要やと思われませんかとか、そういうふうなことを聞くということが必要だと思うんです。また、検討していただけたらと思います。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 今の中井委員の部分でございますけれども、各団体については各部局がチャンネルを持っておりますので、そちらからの報告であるとか外部の意見っていうのは、各所管から本部会議で上げていただいているような状況でございます。急を要するであったり、特に専門性を要することについては、そういったことも検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） ほか質問ないんで、意見だけ言わせていただきたいんですけど、これ対策本部で今も広報の話なんかも筒井委員から出てたんですけどね、対策本部のいわゆる設置に関するその中身に関しまして、広報担当っちゃうのは非常に重要だとされてましてね、各担当が所管するということなんかあり得ないんですよ。これは、国の機関の対策本部の会議にも私は出たことがありますけど、そういったことはあり得ない。だから、誰が広報担当をするのか、そして記者とか来たりとか、そういったところもある。そういった対応を全て一手に担うということを一統されるっていうのは、これは当たり前なことだと思うんですね。

その中で、筒井委員もおっしゃってましたけど、住民に対していかなる分かりよい情報の提供に努めるか、周知するかっていうことですね。これに尽きると思うんですけど、そのあたりはどのような考え方になってるんですか。ただ会議を開いて、今日の状況だけ報告されて、ああ、そうだねと。それは、対策本部の意味なしじゃないと思うんですけどね。

これは、香芝市議会でも昔インフルエンザ特別委員会開きましてね、行動計画等も策定した経過あります。その中では、かなり細かいところまで踏み込んでやっていますんでね、そのことでやるということで理事者も答弁をいただいた中でやりましたよね。それが全然なされてないんですか、今は。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 新型インフルエンザに係る討論の中については、今詳細については私了知しておりませんが、その点につきましても再度確認いたしまして取り組んでまいりたいと。ただ、一元化につきましては、おっしゃるとおりであろうかなとは考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 至急確認してやってください。パンデミックになった場合の緊急事態の行動計画等も当時審議させていただいて、かなり詳細にまでやっていますんで、そのあたりはやったことが全然生かされないんであれば意味がありませんので、至急その辺を確認をして、次回の会議にそれをまた委員長にお願いしますけど、資料として提出いただきますよう、お願いしておきます。

それともう一点ね、これはどのような段階、例えば奈良市さんの情報なんかもいつも見ているんですけど、どの段階まできたらレベル何になるんだと、市独自で決められてるものもありますよね。その中によって行動の計画というのは組まれてて、その行動に移すという、このような体系になってると思うんです。ところが香芝市でその基準というのはどのように持っておられるんですか。その基準書も出してください、資料として。どのようになればどのような行動を取ると。対策本部で、先ほどの資料も見させていただきましたけど、詳細にはちょっと分からないので、そのあたりも詳細等、この委員会の議事録出してください、全部、議事録。対策本部を開いてますね、この議事録を出してください。それで、その内容、説明受けてても分からないんで、議事録見ればその内容全部分かりますんでね、それを提出いただきたい。委員長、よろしいですね。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） はい。

○議長（川田 裕） それと、先ほど中井委員さんも意見がありましたけど、外部者の参加いうことで、非常によいご指摘をなされてたと思うんですが、今香芝市としてはどのような分析をされてるんですか。今奈良県の実効再生産数っていうのは、今幾つなんですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） すいません。確認させていただいて、ご報告させていただきます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 4月6日にもこれ会議開かれていますよね。実効再生産数なんか、いわゆるこの蔓延禍の中において、それが出てきてるのは当たり前じゃないんですか。そういったものなしに何の審議をされるんですかね。

あくまでも香芝市内だけの感染者っていうことで、なかなか対策も難しい。だって、感染っちゅうのは、これは香芝市っていうのはあくまでも行政区画であって、いわゆるそこにバリアが張られてるとか、そういったことはありませんのでね。人間の行動する範囲、経済的範囲っていうのが大体蔓延とか、そういったものの対策のときになる視点になりますよね。これは、当然のことですよね。だから、その辺の分析が見たいんです、どのように香芝市が分析を行われて、どのような意思決定をなされてるのかと。これは、非常に市民からすれば重要なことなんです。ところが、そういったことも行われていないということになれば、これは職務怠慢になるんじゃないかと、このように思っとるんですね。だから、その辺の各分析をやられたデータ等、これも全て出してください、資料として。こんなん題名だけ書かれたようなものを見てたって何も分かりませんのでね。それも委員長にお願いをしておきます。

そして、もうだらだら行きませんが、対策本部の要綱ありますね。要綱かない。何で設置されてるの、要綱か何か設置されてるんですか。設置基準を書いた資料も提出してください、設置基準。担当の責任所在、それが全部示されてるはずなんです。それをちゃんと示してください。

本部長というのは、あくまでも最終意思決定者になるということで、今答弁されてたと思うんですけどね、最高意思決定者。だから、議題をつくったりとか上がってくる報告を受けるだけじゃなくて、どのような対策をやるのか。奈良市長さんなんか、よく報道に出ておられるから、よくこういう今日は会議で検討しましたとかこういうことを取り組まなけりゃあいけないとか、天理市長さんなんかもやってますよね。それが全然市民から見えないんですよ。情報量といっても、我々から見てたら非常に少なく思いますしね。持っている既存のデータ、既知データから何を導かれたのかっていうのが分からないんですよ。意思決定をやるのはいいですよ。だけど、この間の委員会でもありましたけど、常任委員会でもありましたけど、じゃあ1万円をクーポンを配るんだと、だけど今蔓延禍だと。その対策によって、今の状態っていうのは、一体何の検討がされたのか全く分からないわけですよ、意思決定のプロセスがね。それはやっぱり、市民に明らかにされていかないと、ただ決定事項だけ報告されてて、それはどういう意味で、どういう目的でそれが決定されたのかっていうことは、これは市民は知る権利がありますんで、それは必ず、今後決定されたとき、決定された目的等も、それも出してくださいよ、資料を。

見る限り、これはあくまでも感想ですけど、驚いておるのが今年のこの蔓延期にあって、これも上田井委員さんが先ほど聞かれてましたけど、今年に入って1月4日、1月14日に開かれて4月6日、これは第4波のこれだけの拡大がなってきた、香芝市でもこれまだ4月は終わってませんけど、過去最多を今感染者数を出してるわけですよ、出てるわけですよ。対策本部

がこれたった今年に入って3回って、これはどういうことなんですかね。ほかの他市さんなんかだと、連日開いておられるんじゃないですか、今。具体的に公共の施設を閉めるんだとか、ちょっと次元が低過ぎないですか、やってることが。奈良県なんかに連絡して、私もたまに今の取組とか聞いてますけどね、直接。けど、あまりにもかけ離れてるんじゃないですかね。香芝市の病床数の今もあれにも重症病床数が77%か何かなってるんでしょ、今。非常に危機的な状況じゃないですか、レベルとしてはレベル4ですよ。その中で、対策本部を開かないっていう意味が分からないんですよ。これは、市民から委託されてそれをやられてるんでね、委任されてるんですよ、委託じゃなくて委任されてるんですね。それで、行わないっていうのは一体どんな感覚なんかなと、このように思うんです。

それは、今後直していただきたいということで意見しますが、それと議会への報告ですね。私は、今回議長に就任させていただいて、何ら一つ報告ないですよ。何もありませんよ、1度も。そんな議会、普通ないんじゃないですかね、行政執行。その点、副市長がそういう役目をやると思うんですけど、どのようにお考えなんですか、その見解を示してください。

○委員長（芦高清友） 小林副市長。

○副市長（小林 悟） おっしゃるとおり、議会との情報共有は当然大切なことだと思いますので、これから努めていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） そこは、詳細にやってください。県議会でもいらっしゃったとき、しょっちゅう議長室とか行ってたじゃないですか、皆さん。おたく、その下で働いておられたでしょ、見てるんだから、それ徹底してやってください。何のための副市長か分かりませんよ。市長がわざわざ行くことは、これといったときは首長さんも行かれることもあると思うんですけど、大体その役目っちゃうのは副市長だと思いますよ。そこは、情報を、私も聞いて議員さんに伝えていくという責務もありますので、そのあたりは重々よろしく願いをしておきたいと思えます。

それと、教育委員会なんですけど、教育委員会も今対策をいろいろご苦労いただいて、学校のPCRの、いわゆるクラスターを発生させないという意味で、すぐに何十何単位のPCR検査を行っていただいたりとか、それはご苦労をいただいているのは感謝申し上げたいと思うんですが、ただやってる行動、人権等のいわゆる配慮ということから、どこの学校でどこのクラスでと、そこまでは言う必要はないと思いますが、だけど香芝市がどのような取組をやっているというのは、やっぱり市民から見えてみえないんですね。だから、余計不安になってしまって、長期休業になるんじゃないかとか、そういった誤解も出てるわけですよ。だけど、それ

は方針示されてないでしょ。今だったら、陽性者が出た、だったらPCR検査を行って、その範囲内で出なかった場合には学校つちゅうのは臨時休業しててもすぐに再開するというのが現在の方針じゃないですか。その方針等を市民に周知する必要があると思います。それも至急周知いただくように、そして文字でだらだら書かれても、なかなか市民って分かりにくいから、ビジュアル化も努めて、これは市長部局も同じですけど、データ等なんかも数字を並べたって分かりにくいから、グラフにするとか、いろんなビジュアル化が非常に重要ではないかと思えますので、大阪府さんなんか非常に工夫されてその辺はやられてると思えますので、その点も1点お願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、3点目の第4波におけるまん延防止対策等検討事項についてでございます。

資料別添に関しましての理事者から報告を求めます。

奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 取り立てて案件3に係るというか、現状の昨日時点の状況を示させていただいたものでございまして、今も議長のほうから危機的な状況等に係る認識として、こういったペーパーについてもホームページでアップしていくところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ありがとうございます。

そうしましたら、案件3に関わるところで、企画部のほうからも現状の対応について報告のほうを求めます。

福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 私どものほうからは、地方創生臨時交付金に係る実施状況、これについてまず情報として提供させていただきたいと思えます。資料はございませんが、口頭で説明をさせていただきたいと思えます。

地方創生臨時交付金につきましては、実施計画について令和2年5月に1次の提出を行いまして、その後、2次提出が9月、3次提出が2月にて事業の変更、追加が可能ということになりました。

1次提出での実施事業といたしましては、感染予防物品の購入や市内事業者への支援、子育て世帯、困窮世帯の支援、また学習支援等の事業への活用をいたしました。実施計画といたし

ましては、2億9,356万4,000円を計上したところでございます。

2次提出の実施事業につきましては、消費喚起のための1世帯当たり5,000円のクーポン券の配布ですとか高齢者や妊婦へのインフルエンザワクチンの接種への補助、また市内医療機関が実施するPCR検査や感染予防環境整備に要する経費への助成等々でございまして、実施計画といたしましては、1次交付分と合わせて7億2,409万円を計上いたしております。

最終的な令和2年度の実施計画は全52事業、事業費の合計といたしましては11億1,534万2,000円ということでございまして、令和2年度のこの交付金の交付限度額を1億2,000万円程度超過した内容となっております。

事業分野といたしましては、子育てや教育支援事業に5億1,550万3,000円ということで、全体の46.2%、また感染拡大防止事業に2億2,571万2,000円、全体の20%強を支出するなど、全体の総事業の割合といたしましては、令和2年度事業にいたしましては、繰り返すようですが、子育て、教育支援に46.2%、感染拡大防止に20.2%、地域の事業者支援、地域事業の活性化に17.2%、行政事務の継続に10.5%、医療体制整備に5.8%といったような割合でこの交付金を使わせていただいたというような状況でございます。

以上です。

○委員長（芦高清图友） ありがとうございます。

今回、この案件について口頭での説明だったんですけども、新型コロナウイルス感染症への対応の事業一覧、こういった一般会計補正予算に関わるところであったり、前年度ですね。あと、地方創生臨時交付金を活用した事業一覧っていうのを次回の委員会までに詳細の提出をお願いいたします。

ただいまの報告を受けまして、質問等ございますでしょうか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 11億1,500万円とかというのが令和2年度の地方創生臨時交付金を活用した事業、52事業という話で今あったわけですが、これは今テーマとして、第4波におけるまん延防止対策等検討事項についてということとさせていただいているんですけど、今第4波が来つつある、いや、もうはっきり来てるというふうに認識したらええかなというふうに思うんですが、それに対する蔓延防止対策としてのこれからの事業というところをちょっとできたら。それは、委員長、4番の学校における子どもたちの安全確保っていうのは、当然この3、4はつながってることやと僕は思います。今言うてる第4波における蔓延防止の予防に対して、それが、例えばたまたま学校に対する施策であれば学校の4番の話になるということなので、すいません、ちゃんと質問します。この第4波が今来てるという認識の下で、今切実、喫緊に行おうとされてる事業について、どんな内容で、どれぐらいの予算規模かっていう

ののお話が欲しいかなというふうに思うんですが。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） この件につきましては、今ご指摘がありました件につきましては、今回の補正予算にはこの第4波に係る蔓延防止策が対応できていなかったというご指摘をいただいた中で、現在追加の補正予算を編成すべく、詳細を今詰めているところでございまして、事業規模については大体1億円程度になるものでございます。主には、事業所、特に業種や業態を絞らずに、事業所さんが感染防止策を徹底されるために必要な、そういう資金を私どもで支援するといったようなフレームになるというところで今詳細を詰めているところでございます。

さらに、この蔓延が広がったというか、場合についての事業については、現在のところ、また検討をしないといけない状況にあるかと思っておりますので、ひとまずは今申しましたような事業所の感染対策を徹底していただくための支援策を今検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） まずは、1億円の補正については分かりました。

今はその1億円で、これは補正予算のところでパーティション、今も説明もありましたが、例えば近隣他市町村においてどれぐらいの規模で、どのような対策がされてるとかっていうような、決して横並びという意味ではなくて、調査というか、研究というか、例えばこんなええことしてる、あそこはこんなことをしてはるわ、これええやん、ちょっとそれをまねしようとか、ええことはまねしたらええと思うので、そういう今全国のトレンド、あるいは近隣他市町村における実態とあっていうので、何かこういう取組をされてるな、いいなど。それを香芝市でも、うちでもやっていきたいと思っているような、そういうもしものがあれば、今のところはあまりないですか、どうですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 企画部のほうで積極的に他市の事業内容を今調査をしているという動きはまだ取れてはいないんですけども、ニュースで流れてくる他市のいい事例というのについては、特に入院や宿泊療養施設への待機の数が非常に増えているというところで、そういった方へ、自宅で待っておられる方へ不安を払拭するような相談窓口ですとか支援の手を差し伸べる方法ですとかといったようなことを他市が今試みておられるというような情報も入ってきておりますので、こういった形でそういった不安を持っておられる方に手を差し伸べられるかといったようなことについては、研究するべきであるのではないかと。やり方等については、また所管課と詰めていければなといったようなことは考えているところでございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 分かりました。ぜひともその辺はやってほしいというふうに思います。

今の話と関連し、かつ先ほど企画部長からありました2年度の実績も踏まえ、要は今本市において新型コロナウイルス感染症拡大防止っていう、そういうことの対策っていうのは、令和2年度の実績も含めですよ、今3年度、新しくこの新年度をまだ迎えたばかりですが、という今の状況で、すいません、これも横並びとか、決してそんなつもりはないんですが、例えば本市、香芝市における対策とかこれまでやってきたこと等含めて、今からやろうとしてることも含めて総合的にですよ、例えば香芝市における対策やそういう取組が他の近隣市町村や全国のhレベル、標準的なレベルに比べて、例えば特に香芝市が遅れているとか見劣りするとかというようなことの状態には、私はないとは思ってるんですが、その辺の今の香芝市の取組の全体的な状況、取組のレベルというのはどういうところ辺にあるっていう認識をされているでしょうか。

○委員長（芦高清友） 福森部長。

○企画部長（福森り） どういうレベルにあるのかっていう物差しをつくるのは、難しいのかなというふうに思います。ただ、国のほうのコロナの地方創生臨時交付金に充てる目的としては、感染拡大の防止策と医療提供体制の整備及び治療の開発、また雇用の維持と事業の継続、そして次の段階として官民を挙げた経済活動の回復、そして4つ目は強靱な経済構造の構築といったような4つの大きな柱を持っているわけございまして、その割合としまして基礎自治体が軸足を置いた事業をどういったものにすべきなのかといったようなところについては、今現在、感染防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発といったカテゴリーに全体の50%以上を今事業費としてかけておりますので、私どもとしては市民生活の安心・安全といったようなところに軸足を置いた中身で進めていくべきなのではないか。その中で、特徴的なこととすとか今香芝市の実態に一番合ったものといったようなものを担当課と共に検討していければというふうには考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） そうやと思います。すいません。重要なことなので、令和2年度で臨時交付金が11億1,000万円というので国からいただいているという話なんですけど、これっていうのは人口割ですかね。この額の決定は、何、人口割ですか。ちょっとどっか、誰か分かりますか、財政。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

福森部長。

○企画部長（福森るり） 休憩をおとりいただき、ありがとうございます。

今回のこの地方創生臨時交付金の交付限度額でございますけれども、先ほど委員がおっしゃいましたように、主には人口を基準に算式が組まれているところでございます。そこに年少人口の割合、あるいは高齢者の割合、財政力指数、感染状況といった算定率に基づいて算出されているものでございます。そういった意味では、公平に各市町村、都道府県に分配されているものろ考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 非常に大まかで結構ですので、例えば香芝やったらちょっとようけもらえてるっていうようなイメージはあるんですかね、単純な人口比較よりは少しはようけもらえてるイメージでしょうか。

○委員長（芦高清友） 福森部長。

○企画部長（福森るり） 各市町村ごとの額が一覧になったものを私も確認しておりますけれども、特に香芝が他市町村に比べて割合が高いといったようなことは、私の印象としては持っておりません。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 要は、標準的なということでよろしいですね。

11 億円のお金を2年度については、それを感染拡大防止、蔓延防止に施策として打ってきたと。また、新たに市独自に繰り入れてお金も使ってきているという形で、これまで大きく近隣他市町村、あるいは全国の標準的な蔓延防止、あるいは感染拡大防止に対する取組から香芝市が大きく遅れているというようなことは決してないですね。

○委員長（芦高清友） 福森部長。

○企画部長（福森るり） 必要と思われるものを各担当課と相談しながら実施してまいりましたので、特にこの分野について他市町村に比べて手をつけられていないといったようなことがないように配慮して実施してまいりました。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） まいりました、これからもお願いしますということで、さらに言うと、

例えばそういうふうなほかはあんなんやってるやん、香芝市はできてないやんっていうような声が、例えばあったりする、それは情報の不足であったりというふうに感じるわけです。だから、しっかりそこを市民の方々に理解していただく、それから確実な情報が届くということは、これは私はずっと前任期から続けてずっと話させていただいて、例えばいい施策をやっても、悪い情報も両方ですけど、香芝市、本市は宣伝とか情報伝達とか情報発信とかというのがちょっと上手じゃないように思うなという印象は常々持ってます。それは、私は言い続けてきたと思いますので、そういうところ、市民に対しての誤解が生じないように、それから不安が生じないようにっていうようなところの取組というのは、広報体制の強化っていうのは重要ななと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（芦高清友）　ほかございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友）　4月15日付で市長会が知事さんに緊急要望を出されてたということで、今後感染拡大防止するために県との協力、他市町村の連携重視をされてるんですけど、今本市として今後感染拡大についてどういうふうな思いを持たれてるのか、また感染が拡大するから控えなあかんというふうな、そういう認識状況をまず聞きたいです。

○委員長（芦高清友）　奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘）　4月以降につきましては、令和2年にないような感染者数の伸びを示してます。報道等でもされているように、変異株等についてもありますので、まずは従来の3密を避けるであったり、手指消毒であったり、そこら辺については、改めて徹底して周知啓発していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友）　中井委員。

○委員（中井政友）　そうですね。きっちりすれば安心だということは、根拠のある形で言えるし、そういうことを徹底するのが大事やと思うし、あとこの別添だけで分からない香芝の医療従事者の状態とか保健センターの忙しさとか、その辺は今どんな状態ですかね。例えば保健センターが大変で残業が多いとなったら、保健センターに手当てせなあかんやろうし、医療機関が逼迫してるんやったら、そういう医療体制を充実するための施策を取らなあかんし、そういう認識では今どういうふうに思われてるんですか。

○委員長（芦高清友）　児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ）　保健センターの職員につきましては、今ワクチン接種へ向けて準備を進めてまいっております。その中で、市全体としても推進チームということで併任辞令を出していただいて、他課よりも応援をいただいております。残業等は

ありますけれども、今現状ワクチン接種へ向けて力を合わせてやっているところがございます。
以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） じゃあ続きますして、医療機関、医師会を通じていろんな情報が入ってくるんですけど、大阪やったら医療機関も逼迫してるというふうなのもあるんですけど、医療機関については今どういうふうな把握をされてますか。

○委員長（芦高清友） 連携している中での情報だけでも。

児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 医療機関につきましては、入院施設等につきましては県が把握しているというところに、県がマネジメントしているというところになっております。ですので、コロナ患者さんの入院状況等の情報はございません。ただ、各医療機関、開業医さん等の医療機関につきましては、認定医療機関を取っていただいた中でご協力いただいているというところがございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 発熱外来もされてるということですが、それぞれされてても大変、何か手当てをせなあかんということでは、今そこまでは行ってないけど、かもしれませんし、今後のことを見据えたら、何かしとかなあかんということはないんですか。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 29 分 休憩

午前 10 時 29 分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

中井委員。

○委員（中井政友） 市内でも発熱外来を医師会に協力されていますが、そこで困られているのは、資材とか人の問題、あるいは市からのいろんな形の援助とあるんですが、どの辺が困られているか、把握されておられたら教えてください。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 今発熱外来の認定医療機関を3月26日現在で受けていただいているのが香芝市の中では19の医療施設がございます。その中で、発熱外来認定の業務を遂行していただくために、市といたしましても香芝市医療体制環境整備等事業費補助金というものを出资せていただいているところがございます。3月31日までの申請となっておりますが、今16医療機関のほうで申請をいただいている状況でございますので、財政的な支援につきましては、本市としてもさせていいただいている状況でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。

財政的支援で市内の医療体制を充実するっていうことでされてると思うんですが、まだまだこれ拡大、後でワクチンがありますけど、聞きましたら、ワクチン接種は人口の70%まで高めないと集団免疫が取れないというふうに聞いてますので、それまでにかかなりの時間差があるし、本市でどこまで拡大するか分からないので、その辺、いろいろ情報を連携を取っていただいて、状況に応じて必要な手だてを取らなあかんと思いますんで、お願いします。

あと、僕が気になってるのは、今台風情報がテレビで今日やってたんですけど、大雨とか台風の時期になってくると、こういう避難所施設でのコロナ対策が、国の予算のほうでも防災の予算が取れるということで、避難所でのコロナ対策はその枠で取れるというふうに聞いてあるんですけど、香芝市のほうでもそういう検討されたらというふうに思うんですが、どうですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） コロナ禍の中での風水害災害対応については、令和2年度のほうの地方創生臨時交付金等で3密を避けるような手だての備品購入の計画的な整備を進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 国がする枠、あと県が、それから市ができる範囲っていうのがあると思うんですけど、そういうところでさっき言いましたように、まず予防の力、重点、それから救済対策ですよね。救済対策で僕が若干聞いたのは、他市で県の休業補償金に連動して市の協力金が出ましたよね。その県の、僕も見たんですけど、すごく対象分野が限られているんです。だから、漏れてる事業者が多かったのも、その辺の、今度はパネルで飛沫防止をするんですけど、その辺も、あそこは対象になったけどうちは対象になってないという声も割と聞きましたんで、また留意いただいて手当てしていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございせんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） この資料、別添つけていただいているこの中で、推定感染経路、その他っていうのがあるんですけど、これってほとんどが不明っていうことになるんでしょうか、その内容、中身を教えていただけますか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 最近感染者が多く発生している状況もございまして、奈良県に

おけます報道発表の内容の調査がなかなか追い切れてない部分も想定されるんですけども、調査中であるという発表が多く最近がございます。それが大体その他に入れさせていただいております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 最終的には、その調査結果としては市のほうには連絡はいただけるようになってるのでしょうか。多分、ここが一番大事ななと思うんです。家族、職場というのははっきりしてるんですけど、その他が本当にどこなのかというところが、完全に分からない方ももちろんおられると思うんですけど、それによって対応、今後の蔓延防止対策についても対応策が打てるんじゃないかなと思うんですけど、その点はいかがですか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 定期的に奈良県のほうから治癒された方の情報が発信されます。それに基づきまして、どの患者が治癒したかっていうのは確認できますので、その辺は状況も把握できるかと思いますが、お一人ずつどこまで追えるかっていうところは限界があると考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 治癒というのは、治られたっていう、あくまで聞かせていただきたいのは、この推定の感染経路もその時点で分かるって意味で言っていたらいいんですか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） すいません。経路のほうは、申し訳ございません、分かりませんが、発生された方が治られた方の情報につきましては奈良県のほうから定期的に発信されているような状況でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 今の答弁でいくと、入院等をされた方が治られたって情報だけをいただいていると。ただ、調査中、調査中って出てますよね、結局調査中でもう全て終わってしまっているのかっていう、そこら辺は問うことはできないんですか、奈良県に対して。調査結果としてどうなのかというところの情報を得ることってできないんですか。先ほども言うように、ここが一番肝心な部分なのかなと思うんですけど、その点の市の考えとしてはどうなんですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 以前、調査中というこの項目が多かったことから、保健

所のほうに問合せたことがございます。そうしましたところ、保健所のほうから調査中という報告を県に上げ、県から一斉にその日の発信がございます。個人情報のこともありますので、その発信は1度きりというところで、調査中を再度この方ということを追うことはできないという回答でした。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 後日、公にする必要もないと思うんですけど、市として、行政としてそれは県のほうから情報提供をいただくということは無理なんですか。その要望的なことはされてるんですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） そのとき、1度要望したことはございます。保健所を通してですけれども、県のほうにはまた要望しておきますということでしたが、感染者がかなり増えているというところで、個々への対応っていうのが今現在は不可能な状況であると考えております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） コロナにかかられた方に問診的に多分約2週間前からの行動を確認したりされると思うんですけど、その中で本人が分からないとかもあると思うんで、最終的に分からないのもあるんだろうとは思いますが、僕としてはこの部分が一番、今後の対応、蔓延防止対策としてはこの部分が一番大事というか、一番分からなあかんところなのかなと思うんで、その点、市としてどうですか、市長、副市長でも結構です。

○委員長（芦高清友） 小林副市長。

○副市長（小林 悟） 先日、皆様にお配りした市長会の要望におきましても、そのあたり、委員がおっしゃってるような指摘の部分と重なってくるかと思うんですけども、地域、市町村、それぞれの地域での感染対策を進めていくために、県内の感染者数や感染ルートなどを詳しく分析したデータを定期的に提供いただくなどという形で県のほうには要望させていただいておるところでございます。そういったものをその要望の中でという、ご検討していただけるかというのはあるんですけども、そういったところで市長会としても声を上げさせていただいてると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ぜひ、急がないとね。今が大事なんで、今が第4波と言われてるところに来てますんでね。ぜひお願いしたいというのと、先ほど市民に対しての情報提供の中で、香

芝市でLINEというのをされてると思います。これは、登録市民の方がどれだけされてるか分かんないですけど、このLINEの活用も今現在されてないように思うんですけど、予防的なことでも結構ですけど、今年このLINEを活用して情報発信は今どういう状況なんですか、このLINE自体。

○委員長（芦高友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） LINEの状況は、私は分かりかねますけれども、コロナに関する情報については、現在危機管理とは別に、ワクチン接種に係る情報は多分1度流されてると思うんですけど、それ以外についての活用は正直なところしてませんでしたので、同じインターネット上の情報ですんで、活用していくよう検討いたしますというか、活用していきます。

○委員長（芦高友） 小西委員。

○委員（小西高吉） せっかく登録していただいた方に、登録したらこういう情報が知れるんだということでまた広がっていったら、多くの方がLINE上でつながっていただけたら、それはそれで一つの方法だと思うんで、ぜひ、せっかくされて活用しないという、ちょっと意味がよく分からなかったんで、その点を確認させていただきました。

あと、聞かせていただいている中で、奈良県において病院とか療養施設に待機の方が約400人ぐらいいてるというような情報もいただいているんですけど、その点、確認はされておられますか、市として。

○委員長（芦高友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 基本的に県のホームページ上のみの確認となっております。現にどこのどの方がっていう情報は、市としては一切持っておりませんので。

○委員長（芦高友） 小西委員。

○委員（小西高吉） その数字から400人が待機されるような状況、入院もできない、療養施設にも入れない状況をどのようにほんなら捉えて、情報としたり得ていただいているという認識の中で、どのように市としては考えておられるのか、この状況を。これで本当にいいのかというところからすると、市としては。そっからいうと、香芝市民がその状況にないのかいうのも、本来からいうと知ってほしいけど、今の状況では知れないということだと思ってしまうんですけど、そういう声は挙げていただいているのか。市としてどのように捉えているのかっていう部分。

○委員長（芦高友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 先ほどの副市長の答弁にもありましたように、個々個別の基礎自治体においては基礎自治体に係る情報の提供をいただきたいというのは正直なところですし、現状の400人の待機等につきましては、正直危機的な状況で、当初県が示し

てた全ての人を病院、もしくは宿泊療養に受け入れるっていうところについてがちょっと正直無理な状況になってるっていう認識については、全員が同じようにしていると思います。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 結局、病院も対応できない状況に来てるっていうところもこの数字に表れていると思うんで、市長としてどのように、もちろん先ほど要望、要望っておっしゃられますけども、ちょっと弱いんじゃないのかなと思ったりするんですけどね、この結果を見てしまうと。知事が民間の病院も協力いただけるようにというような提言というか、お願いもされてたようにも聞いてるんですけど、いかがですか、その点。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） おっしゃるように400人の待機の状態っていうのは非常に多いと思います。ただ、県の知事の考え方としては、全ての人たちを療養施設に入れるというふうなお考えを今まだ持ってらっしゃるということで、このような待機が非常に出てる状況かなというふうには考えます。それは、私たちとしては、だからその人数を増やさない方法、ここを考えていかなければならないのかなというふうには考えております。県のほうとしては、その400人をどうしていくのかという考え、私たちとしてはこの400人を出さないような方法を考えていく、その施策というところにそれぞれの役割があるのかなというふうには考えております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 今現在、香芝市としては出さないという方向でという、具体的には何かあるんですか、今現在ね。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） まず、その400人というのが香芝市においてどれだけの方がいるのかっていうのが把握できないことも事実でございます。それが先ほどからお話しさせていただいてますように、県から情報がいただけないわけなんですよね。それがこちらからお願いして出させていただくという要望をしてという方法しかまずはないのが現状でございます。じゃあ、増やさないためにどうしていくのかということですけども、先ほど福森部長からあったように、できる限りのことは今までやってきたつもりでございます。それでも、増えている状況というのはあるというふうなのはもちろん認識してるんですけども、今委員さんとかからご意見をいただいて、その政策をいろいろ考えていきたいとは思っています。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 最後、1点だけ聞かせてもらいたいんですけど、奈良県として発信していただけない情報、その理由としては、出せない理由というのは個人を特定するような形になったら駄目だからとか、何かそういう理由ってはっきりしたものってあるんですか。当然聞かれ

てると思うんで、何でできないんですかっていう話になってると思うんですけど、その点はどうですか。

○委員長（芦高清友） 兎玉所長。

○保健センター所長（兎玉ひとみ） 個人情報観点からこの方であるということとはできないということで回答をいただいております。

○委員長（芦高清友） ほかがございますか。

中井委員。

○委員（中井政友） 香芝市で感染状況を調べる方法で、僕も勉強させてもうたんですけど、PCR検査を1回ただけでは甘い。継続してしないと、明日、次の日になってるかもしれないということもあるし、だから継続してするにはモニタリング検査、例えば次に小学校が出てくるんですけど、各学年1人で6学年やったら6人、10校あったら60人を毎日取っていけば、感染してないことが把握できると。感染が認められたら、それがちょっとずつ広がると。そういうモニタリング検査をしていくのが大事違うかっていうことを聞いたんです。そういうやり方は、県とか橿原の保健所でも香芝のことまでなかなかしてくれないんで、どれだけ費用が要るかっていうのは分からないんですけど、そういうやり方をすれば、香芝の状況が分かるというのと、もう一つ、PCR検査をしたいけど、したら休業をせなあかんと。そのためにPCR検査をしないという人もいてるので、そういう人らへの手当てをね。国民健康保険やったら傷病手当があるんですけど、事業主にはないので、その代わりに事業主にも何か手当てしてる自治体もあるとか、何かこうPCR検査がきちりできて、市内の状況が測れるような体制づくりっていうのをちょっと勉強させてもらおうんで、そういう手だてを考えられたらと思います。

○委員長（芦高清友） ほかがございますか。

清川委員。

○委員（清川希代子） この第4波におけるまん延防止対策における事業なんですけれども、先ほども筒井委員もおっしゃっていましたが、他市町村のいいものは取り入れていったりとか、全国のトレンドとかいいものは取り入れていくっていうのももちろんなんですけれども、香芝市独自のものを新たに生み出すではないですけども、香芝市独自として今回は第4波ですけれども、こんなことにはなあってほしくはないですけども、もしかしたら第5波とかあるかもしれないっていう可能性も見据えて、1回切りではなく、香芝市として継続してやっける事業も新たに生み出していいのではないかと今のこの機会、いい機会とは言いませんけれども、継続してできるものも考えてはいかかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（芦高清友） 福森部長。

○企画部長（福森るり） 今清川委員おっしゃっていただきましたように、香芝市独自、香芝市の市として何が一番必要なのかといったようなものが私どもとしてもしっかり把握しないといけないのかなというふうに思います。その中で一番求められているものを行政として提供できればという考えでございます。継続することが感染予防に役立つんだとか市民の方の安心や安全につながるんだといったようなことを、具体的にどういったものがあるか、私どももこれからしっかりと勉強して、早急にそういった事業を勉強させていただきたいというふうに思います。ちょっと具体的に何かと言われたら、今すぐには、申し訳ないですけども、こんな事業、あんな事業というようなことで思い浮かびませんので、そういったことも含めて勉強して、委員のおっしゃるようなものが市民の方から求められているのであれば、対応できるように研究してまいりたいと思います。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。

市民の皆様が何を求めていらっしゃるかっていうところですけども、そういう市民の皆様からアンケートを取ったりだとか市民の皆様の声聞いていただける機会を何かしらの形で反映できるようにしていただけることはこれからされていかれるのでしょうか。

○委員長（芦高清友） 福森部長。

○企画部長（福森るり） まずは、スピード感が大事なのかなというふうに思っております。そういった中で市民全体にアンケートを取るといったことについては時間を要するものもございます。各担当課が市民の方や事業者の方と接する中で、またここにおられる委員の皆様方は市民の方の代弁者ということでもございますので、一番必要とされるものをスピード感を持って把握できるように考えてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。

少し答えにくい聞き方で申し訳ないんですけども、市民の皆さんにとっていいものを取り入れていくっていいこといいですし、香芝市独自のものを新たにつくっていくっていいこと、私としては香芝市はこういうことを独自にやっているんだっていうことが、すごくいいことがあれば、ほかの市町村の方々からも香芝市に移り住んでもらえるっていうふうに、先の話になりますけど、そういうこともつながればいいなと思いましたので、1回きりではなく、継続して香芝市独自のものがこれを機に検討いただけたら、後々につながっていくのではないかと思いますので、この機会にいろいろと考えていただけたらなと思ひまして、少し提案み

たいな形になりましたけれども、できればそういうふうに香芝市独自のものを生み出していく、他市町村のいいものを取り入れるだけではなく、香芝市独自のもの、一番最初に、日本で一番最初に香芝市がやったなっていうようなものもあればいいなと私は思いますので、これからよろしくをお願いします。

○委員長（芦高清友） ほかがございますか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 質疑、答弁をお聞きしてまして思うのが、奈良県の情報が個人情報があるから来ないとか、そこは分かるんですけど、ただ明らかに矛盾しているところの確認というのは、県としても説明責任があるので、それは回答されると思うんですよ。例えば今入院病床、これの使用率が70ちょっとかな、74かいうところで、先ほど小西委員もご指摘されてましたけど、415人からの今待機者が昨日時点にいるわけですよ。これ待機図というのをつくったけれども、ただずっと病床は頭打ちで、そこからなかなか増えないじゃないですか。もともとこれ即運用できるということで県は報道されてるんで、即できてないわけですよ。これは、どういう理由なんですか、おかしいじゃないですか。即入院できるんだったら、その分、まだ30%ぐらいあったとして、それ即入院できるはずですよ。そこは、何日も何日も連日待機者が増えていくばかりであると。それは、香芝市の方が何人いるいないっていうのは、それは関係ない話であって、県が情報を出してるものに対して市町村が正確に把握をするっていうのは当たり前のことであって、それは確認されてるんですか、県には。なぜこういう不思議な状況が起こってるんだと、その点、お答えいただけますか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 今議長がご指摘の部分について、過去に病床数が宿泊療養施設の空き状況があるにもかかわらず待機者がおるということで、1度、県のほうにも問い合わせたことがございます。そのときの回答といたしましては、ペットがいてるとか私は入りたくないねんとか、要は個人の都合で宿泊療養、要は病気が無症状ということもあって入りたくないというような部分でなかなか宿泊療養に入っただけないんだというのは確認は取らせていただいておりますけれども、今現在で400人強の部分についての確認は取ってございません。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや。ペットがいてるとかというのは、前の知事の記者会見でも言われてたんで、あれは一桁の数字じゃないですか。だけど、今回これ四百十何人っていうのは、これは完全に明らかに病院の準備ができてないというのが事実じゃないですか。これは、一般市

民でもそこまでは知ってるわけですよ。だけど、なぜ行政はそれを知らないんですか。県に電話したら、聞いたらすぐ答えてくれるレベルでしょ、これも。不思議なのがなぜ準備中だったって、今の一般病床の方で使ってるんですよ、ベッドは。それをのけないといけないし、またそこをコロナ対応するっていうことは、かなり広範囲の制限がかかるわけでしょ。そういった事情が云々あるわけですけど、なぜそれが市が把握されてないんですか。一市民でも分かってることじゃないですか。

だから、情報収集っていうのは、副市長にお願いしたいんですけど、県に行って、その辺の疑義っていうんですか、もっと正確に聞いてきていただけないですか、県に行ってね。だから、そこを分かってないと対策本部の組みようもないじゃないですか。何か夢物語とかお花畑みたいにこんなんやったらいいとか、そんな議論しても今仕方ないでしょ。今感染対策に対して緊急事態、有事に対して今どのような行動を起こすかっていうことが今すべきじゃないですか。こんなん入れたらいいとか、こんなん関係ないですよ、今。やることは、大体ほとんど決まってるんでね、やらなきゃいけないこと。だから、その点について副市長いかがですか、聞いてきてください。

○委員長（芦高清友） 小林副市長。

○副市長（小林 悟） 今のご指摘でございます。これまでも県に問い合わせるところは、各部署、あるいは私も含めて問合せをしていたんですけども、まだまださらにきちっとした情報を確保するために、より一層そういうことで県のほうにも県からの情報収集というのをしっかりと努めてまいりたいと、そのように考えます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや。これは、情報収集というよりも疑義が出てるわけですよ。入院の頭打ち、ずっと今の病床数で行って、待機者はどんどん連日増えていくと。当然1日80人とか90人単位で今増えてきてるわけですから、比例定数でいったって、そんなもん誰でも分かる話じゃないですか。だから、それから考えたら、情報を得りに行くっていうよりも疑義を確認するという、その行為は当たり前のことだと思ってるんで、それはしっかりとやっていただきたいと。

感染者の推定定義なんですけど、先ほどもちょっと出てましたけど、不明者っていうね。特定はいいんですよ。だけど、大阪に行っただけで大阪関連で感染したというような定義づけをされてしまうと、先日もある地域でありましたけど、市内で飲食をしてやってるにもかかわらず、何日か前にちょっと大阪に出ただけで大阪で感染したと。だけど、地域でそこでクラスター的になってるのに、それでも大阪で感染したという。これは、推定経路というのは、感染

経路の推定というのがちょっと定義がおかしいし、僕も医師の方にも聞いたんですけど、いや、それで推定はできないですよって言うんですよ。その疑義も同じように聞いてきていただけないですか。誰も聞かないからそれで行くんだとか知事さんが大阪、大阪ばかり言うてますけど、いや、それは実際はそうなのと。じゃあ、県内感染のほうが多いんじゃないですか、今一番。今一番多いのは家庭内感染ですけどね。その割合の分布によってもまた考え方も変わってくると思いますんで、ぜひともそこは明確に確認をしてきてください。なぜそれで推定できるんだっていうことをね、なぜ推定できるんだと。勘とかそんなんやってるんじゃないんでね。そこだけお願いをしておきますが、いかがですか。

○委員長（芦高清友） 小林副市長。

○副市長（小林 悟） 今おっしゃっていただいたことも含めて、確認すべきところは確認していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） それと、市内において、いや、これは正確な情報が取れてないので確定して言うわけじゃないんですけど、市長にお聞きしたいんですけど、ある方が何か市長の代理で来たということで医院を訪れて、PCR検査等をおたくでやってくれないかっていうので回ってるってことなんですよ。だけど、地方公務員法からいったら、市長には補助職員っていうのはいてるんですけど、その補助職員以外の方に代理権を与えたっていうことはあります。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩します。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） ちょっと把握してないんですけど、もう少し詳しく教えていただいたら調べたりすることができると思うんですけども。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 詳しくというよりも、他人に対して、市の部局は構わないですよ、市長の補助職員だから、いわゆる委任経路を書いていますよね、事務分掌でもね。あれは、条例で決まってるから委任してるわけですけど、それ以外に全く市と関係ない人に対して、PCR検査をおたくの医院でやってくれないかとかやらないかとかということで、市長の代理で来られたとおっしゃってるんですよ、聞く話によると。もしこれが事実であれば、これから検査するんですけど、これが事実であれば、市長が本当にそんな代理権出せないんでね、法的にはね。何

か附属機関とかで定めるんだったら別かもしれないけど、だからそういった他人に委任したことがあるかどうかということをお聞きしてるんですよ。それは、自分の判断だから今すぐお答えできるはずじゃないですか。委任したことがないんだっただけでしてない、したのであれば、何の法的根拠で委任できるんだということですよ。そこを確認したい。だから、委任したのかしてないのか、過去あったのかないのか、行政職員以外の方にね、そういったことがあったのかどうかの確認を今求めているんですけど。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） ございません。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） では、そういった人に代理を与えたことはないということなんですね。それは、今答弁どおりに受け止めるんですけど、ということはこれが聞いてることが事実であれば、市長の名前を語って勝手にそういったところに、病院とかへ行ってるということになりますので、これは百条委員会、もしくは警察等に関係するのかもしれないですけど、そこはまた検討していきたいと思っておりますので、ないという答弁をいただいたので、ありがとうございます。

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

次に、4点目の学校における子どもたちの安全確保等の取組についてでございます。

理事者から報告を求めます。

高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 失礼します。現在、学校の状況につきまして、口頭ではございますが、少しお時間をいただきまして説明をさせていただきます。

まず、小・中学校におきまして、学校生活全般につきましてですが、まず登校の折に発熱等の風邪症状がある場合、登校を控えるようにというふうなことを通知しながら、検温等、体調チェックのほうを毎日していただいております。それから、学校のほうでは3密の回避は当然のことですので、教室では全員前向きに座らせるように指導のほうをしていただいております。それから、一堂に会する活動につきましても、始業式や終業式、もし

くは体育館に一堂に会するような活動につきましては、基本的に中止をしております。代わりまして、放送や分散しての実施、こういうことで行っております、分散した状況につきましては、換気の徹底、密の回避、それから活動終了時の手洗いの励行等を徹底するように行っております。教室のほうでは、換気を小まめに行いまして、可能であれば2方向以上の窓を開けるといふようなことで指導を徹底しております。併せて、マスクの着用と手洗い、指の消毒、給食の開始のときも適宜そういったことを行うように指導しております。

続きまして、1学期の主な行事についてでございますが、行事については校長会のほうと協議をしながら決定をしてきておるところでございます。いろんな方面に渡りますが、かいつまんでお話をさせていただきますと、まず音楽等の歌唱についてでございますが、マスクの着用の上、対面、密集を避けまして、少人数ごとに短期間で実施をするというふうな方針で行っております。リコーダーや鍵盤ハーモニカについても対面、密集を避けるとともに、少人数、短時間での実施ということで進めておるところです。

また、それから家庭訪問につきましても、現在は玄関先で5分程度というふうな短期間で必要に応じて行っておりますが、各家庭の事情や状況、希望によりまして十分に聞き取りを行った上で実施を行っております。

それと、これからの時期のことでございますが、校外学習です。小学校の校外学習については、行き先を県内に限定いたしまして、バスもしくは徒歩に限ったものにしております。また、バスの中では食事を取らないよう、また受入先の感染対策を十分調査、熟知をした上で児童・生徒に遵守をさせるということになっております。中学校の校外学習につきましては、年に1回ということでございますので、2学期に延期の計画を進めております。

野外活動、こちらのほうも2学期に延期をするというふうなことで、現在進めておりまして、延期した時期における感染拡大の状況が改善している場合については、感染防止策を十分に講じた上で実施を行うと。改善が見られない場合につきましては、泊なし、炊飯なし等の実施を検討しております。

修学旅行でございます。こちらのほうは、既に2学期に延期というふうなことで進めております。

授業参観につきましては、4月から5月の実施については見合せをしております、6月以降については、その時点の感染状況を踏まえた後、時間をずらした分散で行ったり、もしくは人数の制限を加えるなど、各校の実態、実情に応じて工夫を加え、実施の可能性を探ってまいりたいと思っております。

それから、水泳学習でございます。国のガイドラインに基づきまして、更衣時やプールサイドの密、遊泳時の接触を回避するというので、現時点では実施の方向で考えておりますが、

各校ごとで実態に応じた対応を検討しております。

それから、部活動でございます。中学校のほうでございますが、現在の部活動の大会につきましては、中体連の方針に基づいて基本実施しておりますが、原則県外との交流は中止しております。また、大会については無観客が原則となっております。ただし、近畿大会や全国大会のような公式戦につきましては、開催地の感染拡大状況を注視いたしまして、保護者とも十分相談の上、無理に参加の要請をしないように配慮をしております。ふだんの活動については、感染症対策については十分に講じて行っておるところでございます。

さらに、今は現状を説明させていただきましたが、一斉休校というふうなことが起こり得るという可能性がございますので、在宅学習につきましては、現在昨年度整備をいたしました児童用のパソコン、クロームブックとGoogle Workspace for Educationを活用いたしまして、子供たちの学びを止めないための環境の整備をつくってきてきております。これによりまして、配信型、双方向型を含めたオンラインでの学習と紙面、ドリルなどの、そういったものを併用した学習を並行して進めたいと思っております。

それから、臨時休業を行われました際には、登校日のほうも設定いたしまして、オンライン等で補完し切れないような、例えば子供たちの心身状況の把握、学習の定着度合いの評価を目的としまして登校日を設定することを想定しております。登校日を設定するとなった場合、昨年度の形をベースにして計画をしていこうと考えておりますが、例えば中学校では学年を分ける、出席番号で分けるなど、小学校では登下校と安全面の配慮も必要でございますので、地域ごとの分散登校を行っていく予定で現在のところ進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） ただいまの報告に対しまして、質問等をお受けしたいと思います。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 非常に子供たちにとってはつらい状況が続いているかなというふうに思うんです。いや、もちろん大人もつらいんですけど、子供たちはなかなか大変かなと思うんですが、具体的な細かいことも聞きます。校外学習については、近距離、それからバスのみってというようなことでありました。これについては、従来、従来というのは昨年度よりもさらに以前、一昨年度まで実施されていたものとの比較という意味でいうと、いろいろな規模の縮小というか、そういうものに成らざるを得んというふうには考えられるということによろしいですね。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） では、その他学校行事、運動会、体育大会、それから儀式的行事としての入学式、卒業式、それらについても一昨年度まで行われていた平常の状況からすると非常に規模を縮小、時間短縮等については厳しく制限されているという状況だと考えてよろしいですか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） そのとおりでございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） そうですね。そういうことですね。非常に子供たちにとっては厳しい状況なのかなと。

それから次、学習面、学力面の話なんですけど、発声を伴うという意味で、音楽の授業に関わることで、楽器を使う場合の対面を避けるとかという、そういう報告はありましたが、あと教室内においても子供たちの机を正面を向けての配置しか認めない、班分けをして班で固まってよく教え合いをしながら、そういうふうな学習をした、そういう担任の先生の学級経営の方針をされてた先生方もおられるかと思うんですが、そういうふうなことについても禁止されてるということが、すいません、これはちょっと難しいかと思うんですが、例えば学力への影響として、測る指標というのが難しいとは思いますが、今現場の先生方の声としては影響があるような状況は聞こえてきてるでしょうか。

○委員長（芦高清友） 中里課長。

○学校支援室長（中里 倫） 失礼いたします。確かに委員おっしゃるとおり、子供たち同士、教授型の学習よりも子供たち同士で互いに高め合う、学び合うといったところの効果は現場の教員も非常にその重要性は感じておるところですが、委員おっしゃるとおり、様々な制約がある中で、そういったことができにくいところの声は現場からは聞いておるところです。ただ、現場の教員、様々な工夫を凝らしまして、例えば意思表示カードなどのようなものを使いながら、それぞれがどのような考えを持ってるかというところを視覚的に共有しながら学び合うといった、そのような工夫をさせていただいている学校もあるというふうに聞いております。以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 今みたいな答弁をしていただきたいと思って質問したんですけど、いや、今は安全確保っていうことやから、学校現場における、幼・保、こども園も含めてだとは思いますが、今は小・中学校ということで話をさせていただきますと、学習に全く影響はなしということは無理にしても、できるだけ学習保障、学力保障としていく上において、ハード面、例えばほんまに一人一人のパーティション、各自、お金がかかりますねんけども、例えばそうい

うなんであつたりとかタブレット、それから今意思表示ボードでしょうか、そういうふうなハード面の整備っていうことをすることで、少しは安全確保をしながら子供たちの学力を落とさないという取組も考えられるかなというふうに。ただ、それにはハード面の整備というところでお金がかかるというふうに、教育現場というのはかかるかなというふうに私は考えるわけです。もちろんどこでも安全確保にはお金はかかるんですが、学校は子供たちがたくさん集まって一人一人にそのすべを施したらなあかんという意味でお金がかかると。そういう意味では、学校における子供たちの安全確保っていうことを考えるならば、非常にそちらに向けての予算の確保ということが重要になってくると考えるんですが、その辺の方針、大きな方針としての部分でお金を使ってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。そういう聞き方をしておきましょう。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） すいません。もちろん委員おっしゃるとおり、子供たちの安全確保をしながらしっかり学力のほうも進めてまいりたいと思いますので、そういったいろいろな整備によって安全面が確保できるのであれば、しっかり予算のほうを要求してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） もちろん今の話とつながるんですが、例えば消毒液、それから非接触の体温計なんかも学校で、もう今はあるんですよね、そういうなんもね。そういうなんっていうハード面の整備っていうのはお金がかかるわけなんですけど、でも学校ってお金がかかるから、ほんでそれをかけることでできるだけ学力に対する影響を少なくするというので、何とでも子供たちのために取り組んでいってあげてほしいなというふうに思います。

今さっきの課長の説明を聞いただけでも、多分限界に近いところまで先生方も現場では取り組んでいただいているのかなと。もうこれ以上どうすんねんっていうぐらい必死でやっていたいるかなというふうには思います。湯水のようにとは行きませんが、しっかり予算の配分のほうをよろしく願いをいたします。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） 今筒井委員もお話しされてましたけれども、今の説明を聞いてるだけで教職員の皆様の努力が目当たりに聞けると、すごい考えていただいている。よくマスコミとかで取り沙汰されているのがお医者さんとか看護師さんとか取り沙汰されてますけど、学校の先生が一番考えていただいているんじゃないかなというふうに私自身も思っております。そんな中で、今まで、今も筒井委員からありましたけども、子供さんの学力とか体力とか、効果

が見られるそのような何か把握されてるのはあるんでしょうか。それを聞かせてください。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） 失礼いたします。はっきとしたデータとして持っているわけではございませんが、現場の教員から聴取する中での所感というところでは、昨年度の長期にわたる臨時休業が明けた折には、けがをしやすいお子さんがいらっしゃったりというような報告も聞いておるところでございます。現場において学力については、例えば帯学習といった朝の時間帯を使った学習などを使いながら、本当に先ほど委員がおっしゃっていただいたように、現場の教員は様々な工夫をしながら学力の保障をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） あと、香芝市内の生徒さん、児童さんが感染された数っていうのは捉えられておると思うんですけども、それは他行政に比べてどうなんでしょうか、多いんでしょうか、少ないんでしょうか、大体同じぐらいなんでしょうか、分かる範囲で結構です。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

澤部長。

○教育部長（澤 和七） 休憩をおとりいただき、ありがとうございます。

香芝市内での児童・生徒、園児等の発生状況でございますが、実際には4名、この4月以降、4名発生しております。ただ、他市の状況と比較というのは、他市の児童・生徒が我々が知り得る情報の中でどこの市町村の子供とか、そういうことが分からないので、なかなか比較をするのは難しい状況でございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。難しい質問をしてごめんなさい。

あと、今まで先生もすごい頑張っていただいているんですけども、こういうのをしたいとかという、先生側からの何か提案を受けて実施された対策等は何かございますか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 現状として具体的なことはございませんが、校長会等からその都度提案等をいただきながら協議しながら進めておるところでございます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

この4月に入って香芝市でも70名でしたかね。過去最高の、昨日の時点でもう既に過去最高の感染者が出ております。10代、20代が今月多いんですね、結構増えておる。変異株とかというような話もございますけれども、そういう意味からしたら、学校の子供たち、生徒たちの皆さんが感染するリスクが高くなっておるのかなというふうにも思いますので、先生方は今まで本当に頑張っていていただいているんですけども、校長会の話もありますけども、こちらの理事者の担当者のほうから何かあったらすぐ言ってよというような、手を差し伸べる、言葉を、一つ声をかけることによって、先生からの生徒さんに対してもそうなんですけど、一声かけることによって人っていうのは気が楽になるときもありますんで、そういうのをどんどんやっていただきたいなというふうに思うんですよ。声を掛け合っていくということが一つ生徒間でも大事やと思うんですけども、そのあたりは肝に銘じていただいて、子供たちをしっかり守っていただきたいなと思いますので、そのあたりをよろしく願いしておきます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございせんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 学校の安全確保の取組ですね。国のほうでも4月から35人学級の推進されてましたけど、本市のほうで今はどういう状況か、お知らせください。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 失礼いたします。現在、市内の小・中学校160の学級がございます。そのうち、現状1年生、2年生で35人のほうは進んでおるところでございますが、あと3年生から6年生に関しまして、40名の学級はないのですが、36以上の学級があつて7学級ある、そんな状況でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 中学校の場合は、時間講師さんがやってもできますし、そういう非常勤講師さんの対応も状況に応じたら検討していただきたいと思います。

それから、保護者のほうの収入の面が、経済状況が国のほうでも手当てされてるのが補正予算でもあるんですが、就学援助の申込み状況は今どうでしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 就学援助に関しましては、今現在学校から家庭のほうに向けて配布をする準備を整えておりまして、今年度何件っていうのはこれからのことでございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員、安全確保の中で質疑をお願いします。

中井委員。

○委員（中井政友） それと、先ほど僕はモニタリング検査の話をしたんですけど、したら継続的にすることが大事で、そしたらここはまだ安心やってということが分かるし、こういうことをしてるから今きっちり守られてるというふうなことがあるんで、費用が今のところ国半分、自治体半分になってるんで、枠が難しい部分があるんですけど、学校ですか、地域ですか、それあるんですけど、検討していただけたらというふうに思いますが、どうですか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 学校でのモニタリング検査、学校の場合でございますけども、今学校のほうでは出席停止していただく場合の取扱いの基準を決めて、それを保護者さんをお願いして、持ち込まないようにさせていただいているところでございます。学校現場でPCR検査を実施しなければならない今現在状況であるとは考えておりません。また、現場への影響も考えて、今後そういったモニタリング検査のこともしっかり勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 僕、この会議の前段のところ疫学的検査、僕もちゃんと勉強したわけじゃないんですけど、そういう分析するにはモニタリング検査をして分析すると。そういうのが必要やと思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

○委員長（芦高清友） ほかがございせんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 学校における子供たちの安全確保ということなんで、先ほど来も学校の先生のいろんな工夫もいただきながら対応もしていただいて、ご苦労いただいているということも十分承知もさせていただいておるんですが、子供たちの安全確保ということで、学校じゃないんですけど、学童はどうなんですか。学童で何か密になってるような印象があるんですけど、その点いかがですか。学校と一体という考えで聞かせていただいているんですが。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 確かに学校の教室と違いまして、学童は1か所にとということで、学校のようにはいかない状況であると考えます。しかしながら、指定管理者が運営しておりますけども、安全対策についてはアクリル板で仕切ったり、また座るとき、宿題等をする場合は距離を空けて座ったり、そういった対応をして実施している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 学童に行かれてる子供さんの保護者、もしくは学童の指導員の先生方から何かそういう面積的に無理があるとか、そんな意見はないんですか、今。距離を空けてとか、いろいろおっしゃっていただいているんですけど、本当に確保できるのかなという思いあるんですけど、そこら辺は実際見ていただいた中で確認もいただいているんですか、教育委員会として。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 現場も担当者が行って見ておりますし、そしてまた指導員さんからのアンケートというものが年に2回実施しております。その中で、全くそういった意見がないというわけでもございません。歩いて狭い中でやってるというお話も聞いておりますので、そういった部分なるべく早く改善できるようにしたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 学童は、1人当たりおおむね1.6平米、畳約1畳分ぐらいになるんですかね。その確保ができてんのかできてないのかちょっとオーバーするときもあるようなお話も聞いたりするんですけど、その点、もう一回実態調査的にしていただいて、建物自体の敷地はそんだけある、面積はあるけど、いろんなものを置いていったら、結局面積確保できてないとかというお話も聞いたりするんで、その点、実態調査していただきたいと思いますんで、どうですか、その点。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 面積基準という意味では、出席率も学童の場合は見るということになっておりますので、基準の中で実施できているとは考えておりますけども、今おっしゃったこともお聞きいただいているということですので、現状を把握してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、5点目のワクチン接種の現状と今後の予定についてでございます。

理事者から報告を求めます。

児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） それでは、案件5. ワクチン接種の現状と今後の予定についてご説明を申し上げます。

右肩に資料3と記載してあります香芝市新型コロナウイルスワクチン接種状況のA4の資料

をお願いいたします。

まず、表の医療従事者の接種から説明をさせていただきます。

医療従事者の接種につきましては、全国で3月8日から開始されました。この接種対象者は、国立系病院の医療従事者であることから、本市での対象病院はありませんでした。医療従事者の中でも次の優先接種の対象となりますのが、本市におきましては香芝生喜病院、関屋病院、香芝旭ヶ丘病院の病院従事者、合計約730人が希望し、対象となっておりますが、今週中に3病院とも1回目の接種が医療従事者に実施されることとなっております。

病院の従事者以外の地域の医療従事者であります医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護協会に属する方に対しましては、5月2日より香芝旭ヶ丘病院と香芝生喜病院のご協力の下、1回目の接種ができるように現在準備を進めております。

次に、表の高齢者の接種につきまして説明をさせていただきます。

本市におきましては、高齢者のワクチン接種が開始されるに当たり、国から分配されるワクチンの数量を考慮し、集団接種より先にクラスター対策として高齢者施設の入所者への接種を開始することにいたしました。本市以外でも高齢者施設からの接種開始を予定している自治体が多く、多数のお問合せをいただいたこともあり、早急に接種券をお手元にお届けすることが必要な方が多くおられることから、優先接種の対象である65歳以上の高齢者の方に対しまして3月30日に接種券を発送いたしました。その後、香芝市でも高齢者施設入所者及び高齢者施設の従事者への接種を4月13日より開始しており、4月18日までに6施設におきまして324名の方に接種しております。高齢者施設につきましては、6月中旬頃で2回目までの接種が終了する予定となっております。

接種後の状況といたしましては、軽い副反応の報告がございます。症状といたしましては、発熱や痛みを訴える方がいらっしゃったという状況で、入院治療が必要な方はいらっしゃいませんでした。

続きまして、ワクチンの入荷状況でございます。

4月13日に約300人分のワクチンが冷蔵で入荷、4月19日入荷予定の約480人分につきましては、4月15日に冷凍で入荷されております。冷凍のワクチンにつきましては、保健センター内に設置しておりますディープフリーザーで保管しながら、高齢者施設接種で使用しております。今後のワクチン入荷につきましては、4月26日からの週に約480人分が入荷される予定となっております。また、全国的に感染者が増加していることを受け、その対策といたしまして、より接種を加速させるために、奈良県に対しまして追加のワクチンを要望しましたところ、香芝市への配給がもう一箱、約480人分確定したところでございます。そのため、表のワクチン入荷状況の4月26日入荷予定分はもう一箱増加し、約960人分のワクチンが入荷さ

れることとなります。これにより、高齢者施設接種分のワクチンにつきましては、接種希望者 1,391 人分全数確保できることとなっております。

今後についてですが、65 歳以上の方の集団接種用のワクチンが確保できましたら、集団接種が開始できます。次のワクチンの配送につきましては、5 月 21 日までにワクチンが入荷される予定となっておりますが、市からの供給量の要望に対して県からの調整後、配給量が決定し、入荷されることとなっております。その後は、2 週間間隔での配送となる予定となっております。

65 歳以上のワクチンの接種の開始につきましては、5 月 21 日までにワクチンが入荷されますので、それ以降の日程で集団接種の開始準備を進めております。集団接種の受付につきましては、予約開始の案内を個人通知いたしますが、ワクチンが入荷量の状況に応じまして接種できる人数等を考慮し、65 歳以上の高齢者の方の中でも年齢を区切って案内を行う予定としております。

説明につきましては、以上となります。

○委員長（芦高清友） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、質問等お受けしたいと思います。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 大体分かりました。表も見て、今の説明で大体理解できたんですが、1 点目は青い矢印でいうと上から 2 つ目の高齢者ってなってるところが 5 月中旬以降というのが、これに対するワクチンが入荷というか、市に届くのが 5 月 21 日までのどこかっていうところですよ。もうちょっと早くなるかもしれんし、21 日、ぎりぎり遅くなるかもしれんし。当然遅くなったときのことを想定しないといけないということになると、この矢印で 5 月の真ん中ぐらいから出てるけども、実際には現実には接種されるのはもうちょっと、5 月の最終週ぐらい、二十二、三日を回ったぐらいからが最初の 1 人目になるかなというふうに考えたらええかなというふうに理解してよろしいですか、そういう感じかなと今のを聞いてそう思ったんですが。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） はい。そのとおりでございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） そうですね。ですから、いや、問合せがいっぱいあるんですよ。実際、香芝でも他市に後れを取らず、始まっているということでは説明はしてるんですが、その辺、なかなかご理解いただくのに具体的なところを伝えるには今みたいな話で、5 月 22、23、24 ぐらいからということというふうには話はさせてもらいます。

続いて、例えば 65 歳未満の方で特に持病のない方等については、今のところちょっと予定が立たないような状況でしょうか。もし、立つようやったら、例えば極端な話、私たちだったらいつぐらいから打てるのかなみたいなところですよ。

○委員長（芦高 清友） 児玉 所長。

○保健センター所長（児玉 ひとみ） 申し訳ありません。まだその点につきましては、未定という状態です。よろしくお願いします。

○委員長（芦高 清友） 筒井 委員。

○委員（筒井 寛） そうですよ。ワクチンが届く計画がちゃんと香芝市としても把握できての話やろうね。今のところはまだっていうところかなと思います。

すいません。施設のほうの方は、大体 6 月下旬ぐらいまでには終わるという話だったんですが、同じくまだ 2 番目の青い矢印です。1 万 8,000 人の対象、これが終われば全部で 2 万人ぐらい接種できたから、市の人口の 4 分の 1 ぐらい接種できることになると思うんですが、2 番目の矢印の約 1 万 8,000 人、これの終了もくろみってというのはいつぐらいになるのでしょうか。

○委員長（芦高 清友） 児玉 所長。

○保健センター所長（児玉 ひとみ） 国のほうでは、6 月末までに 65 歳以上の高齢者の方の全てのワクチンを確保できるということで発出できるということで聞いております。ただ、ワクチンが届きまして 2 回目の接種等が完了するまでには、本市といたしましては 7 月末を目標に予定しております。

○委員長（芦高 清友） 筒井 委員。

○委員（筒井 寛） 要するに約 2 万人がワクチン接種済みってなるのは、7 月末ということですね。分かりました。

そうすると、さっきの話、65 歳未満で特に持病がないっていう人については、それ以降、並行してる部分もあるけども、そこを先にやらなアカンからそれ以降ということになりますよ。

怠りなく準備してくださって、今現状においてはこれも他市と比べて何も遅れなく進んでいるかというふうには思うんですが、今私たちがよく耳にする市民からの声としての一番の大きなものは、ニュースで報道される他市で接種が始まっている、香芝はまだやないかと、何で香芝は遅いねん。いやいや、それは全然違うんですよとちゃんと説明をしています。他市での報道は、香芝と同じ施設でされているのがテレビに映るだけ。香芝についても同じように進んでいる。他市においても、65 歳以上の高齢者についてはまだやと、香芝もまだやということと同じ状況であると。進捗状況については、そのように確認はしとるわけですが、なかなか多くの方がその辺のことの事情が分かってないということから、間違った情報としてほかで始まっているのに香芝は何か遅いっていうて怒られると。そういう人には説明はするわけですが、

その辺のところも大きなポイントとしては、情報伝達、情報発信だというふうに考えます。その部分をしっかりやってほしいなというふうに強く要望しておきますということで、私としては以上です。

○委員長（芦高 清友） ほかがございますか。

中井委員。

○委員（中井 政友） 1日のワクチンの供給量というか、実施できる人数って大体どれぐらいですか、接種できる。

○委員長（芦高 清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） ワクチンの供給量にもよりますけれども、潤沢に入ってきた場合につきましては、総合体育館で実施する場合におきましては、半日で480人、1日では960人最大限接種できるかと考えております。保健センターでも接種を予定しておりますので、その分につきましては昼間でしたら1時間半で150人、夜間の2時間で200人ほど想定しておりますが、まず開始に当たりましては、最大限の予約を取るというのではなく、ワクチンという異物を入れて反応を起こさせてという状況になりますので、医師会とも協議をしながら順調に進めていけるような形で対応していきたいと考えております。

○委員長（芦高 清友） 中井委員。

○委員（中井 政友） その点について、医師会のほうから何か要望とか課題とか、この前体育館でもされましたけど、何か出ておられたら教えてください。

○委員長（芦高 清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 医師会からの要望といいますか、副反応に対することが懸念されておりますので、予行演習につきましてもアナフィラキシーに対する対処方法の確認を実施したところです。それにつきましては、もしそういうふうな事態が起きましたら、搬送できる病院であるとか救急との連携であるとか、そういうところは医師会、行政とも話し合いをし、要望していった状況でございます。

○委員長（芦高 清友） 中井委員。

○委員（中井 政友） もう一点、ちょっと違う点なんですけど、まだまだ集団免疫できるまで時間かかると思うんですけど、新型コロナウイルスの変異株も拡大してる中、障害者の方、僕らみたいにきっちりできない、し切れない方への、高齢者と外れるかもしれませんが、そういう方々への手当てを早めにするとかというふうな考えはあるんですか。

○委員長（芦高 清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 障害者施設等への接種ということにつきましても、併任辞令を出していただいている中で、社会福祉課のほうにも職員にチームの中に入れていただい

ております。並行して進めていきたいと考えております。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） いよいよワクチン接種始まっているわけなんですけど、ちなみに接種券発送いただいて、65歳以上の方に、その中で届いて問合せとか、聞く中ではちょっと分かりにくいねっていうお声もいただいているんですけど、いろんな問合せがあったかなと。どんなことがありましたか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 発送させていただいた後、すぐに受付ができるものと思ってご連絡をいただいた方は多くございます。確かに書面上で分かりにくかったというところは反省しております。ただ、丁寧に説明をさせていただきましたところ、今の段階では少し落ち着いていただいている状況ではございます。ただ、今後につきまして、また受付の開始という形でご案内を差し上げる場合にまた混乱が他の自治体でも起こっているというところは私も把握しておりますので、そのような前例を見た中で、そのようなことがないような状況を最大限考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ぜひ、多分高齢者の方でも打ったほうがいいのか打たないほうがいいのか悩んだ中で最終的に決断されて接種される方向へ行くと思うんで、その点、しっかり分かりやすい文章なり、対応なりしっかりしていただけるように、ぜひお願いしておきます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） 順次、65歳以上の方もまた郵送されるっていうのをお聞きしてるんですけど、それ受けるに当たってこれだけはやっとなってくださいねみたいな、事前準備、各個人で何かしてもらったほうがいいのかということは何かございますか。それに対して、ある場合、その次に郵送されるときに何か文章的に入れられるのかどうか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） まず、高齢者の方というのは、いろんな病気等で治療されてる方もいらっしゃいます。ただ、今個別接種というのではなく、集団接種という形になりますので、できましたら主治医の先生に今の状況を踏まえて接種ができる状況であるのかというところはお聞きいただいた上でお越しいただくほうが集団接種にせっきく来ていただいて接種できない、判断ができないというふうなことになるように、その点につきましてはまた

考えて周知できるようにしていきたいと考えております。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） それは、主治医に聞いとくっていうのは、確か何か書くところがあったんですよね、事前に予診票か何かに。それもしっかりPRをまた広めてやっておいていただいたほうが、行くわ、書いてないわいうんやったらあれなんで、事前に聞く時間があるようでしたら、またお知らせいただいたほうがいいのかと思いますんで、そのあたりまたよろしく願いいたします。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

最後に、その他についてでございます。

何かございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） すいません。1点だけ、先ほどからお話聞いてますと、市民の皆様へのPRが不足してるというのは非常に感じます。ですから、いろんな形で市長もメッセージ出してるんですけど、それがいかに市民の方に伝わってるかどうかというのは、ほんまに一部の方ではないかなと思いますんで、いつも私は一般質問でもさせてもらってますけれども、回覧板の利用とか、先ほどもありましたがLINEとか、いろんな形でワクチン接種に関していい機会だと思うんで、しっかり考えていただいて、せっかくいいものやってるんであればそれをPRする、PRよりも通知に対してしっかりやっていただきたいと思うんです。

それと、あとまた市民の皆さんがどういうふうに考えておられるのか、このワクチン接種に対してもそうですし、学校からのご父兄に対してもそうですし、どういうふうに考えておられて、それを聞いてくれたって、先ほども言いましたように、精神的な柔らかさも出てくると思うんで、そのあたりのキャッチボールをしっかり今後とも課題としてやっていただきたいなと思います。このワクチン接種をしっかり捉えていただいて、市民の皆様へ通知をしっかりやっていただくように、それだけお願いしたいと思います。

○委員長（芦高清友） それは、要望としておきます。

ほかがございませんか。

清川委員。

○委員（清川希代子） すいません。1つだけ気になってましたので質問させていただきます。

小・中学校が休校になった場合のオンライン授業に切り替える準備は整っているということですが、オンライン授業はいい面もあるかと思いますが、オンライン授業になった場合、

教室での対面での授業ではないので、コミュニケーションが取りにくい授業になってしまうって感じる児童さんもあるかもしれないと思うんですけども、オンライン授業をうまく活用できない児童さんが出てきた場合のサポートなどはもう整っているのでしょうか、何か考えておられるのでしょうか。

○委員長（芦高 清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木 信行） 失礼します。今おっしゃったとおりでございます、子供の発達の状況によりましては、オンラインで全て賄えないといえますか、そこで効果が得れない状況も発生してまいります。つきましては、先ほども少し申し上げたのですが、これまでどおりペーパー等によりまして、もしくはそういったところで対応していくということで併用して考えております。そのあたりは、実際の子供を見ている担任等、そういったところが効果的なところも考えておるところでございますので、それに向けての支援、指導のほうを進めてまいりたいと思います。

○委員長（芦高 清友） 清川委員。

○委員（清川 希代子） ありがとうございます。

オンライン授業だけではなく、ドリル等のペーパーでの対応もされていくということなんですけれども、例えばもともとコミュニケーションが苦手な児童さん、特にと申しますか、例えばですけれども、発達障害とか、そういうふうに特別さらに支援というか、手助けが必要な児童さんに対するサポートは整っているのでしょうか。

○委員長（芦高 清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木 信行） 個々の指導計画等は立てておるところでございますが、今委員おっしゃっていただいたような非常時におきましてどのような形で指導していくかということにつきましては、改めまして確認のほうをさせていただいて、効果的な方法を学校現場と相談させていただいて進めさせていただきたいと思います。

○委員長（芦高 清友） 清川委員。

○委員（清川 希代子） ありがとうございます。

初めてまたオンライン授業とかになると思うので、特に発達障害のASDなどではコミュニケーションなどが苦手な児童さんっていうことになりますので、また特別なサポートが必要になってくることになりますので、そのときはしっかりと学校の先生のほうにも対応していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（芦高 清友） ほかがございませんか。

中井委員。

○委員（中井 政友） その他のことなんですけど、今4月で自治会で割と役員交代なんですけど

ど、自治会運営費の中で飛沫パネルとか消毒液とか手当てされてると思うんですけど、そういう自治会のほうから特別今こういうのが必要だとかというふうな声は聞いておられますか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 令和2年度におきまして、自治会からの要望について衛生関係の物品を配布したりをさせていただいております。現状におきましては、それ以外の対策ということでは聞いておりませんが、また各会長のほうからのご意見を聴取させていただいて、今後のことを検討してまいりたいと考えております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。

拡大に伴って、それぞれの自治会でも持ち出しされたりしてると思うんで、またご意見をいただいて、十分自治会でも対応できるようにお願いしたいと思います。

○委員長（芦高清友） ほかがございせんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 最後に1点お聞きしたいんですけども、これは福岡市長にお聞きしたいんですが、昨日、生駒市と天理市が感染者が急増ということで、緊急警告を行って宣言を行ったということなんですね。これは、県知事が今蔓延対策を県民が望む声が多い中、一向に行動に移さないと。国に対して要請を行わないというところから、危機感からこういった生駒市、並びに天理市さんなんか行ったということなんですね。これは、今後感染者の明日の予測っていうのは、これはすることは神しかできないんですけど、これ香芝市でも今後このような感染が、例えば感染者が蔓延して増大した場合、香芝市としてはこのような宣言をやられるのかどうか。この点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 先日もお話しさせていただいたように、特に感染状況が広がっている天理市長とお話しさせていただいて、連携を取っていこうというふうなお話はさせていただきました。私自身も今川田議長がおっしゃるように、宣言は出していくべきだというふうに私は考えます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） どのような、例えばNHKのニュースなんかで、これNHKのニュースは発令とか書いてますけど、発令じゃないんですけど、発出だと思ってるんですけど、命令してるわけじゃないんでね。だけど、例えば外食は極力控えてくれとか、例えばマスクを外さないでくれとか、その他いろいろあるんですけど、外食つちゅうのは、これは産業ですから、この点の、例えば緊急事態の宣言を香芝市で行って発出されたらと。発出された内容によってお店にお

客が行かなくなるとか、商業自由の関係で憲法上、これは違法じゃないかという話もありましてね。これ東京都なんかでも今裁判訴えられてますけど、何かその点について根拠となるものっていうのは必要だと思うんですけど、法は国ですけど、根拠条例ですか、こういったものを定めていく必要があると思うんですけどね、至急に。その点についての考えはいかがですか。これは、命令権による違法ということですから、だからそれは定めておかないといけないかなと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 川田議長おっしゃるとおりだと思うんですが、今一番必要なことっていうのは、とにかくスピーディーさではないかなというふうに考えます。そうした場合、私たちがまずできることということ、今できる範囲内でやることっていうのは、知事、県に対してまん延防止等重点措置というのを要望していく、これが一番先にできることではないかなというふうには考えております。その後において、条例等っていうのを検討していくべきではないかというふうに考えます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） ちょっと言ってる意味が分からないんですけど、それは権限者っていうのは県知事さんで、今国に要請できると。それやらないわけでしょ、今。だから、生駒市さん、天理市さん今やってるわけでしょ、これ。根拠のことについては、僕らもまた勉強します、ここはね。だけど、香芝市としては優先順位としたら、自らのことを自らの責任で、自らの判断で行うっちゃうのは、これは地方自治法の教えじゃないですか。だから、それから行ったら、県知事は県知事の判断なんでね、これは置いておいても、だから今やるとおっしゃったんで、やるんだったらその根拠が要るでしょっていう話なんですよ。それは、これから検討していくっていったら、検討が終わるまで宣言できないじゃないですか。だから、その点をお聞きしてるんですけどね。早急にそういったものをまとめてつくるのが、議会で作くってもいいですよ、議会で考えてもいいですけど、まだ会期がこれ今回ありますんで、蔓延状況が感染爆発するような状態だったら、そんなんそっから考えてたら遅いわけですよ。せやから、事前にできることは全てやっていくというのが当然だと思うんですけどね。その点は、いかがですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） ちょっと勉強不足で、生駒市さんと天理市さんが条例あるかどうかは、私は知らないんですけども、今条例をまずつくっていく云々よりも、まず今できることをやっていくべきではないかなというふうには考えているところでございます。

そして、先ほど川田議長もおっしゃってたみたいに、香芝市だけで何かをしていったとしても蔓延が防げるものではないというふうには思っております。全体的に周りとのバランスを見

て考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（芦高 清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いやいや。言ってることと全然違うことを答えられてるんですけど、香芝市だけで対策したから防げるかどうかって、その問題と発令をするときにその根拠法令、根拠法、条例を含めてですけど、その話とは別なんですよ。今だから法律の話をしているわけで、いわゆる根拠必要じゃないですか、地方自治法第 14 条にも制限義務等を与える場合には、法令または条例で定めなければならないって規定されてるわけでしょ。だから、そこを聞いてるわけですよ。ほんで、生駒市さんと天理市さんは、今条例まだないんです。ないから、そこに踏み込めないような宣言になってるわけですよ。全然分かっておられないんですね。

だから、その辺の出す以上は、住民に対してその根拠とか必要なんで、それは定める義務があるので、それをやらないっていうんだったら条例を定めなくてもいいんでしょうけど、やるっていう場合だったら、根拠規定をつくっていくちゅうのは、これは法令で当たり前の話なんで、その点をお聞きしてただけなんです。だから、その全体でやったから効果とかすぐにはできることから、要望って、すぐにできるって知事に要望出してたって全然動かないじゃないですか。他人の考えだけで、ずっと待ってるだけです。そんなことを聞いてるんじゃないんで、だからやるって最初に発言されたんでね。宣言をやる場合もあるということ。だったら、根拠が要るでしょという話です。

○委員長（芦高 清友） 福岡市長。

○市長（福岡 憲宏） 川田議長がおっしゃるとおりだと思います。制限をかけるためには、そういった条例、法律に基づいて条例が必要であると、まさにそのとおりだと思います。ただ、今私ができる宣言っていうのがそこまで制限をかけたものではない、今の段階ではそのような状態かなというふうに考えております。

○委員長（芦高 清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 今私がかけた宣言はって言うてましたけど、それはいつ、何をかけたんですか。

○委員長（芦高 清友） 福岡市長。

○市長（福岡 憲宏） 聞き間違えてたら申し訳ないんですけど、制限をかけるような宣言の場合は条例が必要だと。だからこそ、今すぐ条例が必要ではないかと川田議長がおっしゃってるのかなと私は思ったんです。

○委員長（芦高 清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） だから、外食を控えてくださいって言うたことに対して、これ命令でも

何でもありませんよ。ただ、これを言ったことによって、憲法から行けば、営業権の自由というのが保障されているので、権限として。だから、それに対してそういうものを控えろって行政が言う場合に、それが違法になるんじゃないんかって今言われてるわけですよ。だから、東京でもそれ裁判始まっているわけですね。過去遡れば、例えば貝割れはここは危険だっていうことで、何かそういう報道がされたとき、あれはO157 のときだと思いますけど、あれはその後営業権の侵害ということで裁判で負けてますよね、行政が。だから、それと同じような理由になってくると思うんで、だから最低限度、制限とするのはイコールお金を出すっていう意味じゃなくて、その根拠を、発出できる根拠っていうのが必要だということで今東京都も全部言われてるんで、そのことを言ってるんですよ。だから、制限を加えるも何も、そんなもん生駒市さんでも、天理市さんでも制限なんか加えてないんです。ただ、外出を控えてくださいって言うだけなんですよ。だから、それでも違法だと言われてるところもあるんでね。だから、条例をつかってやったほうが無難でしょ。あんなもん、条例みたいなのは1日、2日あったらつくれるじゃないですか。そんなもん何日も研究しないでつけれないっていうようなものじゃないでしょ。だから、今緊急状態だったら、そういったものも必要じゃないかということを申し上げると、こういう意味なんですよ。間違っ取っていただいたら困るんでね。だから、それは、準備が必要とならば議会で準備してもいいし、そちら、立法の方もいらっしゃるんで、そちらで準備してもいいんじゃないかなんかというこの提案をしてるわけです。分かります。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） じゃあ、今現段階でできる範囲内においては、条例の必要ないようなところで注意喚起をさせていただきたいと思います。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後0時15分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

川田議長。

○議長（川田 裕） もうかみ合わないんでいいんですけど、だから先ほどの答弁だったら、宣言をされると言っただけでも、その訂正の答弁をお願いしときます、最後に。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） どうも川田議長との宣言というところに対して確かにずれがあるので、条例の制定をしない範囲内で注意喚起という意味での宣言はさせていただきたいと思います。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 条例制定以外ということは、今重要な答弁をなされたと思うので、これは後々その根拠について全部確認していきますので、よろしく願いしときます。

○委員長（芦高清友） ほかにございませんか。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） あくまで先ほどお話しさせていただいたように、スピーディーさを求めるということにおいて、現段階ではということをつけさせておいてください。

以上です。

○委員長（芦高清友） それでは、ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後0時16分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開をいたします。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかにないようですので、これで打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、次回の本委員会の開催については日程の調整等を行い、後日連絡させていただきます。また、本日の審議の概要について、4月26日の本会議におきまして委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 本日は、早朝よりご審議をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様からいただきました意見につきましては、真摯に受け止めまして、より一層市民の皆様への安全・安心の向上に努めてまいります。今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（芦高清友） それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。委員長の許可を得て発言していくということで、委員の皆様、理事者の皆様、ご理解のほどよろしくお願いいたします。皆様、大変お疲れさまでございました。散会いたします。

閉議 午後0時17分

香芝市新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和3年5月13日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 新型コロナウイルス感染症対策本部に関する事項等について
 - (1) 第1回特別委員会での請求資料について
 - (2) 本部の運営状況等について
 2. 第4波におけるまん延防止対策等検討事項について
 - (1) 第1回特別委員会での請求資料について
 - (2) 今後の対応等について
 3. 学校における子どもたちの安全確保等の取組について
 4. ワクチン接種の現状と今後の予定について
 5. その他

開会 午前8時59分

○委員長（芦高清友） おはようございます。

委員の皆様、また理事者の皆様におかれましては、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日よりワクチン接種の受付のほう、予約のほう始まるということで、大変に厳しいこの環境下、コロナ禍の環境下におきまして日々の業務に全力で取り組んでいただいていることをまず感謝を申し上げます、ありがとうございます。

貴重な時間を使つての本委員会となっておりますので、委員の皆さん、また理事者の皆さんにおかれましては熱心な議論とともに、また実りある委員会でありますことを本日も一日どうぞよろしく願いいたします。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 皆様おはようございます。

さきの臨時会におきまして設置いただきました香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

これから本市の新型コロナウイルス感染症対策に関しまして調査をお願いするわけでございます。私事ではございますが、新型コロナウイルス感染から5月7日にレントゲンや血液検査などのメディカルチェックを受け、療養が解除となり、今週の10日の月曜日から登庁しての

公務復帰となりました。療養期間中は議員の皆様、そして市民の皆様に変なご心配、ご迷惑をおかけいたしました、これから市民の皆様に感染症感染拡大防止の呼びかけを行うとともに、香芝市発展のために全力で公務に取り組んでまいりますのでご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本市のコロナ対策でございますが、ようやく集団のコロナワクチン接種という段階に入っております。こうした取組につきましてもこれまで以上に市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。

開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芦高清友） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから第2回香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてください。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、各自対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、マスク着用のため、声が聞き取りにくいことがありますので、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭をお願いいたします。

笠屋市民環境部長より欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようですので、中井委員、清川委員をお願いいたします。

それでは、本日の案件に入りたいと思います。

本日の案件については、お手元に配付しているとおり、1、新型コロナウイルス感染症対策本部に関する事項等について、まず第1回特別委員会での請求資料について、次に本部の運営状況等について、2、第4波におけるまん延防止対策等検討事項について、まず第1回特別委員会での請求資料について、次に今後の対応等について、3、学校における子供たちの安全確保等の取組について、4、ワクチン接種の現状と今後の予定について、5、その他についてを審議いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） ご異議ございませんかということで、異議はございませんが、委員長の冒頭挨拶の中にもありましたように本日から予約受付が始まっているという状況であります。非常にこの臨時議会も長引いているという状況の中で、できるだけ職員の方々に職務に専念していただける時間を確保できるようにということでできるだけコンパクトに、必要なことはし

っかりと調査、審議しなければなりません。例えば本日はその他についてはもうカットしていただいて必要なことが討論されればそれでよいかという、できるだけ短時間でこの委員会が的確に締めくくられるようにということのお願いであります。

○委員長（芦高清友） 意見として賜っておきます。

その他については、繰り返しになりますけれども1から4で出なかったことについて委員さんからあれば質疑していただくということになっておりますので、それは委員さんからのことであります。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それでは、1点目の新型コロナウイルス感染症対策本部に関する事項等についてでございます。

まずは、第1回特別委員会での請求資料について理事者から説明を求めます。

森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 失礼いたします。おはようございます。よろしくお願いいたします。

案件1、新型コロナウイルス感染症対策本部に関する事項等についてご説明申し上げます。

(1)第1回特別委員会での請求資料について、それから(2)本部の運営状況等についてを併せたご説明とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（芦高清友） そのようによろしく願います。

○危機管理課長（森脇孝久） ありがとうございます。

それではまず、資料に関しましては、四角で囲んで表示しております資料1、資料2、資料3と書かれました3つの資料となります。資料1につきましては、69ページの全てA4のものになってございます。それから、資料2につきましては9ページの資料となっております。それから、資料3はA3の1枚物となっておりますので、それぞれご確認をお願いいたします。

まず、資料1につきましてはのご説明ですけれども、令和2年1月29日開催の第1回分から直近開催の令和3年5月7日に開催いたしました第35回分までにおけます新型コロナウイルス感染症対策本部会議録になります。

また、1ページから22ページまでが第1回から第10回、それから23ページから46ページまでが第11回から第20回、47ページから60ページまでが第21回から30回、61ページから69ページまでが第31回から第35回となっております。1回から35回分まで全て通して印刷

してございますので見づらい部分もあるかと思えますけども、ご了承のほどよろしく願いいたします。

次に、資料2でございますが、本市対策本部の設置に関する資料になりまして、1ページから6ページまでが新型インフルエンザ等対策特別措置法の抜粋、7ページ、8ページが本市の新型インフルエンザ等対策本部条例、それから最後の9ページが本市の新型インフルエンザ等対策行動計画の抜粋という形になってございます。基本的に、このコロナ禍におきましては新型コロナウイルス感染症対策本部は市の任意の対策本部として常に立ち上げた状態となっておりまして、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法による対策本部が設置された場合や緊急事態宣言が発出された場合にはそれぞれ法律に基づく対策本部が並列して設置される位置づけとしております。

最後に、資料3でありますけども、奈良県、それから香芝市、それから香芝市を含みます3市3町、それから大阪府におけます人口10万人当たりの感染者数の2か月の推移を示したグラフとなっております。こちらは、現在ホームページに掲載しております新型コロナウイルスの感染者情報に追加して発信する予定にしております、従来からの本市居住者に該当する情報と併せまして奈良県や大阪府などと本市を比較しながら確認していただける情報になると考えております。

次に、運営状況等についてですが、4月以降、国におけます緊急事態宣言の発出や変更、それからまん延防止等重点措置の適用や変更などが頻繁に出されておきまして、本日時点におきまして緊急事態宣言が6都府県に実施、それからまん延防止等重点措置につきましては8道県に適用されている状態となっております。それらに合わせまして、対策本部につきましても4月に入りましてから5回開催している状況となっております。

今後は、前回の委員会におきまして委員の皆様からのご指摘があったように、国や県が示す方針、それから動きを注視して実施するとともに、長期にわたって未開催の期間が生じないよう会議開催に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、案件1、新型コロナウイルス感染症対策本部に関する事項等についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（芦高 清友） ありがとうございます。

事前に資料1、資料2、資料3、ただいま説明いただいたもの、委員には配付しているものに加えて、本日、新型コロナウイルス感染症奈良県緊急対処措置の実現に係る要望といったことで、この要望書の資料も出していただいております。

こちらのほう、少し説明いただけますか。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） これは、12 市の市長会から奈良県知事に対しまして、市としてはこのようなことを要望していることを取りまとめていただきまして、前回の委員会でもあったかと思うんですが、そのような形で資料提供させていただきました。

特に私が月曜日に復帰してからすぐに会長である並河さんにお電話をさせていただきまして、ここに最初の案に書かれていなかった分も私のほうから追加要望させていただきまして、それも書き込んで要望していただいたところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ありがとうございます。

それでは、この案件 1 について、この参考資料も含めまして進めたいと思います。そして、資料のほう説明いただきましたとおり、中項目 1、2 につきましては関連性があるということから一括で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、審議のほうを進めたいと思います。

質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

清川委員。

○委員（清川希代子） おはようございます。

まず最初に、福岡市長の復帰、とてもよかったです、お元気な顔見れて安心しました。でも、病み上がりだと思いますのでご無理なさらないようにと一言だけ申し上げさせていただきます。

私からの質問なんですけれども、現在飲食店への時短要請協力金の支払金額が一律 2 万円についてなんですけれども、前回のコロナウイルス感染症対策会議において、5 月 7 日に行われている、そのところにおいて事業規模に応じた金額の拡充を視野に入れているとも記載されておりまして、売上高に応じて協力金を支払うことを考えることもあったりだとかそのような議論があったりして、議論の結果などありましたら教えていただけますでしょうか。

○委員長（芦高清友） 時短営業対策についてはこの案件 2 のところでも出てきますので、対策本部内での話どうだったかというところだけでお願いいたします。

奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、今回の時短要請協力につきましては、まず 4 月 27 日、第 1 期の県の緊急対処措置が出た折に時短要請という事業取組という話が出てきたところでございます。そこにつきましては、各市の状況等を鑑みながら 28 日に急遽取り組むということを決めさせていただいたものでございまして、第 1 期の 5 月 1 日から 5 月 11 日の時短要請につきましては傾斜をつけずに一律 2 万円という形で事業を走らせていただきました。

その後、5月10日に第2期の奈良県緊急対象措置が出て期間延長ということが示された中で、国の要請協力枠を使用していきたい、市としても県としてもそういう話が出た中で、5月12日以降の5月末に至ります時短要請については売上げに応じた傾斜をつけて取り組んでいるところでございます。それらの点は本部会議等で事前にすり等を行って取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（芦高 清友） 本部の決定ということで、中身については案件2等でよろしくお願いたします。

清川委員。

○委員（清川 希代子） お店の実情に応じた効果的な財政支援がなされるよう要望しておきます。ありがとうございました。

○委員長（芦高 清友） ほかございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） ちょっと古い話なんですけど、去年の2月の末に香芝市、本市におきましては他市町村よりも早く厳しく施設、市営の施設、文化施設、それから体育施設両方ともについて一斉に閉鎖するということがありました。大変評判が悪かったわけでありましたが、結局当時の安倍首相が2月28日から学校をばんと閉めてしまうというようなことがあってそれ以上大きな話には、結局ほかのところもそれに追随していったのでそれ以上大きな話にはならなかったんですが、それはどこで話し合われたのかっていうのが、本当に古い話で申し訳ない、第1回とか第2回とかっていうレベルのところ、日にちでいうとその辺になるんですが、そういうことが話し合われたというのが載っていないので、あれ何であんなことになったのか、もちろんそんな古い話してもしようがないと思うかもしれませんが、今文化施設、体育施設について特に閉鎖という話聞いていませんで、これ今から、それから今後、それはどこで話し合われてどういうふうになっていくのかっていうところを聞かせてほしいと思います。

○委員長（芦高 清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山 善弘） 去年の2月の話です。それにつきましても、本部会議っていうかそういった部長会、月例の中で決められていったものでございます。日にちですか。

○委員（筒井 寛） いや、じゃなくて載っていない、書いていない。

○委員長（芦高 清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇 孝久） 回数で申し上げますと、第3回になるかと思います。

○委員長（芦高 清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） いやいや、もっと早くから完全にシャットダウンというか貸館業務とかグラウンドを完全停止してて、それはほかの市町村から比べたら大変厳しい措置だったということで市民に評判が悪かったでしょう。だから、これが今6ページは2月27日の話ですやんか、これもう2月27日はさっきも私言いましたけど安倍首相があしたから学校閉めますと言った日ですよ、27日は、そうじゃなくてそれより前からいっぱい閉めてたじゃないですか、それ市民から物すごい、高田やったらできるのに広陵やったらできるのについていうて、何で香芝だけこんだけ閉めんねんっていうてえらい市民から怒られていましたやんか。せやけれども、27日に安倍首相がそれを言ったことでほかもざっと閉めていったからあんまりそれ以上大きな話題にならなかったんですけどね、結果的に、でも閉めてる間は非常に市民から苦情、クレームが多かったですよ、評判悪かったです、それはどこで決められたのかっていう話、それが書いてないっていう話をしています。

ごめんなさい、もういいですわ、古い話やから、ただ評判が悪かったっていうことだけは覚えてといてください。

今どういうふうに話合いがされて、今後どうなっていくのかっていうことにもうそっこのほうにします、話。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 現在につきましては、公の施設の利用者の県外利用の受付を停止しておるところでございます。それは基本的に時短要請と同様に大阪と県外からの人流を防ぐという目的で取り組んでおります、それについては4月28日の本部会議の後に他市状況を確認した中で、本部会議は終わっていましたがけれども副本部長に決裁いただいてそれで行かせていただきますということで今現在継続中でございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） この本部会議の議事録読ませていただいているんですけど、10万人当たりの感染者数の表とかって3市3町というのは多分近隣の3市3町で見たりしていると思うんですけど、大阪沿線の市や町っていうのは感染にすごく敏感なんで、その辺のまとまってこういうふうに県に要望しているとかこういうふうに取り組もうとかというのありましたら教えていただきたい。

以上です。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前9時21分 休憩

午前9時22分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） この3市3町につきましては、資料3でお示し、A3のそこを書いております香芝市、大和高田市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町の香芝市に隣接しておる自治体でくくらせていただいております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 大阪に近いところなんで県にも強く要望をしていただけたらなというふうに思うんですけど、特にそういう形で何か固まって何かしているっていうわけでもない、ただ統計を取ってるっていうだけですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 今、中井委員のご質問でございますが、この3市3町の塊として県にアプローチしているかといったことについては、そういった塊での要望活動というのは今現在ございません。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） この資料にもあります、感染者だけじゃなくてその医療水準とかいろんな問題があるんですけど、それをしながら、また2市4町でしたか、PCR検査を一緒にしていたりするんで、塊として特に県でも重視してくださいというような発信をすべきじゃないかというふうに思います。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 今のご意見参考にさせていただきます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 資料1と今お話あった資料3なんですけど、この本部会議を開くに当たってはここの10万人当たりの感染者数の推移のところと一致してないように思うんですけど、基本的には最近でいうと4月27日から5月7日まで開催されてないという、ここのされてない理由としてはどういう理由が挙げられるんですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） したところについては動機がございますので、まず直近でいいますと31回、4月6日っていうのはもう明らかにステージが変わってきていると、

もう3月末ぐらいから変わってきていたんですけど4月に入りまして開催させていただいたと。

次につきましては、4月22日は実際県の感染者対策の宿泊療養があふれてきているという数字の報告を受けて、そこについてはそもそも感染者情報というのは香芝市としては数字しかもらっていない中ではございますけれども、天理市さんとか生駒市さんがアウトリーチの取組をされてるといったことからそれに係る取組の会議を持たせていただいたと。

その後、4月26日は、27日に県の緊急対処措置が発出されるという事前の会議がございましたので、それを受けてさせていただいた、ほんで今第2期の緊急対象措置に係る今後の取組、事前の中での想定の会議をさせていただいているというところでございます。折に触れ会議の開催という取組をさせていただいております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） どうしてもこの推移を見ていると、上がっていく傾向とかぼんと上がっているところを受けての会議を開くのかなという考えになるんですけどそれでもないというところですよ、そこらへんがどうなのかなという思いがあるんですけど。

ちなみに、県内12市でいくとどのような基準を持って開いておられる、ほかは割と頻繁に開かれているところも多々あるように聞かせていただいているんですけど、それと見比べると香芝市はどっちかという危機感が少ないのかなと取られてしまうのかなと思うんですけど、その点のお考えはいかがですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 県内他市全体の開催状況というのは把握しておりませんが、お話を聞かせていただいた天理市さん等であれば毎日、立ち上がりは令和2年度については毎日やっていたときもあると。今現在については週2回とか、なければ週1回とか定期的に感染状況の共有、クラスター等が起こったんでっていうお話はされてはいたけれども、基本的に感染状況については日々のホームページであったり本部員の中のメール等で情報供給はしている状況でございます。少ないと言われると、すみません、中途半端な答えで申し訳ございません。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 市長もコロナにかかれて、かかりたくてかかっておられないんで回復されてよかったと思うんですけど、市長がコロナにかかれた後、市の職員さんにどういう影響があるのかとかいろいろ考えた中でそれを受けての会議っていうのは開かれていないんですよ、この本部会議でいうと、市長がおられないからという、でもないんですよ、7日にやっておられるんですからね。それを受けての会議を開くっていう方向には動かなかったんで

すか。

1点、ここで聞いていいのかな、結局感染ですよ、経路、どこで感染したのかっていうところが市長の場合においては調査中になるんですか、これでいうと、その他になるんですか。結局どっかっていうのは分かっていないんですよ。そこからいくと、前回僕聞かせていただいたんですけど、このその他が一番気になるところかなと、分かっているところはそこは気をつけたらいいねんな、そこへ行かんかったらいいねんなとかそこでちゃんとした対処をしたらいいねんなというのは分かるんですけど、どうしてもこのその他っていうところが一番市民の皆さんに発信する、こういうところでもかかる可能性あるとか、多分分からへんから結局その他調査中になってんねやと思うんですけど、そういう点を踏まえた中でこの会議開かれてないのはなぜなのかなっていう単純な、市民の方もどこでかかられたんっていう声たくさんいただいたんで、そっからいくとそういうのを受けた中で会議を開かれていないのはなぜなのかなという思いがあるんです。せやから、この間、こんだけ空いてんのはなぜかなと思うんですけど、その点いかがですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 市長が陽性になった、27日でしたか、判明したのは、28日についてはその報告っていう形で本部会議ではないですけども緊急の部長会を開きましてその報告等は受けております。

あと、今の感染経路等については我々についても県が出します調査中であつたり家庭内感染っていうあの情報のみですので、5月10日に出了た第2期奈良県緊急対処措置、事務局のほうからご案内していただいております、その中にも奈良県全体の感染経路調査っていう統計の数字をもって奈良市さん以外についてはやっぱり家庭内感染が多いんだとかそういった認識で取り組んでいるところだと思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 前回のときも追跡できないのか言うたらなかなかできない状況やと、県のほうもそこまで本当に調査しているのかどうかもちょっと疑問に思うところがあるんですけど、その後の経過というか結果報告も一切ないというままだというのももちろん聞かせていただいているんですけど、香芝市のトップがかかられたというのは新聞にまで取り上げられて大々的に日本全国に広がったというところもあるので、それを受けて開かれたほうがよかったんじゃないのかなと僕は思うんですけど、もう過去の話なのでいいんですけど、そういうところ辺が危機感低いんじゃないのって取られてしまうんじゃないのと危惧しているんで、その点、意見としてだけ言っておきます。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） かなりの数を開催していただいていますけれども、当初から始まって会議されて出席者はもう全く変わらず、どうなのでしょう。

また、それと外部の方は何か出席していただいたとかご意見をいただいたとかというのはあるのでしょうか、そのあたりを教えてください。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 冒頭の森脇課長のほうからの説明にもありましたように、新型インフルエンザ等対策に基づくそういった本部体制で臨んでおる中でございますので、香芝市の消防団長については出席等いただいている回がございます。また、消防団長のほうから消防団長としてのご意見や一般的にこういう不安が出ているよとか、そういった話はしていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、今小西委員からもありましたようにどういう形でこの会議を開くかって、誰が言い出すのでしょうか。これがあるから会議を開くんか、また期間も空いていましたけど、例えば月に1回とか半月に1回とかいう形を取って、無駄な会議は開く必要は当然ないのはもちろんのことですけど、そのあたりどういうふうに明確化されて会議を開いてこられたのでしょうか、そのあたりを教えてください。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 当初から定期的で開催ということはしておりませんので、先ほども説明申し上げましたけれど国や県の動向、それから感染状況、その辺を踏まえて開催している、基本的にはそういう形で開催してきたということでございます。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 数点だけ確認させていただきたいんですが、まずこれ議事録の40ページなんですけども、6月12日の40ページの一番下の下段にあります6月15日から用途制限を設けずに再開とすると、この1行が書かれてあるわけですけども、これは会議室とか貸館ですか、こういったものの制限を行っていたと、15日からそういった制限を取っ払って通常に戻すとこのような意味のことをここで決定されていると、こういう解釈でよろしいですか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 議長おっしゃるとおりでございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） ありがとうございます。

ということは、15 日までは緊急事態の措置に合わせてやっておられたと、このような解釈になりますね。

それと、先ほども小西委員さんからも出てたんですけど、これ前の会議のときでも話が出てましたけど今年になってから前回の会議のときまで3回しか対策本部会議が行われていなかったということが発覚したわけですけども、これに関してまだ明確な回答等をいただけてないんですけども、第3波ですねこれ、2月とかそういったところ、3月ですか、第3波のときですよ、こういったところでなぜこんな3回しかやってないのか。

僕も天理市に行ってきましたけど、市長さんにお話も聞かせていただきましたけども非常に細かい分析等々までやっておられて非常に見方を勉強させていただくところも多かったわけですけど、なぜ3回なのかっていう、ここは市民に対して説明する義務があると思うんですよ。これだけの今、まん延対策だどうのこうの、単費も今回つぎ込んでいますよね、そういった中でなぜなんだということ、それをお聞かせいただけないですか。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前9時38分 休憩

午前9時41分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 休憩を取っていただいてありがとうございます。

1月に開いている会議あたりは感染者が増加していた状況がございました、それとともに県、国等の何らかのアクションがあったときだったと思います。その後、単純に数値だけ見れば1月25日から3月終わりぐらいまでっていうのが一応数字だけ見ていたらステージ3を切っているような状況の感染者数だったので、そのときそのときのアクションがなかったんで、そのときそのときは全てメールで今の感染状況はこのような状態ですというふうな形で庁内で把握しておりました。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 把握は当然だと思うんですけど、まず対策本部の設置の意味をどういう概念でお持ちなのかそれをお答えいただけますか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 対策本部の設置の概念ですけど、多分資料2のほうに書いてあったと思いますが、国の法律に基づくものと市独自でやっているもの、この2つが並行して会議が開かれてるものだと考えております。

○委員長（芦高清图友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、開催についての概念を聞いてるんで、並行して行われてるというのは並行しても行われていないじゃないですか、国なんかしょっちゅう行われているでしょう、県もそうですし他市町村もそうじゃないですか。

だから、これだけ第3波のときも感染者がかなりあって対策もやっていかなければいけないっていう中で、会議っていうのはこうなった場合にこうしましょうかとかという想定ももちろんありますし、例えば対策本部の趣旨っていうのを僕らも習いましたけど、広報をどうするかとかそれを住民にどのように周知するかとか各言っていいたら時間がかかるんであれですけど、かなりの多くの意味があるわけですが、対策本部には、だから法的位置づけをされてやらなければいけない、こういうふうに義務的なものでなされてるっていうことでしょう。

だけど、なぜ3回なの、これ市民からもいっぱい聞かれているんですけど、なぜ3回しかやってないのかと。だから、見える化っていうのは公約でも上げておられたと思うんですけど、だけど見えないし何やっているか分からないし、だから認識してたと言ったってあんな僕らでも県のLINEでいつもデータ送ってくれます、県が、今日こういう感染状況ですと、ベッド数こうですとかもう全部送ってくれますよね、そんな一般の者でも把握してるわけであって、だけど市の行政としてそれに対する措置を検討していく上の中においてこれ対策本部で会議しなくてどこでやるわけですか。

前々から、もうやってなかったものを今から言ったからといたって急に増えるわけじゃないんであれですけど、今後対策本部の在り方っていうのをもう一回考え直して、香芝市としての見解出してください。

そして、もう一点、だらだらなってもあれなんですけど、どこで何が意思決定されてるかっていうのがよくよく分からないんですよ、今も見てて。何か言ったって問合せして危機管理監にも何回かお問合せもさせていただいたんですけど、いや、それは担当のほうなんですよとかという何回かお言葉もいただいたと、担当は担当じゃあ担当に電話をかけていただいたら、いや、これはもう市全体で考えていただく問題である、確かに担当のおっしゃってる方の言っていること理があると、そうも思います。

だから、じゃあどこでまとめてリーダーシップを持ってやっているのかということが組織の在り方としてそれがもう全く見えません。だから統括監っていうか危機管理監ところが全体的なものを事務分掌からいってら見てるわけであって、そこが主導権を持ってやっていかない

と、担当任せでやってたら、いや、それは向こうの責任ですよ、こっちの責任ですよとやってたら担当も大変だし、危機管理監も上がってくるのを待ってるというだけだったら駄目だし、それを調整してどうのこうのやるのが副市長の仕事でもあるわけでしょう。

市長が感染なられたときも対策本部を開かれてないということでね、市長がいなかったら副市長がやらないといけないじゃないですか。これ香芝市の庁内で初めて感染確認がなされたと、それがたまたま市長であったというだけの話で、これが感染確認出たということであつたらこれよその行政だったら大変なことじゃないですか。副市長、ちょっとその辺しっかりしてくださいよ。その辺の確認もしなあかんし情報もいっぱい上げてもらわないといけないし、その中でいろんなものを整合性取ってやっていくというのはこれが組織マネジメントだと思いますので、その辺の今後の取組について副市長に聞きたい、それをお願いします。

○委員長（芦高清友） 小林副市長。

○副市長（小林 悟） 今、議長からご指摘をいただきました。対策本部、個別の話にはなりますけども、市長が感染されてからも4月27日、あるいは5月7日については市長は不在の中で本部会議もさせていただきました、市長の感染につきましてもちょうど4月27日にそういう機会がありますのでそこで共有をするというようなところもさせていただいております。そういった意味では、その時々、県の動き、国の動きに合わせて今回本部会議を設置、運営をさせていただき、市長のほうへも当然電話、メール等でその報告、あるいは決定のほうを確認をさせていただいたというところでございます。

今後も引き続き、しっかりと庁内全体の組織体制、行政運営について努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） もう一点だけ、だから先ほど言ってた人事マネジメントですよ、意思系統というのをどこが振り合いやっているわけじゃない、緊急対策の場合なんでやっている場合じゃない、それはもう役割は当初から決めてるわけであって、僕らが習ってたときも専門家の先生にもいろいろ習っていましたが、対策本部長は飾りやと、あと担当がいかにか決めてやるかというこれはもう大体実質だということで、これは神戸の震災なんかでもはっきりしとるわけであって、だからその辺の意識持って意思決定過程の決定仕方、今1つの提案ですけど危機管理センターになってやるとかそういったものを決めていかないといけないと、その辺の見解はいかがですか。

○委員長（芦高清友） 小林副市長。

○副市長（小林 悟） 今おっしゃっていただいていますように、実際この4月以降、あるい

は市長不在の間もありましたけども危機管理監中心となりましてリーダーシップを発揮して庁内でそういう施策の取りまとめ等々もしておりますので、もちろん私も含めてそのあたりは組織のマネジメントといいますか、どう効率的にスピーディーな施策を展開できるかっていうのは引き続き努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 分かりました。ほんなら、大体今までが不足していた部分は今回大分補って、そういうふうな認識に変わっていただいたということで受け止めておいてよろしいんですね。

○委員長（芦高清友） 小林副市長。

○副市長（小林 悟） はい、今後もそのような形で危機管理について努めてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、2点目の第4波におけるまん延防止対策等検討事項についてでございます。

まずは、第1回特別委員会での請求資料について理事者から説明を求めます。

足立課長。

○企画政策課長（足立英明） それでは、資料4についてご説明申し上げます。

資料4、2つございます、まず1つがA4の横書きの分で両面12ページの資料についてございますけれども、これについては企画政策課のほうで取りまとめております財源の全部または一部を地方創生の臨時交付金に求めた事業の一覧というものでございます。

実施計画書と申します国に交付申請をしたもの、その現物の概要でございます。1ページから10ページまでが令和2年度に提出をした52事業、11ページ、12ページが令和3年度に提出の8事業、計60事業の内容等を示したものでございます。

次に、A4縦の1枚物、両面の資料につきましては、これは財政課のほうで作成をしました令和2年度及び今年度において補正予算により計上したこれは財源、臨時交付金に限らずコロナに関する対応事業として抽出をした一覧というものでございます。

ただし、この数字、ここに表している数字、金額につきましては補正予算計上時点の額でございますので、執行見込みによる年度末、3月の議会での減額補正であったり財源組替えを行った部分については反映しておりませんことを注釈とさせていただきます。

案件2の(1)資料提出のご説明とさせていただきます。

○委員長（芦高清友） ただいまの説明に対しまして質問等をお受けしたいと思います。
ございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 私は前任期の中で補正予算、令和2年度に関しては補正予算のほうの中で上げていただいているこの資料4の1枚物のほうと、あとは事業についても多くは令和2年度のものでありますので基本的には審議させていただいた、そしてそれが可決で執行されたものだというふうに考えておりますので、その記録かなというふうに思います。

ただ、その中に私は多分令和2年度の審議がされていく中で自治会活動、このとじてるほうでいいますと4ページに自治会活動支援事業、それからもう一点が10ページの防災活動支援事業とかっていうので避難所に関するそういうなんに対する市からのお金が出てるということで載っているわけではありますが、この辺が取組として私としては非常に少し心もとないかなと思う点と、それから大事なことは49ですか、自治会があるそれらの全てに自主防災の組織があるわけではない、さらに言うと小さいところで自らの避難所というのを確保できないような自治会、自治会ですよ、市が用意するのじゃなくて自治会のほうで避難所を用意できないようなところがある、そういうところについてどういうふうにしてるのかという話と、さらにもう一点、これも私は一般質問等でしつこく何度も繰り返し質問させていただいておりましたが、こういう備蓄の意識の違いだけでなく避難所における防災訓練ですね、それらが市主導でもっとしっかり自治会、あるいは自主防災組織に対してしっかりと行っていかなければならないということを訴えかけてきたわけではありますが、その辺の自治会の規模の違い、意識の違い、そしてそういうソフト面で訓練、コロナに対応したです、もちろん今はコロナの話していますからコロナ禍における避難所の運営の訓練、そういうなんが実施がうまくできていないのではないかとことをずっと訴え続けてきましたので、改めて今質問としてポイントを絞って言いますと、避難所のコロナ対応というのがそれぞれの自治会の自主防災組織においては市は把握しているのかという質問をまず最初にさせていただきます。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 失礼します。

各自主防災組織さんにおかれましては詳しいところまでどういったものを整備されてますとか細かい部分までは把握してございません。

我々としてコロナの交付金を活用させていただきまして、特定の自主防災組織への配備とかではなく、各避難所における市全体として整備させていただいたものでございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 全然そのとおりなんで、市として市が用意している避難所に対して備蓄品を用意していくというのは当然そうなんですけど、自治会、自主防災組織によって意識が違って、もううちの自治会は備蓄品なんかもう置かないんだと言っている自治会もあるということでも聞いています、その辺は私も聞いておる状況なんですけど、市が主導的に積極的に各自主防災に対して働きかけをし、市が準備している避難所だけではなく自主防災組織としての機能を高めてもらいたいという働きかけを市としては私はしていくべきだと。それは例えば備蓄の話であり、かつそれから避難所におけるコロナに対応した避難所の受付、それからそこでの生活の訓練、それらが必要だと考えるんですけど、それらについての対応は今後どのように考えておられますか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） このコロナ禍でございますので、なかなか自主防災組織さんの訓練の実施に当たっては慎重になられているのが現状でございます。昨年でございますと、1自治会がコロナに対応した訓練を実施されまして、そこに我々も同行させてもらったという実績がございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） こんなんが出てきたんですよ。新型インフルエンザ等対策特別措置法の第12条に指定行政機関の長等は政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画、または業務計画で定めるところによりそれぞれまたは他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての防災訓練を行うよう努めなければならないと書いてあるんですよ。この場合において、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする、これは12条です。今ここに出てきた災害対策基本法第48条第1項というのは、災害予防責任者は法令または防災計画の定めるところによりそれぞれまたは他の災害予防責任者と共同して防災訓練を行わなければならない、とこういうふうに書いてある。

私は、これをどう解釈するかということについては、これはあくまで災害のときにいろんな訓練を、災害が発生したときの訓練をしときなさいよという話なんですけど、それをこのインフル特措法が引っ張ってきて有機的な連携が図られるよう配慮しなさいと書いてある、ということは災害の訓練、災害が発生したときの防災訓練をやっているはずやと、だけどコロナ禍においてこういう感染症がはやっているこの状況においてはその状況に対応した避難所の運営をするような訓練をしなさいって書いてあるんだと私は解釈します。

ということですので、ぜひともそれをしっかり進めていく、今日市民環境部長欠席で去年3月までの危機管理監が欠席なんですけど、これも私何度も申し上げています、真美ヶ丘でコロナ

禍に対応した避難所の開設訓練が行われてたと、それを3月までの危機管理監は実際に行っているわけです、見ているわけですよ。当然引継ぎはしてくださっていると思いますが、そういうなんを全避難所、あるいは全自治会、自主防災組織でやっていくべきやと思うんですけど、その辺についてはどうお考えですか。

○委員長（芦高清友） 森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 今まではコロナという現象が起こっておりませんのでコロナ禍に対応した訓練というのはもちろん実施されていませんでしたけども、このコロナ禍の状況下におきましては委員おっしゃるようにこのコロナに対応した避難運営の訓練でありますとかっていうのが必要であるというふうに考えます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） すみません、必要であると考えますっていうて答弁してくれはってんから、やれるように頑張ってくださいねと言っておきます。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 方向性としては筒井委員おっしゃられる、まさにそのとおりだと思いますけど、現状においてというのは逆にそういう申出があったときはやめてくれと今は言わざるを得ない状況であると、そこは見極めた上での啓発活動の重要性というのは認識しております。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 予算の資料をさっき見せていただいたんで予算のことを言うんですけど、この資料の4番目に衛生関連の生活必需品の支給、マスク等の配布もありますし、次のページの8番にひとり親家庭に対する緊急支援とかというのがありますが、今ネットを見ますと生駒市とか高田市では低所得の女の方々に生理用品を無償で配布してますよっていうことで、もう長くこういう状態が続いてるので所得が少なくなっててそういうことまでもう購入がなかなかできない家庭もあるんですけど、こういうことについての検討を香芝市でもしていただけたらというふうに思います。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 今、特定の品目で生理用品の話がございます。それについては、香芝市議会の公明党市議団のほうからもさきにご要望もいただいている中で備蓄品在庫等の運用が可能であるか、またほかの手法がどうであるのかといったところについては検討しているところでございます。ただ、具体的にそういった要望っていうのは今のところ

発信していないからないんや言われたらそこまでですけどそういう状況でございますので、検討はしております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） またご検討いただいて、どういう品目がどういう形でしたほうがいいのかまた検討していただいたらと思います。

あと、この2番目に第4波の検討事項というところがあるのでついでに言うんですけど、変異株は大阪の近辺で特に高いというのがあるんですけど、もしこの香芝でそういうのが分かっ
ておれば何割ぐらいか教えていただけたらと思うんですけど、移れますか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 奈良県の変異株の状況、香芝市の状況ですけれども、県のほうに問い合わせしておるんですけども、一定の基準においてチェックすることは県でもされておるんですけども、ただ検査機関が民間であるとかそういった部分についてはなかなか県のほうでも把握されてございませんので、その部分については明確な回答はいただいております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 一応報道機関には何割って出ているんですけど、こちらのほうでは分からないというそういうのもまた情報提供を向こうのほうに求めていただけたらというふうに思いますし、増えるのはいいというふうには思わないんですけど、みんなもっとしっかりしなきゃというふうな周知になりますのでお願いいたします。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 資料7ページの33番の感染防止対策事業で消防組合のリネンの貸与なんですけど、これ③のところでも期間が5月4日から11月30日になっておるんですけどこれはずっと継続されているんでしょうか、そのあたりを確認したいんですけど。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 先ほどの上田井委員からの感染防止対策の消防組合における部分でございますけれども、リネンにつきましてはもともと毛布、リネンが特定の署員さんについたものでなく使い回していったという状況の改善をまずされるための事業であ

ったってということと、あと期間については改めて組合のほうに確認して、今現在として4波が来ている中でどのような対策を組合予算の中でやっておられるかは確認してまた次の機会があればご報告させていただきます。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 確認なんですけど、このお配りいただいた資料のこの文言です、特措法の24条9項、これに適合、権限で行われたってことでこの要望書と併せて見れば要望書の3番のところってことで、予備費5,000億円が都道府県に対する新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金に充てられた趣旨に鑑みとこうあるわけですけども、これはいつの段階で、4月30日閣議決定によりってということになってますけど、奈良県としてはこれは知事が緊急対応をやるということをおっしゃった以降ですね、香芝市でも時短要請を行うということの決定があった中で、その辺の時差はどれだけ出てるんですか。

最初の段階では24条9項のこの対応かどうか分からないということの状況であったのが途中でこれであるということになってたと思うんですけど、そのあたりいかがですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） この要望書がまとめられる経緯の中でですが、5月7日に市長会の定例会がございまして、その際、何か会長のほうからこういう予備費が使えるような環境にある中で県のほうにもぜひ市の負担分に関してこの予備費が使えるように県のほうに働きかけていきたい、それを要望書の中に盛り込みたいといったようなご意見がございまして、参加する市長からそれに賛同するといったような経緯がございました。その中でこの要望書がまとめられたものであるというふうに考えてございます。

ただ、これを今県がどのような取扱いをしているかにつきましては、まだ私どものほうとしましては情報を得ていないというようなところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、確認したいのは、今回時短要請されるってことは今回この24条の9項に基づいた根拠があるというのは今現在では分かってるわけですけど、本来これ憲法違反の問題でこれはいわゆる根拠なしに要請等やって営業の自由の保障等々を乱す行為は憲法違反になるんじゃないかということで今言われてますよね。

だから、その根拠があるかないか分からないのに県はやってるということなんですか、そういう解釈になるんですか。今はもうこれ、24条9項に基づいて多分天理の市長さん確認されたと思うんですけど、県に、それでこのことが明らかになってきているわけですけど、とい

うことは県はいわゆるその措置に基づいてると、国はこれで9項を適用ということなればそれに対する臨時交付金等の措置っていうのは今後必要っていうのはこれ義務になってくると思うんですけど、ただやらせますわ、お金は出しませんわ、そんな権限どこにもないわけであって、先ほども自治会にこれやらせたらええとかという話が出てましたけどそんな根拠規定ないじゃないですか、お願いベースいってもそれなりの資金とかそういったものが要ってくるわけであって、だからその根拠をはっきりしていけないといけないっていうのが今回の各市町村の長の方、いわゆる言われてる本質のところだと思うんです。

だから、行政というのは授權している団体でありますんで、その授權範囲を超えることを何でもできるんだということは勘違いをしてはいけないというところだと思ってます。

だから、それについて県に確認は今されてるんですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 市の負担分がどうしても出てくるというところで、この市の負担分、単独の負担分をできるだけ縮小するという動きの中で天理市長さんのほうからはこの5,000億円をそれに活用できないかというそういうお話がございましたので、いわゆる国のコロナの協力要請枠は一定取りにいけるということで県が動いておられることは確認しております。ただ、それに加えて市が単独で負担しないといけない部分をその5,000億円に充てられるかどうかの協議が県から国になされているかどうかについては今のところ確認はできていないというところでございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、これ予備費5,000億円っていうのはこれは国の予算で一般会計の中である予備費であって、これは県に決定権もちろんありませんし当然国会における決定、予備費だから国会における決定は要らないけれどもいわゆる内閣府等とそれが執行するかどうかということなんでこれはあまり今議論とは関係ないと思うんですけどね。

だから、奈良県がこの24条9項によって今回のこのまん延の時短要請ですね、これを行っているのをこれを定義づけたということからすれば当然国としては交付金を持ってこないといけないわけじゃないですか、これは法律に基づいてやるということなんで。

だから、それは知事がこれできるって書いてあるわけだから、だからその辺について、でないと今回延長、これ補正予算の内容はまた本会議での審議になると思いますけれども、だけどその中身自体が分からないまま見切り発車するのか、もう市の単費覚悟で行くのか、それとも国からの24条9項の適用ということで国からの交付金も額をびったりまでは分からないにしても大体大枠でこれぐらいは見込めるんじゃないかとかそういったものは当然県から説明があってしかりだと思うんですよ。だって、この24条には都道府県対策本部長はって書いてます

からね、これ知事さんのことでしょうか。ということはそれがやりますよって言ってこれを適用だっって言っているんですから説明責任というのがあるじゃないですか。それは市からもただしでいくというかお聞きするという行為というのがなかったら議会でも説明できないんじゃないですかね、いかがですか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 今回、補正予算を上げさせていただいております担当としてお答えさせていただきます。

この要請におきまして市のほうも協力するというにおきましては、所管の県の担当のほうから国の臨時交付金を申請していくので、その暁には市が単独で予算を組んでいる分に関しては補填ができるというふうな回答をいただいております。まだ実際に申請した結果というのは後々になってきますけれども、それを充てて今回補正予算を上げさせていただいておりますので、また後ほど詳しく説明させていただきます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、そこに疑義がありまして、それ今回の知事さんが延長しますよって決められたその後の話でしょう、それ。だから、その以前の分はじゃあこの 24 条 9 項には適用されてないという解釈なんですか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 香芝市においては、27 日に県のほうから時短のことを報告が、措置としてするということの段階ではこういう完全な特措法に基づくそういう措置であるということの発信は一切ありませんでしたので、我々は県の事業に対して協力するという態勢で行っておりましたので、市の単独の事業として扱いを検討した結果、今の予算になっておるといところでございます。

その後、同時期にですけれどもこれを発信されましたので、これはもうこうなってくると香芝市もそこに提携をされるというふうにみなされますのでそこに合わせていく必要があると判断いたしましたので、今回国の交付金事業に追従する形で予算を上げさせていただくことになりました。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） それは分かっているんですけど、問題は奈良県に確認してくださいよ、だから第 1 回目ときの時短要請についてはその根拠規定は何ですかということを、これはもう 24 条 9 項の根拠になるんですかということを聞けばそれも交付金対象になってくる可能性があるじゃないですか、入は別に後で入ったって構わないわけだから。その辺の確認を市とし

て公共団体としてやっていかないと、県の事業かて県かて何の根拠でやってるか分からないじゃないですか、それやったら、そこは確認という形で照会をかけていただきたい、このように思うわけですがいかがですか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 30日のこの発令までの間に何度も県とのやり取りをした中で、県は国の交付金を取りにいくと申しておりましたけれども、あくまでも協力していただいた自治体を対象としますということをおっしゃってましたので、この特措法に基づくものということは一切発信されておりませんでしたけれども、今議長がおっしゃるように実際どのような形で国の臨時交付金を申請を上げられているのかそこは確認させていただきたいと思います。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、第1回目のいわゆる時短要請しましたよね、それは県の事業にもたまたま重なったわけじゃないですか、だから県のほうの2万円ですか、香芝市は2万円で合計4万円やりますよと決めました。だから、問題はその事業の根拠規定が24条9項なんですかということの確認をしていただきたいということをお願いしてるわけです。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） そちら2つの違いは県のほうに確認させていただきます。

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

次に、少し出ておりましたけども今後の対応等について理事者から報告を求めます。

津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 今回、補正で上げさせていただきましたように、現在今時短要請に基づく協力をお願いしているところでございます。今後におきましても、こちらの事業のほうを執行している段階でございますので、時短に対するしていただいている事業の店舗のほうの見回り体制を整えて執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） ただいまの報告に対しまして質問等をお受けしたいと思います。

小西委員。

○委員（小西高吉） 今、補正がこの後というか審議されるんであんまり中身の話はあれなんですけど、今後の対応として今聞き取りにくい、見回りと言ったんですか、見回りされると、店舗を。

その際に、時間帯、どの時間帯に行かれるんか分からないんですけどそういうふうに時短されてる、されてないというところでの対応としてはどういうふうにされていくのか、されてないところには協力していただけるようお願いするという形になっていくんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 県のほうからの依頼ということで、8時以降の営業を自粛していただきたいということですので、8時以降に店舗のほうに回らせていただきまして、営業されているところに今こういう形で県のほうの要請に基づいて協力をお願いしていますのでよろしくお祈いしますという声かけをさせていただいております。

実際、昨日から現場のほうは回らせていただきまして、昨日におきましても93%ほどが協力いただいているという実態がつかめております。開いている店舗につきましても、現在香芝市が出しております協力金とまん延防止対策の補助金、こちらの周知をさせていただいて協力いただけるようお願いをしておるところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ありがとうございます。

1点気になるんですけど、基本的にふだんはその店で飲食もできるしテークアウトもできると、8時以降はその場での飲食は駄目だけでもその後はテークアウトだけされてるといふ店もありますよね、現に、この間、吉野屋さんへ行ったらそんな感じだったんですけど。あと、ほかでも近くでもそういう、看板は消えているけど中は電気ついているとかという店もあるんですけど、多分それはテークアウトだけをされてんのかなと思うんですけど、そういう場合の対応でどうなるんですか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） テークアウトに関しましては、対面でお食事するという環境ではありませんのでその協力をしていただいているという認識でオーケーとしております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 最後、確認だけ。ちなみに、協力されないところにペナルティーとかは

ないということですね、あくまでもご協力をお願いしたいということで、その確認だけ。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） あくまでも協力のお願いでございますのでペナルティーは発生いたしません。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、3点目の学校における子供たちの安全確保等の取組についてでございます。

理事者から報告を求めます。

高木次長。

○教育部次長（高木信行） それでは、失礼いたします。

市内小・中学校の子供たちの安全確保等の取組につきましての現状の報告のほうをさせていただきます。

資料のほうをご覧ください。

現在、市内の小・中学校におきましては、感染対策を行いながらでき得る限り学びの機会を保障するための取組のほうを進めております。文部科学省や県教育委員会の指針やガイドラインを参考にしながら、また近隣市町村の動向なども調査を行いながら、市内校長会と協議の上、方針のほうを決定しております。

資料は現在の市内小・中学校の取組につきまして、前回の4月20日に報告させていただいた内容が基になっておりますが、ゴシックの部分が前回の報告から変更された部分になっております。ゴシックの部分、資料の裏面のほうになっております、変更された部分について報告をさせていただきます。

まず、6番と書かれております授業参観でございますが、校長会も実施の方向で検討のほうをしておったところではありますが、昨今の状況を鑑み、1学期はやむなく実施をしないということで決定しております。

7番の水泳学習につきましても、各校のほうで工夫をしながら実施の方向で検討してきたところではありますが、国や県の示すガイドライン、こちら更衣時であったりプールサイドでのそういった密の状況、もしくは遊泳中の接触の回避、こういったところをクリアすることがなかなか困難なことから、今年度につきましては水泳学習はやむなく中止といたしております。

ただし、中学校の水泳部の活動につきましては、人数を考えまして、ガイドラインが満たされるということから活動自体を認めておるところでございます。

8番目の中学校の部活動についてです。こちらでも県教委のガイドラインによりまして、ふだんの活動については感染症の対策を十分に講じて一般的な通常の活動は行っておるところではありますが、練習試合や合同練習、さらには集会等につきましては県外の学校に加えて県内の学校とも不可ということを決めております。

なお、今後行われます公式試合等への生徒の参加、こちらのほうも基本的には認めてございますが、参加する人数につきましては必要最小限としておるところです。

大会におけます観客につきましては、会場が学校の場合につきましては無観客で、外部の会場の実施につきましては関係者限定というふうになっております。

今後、近畿大会や全国大会の公式戦なんかにつきましては、開催地の感染拡大状況を注視しながら、保護者と共に十分相談の上、無理に参加を要請することがないように配慮してまいりたいと思っております。

9番目でございます。教育実習につきましても、県教委のガイドラインと同様に2学期以降に延長ということで決定をしております。

報告以上でございます。

○委員長（芦高清图友） ただいまの報告に対しまして質問等をお受けしたいと思っております。

小西委員。

○委員（小西高吉） マスクの着用についてお伺いさせていただきたいんですけど、いろんなマスクが本当に効果的だという方もおれば、あんまり効果ないといういろんなご意見ある中なんですけど、それはそれなんですけど、子供さんがマスクをすることによってマスクに負けて荒れるとかこれからいくと熱中症のことも心配になってくるんですけど、そういう中でマスクを外されてる子供さんに対してほかの子供さんもしくは保護者に対しての周知とかそういうのはどういうふうに学校側としてはされてるんですか、そういう方おられると思うんですけど、マスクすることができないという子供さんがおられると思うので、そういうところでどのような対応をされてるんですか。

○委員長（芦高清图友） 高木次長。

○教育部次長（高木信行） 委員おっしゃるように、全体におきましてはマスクの着用についてはお願いをしておるところではございますが、個々の子供さんの状況におきましては当然マスク等ができないお子さんおられるのも把握をしております。学校のほうでもそのあたりは分かっておるところでもございますので、現在、校長会通じてそういったお子さんに対する配慮、保護者の方との連携につきましてお願いをしておるところでございます。

○委員長（芦高清图友） 小西委員。

○委員（小西高吉） いろんな自治体とかあると思うんですけど、そのマスクを着けない理由

をプレートっていうかつけて、私はこういう理由で着けませんとかそういうのもあると思うんですけど、そんなんも含めての中で一番危惧するのがマスクをできない子供に対して分からないほかのお友達等からマスクせえというふうに、しないことが悪みたいになっていじめに発展するっていうことをやっぱりどうしても危惧するんですよ。

せやから、その点あるんでできるだけ早く対応していただけるようにしていただいたほうがいいのかと思うんですけど、教育長、どうですか。

○委員長（芦高清友） 小西教育長。

○教育長（小西友吉） 失礼します。

今おっしゃられたことについては、学校教育の上では大変大事なことでございます。我々の判断、また学校長等の判断も十分密にしながら今後対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 最初のほうからいきます。学校生徒たち全般について、僕も登下校のときに子供たちを見るんですけど時々体操服を着ているんですが平時は色のついた上着とかズボンで行っているんですけど、あの上着とかズボンはなかなか洗い替えできない、2着持って交互にという感じなんですけど、今のこの飛沫の状態を見るとマスクはしているんですけど毎日洗えるという体操服での登校、時々体操服で登校しているのも見るんですけど、そういうどこまでするっていうのがあるんですけど、体操服での登校っていうのは検討できないんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（高木信行） 失礼します。

過去においてはそういった対応もしておりますので、今後、特に暑い時期にもなってまいります、毎日の洗い替えのことも今ご指摘がございましたが、もう一度整理しまして学校の状況を聞きながら対応してまいりたいと思っております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 保護者の方もそのほうが安心できる、毎日洗ってたら取れるやろうというのがありますので検討していただけたらと思います。

それから次、裏面の下のほうなんですけど在宅学習でオンライン学習、タブレットでまたそれを補うようなこととしてるといふふうにあるんですけど、なかなかする子もいてるしできない子もいてるしオンライン学習どこまで定着するのかなっていうのがあるんですけど、その辺の状況を見られてる中ではどのようでしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（高木信行） 失礼いたします。

オンラインにつきましては、おっしゃるように例えば小学校に入ったばかりのお子さんでありましたり、前回の会議の中でご指摘をいただきました例えば配慮を要する子供さん等に関わりまして、必ずしも一律にオンラインで学ぶことが効果的ではないという場合もあるのは承知をしております。

現在、各校におきましてオンラインの学習の状況については進めておるところではございますが、一方でそういった子供たちに対する子供たちの個々の状況に応じまして従来のプリントでありましたり紙面での指導というのは並行しながら行わなければいけないなというふうに思っております。

また、そういった在宅の教育の中で学習の差異が出てくるという心配も当然ございます、そのあたりにつきましても学校の教員、そういったところも状況確認をしながら課題を持って当たらなければいけないというのは認識しておるところでございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。

補講学習というか、課題の中での学習で何とか子供たちが学習に進めるような形を工夫していただいて、任せっ放しでは僕らもそうですけど夏休み宿題もらってもなかなかしないっていうのが現実でありますんでまたしていただきたいと思います。

もう一つは、情報発信についてです。もし何か発生した場合は当該校の中では保護者説明会なりされると思うんですけど、ほかの学校の親や生徒についてはうわさが広まるという、ただ学校名を出すというのはいい悪いというのは両方あってなかなか難しいんですけど、やっぱり分からないまま根拠のないまま広がるっていうのもよくないなというふうに思うんですけど、その辺はどういうふうな線引きをされてるのかお聞きしたい。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 基本的には当該校の保護者様に向けては一斉にメール等を通じて情報発信をしております。

また、公に発信する場合につきましては、発信するための公開の基準というのを定めさせていただきまして、保護者さん、またホームページ等でもその内容を掲示させていただいておりますので、その基準に合わせて発信させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。

その基準また僕も今知りませんので確認したいと思います。子供の中なんで不確かなことが広まりやすいのできっちりとしていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございますか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 1点だけ。これだけ両面でかなりの対応を学校の先生方はしていただいている本当にご苦労いただいているのは頭が下がる思いなんですけれども、お子さんに対する安全確保の部分の関連なんですけれども、例えばひとり親の方、ひとり親でなくてもご両親がそれぞれ感染された場合、子供さんだけ家に残ってしまう、そういう場合の対応はどのように考えておられるのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 以前にもそういったご家庭があるんですが、そのあたり、保健所との対応の中でご家族、極端に言ったらひとり親だけでなくともご両親両方が感染されてる場合もございます。親類等おられる場合はそちらっていうことになるんですが、どうしてもそれがおられない場合は保護者さんと一緒に入院というような対応になっているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

それしかないのかなと思うんですけれども、以前でしたら変異株出る前はご高齢の方一番危ないと思っとたんですけど、最近では二十歳の方が亡くなられておられる情報も変異株のほうは出てきておるということもあるので、今のところはそれしかないかなと思うんですけど、まだまだこれからワクチン接種するに当たってどれだけまた変異するか分からないですけども、これからしっかりとやっていただく部分かも分からないですけど、また新たなご検討をいただけたらなというふうにも思うんですよ。

ご両親だけで、もうそれやったら一緒にいう形になつたらしょうがないからお子さんもというたら結局お子さんにうつる、しょうがないやんかという考え方では足りないのかなと思うんで、何かひとつ対応いただけたらなと。子供さんというのはしっかり大人が言ったら守るのが子供さんで、大人っていうのはなかなか守らない部分があるんですけれどもしっかり守っているのに親がなった時点でそういうのは非常にかわいそうだと思いますんで、そのあたりまたさらにご検討いただけたらなと思いますんで、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（芦高清友） ほかございせんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） これも確認なんですけど、今昨年のウイルスの状況が未知であるというときの状況から変わって、今解析も進んで大体正体も分かってきたというところなんですけど、子供さん、また教員の方が感染された場合、今の形だったら学校一斉休業になされてるところというふうな状態なんですけど、これの根拠規定は何でやって休業されてるんですか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 申し訳ございません、根拠となる規定というのは今現在ございません。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） じゃあ、根拠規定なしに休業をやっておられるということなんですか。学校保健安全法 20 条で臨時休業が決められてるじゃないですか、その他 19 条でいわゆる校長権限で出席停止です、これが認められてるということしかないと思うんですけど、それはどういう取扱いをされてるんですか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 申し訳ございません、勘違いしておりました。学校休業に関することにつきましては、今議長おっしゃっていただいたように学校長、こちらのほうで判断をしていくわけですけども、それに基づきまして検査の場合は保健所の指示である一定の期間というのを、通常であれば検査日から結果が出るまでの期間を約 2 日というのを休業ということで設定させていただいておるところでございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 答弁がよく分からないんですけど、学校上における休業というのはもう学校保健安全法しかないと思うんですね。それもまた、緊急の場合はいわゆる学校設置者があってますよね、法律では、それは国に確認したらそれは教育委員会と読み替えていいよと、ここはね、こう言われているわけですけど、ということは教育委員会、市教委にあると。ということは、そこで決定するためには会議も開く、合議制ですから合議も取らないといけないと。だから、前から不思議に思っていたんですけどどこでそれを決めてるのかなって思ってたんですけどね。だから、保健所がそんな指示権限ないでしょ、保健所がそういう指示権限はないと思いますんで、根拠を明確にしておかないと問題になると。

これ一つ参考かもしれないんですけど、奈良県教育委員会の場合だったらこれも確認させてもらったんですけど、奈良県教育委員会も昨年の一斉休業したときは保健法 20 条の措置は取ってなかった、違うんだと、このようなやり方やってましたね。そして、それがじゃあどうし

てできるんだという、合計授業数の日数の兼ね合いで前後若干するけども、休みもちょっと短くなるんだというところで帳尻を合わせるんだっていうことで確かやっておられた記憶があるんですね。

だから、今現在やっておられるのもそういう扱いになっとるのか、それとも学校保健安全法の 20 条に基づく休業なのかそこははっきりしておいたほうがよろしいかとは思いますが、いかがですか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 今おっしゃっていただけてますように、学校保健安全法の中に 20 条、臨時休業の規定がございます。学校の設置者は感染症の予防上必要があるときは臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができる、これにつきましては今議長おっしゃったように設置者というのは教育委員会に読み替えるというのも、多分国だったと思うんですけどもこちらのほうで見解が出てたと思います。

これに基づきまして、保健所の指示というのは期間についてはある一定保健所からその期間が適当ではないかとか相談させていただいて判断させていただいておるところでございますが、この基準にもとの学校保健安全法、こちらに基づいて決定させていただいているという解釈をしております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） じゃあ、学校保健安全法は教育委員会の合議事項ですよ、だから教育委員会と読み替えたなら教育委員会なるわけだから、だから教育委員会事務局とか、または教育長がっていう権限委任をされてないじゃないですか、ということは合議事項なんでその都度、その都度教育委員会開いておられるのかというところとそうじゃない、合議を取ってないですよ、だからそこは矛盾が出てくるのでそこはまた整理しておいてください、よろしくをお願いします。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、4 点目のワクチン接種の現状と今後の予定についてでございます。

理事者から報告を求めます。

滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） そうしましたら、案件の 4 番です、ワクチン接種の現状と今後の予定についてご説明申し上げます。

資料の右肩、資料 5 をご覧ください。

まず最初に、ワクチン接種の現状について申し上げます。

第1回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会後の状況についてご説明申し上げます。

高齢者施設の入所者と従事者の接種状況につきましては、5月9日現在で844名の方に接種を実施しており、入所者の方が452名、従事者の方が392名となっております。

また、844名の接種者のうち、1回目の接種が769名、2回目の接種を終了された方が75名となっております、その75名の方がワクチン接種を完了された方となっております。

なお、高齢者施設につきましては、6月中旬頃には2回目の接種が終了する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清图友） ワクチン接種の現状、医師会の部分のところと、あとまたその今後の予定についてもご説明願えますか。

滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 医師会等の先生方のワクチン接種の状況でございます。5月2日に旭ヶ丘病院におきまして402名の方が1回目の接種を終えられております。また、5月8日、9日には香芝生喜病院におきまして366名の方が1回目の接種を終えられておまして、5月22日には205名の方が接種を予定されてございます。

今申しました5月22日をもちまして医師会等の先生方で希望される方々が1回目の接種を終えられることになってまいります。また、2回目の接種につきましては、1回目の接種から3週間後にそれぞれの病院におきまして接種される予定でございまして、6月中旬までには接種が終了する予定でございます。

続きまして、今後の予定についてでございます。

資料5を1枚めくっていただけますでしょうか。

1枚めくっていただきまして、新型コロナウイルス接種の予約案内と予約日につきましてを基にご説明をさせていただきます。

高齢者の集団接種につきましては、5月24日月曜日から開始するに当たり、予約を開始する案内を郵送いたします。予約の受付は電話や窓口の混雑が予想されますことから、高年齢順に細分化して行ってまいりたいと考えてございます。

まず、資料の中ほどの星印です、90歳以上の方へ5月11日火曜日に既に予約の開始をお知らせする案内を送付しております。予約は13日、本日の9時より受付を開始しております。

次に、2つ目の星印、89歳から87歳の方へは本日予約の開始をお知らせする案内を送付し、来週になりますが18日火曜日より予約の案内を開始いたします。

ただいま申しました2つの星印の年齢階層が現在確定しているところでございます。

また、その他の年齢の方につきましては、要求しておりますワクチンの供給が確定しましたら予約開始を確定することとしておりますが、現在の予定といたしましては86歳から85歳の方の予約開始日は5月20日、84歳から83歳の方は5月24日、82歳から81歳の方は5月27日から予約を開始する予定となっております。

次に、ワクチン接種日につきましては、5月分の予定を資料の裏面に掲載させていただいております。

平日の日中と夜間は保健センターで、土曜日と日曜日は総合体育館で接種となっております。

また、5月24日から27日までの予約可能人数は、開始直後ということでございますので、より安全に接種を実施するために本来の接種可能人数より7割に抑えましての予約人数とさせていただきます。

最後に、ワクチンの入荷でございますが、昨日5月12日に約2,900人分が入荷されてございます。このワクチンは87歳以上の方の接種に係るワクチンとなっております。次のワクチン入荷予定でございますけれども、現在要求しておりますワクチン10箱分、人数で申しますと5,850人分は5月18日に確定する予定となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（芦高 清友） ただいまの報告に対しまして、質問等をお受けしたいと思います。

清川委員。

○委員（清川 希代子） 本日から予約開始が始まったということなんですけれども、このコールセンターは何回線、何名の方が対応されるんでしょうか、教えてください。

○委員長（芦高 清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 10回線設けてございます。常時、保健センターの3階のほうで1室を使いまして7名で対応をしておると、残りの3名については1階の受付のほうで対応しておると、7回線が埋まった場合には1階のほうに回るという形で対応させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（芦高 清友） 清川委員。

○委員（清川 希代子） ありがとうございます。

これは今日から始まったところということですので、この10回線が足りているのかどうかというのはまだ判断はできないかと思うんですけれども、万が一10回線では足りなくなってしまうというときにはすぐに増やすことはできるように準備はされているんでしょうか。

○委員長（芦高 清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 今委員ご指摘の部分でございますけれども、まず最初に説明もさせていただきましてけれども、他の団体で電話がパンクするとかというような状況が報道でもなされてございましたので、その部分を極力避けるために高年齢順にかなり細分化した形での予約の開始をまずはさせていただいてございます。今回、90 歳以上を今日から受付でございますけれども、約 700 名程度が対象になってございます。ですので、他団体で何万人という形の受付を一斉にするんじゃなくって、小出しというか細分化した中で極力その部分を避ける形では対応していきたいなということで、今回こんな形を取らせていただきました。

併せまして、万が一パンクしたときというのも既に業者のほうとも協議はしておるんですけども、なかなか今言うてすぐという対応は厳しいように、一月近くかかるというように聞いてございますので、極力細分化は続けていった中でご不便のないように取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。

分かりませんが、もし足りなくなった場合に一月もかかるかもしれないというのは、かかるのは心配だなとは私も思うんですけども、できるだけこの 10 回線で足りればそれでいいことなんですけれども、もしものときは準備できるだけ早めに、まだ足りているかどうか分からないですけども早めに対応するのは始められたほうがいいかなとは私は思います。

次の質問を続けていいですか。

90 歳以上の方が約 700 名と今おっしゃっていましたが、89 歳から 87 歳、このように細分化されておりますけれども、一応この紙に書いてある 81 歳から 90 歳以上の方、これ全部で何名か教えていただけますか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） すみません、今資料を見ていただいております 90 歳以上のところからそれぞれ今申していきますと、90 歳以上で 742 名、それから 89 歳でこれは 5 月 11 日現在になりますけれども 703 名、86 歳から 85 歳はこちらにつきましては 3 月 31 日現在になりますけれども 778 名、84 歳から 83 歳で 1,056 名、それから 82 歳から 81 歳で 1,076 名となっております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。

それじゃあ、この 81 歳から 90 歳以上の方は全部合わせるとざっくり 5,000 名近くかと思う

んですけども、この最後のページの24日から31日までの予約可能人数、7割に抑えられたということだと思うんですけども、この人数、60人、60人、90人というものを全部足させていただいたら、1,550人だったんです。5,000人近くには全然足りないかなと思うんですね。順調に予約されたら途中で予約がもういっぱいになるっていう状況になるというのをもう想定されているということですか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） ただいま委員に見ていただいております24日から31日、この分につきましては先ほど申しました確定分の90歳以上の方、それから確定分の89歳から87歳までの方、これ合計いたしますと現在で1,445名の方が対象となっております。この部分がワクチンの供給量で今現在確定しております部分なので、合計の1,550人はその部分でこの予約の日で対応できると。

今後、先ほど申しましたように10箱分がまた供給されますので、その状況を見た中でこの6月からその分については改めて予約を設定させていただいて順次受付していくという形を考えてございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます、よく分かりました。

では、この5月18日に予定されているこの5,820名様の方はまだ6月以降ということで、この6月以降の予定はまだ決まっていないというだけのことだったんですね、分かりました、納得しました。

○委員長（芦高清友） ほかがございせんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） いよいよ接種一般の方始まるということなんですけど、今のところ、現状もということなんで、相談内容、もちろん予約とかあろうかと思うんですけど、そういう不安材料の相談とかそんなん多くあるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 現在までの相談内容の多くはやはりいつから開始されるんだというのが主でございます。例えば、心配事の副反応とかそういった内容については相談があったというのは聞いてございせん。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） その副反応の相談があったときにどういってお答えされてるんですか、あ

くまで主治医の先生にお聞きくださいとそういう話になるんですか、どういうふうに対応されている、そこが聞きたいんですけど。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 副反応につきましては、もともと報道のほうでも結構いろんな形で報道されておると、特にアナフィラキシーについてはインフルエンザ、ほかの予防接種よりもかなり高めになっていると、要は 10 万人に 1 件程度発生するかというような報道もございました。

副反応については基本的には県のほうで窓口を設定されておりますので、その分については県の窓口を紹介させていただいていると。接種については、問診票のところに例えば薬をどういった薬を飲んでおられるかとかということについてはかかりつけ医の先生のご意見、要は接種をしていいかどうかという欄もございますので、その辺を確認していただいて接種に来ていただきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） あと、接種されてすぐにアナフィラキシーとか副反応で急変された場合の対応としてはその点も心配される方が多いんですけど、接種会場で、そこら辺の対応というのはどのような準備をされているのでしょうか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 万が一接種の際にアナフィラキシーが起こったという場合も想定いたしまして、今の段階ではもちろん会場内に救護室を設けておるというのは当たり前なんですけれども、消防署のほうにも市の接種の日程のほうを提供させていただいて情報を共有した中ですぐに動いていただけるように、本来であれば接種会場の隣に救急車を待機させていただくというのが一番安心なんですけれども、やはり限られた部分もございますので、常に意識をしていただいた中ですぐに迅速に動いていただくというような情報共有というのはさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 何かあったときにはすぐに対処できるような体制づくりは取っていただけるというように、聞かれたときにそういうふうの説明させていただいていいということで大丈夫ですね。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 最初は、僕もワクチンどうなってるのとよく聞かれるんです、分からない方が多くおられました、広報で毎回出されているんですけど、広報を見られてないのか見ても分からない方もおられるので、その辺の周知をもっと広めるというか説明、話せる人が広めるっていう努力が必要じゃないかなというふうに思います。

あと、コールセンターっていう意味自体が分からないお年寄りもおられますので、もうちょっと丁寧な書き方も必要じゃないかなというふうに思います。

特に、一応タクシーの予算を3,000万円か何か取られているんですけど、タクシー会社が集中してちゃんとタクシーに乗れるかなというふうな不安があるんですけど、高齢者の方は家族と一緒に来ないといけないので土日に300人、300人になっているんですけど集中するので、この辺どういうふうなタクシー会社との話になっているのかなというふうに思いました。

○委員長（芦高清图友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） タクシー業者さんにつきましては、香芝市内だけでなく中和の圏域の業者さんに対応のご協力願っていますので、ただ配車の確保ができてののかというのはそれはもうあくまでも都度電話の予約になりますのでということです。

○委員長（芦高清图友） 中井委員。

○委員（中井政友） 各市始まりますのでかなり競合するんじゃないかなというふうに思いますのでその辺が不安ですし、広報のとも 65歳以上の方はここにも書いてる、まだですってなってますけど、この80以上の方はまだ表示があるんですけど、いつまでも待たれる方もおられるし、この議事録見たら75歳以上にしてもっと細かい区切りをしたらどうかっていうのも議事録の61ページに載ってるんですけど、そういうふうにしないと待たれてたり、すぐにもうワクチン始まった、自分はって思われる方もいてるんで、もうちょっと細かくしていただかないといかんのかなというふうに思います。

それから、交通券は前も議論があったんですけど会場に着いたときに判こ押すなりここに来ましたよっていうような感じにならないと無駄に予算が使われない、そういうことは特に起こり得ないんですか。

○委員長（芦高清图友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） さきの2号補正のときにもご説明させていただいたとおり、これワクチン接種専用のタクシー券ではございませんので、経済対策としても一般利用できるものとなっておりますので、そこについては認識を改めていただきたいとします。

○委員長（芦高清图友） 中井委員。

○委員（中井政友） すみません、そのときの意見で言えばよかったですけど、無駄にならないようにというふうに思いましたのでそう言わせていただきました。

あとは、個別の接種もまだ今検討中ということです、各医院の、早めていただかないと先ほどのように待つ方がおられて、ほんでまた新たな年代の方が増えていくともう三角形に釣鐘状に人口おられるんで大変なことになってなかなかみんな電話するけど、先ほどじゃないけど電話つながらないというのが予約できないという不満だけが多くたまって苦情が来るということが想定されると思うんです。

その辺、もうちょっとこの予定表、まだ発表できないということなんで発表されていないんですけど、これやったら 31 日、6 月はどうなってるのと、なるべく早く、ホームページも今一面に出されてて見やすくなったんですけど、それと戻りますけどこのことが分かる、あるいは説明できる人をもっと自治会の掲示板に貼るとか言える人を増やすとかしないと。もう個別に聞かれるんですよ、私まだなのって言って。僕もこういう表を持ってて説明したりもしてるんですけど、そういった努力をしていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 予約の方法はいろいろあるかと思うんですが、今は主に電話での予約についてなどの話がありましたが、視覚、聴覚にそれぞれ障害をお持ちの方、それから知的、精神的な障害をお持ちの方、あるいは在宅で認知症の介護を受けておられる方等、それらの方に対する予約の方法の配慮というのがあれば教えてください。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 予約の方法でございますけれども、先ほど申しましたように基本的には電話予約、または窓口へ来ていただいた予約というような形を取らせてはいただいておりますが、あとファクスによる受付というものができます。耳の不自由な方に対してはファクスを利用していただければなと思っております。

それとあと、LINE です、LINE による予約のほうもできるようにスピードを上げて近いうちにLINE による予約もできるような形で今取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 平山部長。

○福祉部長（平山訓徳） 視覚障害の方への対応ということでございます。視覚障害をお持ちの方につきましてはヘルパーさんや家族がおられることもございまして、通知文書につきましては特別な仕様は必要ないという旨を障害をお持ちの方に確認を行っているところでございます。

予診票の事前送付や当日の接種会場での案内、誘導、必要に応じての代筆等の支援が必要と

なってくるわけではございますけれども、こちらにつきましてはワクチンの接種推進チームの中で支援について協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） ほかございせんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） すみません、この接種が 24 日から実際に始まるんですけども、予約された方がご高齢のために全員来られるという保証はないと思うんですよ。もう全く連絡もなしに来られない方、例えば 24 日当日に連絡してきていただいた方については日にちを変えてほしいというのは、例えば 24 日になった時点で次の日程的にはもう決まってる状態になってるんでしょうか。それで日にちの変更は可能であるとは思いますが、例えば全く連絡してこられない方へのフォロー等はどのように考えておられるか教えていただけますか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 予約の変更につきましては、基本的にはできます。ただ、冒頭申しましたようにワクチンの供給によりますのでしばらくお待ちをいただくようなことになる場合もあるということだけは理解はしていただかなければならないのかなというふうに思います。

連絡なしに来られないというのは基本的にはあまり好ましくないんですけども、来ていただけるような案内のほうはしていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、24 日からのこの日程が決まってるんですけども、今この決まっている状態で例えば医師関係とか看護師の関係の方の人数、もうばんばんなかまだ余裕があるのか、そのあたりは把握されておられるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 24 日から開始いたしますのは、保健センターのほうで接種を開始すると、レーンとしては注射をされる先生、一応 3 名ということで問診の先生が 2 名という形で、それから、すみません、詳細な人数までは把握していないんですけども看護師もそれに対応する部分というのは全ておられますので、あくまでも保健センターの中で接種を想定している人数というのは今現在は全ていけておると、ただあくまでも医師会の先生方の協力を得た中で進めているという形になってございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） いや、結局聞きたいのは今この 24 日から決まっている分で全体で 1,550 ほどなんですけれども、金曜日抜けてますよね、接種が。これを、例えばワクチンがどっ
と入ってきたときにこれを増やすことが可能なのかいうところを聞かせてもらいたいですけ
ど。

○委員長（芦高清图友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 保健センターの接種のレーンというのは先ほど申しました会場の広
さがございますので、今 3 名体制で接種をしていくというのはそれがもう限界と考えてござい
ます。

あわせて、28 日に実施しないというのは通常保健センターの施設を使いますので、通常の
事業、保健センターの従来からの接種事業もございますので、そういう従来からの接種事業なり保
健センターの事業がある場合は接種ができないという形で、その部分も見た中で日程を組ま
せていただいております。

以上でございます。

○委員長（芦高清图友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） 最後、よく報道等でもされていますけれども、香芝市として 65 歳以上
の方の接種をいつまでに終わりたいなという、当然ワクチンの入ってくる数にも左右されるん
ですけどこのあたりぐらいまでには終わりたいなという目標はございますか。

○委員長（芦高清图友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 非常になかなか今の部分についてはご答弁するのも難しいところか
なと思うんですが、まずは 65 歳以上の方のワクチンにつきましては 6 月末までには供給する
ということで我々も情報は得ておりますので、その部分についてあとは供給量を見た中で日程
をしていくというのが今ご答弁できるところなんですけれども、当初我々も 9 月末というのは
一旦目標のところに置いてスタートはしたんですけれども、ワクチンの供給量によりましてそ
の辺がずれ込んでいくのかなという部分は今思っているところです。

以上でございます。

○委員長（芦高清图友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

非常に難しいかと思うんですけれども、あとまた 65 歳以上の方がメインになっておるん
ですけど、自分たちも含めて 50 代、40 代の方もいつなるんやろうと待っている方がたくさんお
られると思うので、分かり次第、大体ワクチンの供給量が安定してきた状態とかで分かる範
囲であれば大体これぐらいまでには何歳ぐらいの方いけますとかそういうのを出示しただけ
たら非常にありがたいですよ。

中井委員も言っておられたように結構電話がかかってくる部分もありますんで、そのあたりのPRの方法も以前から話させてもらってますようにうまいことやっていただいて、市民から分かりやすい方法でお願いしたいと思いますので、併せてよろしくお願いします。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 今委員のご指摘の部分も十分に考えた中で、少しでも情報が提供できるように我々も考えて対応していきたいなど、丁寧に説明をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

最後に、その他についてでございます。

何かございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 前回のときも言ってたんですけど、香芝市のLINEなんですけど、今割とコロナの関係、時短の協力のやつとかいろいろ送ってきていただいているんですけど、ちなみに昨日見たら3,979人の登録されてるような状況なんですけど、これ僕にしたらまだまだ少ないのかなと思うんですけど、その点答えれる人っておられるんですか、おられない。1点だけ。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） SNSについての発信については積極的にということでございます。コロナのワクチン接種のご案内にQRコードを貼付させていただいた関係から登録者のほうはかなり増えているのかなというふうに思っておりますけども、よりたくさんの方に知っていただけるように私どもとしても様々な手だてを打っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） これは市内だけでなく関係なく多分できると思うんですけど、ちなみにこれ市の職員さんも全員登録してあるっていう判断をしておいていいんですよね、もちろん。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 私もそのように信じております。ちなみに、私は登録いたしておりますけれども、そのことも含めてしっかりと発信してまいりたいと思います。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） せっかくなんで日々の感染者、いろいろ出していただいて奈良県と香芝

市の毎日の感染者数だけでも毎日発信していただくことってできないんですか、それも一つの危機感を持っていただくとか気をつけなければいけないとかいろいろ思っていただけの部分でもあると思うんで。

せっかくこのLINEね、こっちからホームページ開いて見ないといけないっていうんじゃなく送ってきていただいたらその確認はできると、ただあまり多過ぎるともうだんだん開くのが嫌になってきてしまうんですけど、毎日のそれやったら毎日確認しようという意識にもなっていていただく中でワクチン接種のこととかそういうことも送っていただいたらそれができるのかなど。

ワクチンだけとかコロナだけの専用のあれではないとは分かっているんですけども、今はそれも必要じゃないのかなと、その点いかがですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 今委員がおっしゃったように多過ぎるとみんなフォローをやめられるといったようなリスクもあるということで、そこは担当者のほうも慎重になっているということは聞いております。

ただ、有効な情報であれば積極的に発信するということについてはこれをしているところを十分私どもも理解できますので、そういった中で一番いいバランスで発信する方法というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 一番市民の方も知りたいところだと思うんですよ、奈良県何人で香芝市はほんまは何人なんっていうところはみんなそういうところへ行くと思うんで、一番リアルに知りたいとこだと思うんでぜひ、その部分って多分知れてると思うんで、入れても、今日の感染者、奈良県何人、香芝市何人だけなんでぜひよろしく、早くよろしく願います。

○委員長（芦高清友） ほかがございせんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかにないようですので、これで打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、次回の本委員会の開催については日程の調整等を行い、後日連絡させていただきます。また、本日の審査の概要について、後日、本会議におきまして委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 本日は、長時間にわたりましてご審議を賜りましてありがとうございます。
す。

委員の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、真摯に受け止めまして、より一層市民の皆様への安全・安心の向上に努めてまいります。今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○委員長（芦高清友） それでは、本日はこれもちまして本委員会を閉じたいと思います。皆様、大変にお疲れさまでございました。散会いたします。

閉議 午前11時33分

香芝市新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和3年6月14日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 第4波におけるこれまでの対応及び今後の対策について
 - (1) 現状について
 - (2) 時短要請等について
 2. 学校における子どもたちの安全確保等の取組について
 3. ワクチン接種の現状と今後の予定について
 4. その他

開会 午前9時00分

○委員長（芦高清友） おはようございます。

委員の皆様、理事者の皆様には早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

担当所管部長をはじめ所長、そして理事者の皆様には第4波における感染症対策、またワクチン接種等で連日にわたりご活躍いただいておりますことを心よりお礼を申し上げます。

本日もスムーズに議事進行できますようご協力をお願い申し上げまして、冒頭の挨拶といたします。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 皆様おはようございます。

本日は早朝より新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

感染者数も落ち着いてまいりまして、県において発表された重症対応病床そして入院病床の占有率ともに緩和されている状態です。こうした状況の中でも引き続きましてワクチン接種をはじめとした感染予防対策や事業者の皆様への支援策などをしっかりと進めてまいりたいと思います。本日はこうした対策に関して調査をいただくわけでございますが、よろしく願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

○委員長（芦高清友） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから第3回香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願いを申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてください。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしく願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭をお願いいたします。

清川委員より欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようですので、上田井委員、筒井委員をお願いいたします。
それでは、本日の案件に入りたいと思います。

本日の案件については、お手元に配付しているとおおり、1点目として第4波におけるこれまでの対応及び今後の対策について、まず現状について、そして時短要請等について、2点目として学校における子どもたちの安全確保等の取組について、3点目としてワクチン接種の現状と今後の予定について、4点目としてその他についてを審議いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

なお、審議の都合により、案件3. ワクチン接種の現状と今後の予定についてを初めの議題としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、異議ないようでございますので、案件3のワクチン接種の現状と今後の予定について、まずは理事者から報告を求めます。

児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ワクチン接種の現状と今後の予定についてご説明させていただきます。

まず、ワクチン接種の現状につきまして、第2回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会以後の状況につきましてご説明いたします。

資料3をお願いいたします。

3枚目の高齢者接種状況をご覧ください。

集団接種の予約につきましては、予約開始を高年齢順に細分化して実施しており、6月8日時点におきましては72歳以上の方の受付を開始している状況で、対象者1万1,769人中、予約者は8,973人で、予約率は76.2%でした。集団接種会場での高齢者への接種は、5月24日より開始しております。6月8日現在の数値となりますが、6月8日までに保健センター、総合体育館を含めて15日間接種を実施し、4,067名の高齢者の方が接種を受けておられます。

次に、高齢者施設の入所者と従事者の接種状況につきまして、6月8日現在で入所者776名、従事者720名に接種を実施しております。また、そのうち2回目の接種を完了された方は1,029名となっており、68.9%の方が2回目まで完了されております。高齢者施設での接種につきましては、現在、入所者以外に集団接種会場への来所が困難な方の高齢者施設に併設するデイサービス利用者の方へ対象範囲を拡大して対応しております。集団接種、高齢者施設での接種を含めました6月8日時点での高齢者接種実人数は4,843名という状況でございます。

次に、資料はございませんが、個別接種につきまして報告をさせていただきます。

医療機関での個別接種につきましては、高齢者接種を7月末までに終了するために医療機関におきまして個別接種も並行して実施していただき、接種可能な場所や機会を増やしていく必要がありますので、医師会と協議の結果、医療機関での個別接種を集団接種と並行して実施していくことになり、準備が整った医療機関から6月7日より開始しております。個別接種実施医療機関は香芝市医師会54の医療機関中28の医療機関でございますが、診療への影響を最小限にとどめるため、接種可能であることの公表を希望せず、かかりつけ患者のみ受け入れる医療機関が多い状況となっております。公表を希望されない医療機関にお問合せが多数寄せられますと診療への妨げになりますことから、市民の方々への周知方法につきましては医師会と調整している段階でございます。医療従事者接種につきましては、936名の希望者に対して旭ヶ丘病院、生喜病院で接種を実施してまいりましたが、6月12日をもって病院での接種スケジュールは終了いたしました。2回目の接種日程が合わなかった方や新たに医療に従事することとなった方に対しましては、随時集団接種会場に対応していくこととなっております。

次に、今後の予定についてご説明申し上げます。

資料の2枚目の新型コロナウイルスワクチン接種の予約案内と予約日についてをご覧ください。

高齢者施設以外の高齢者に対する集団接種の予約につきましては、年齢順に細分化して予約受付を開始しておりますが、左端の星印がついている年代は予約を開始している年代で、現在71歳以上の方の予約を開始しております。明日の6月15日から70歳の方の予約を開始し、高齢者の最後の年代である65歳の年代の方は6月23日から予約受付を開始する予定となっております。高齢者の次の接種順位となるのは、基礎疾患を有する者、介護施設従事者となっております。また、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し接種の加速化を図っていくため、令和3年6月21日から企業や大学等において職域単位でワクチン接種を開始することができるようになったことを受けまして、本市におきましては64歳以下の対象者約5万2,500人に対しまして6月末から7月上旬にかけて接種券の送付ができるように準備を進めております。その方々の集団接種の予約につきましては、ワクチンの供給量にもよりますが、高齢者の方々

と同様に、基礎疾患を有する者につきまして7月中旬以降より年齢を区切って、またそれ以外の一般の方は8月中旬以降、年齢を区切って予約を開始したいと考えております。また、高齢者の方への接種と同様に、ワクチンの供給量に合わせて年齢を区切って予約受付を予定しておりますので、対象者には予約受付開始の案内も行っていきたいと考えております。

最後に、1枚目の資料にお戻りください。

ワクチンの入荷ですが、6月13日に約4,680人分が入荷されました。次のクールのワクチンの供給は、奈良県全体へのワクチンの供給が抑えられたことから、6月末に入荷予定のワクチンは約2,900人分と、要望いたしました数量が確保できない状況となっております。64歳以下の接種につきましては、職域や市内外での医療機関での接種が増加することにより、ワクチンの必要量の把握、供給量の見通しが難しくなることが予測されますので、慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） ただいまの報告に対しまして質問等をお受けしたいと思います。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） すいません。自分で計算したら出るのかもしれませんが、結局、資料によると、香芝市の65歳以上人口が1万9,400人、これは1枚目に書いてある数字ですね。それに対して、現在1回目接種終了が4,500人、2回目まで終わったのが1,030人ということで、こうなるとちょっと分かりにくいんですが、要は65歳以上人口に対してワクチン接種が済んだ人は何%かっていう数字がよくNHKの報道なんかテレビでも毎日やってるんですが、香芝市はたしか28とか何かそんな数字が出てたような気がするんですけども、ざっくり何%ぐらい今済んだと考えたらよろしいのでしょうか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 今、県のほうで県内の分を統括して集計されておられます。それによりますと、高齢者人口につきましては令和2年1月1日の人口というところで計算をされておまして、1回目接種率、香芝市は28.4%というふうになっております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） その数字は計算の仕方が統一されてるものと考えて、県内他市と比べて香芝市は順調に進んでいる、その数字が多いのか少ないのかというところ辺は、もちろん競うわけではないですけど、早けりゃええとか多けりゃええというもんじゃないというふうにはもちろんそれは思ってますけども、ある程度市民の方々にも安心していただく材料として、スムーズに進んでいるということならば、それが他市に比べて多い数字なのかどうかというところ辺はいかがですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 12市の平均が24.7%、県平均では28.5%となっておりますので、香芝市の28.4%は順調にいったるかと考えております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） ということで、県内他市との平均的な数字ということで、今スムーズに順調に進んでるといふふうに考えたらいということですね。分かりました。

今報告の中にはなかったんですが、私もかかりつけのお医者さんなんかに行って協力的にいろいろ話をさせていただく中で、予想されていた確率よりも多く副反応、少し重い目、重篤な感じの副反応であるとかアナフィラキシーショックが出てるといふようなことを少し小耳に挟んだんですけども、それが事実かどうかというところ辺は、具体的なデータというのは今んとこないので、把握されてる範囲の中で、重篤な副反応、それからさらにその中でも特に怖いアナフィラキシーショックっていうのは、その発生例というのは認められますか、発生数も分かれば。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 集団接種会場におきましては、重篤なアナフィラキシーは発生しておりません。ただ、介護施設の接種におきまして、1名アナフィラキシーが発生しまして、救急搬送をされた事例がございます。ただ、その方は入院せずに、処置の上、その日のうちに軽快されているというふうに報告を受けております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 重篤な副反応はないと、それからアナフィラキシーも重篤にならずに済んだということですね。それも僅か1名であると。もちろん僅かって言ったらその方本人にとっては自分自身のことですから大変なことなんですけど、全体としての中においては1名であるということで、その辺の市民の方々に対する広報ですね、出たのは出たんで事実やと、せやけど1名であるということに関しても、それは確率的に、私はちらっとかかりつけの先生からちょっと出てるといって、思ってる以上に出たみたいなことを言われたんで心配したんですが、現実にはそうではなかったと。ならば、それもしっかりと広報して不安を取り除いていただくという、そういうところ辺の広報をしっかりしていただけたらなと思います。

すいません。64歳以下の接種計画について今ちょっと話がありました。64歳以下についてもクーポンの発送について今報告があったと思いますが、今これも世間で話題になっているのは下ですね、若い人、何歳まで接種する、若いほうです、下の下限ですね、年齢の下限は何歳までその接種券というのは配付されるんですかね。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 現在ファイザー社のワクチンを使用しております。そのため、12歳以上の方に対して接種券を送る予定としております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） これは報道でももちろん理事者側の方も当然把握されてると思いますが、高校生に接種しようとしたら心ない、間違ったというか、間違ったというのもあるのかな、非常に心ない言葉で若い子供に接種するのは間違ってるのか殺す気かとかというようなひどい言葉を使って抗議の電話があったという自治体があったということが報道されてるわけですが、その辺も当然 12歳まで接種券を配れば集団接種会場において大規模接種センターとかそういうところでは空きさえあれば行ってしまいうわけですから、そのときに市民の方々に対して十分に理解してもらえる、そういうそのための広報、情報発信というのをしっかりやっていただいて、誤解であるとか、あるいはその誤解から生じるそういう間違った行動であるとか、そういうことのないように、その辺は十分に市として注意していただけたらなというふうに思いますので、ご配慮いただけたらと思います。

それから、ワクチンの配分が奈良県全体で抑えられたから、希望したよりも少なく、6月29日に入るのが5月や6月前半に入ってたのよりも少なくなるというのが、これはどういうことなんですか。私はこれはちょっと理解し難い。これはもちろん県に対してしっかり要望していかなあかんですけれども、奈良県全体に入るのが少なくなったから、奈良県内の全市町村で配分が少なくなったんですか、それとも香芝はもうちょっとゆっくりやってということで抑えられたとか、そんなことはないのかなと思うんですけど、そこはなぜそんなことになったんですかね。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 高齢者に対するワクチンの量というのは、各市町で決まっております。本市におきましては、前回のクールのとときに少し多めに要求をして、その分入ってきているという状況になっておりますので、トータルとしては最終減ったというよりも、要求した量より少ないけれども、高齢者分を打つ分は入ってきているという状況でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） そうすると、打つって今1日どれぐらい打っていったのか、分からないですけど、限りがありますよね。あれは入ってくるワクチンが、例えば次回入ってくる分はちょっとだけ少ないけれども、今までのストックも合わせて、ワクチンがないから打つのが止まるというようなことは決してないということですよ。そういうのはもう今、言うたら完全に計画どおり実施できるだけのワクチンはあるということですね。それでよろし

いですね。それはいいです。

気になるのは、私は予約の窓口、電話と、それからその現場と、それから保健センターと、それから体育館の集団接種の現場と見させていただいたんですけども、非常に職員の方々が一生懸命やられてスムーズに進んでる場面はよかったですけども、ただ早朝それから夕方、勤務時間終了後ですね、それから土日祝についての出勤、それは大変厳しい状況で頑張っていると思うんですが、基本的にはその予約及び接種に関する業務は健康部、福祉部、その職員さんが中心となってやっておられるんですか。そういう時間外勤務について。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 中心となるのは保健センター及び接種チーム員という形になりますけれども、各職員の方にはご協力をいただいております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） その辺、時間外勤務の累積時間数ですね。例えば、一番過重な負担がかかっている人で先週や先々週やというところ辺りで週最大何時間ぐらい時間外勤務があったとかそんなんは出てますか。

○委員長（芦高清友） 井原次長。

○企画部次長（人事課長事務取扱）（井原佳昭） 失礼します。時間外勤務でございますが、まず本市の接種の推進体制、ここについてもご説明させていただけたらと思います。

まず、今回のコロナワクチンの接種推進体制の経過でございますが、まず令和3年2月1日に第1次として14名の職員に対して併任辞令させていただいております。これにつきましては、保健センターの職員7名、それ以外の所属より7名。令和3年4月1日に第2次としまして新たに4名の職員を任命しました。それと、接種推進チームとして保健センターの職員8名、それ以外の所属より10名、そして保健師、看護師の13名の職員を補助員として総勢31名の体制を整えております。

この31名に関しまして時間外勤務というところでございますが、4月についてはこの31名で582時間、コロナワクチンに対しての時間外勤務が発生しております。5月でございますが、接種が開始されるというところで、同じく31人で1,171時間が発生しております。4月、5月については時間外勤務については以上でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） すいません。5月が1,171時間で31人ということは、平均しても30時間以上、40時間近いのか、もう。そこ時間外ですよ、月で。これは、それが多いのか少ないのかというたら明らかに多い数かなというふうには思います。その仕事についてももちろん、今、所長からも他の部署からも応援に来てもうてるとい、そういう話は当然ありました。人

事課のほうからも、そういうチームを組んでということで今報告があったわけですが、どうな
んですかね、もちろん専門的なことはそれぞれ専門部署の専門的な知識を持った人というところ
はあるかもしれませんが、ただ受付とか誘導とかっていうだけやったら、言うたらそういう
専門的な知見のある人でなくても全然大丈夫だと思うので、例えば休日出勤であるとかって
いうようなところは全庁体制でほかの部署からも応援、割り振りをして、ちょっとでも直接の所
管のところが休んでもらえるようになっていう、そういう全庁体制の応援、休日、時間外勤務の
偏りを減らすために全庁体制の応援ができる、そういう体制は組んでるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 井原次長。

○企画部次長（人事課長事務取扱）（井原佳昭） 失礼します。先ほどの説明の補足ですが、
も、現在、集団接種につきましては平日の午後、平日の夜間、土曜日の午後、日曜、祝日午前、
午後という形で行っておるんですけど、平日の午後につきましては 13 名の職員を誘導、案内
等、そういった事務に充てております。あと、夜間については 14 名、土曜日については午後
6 名、日曜日の午前、午後それぞれの枠に 6 名ずつで 12 名ということで、接種会場での誘導、
案内等につきましては事務職員をそこに充てております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） そういうふうに体制を組んでいただいているということで、少しでも今の
この過重な大変な状況を一部に仕事の偏りのないように考えて配慮していただけたらというふ
うに思いますので、よろしくお願いします。

それから、確実に代休といたしますか、だから時間外、もちろん金銭的な保障というのは当然
その時間外の給与はあると思うんですが、休日等についての出勤、あるいは夜間等の出勤につ
いてはできるだけ確実にしっかりと代わりの休みを取れるようにということら辺はしっかりと
保障していただけたらというふうに思います。

すいません。個別のことについても聞きますが、個別接種の病院名を公表してないというこ
とについては理解できました。私は何で公表されへんのかなと思うてたんですけど、かかりつ
けにおいてかかりつけの患者さんに対してっていうことだということですので、その説明はそ
れでいいんですが、そういう個別接種をしている病院に対するワクチンはどういうふうに配分
してはるんですか。その配分の仕方というのはどうなってるんですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） ワクチンにつきましては、事前に医療機関のほうから予
約者に対するワクチンのバイアル数というのを確認いたします。火曜日、金曜日に分けまして、
週に 1 度医療機関のほうに配送を行うということになっております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） そうしますと、そのワクチンの保存、保管っていうのは、それぞれの医療機関は当然極低温の冷蔵冷凍庫もあるし、それから打つ日っていうのは週に1回か2回かというようなそういう状況で、問題なく保管されてるということでよろしいですね。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 医療機関のほうでの保管は、冷蔵という形になります。ですので、いろいろなワクチン等を取り扱っておられますので、その管理につきましては対応していただけるものと考えております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 個別接種の場合、例えば1バイアルで6人分だから、最近では7人分も取れる特別な注射器とかというのもこれも報道でやってましたが、その辺はあまりにも特別な最新とつぴな情報なんであれなんですけど、6人仮に1バイアルで取れるとして、ちょうど6の倍数の予約人数がそろったら1本いくみたいな、そんな話なんですけど、余ったりとかっていう、その余りの処置というか、それは当然場合によってはどうしても無理で廃棄される場合もあるんじゃないかと、どういう扱いになってますか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 予約につきましては、1バイアル6人分という形で予約をお取りいただきます。ただ、体調不良等いろいろあるかと思いますので、余剰ワクチンが出た場合につきましては現時点ではその他の65歳以上の方に接種してもらうようにというところでお願いをしております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） その他の65歳以上の方というのが気になるんですけど、それっていうのは急に空いたら急にその65歳以上の人を探すんですか。そこは、例えばこんな人がおったんですよ。もう予約取れてんけど、大分先やねんと。ちょっとでもキャンセルあったら早う行きたいねん。そんなキャンセル待ちとか情報入らへんのかとかっていう、そんな急いでる人もおって。いや、もうそんなんはごめんなさい、我慢してくださいっていうては言うたんですけど、実際のところ、今の話で65歳以上の人を急に探すんですか。そこはどんな感じになってるんですかね。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 医療機関におきましてもその点につきましてはどのようにしたらいいのかというところでお考えいただいているかと思います。ですので、かかりつけ患者さんの中でもしキャンセルが出たらこのときには急をお願いするかもしれないというふうな

ように、予約は入れているけれどもちょっと前倒しして来てもらえないかというような、そのようなお知らせをしていただけるといふような医療機関もあるかと聞いております。

○委員長（芦高 清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 打たれるべき人のリザーブを持ってるということですか。ということは、なかなかキャンセル待ちでっていうことをするというのは難しいですよ。それもあまり考えんほうがええ。分かりました。すいません。

あと最後に、県のほうで奈良市と橿原市に奈良県としての大規模接種センターを設置するという話が情報だけちらっと入ってきてるんですが、この辺は実際、事実具体化されるものなのかと、その情報についてはどういう形で今、市としては把握されてるかというところだけ最後お願いします。

○委員長（芦高 清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） その点につきましては、県からの情報につきまして具体的には何も市のほうには情報は入ってきておりません。

○委員長（芦高 清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 何もないんですか。副市長、何もないんですか。いいですか。

○委員長（芦高 清友） 小林副市長。

○副市長（小林 悟） 今の件ですけれども、最新の情報ということで今朝私が県の担当者に問い合わせしてみたんです。そうしましたところ、県では検討中ということで、やる方向ではあると思うんですけど、そこは検討をまだされてて、具体的に出せる状況ではないということです。ただ、近々ってどれぐらいのスパンか分かりませんが、当然そういう情報が市のほうにも来るということで、求めていきたいと、そのように思ってるところです。

以上でございます。

○委員長（芦高 清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） まだ全然検討中ということですね。また、もちろん情報が入れば当然あれだと思いますが、いや、それは実はさっきの64歳以下の人たちに対するクーポン券の発送と関わってまして、今大阪でやってる大規模接種センターも大阪府と京都府、兵庫県に限らず全国から受けるというような話に今なってますんで、当然、奈良県からでも行ける状況になってますから、接種券さえ配付してしまえばそこへぽっと行く人も出てくるやろうというふうには考えてます。奈良県のほうでも県としてそうやって設置すれば当然行きやすくまたなるだろう、近い人も行くの増えるだろうというふうに思いますので、迅速にまた対応していただきましたらと思います。

いろいろとたくさん聞かせていただきましたけども、取りあえず今スムーズにいったるとい

うこと、今順調にそうやってできてるということをそれはしっかりと情報発信をしていただいて、市民の方々に慌てず落ち着いて、今順調にいつてるということをしっかりとアピールしていただいて、安心していただくというようなところの情報発信をしっかりとやっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 今、筒井委員の質疑で何ぼか出てたんですけど、接種券に番号がついてるので、香芝市内だけでなくいろんなところでもし受けられた場合は、これだけの数が今配った数の中で接種されてるといのは保健センターで把握できるようにはなってるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 全国でいろいろな接種ができるという形にはなりません。ですので、その情報につきましてはVRSという機械で一旦国のほうに集約をされます。その結果として最終的には香芝市のほうにも分かるようにはなるとは思うんですけども、今現時点で全数を把握するという事は困難な状況となっております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ということは、少しづれが出てくるわけですね。今言われてるのは、いろんなところで接種できるようになってるので、ほかの県とか市はいいとか、不公平感が出ないようにっていう、そういう気持ちのある方がおられるんですよ。もう一つは、対象者の中でも今もらったやつでも受けられてない、既にもう受けれるんだけど受けられてない方がどうして受けられてないのか、自分で行かないとされてるのか、分からないのか、その辺、ずっと対象者のままの方の様子もできたら聞けるようにしたほうが親切じゃないかなというふうには思うんですけど、その辺の考えというのはどうなんでしょう。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） ワクチン接種につきましては強制的なものではありませんので、その点につきましてはご自身の判断によって接種していただくものとなります。香芝市民の方の全数の方にそれを忘れてるのではないかとかというところで促すというところでは困難なところはあるかと思えますけれども、周知のほうはしていきたいというふうに考えております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 家族がおられて息子とか娘に言われたりしていただいて受けられてる方もおられるんですけど、特に一人暮らしの高齢者の方はなかなかスマホも難しいし、情報自体があまり把握されてないところもあるので、その辺がどうか悩ましいとこだと思うんですけど、

例えばいろんな情報を公民館とか自治会の掲示板に貼るようにすれば、ある程度しっかりとそういう情報がいくんかなというふうに思うんですけど、何人かはできない、あるいは知らない方もおられると思いますんで、その辺の周知の仕方をもうちょっと工夫していただいたらなと思います。

それから、続けて違うことを言うんですけど、今テレビとかで副作用のことが割と取り上げられとって、心配されてる方もおられるんですよ。その辺、きちっと対応できますよとか、自分で気をつけてくださいとか、かかりつけのお医者さんと十分相談してくださいねと、同時にね、ワクチン接種を進めるけども、同時に副作用に対する対策をすれば大丈夫ですよというような、そういうことをしないと、私は受けませんという方も確かにおられるんですよ、心配してね。それが過大に思われてるのかどうか分からないんですけど、その辺の対策も取っていただいたらなというふうに思うんですけど、どうでしょう。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 副反応につきましては、接種していただいた後にも県の副反応コールセンターのご案内であったりとか、そういうふうなことはさせていただいておりますので、副反応、発熱等出やすい状況にあることは皆さんいろいろ報道とかでご存じかと思っておりますので、その点につきましてはコールセンター等で対応し、かかりつけのお医者さんに行ってくださいという形にはなります。それ以前に、副反応が怖いので接種を控えるという方に関しましては、案内のところにもこういう副反応は出ますというところでは周知はさせていただいております。ただ、そこを押して不安がある中で接種していただくというのは私どもの本意なところではございませんので、しっかりとその点を理解していただいた上で接種していただくというふうに考えております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ある程度の周知して理解していただくという、過大に不安をあおってもいけないという面もちろんあるんですけど、心配されている方が結構テレビとかでやってますので、頭に中に入れておいていただいたらなというふうに思います。

国のほうでは10月半ばまでというふうに言ってるけど、本当にできるかどうかは市としたらまだ分からない状況やと思うんですけど、この供給量の判断というのは、前段のほうに言いましたけど、県でされてるんですかね、香芝市でどうのこうのという問題ではないんですね。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 現在、高齢者の分につきましては、高齢者の人口割というところで、まず県で全体数が決まっております。その中で、市町村割という形の考えとなっております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ということは、いろんなこれから会社とかでも始まるけれども、基本としたら人口割が基本で、各市に平等にしているというふうに考えたらいいんですね。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 今後、職域等の接種が始まってきた段階におきましては、ワクチンの流通というのがまだ不明確な状況ではあります。ワクチンの種類につきましても、ファイザー社と、あとモデルナ社、職域等に関しましてはモデルナが採用されるというふうに聞いておりますので、まだワクチンの流通経路につきましては県のほうからきちっとした計画等をお聞きしておりませんので、分からない状況ではあります。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 本当に毎日ご苦労さまでございます。

まず、お聞きしたいのは、高齢者、65歳以上の方も多分先週発送が終わったと思うんですけども、まだざっくりでいいんですけど、何%ぐらいの方が、いや、私は打ちませんというのを何かつかんでおられる情報ってありますか。実際に届いてるけども打っておられない数というのは掌握はできるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 予約率というところから見させていただきますと、3枚目の資料にあります対象者累計というものは高齢者施設等の接種の方を除いた数になっておりますので、そこから見させていただくと約76%になっておりますので、8割弱の方が接種を希望され、あとの2割の方が希望されていないという状況になっております。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、今65歳以上の方、高齢者の方々へのワクチンは、県に入ってくるのはずっと一定なんでしょうか。それと、今度64歳以下の方に対してのワクチンの県に入ってくる数は増えたりするんでしょうか。そのあたり、分かっている範囲で結構です。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 65歳以上の方のワクチン量につきましては、県全体の人口、65歳以上の人口という形で一旦試算をして分配されております。64歳以下の方につきましては、まだ分からない状況とはなっております。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございました。

今、高齢者の方々中心にワクチン接種で本当にばんばんやと思うんですけれども、64歳以下の方について人数が5万数千人おられます。その中で、私たちにちょこちょこご意見いただくのは、こういう方は早くやったってほしいとかっていうご意見があるんですけれども、こういう方を優先していいかなという、今忙しい中でできてないと思いますけれども、例えばよく私が耳にするのは介護施設とか高齢者の施設に従事されてる方は多分接種は先ほどの700人ですかね、終わっておられるんですけども、小さいまた別の形で高齢者の方々に接しておられる仕事をしておられるの方々について、自分がうつるのはいいんですけども、自分が無症状か何かで感染して高齢者の方々にうつしてしまうのが申し訳ないというご意見もありますので、そういう方々を含めて先にやってもらえないかというご意見もいただいておりますので、この方々について、例えば5万数千人の中でこの方々にすぐやっていきたいなということは何か考えておられますか。

○委員長（芦高 清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 現在キャンセルなどで余ったワクチンにつきましては、高齢者施設、デイサービス、ショートステイ等に従事していただく職員さんであったりとか、あとヘルパーさんであったりとか、そういうふうな方へ今対応させていただいてるような状況です。ただ、その方々に関しましても、ずっとキャンセル待ちで接種していただくということではなく、ある一定のワクチンの供給量を見た上で集団接種というところに来ていただいて、できるだけ早いうちに実施をしていきたい、そのように考えております。

○委員長（芦高 清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） すいません。最後に、65歳以上の方につきましては3月30日前後に先に1回目のクーポン券を送付されて、次2回目の送付で予約していくという形を取られたと思うんですけれども、64歳以下の方については次封書が届いたらすぐ予約できるというような体制でいくんでしょうか。そのあたりを教えてくださいませんか。

○委員長（芦高 清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 64歳以下の方につきましても、まず基礎疾患のある方と介護施設従事者っていうのが先に優先順位になってまいります。ですので、その方々に対して、基礎疾患のある方でも年齢を細分化して、その後、基礎疾患がない方もまた年齢を細分化して、高齢者の方と同じような状況で集団接種につきましては案内開始日というのを再度送付させていただくというふうに考えております。

○委員長（芦高 清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） すいません。ということは、64歳以下の方、基礎疾患ある方なしに、全体的に、封書を送られて届いたらすぐ予約ができるというような形ですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 個別の医療機関に関しましては、そのような形になります。

○委員長（芦高清友） ほかございせんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 改めまして、おはようございます。

この土曜日、おとついですかね、90歳になる母親が集団接種に行かせていただいて、皆さん本当にご苦労いただいている姿も見させていただいて、職員さんの姿も見させていただきました。その中で1点気になったのが、身分証明書、もちろん接種券のその中でお薬手帳をお持ちの方はという案内があったんですけど、多分僕が見た感じではお薬手帳を持参してくださいというような文言がなかったように思っているんですけど、その点ちょっと確認だけさせていただきます、お薬手帳について。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） お薬手帳につきましては、コールセンター等でご予約いただいた方には声かけをさせていただいております。ただ、接種につきましては、かかりつけの先生がおられる場合、かかりつけの先生がもう打っても大丈夫ですということで集団接種会場にお越しただいてる方につきましては、特にお薬手帳の持参がなくてもスムーズに接種していただけるというような状況になっております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） そのときのアナウンスでも、持ってきていただいている方はご提示くださいと、持ってこられてない方は結構ですとは言っていたらいいんですけど、高齢者の方はそれを聞くと忘れてってパニックになられるんで、もしあれやったら持ってきてもうたほうがいいのかなと思ったりもするんです。聞かれるんでね、問診のときに、お医者様からどういう薬を飲んでおられますかとか再度また聞かれるんですけど、そのときにお薬手帳さえ提示できたらその部分もスムーズにいけるのかなと思うんで、もしよかったら持参いただくところにお薬手帳をお持ちの方はご持参くださいという一文も入れといてもいいのかなと思うんですけど、その点いかがですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） すいません。予約の案内開始をさせていただく際に再度封書を送らせていただいているんですが、その部分に接種日の当日の持参物ということで、クーポン券、予診票、本人確認書類、お薬手帳（服薬中の方のみ）ということで案内はさせていただいております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ほな、書いていたと。ああそう。帰ってもう一回見てんけど、書いてなかったんと思ったんですけど。それは後で来た分やね。すんません。最初のほうの接種券に入ってるほうには多分書いてなかったように思うんで。すいません。ちゃんと見ろという認識で理解しておきます。ただ、全てに書いといていただいたほうがいいのかなと思うんで、それは提案しておきます。

ほんで、先ほどから副反応のお話もあったんですけど、母親はありがたいことに全く何もなく、次の日も何もなく、今日も元気にデイサービスに行かせていただいたんですけど、いろんな聞かせていただく中で、若い世代というか、医療従事者の若い方だとか先行して接種された方は割と副反応があって、腕が上がらないとか熱が出たとかいろんなお話を聞かせていただくんですけど、もちろん市民に限ると思うんですけど、そういう情報って得られてるんですか。副反応のコールセンターに問い合わせられておられる方とかの返りというか、香芝市民の方からこうあったとかという、そういう情報は得られてますか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 集団接種会場におきまして、もうかなりの方に接種させていただいておりますので、ただその方々の熱が出ましたとかっていう報告等は集約はできない状況にはなっております。ただ、介護施設におきまして接種させていただいてる部分につきましては、介護福祉課のほうで集計は取らせていただいている状況になっております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） それって今報告はできるんですか。ああ、できない。そうですか、また次の機会でお願ひしたいと思ひます。

あと、若い方に副反応が多いというような認識で報道を聞かせていただいているんですけど、その点の理解ってどのように担当課としてはされておられるんですか。

○委員長（芦高清友） 暫時休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前9時53分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） すいません。介護施設におきます副反応の報告をさせていただきます。

副反応が出たものにつきましては124人、そのうち発熱が111名、筋肉痛や頭痛、倦怠感のみという方が12名、アナフィラキシーが1名という状況になっております。

○委員長（芦高清图友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 最終的にはそれが悪化してどうこうとか重症化したという報告はないというように認識していいんですか。もう今はそれも治まってという認識でいいんですね。

ということは、111 人っていう方は基本的には職員さんというような理解でいいんですかね。

○委員長（芦高清图友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 124 名のうち、入所者の方が 27 名、従事者が 97 名の内訳となっております。

○委員長（芦高清图友） 小西委員。

○委員（小西高吉） そして、先ほどちょっと質問させていただいた、割と若い人が副反応が多いってところの要因としてはどういうことがあるのかというような、そういう情報って得られてるのかどうかって。よく聞かれるんですよね、若いもんには副反応が起こるけど、お年寄りには起こらないとかという話って、多分個々でいろいろ聞かれると思うんです。その要因というのはつかめてんのかどうかだけ聞かせていただきたい、いや、分からないんやったらそれで結構なんですよ。

○委員長（芦高清图友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 要因の詳細は分からない状況になっております。

○委員長（芦高清图友） 小西委員。

○委員（小西高吉） いろんな報道もありますし、いろんな情報も錯綜してるのが確かだと思うんですけど、できたら確かな情報が得られるように、その中で接種するかどうかっていうのを選べるような、そんな環境づくりが必要なのかなと思うんです。

あと、個別接種のことなんですけど、先ほど生喜病院と旭ヶ丘病院ですかね、予約の部分は終わったというようなお話もあったんですけど、市民の方から苦情をいただいたのが、その方は 65 歳ぐらいの方なんですけど、現役で働いてる人で香芝市民って大阪で働いてる方が多いんで、かかりつけ医ってどうしても大阪になると。ほんで、定年された以降もまだまだ元気なんで大阪までかかりつけ医の病院に診察を受けに行くという中で、定年されてからは基本的に国民健康保険に切り替わってると。ほんで、同じ国民健康保険を払ってるのに、市内の病院のかかりつけ医を持つてる人は接種できるけど、そこに診察券がない者は受けられないと、平等じゃないやろと、おかしいやないかっていう苦情の電話をいただいたんですけど、その点お聞かせいただけます。

○委員長（芦高清图友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 医師会を通じて個別接種につきまして各医療機関にお考え等を含めた形で接種をお願いしております。ですので、もしかかりつけ以外の方でも受け入

れるという病院があればそういうところでは行っていただけるかと思うんですけども、かかりつけが市内でないという方に関しましては集団接種をご利用いただければというふうに考えております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） そこは十分理解してるんですけど、そう言われるんです。かというて、診察券、初診料を払うてそのために行ったらええんとかいろいろ言われるんです。そういう方にどのようにお答えさせていただいたらいいのかなという悩みもあるんですけどね。今みたいなお話は当然させていただいたんですけど、不平等やなというお話をいただいているということだけ認識いただいて、今後の対応として診察券がない方でも受けれるような状況になったら早めに対応していただけたらなと。その方が言われるのは年下のもんが先に受けたというところもおっしゃられてたということだけご報告しておきます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございますか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 今、議員の皆さんからいろいろかくかくご意見もいただいてたわけですけども、まずこのワクチン接種っていうことは、これはコロナ対策において最大の今、施策であると、措置であるということなんですけども、その中で今意見がいろいろ出ても保健所長がほとんどお答えになっておられたということですね。これは対策本部を今、設けてますよね、香芝市新型コロナ対策本部を設けてますよね。その中において、広報であるとか各目的に応じて役割分担を行う、それはなぜかという、対策本部というものが最も合理的に最適な方法を行えるための施策を、措置を行っていく体制を整えていくというのが本旨であると思うんですね。その点につきまして、今かくかく広報とかいろんな情報のご意見出ましたけれども、その点は、市長、対策本部長としまして対策本部の中でどのような議論がされて、どのような考えの下で今やっておられるんですか。それをまずお答えいただけますか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 議論についてはそこに会議録が配られておりますので、こういったことを毎回毎回議論しているということでございます。それ以外に、私のほうには所長と通じて今現段階ではこういうふうにしていく考えがあるというふうな方向性とかは随時伺っているところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） この間から思うんですが、答弁は的確にお願いできますか。聞いているこ

とに対してお答えください。

議事録に書いてるというよりも、今聞いてたのが、対策本部の役割として今かくかく出たいろんな各種のご意見がございましたけど、それは対策本部の中でどういう振り分けにするのか、いろいろやっていく必要があるじゃないですか。それについてどのような考え方でやってられるのかということをお聞きしてるんですけどもね。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 今、対策本部の中、そして私の中で課題と思ってるのが、先ほど筒井委員からあったように、人員の配置、これについてが一番の課題、それがコロナのワクチンをスムーズに接種していくための方法だというふうに考えて、それに対して人員の配置などについていろいろ話したりしてるところでございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、役割分担についてどのような審議が行われて、どのような考え方でやられてるのかということをお聞きしてるんですよ。時間がいつもの確な答弁でないので、それてしまったりとかということもありますので、対策本部の役割を今テーマとして聞いておりますので、言葉足らずであればもう一度申し上げます。

今現在かくかく広報関係とか、それを保健所長に全部、広報関係も全部出たご意見を履行しろと言っても、今最大の目的はワクチンの接種を確実に進めるというのが任務じゃないですか。その他それに関わらない、ほか住民への情報提供であるとかということについても、それは対策本部の中で振り分けしていく必要があるじゃないですか。もともと対策本部というのはそういう考え方になってますんでね。その考え方について、やってないんであればなぜやってないんだということをお聞きします。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 今いろいろお答えさせていただいたんはワクチン接種の現状と今後の予定というところのテーマだったんで所長がメインで話してたと思います。それぞれの広報等については、当然振り分けてやっているつもりでございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） じゃ、危機管理監にお聞きしますけれども、今、保健関係、ワクチン関係の広報というのはどれぐらいの打合せをして、そしてどういった形で配信され、対策本部でどういう位置づけがされて任務を受けられてるのか、お答えください。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 失礼いたします。対策本部における広報につきましては、さきの特別委員会でもご報告申し上げたとおり、企画部担当となっております。その

広報周知につきましては、ホームページ等については所管担当で上げる、その情報を集約する、LINEについては企画部のほうで流しているという形で、特に今回のワクチン接種につきましては専門性の高い事業でございますから、PT主導といたしますか、ワクチン接種のチームがメインとなって今やっているとございますので、議長指摘のところにつきましては正直、本部としての関わり、全体としての関わりは弱いと改めまして今認識したところでございます。以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 今日言ってこれは今すぐ返事はないと思うんですけど、その点はまた対策本部の中で、新型コロナ対策の対策本部ですから、その中で重々に役割分担等を決めていただいて、今、保健所は先日も5名の人事異動が異例にこの時期にあったと、これはかなり適切な判断であったと我々も評価してるんですが、そういった今猫の手も借りたいような状況の中で、いろんな市民のご意見等々、それは重要でありますけども、しかしそれを今優先して全部やれということになれば、本来の目的である接種ということに対して、その任務に対して影響を及ぼすんじゃないかというおそれもありますので、その点、これは対策本部長の役目でありますから、その点は細かいところまで配慮されて、その辺の仕事の分担の配分というのはこれは本部長の仕事でありますので、その点は適切にやって、またどのような考え方の下でそういう配分、対策本部としての役割というのはの会議を行ったかということをもた次のコロナの会議、または関係委員会でも結構ですので、お答えいただけるようにしておいていただきたいと思えます。

広報関係は、これは要望ですけども、企画部長にも大変今お忙しいと思えますけど、そのあたりも保健の、コロナというのは一番の効果が持たれるコロナ対策ということの今メインでありますんで、その他ほかの余計な仕事は、申し訳ないが、企画部長のほうで調整いただいて、配分もまた賜っていただきたいとお願いを申し上げます。

○委員長（芦高清友） それでは、ほかございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） 質疑がないようでございますので、質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 06 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、2点目の第4波におけるこれまでの対応及び今後の対策についてでございます。まずは、現状について理事者から報告を求めます。

森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 失礼いたします。案件1. 第4波におけるこれまでの対応及び今後の対策についてご説明いたします。

すいません。(1)現状について、それから(2)の時短要請等につきましての説明でございますが、一通り合わせて説明させていただきます。

資料に関しましては、表紙の次のページとなりますが、右上に資料1と表示しております感染者数の一覧からA3判の人口10万人当たりの感染者数の推移を示したグラフ、それから前回委員会後から直近開催いたしました対策本部会議録までの計9ページとなっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、集計につきましては6月8日時点とさせていただいておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、本市の感染状況でございますが、1ページ及び2ページになります。

6月8日を起点にしまして2か月前までの1週間ごとの感染者数を集計したものでございますが、少し波はあるものの、ゴールデンウィークを挟みまして4月28日から5月11日までの2週間が一番のピークとなりまして、以降は徐々に減少し、最近では感染者ゼロという日も見受けられるようになってきた状況でございます。

また、3ページの人口10万人当たりの感染者数の推移を見ましても、赤色の線が本市でございますが、連休明け頃を境にしましてグラフの線が右肩下がりに変わり、ステージ3の基準でございます人口10万人当たり15人以上を奈良県や大阪府と同様に下回る現状となっております。国では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が対象都道府県に対しまして6月20日まで実施されておりますが、いずれも縮小傾向にありまして、奈良県においても近隣府県に発出されております緊急事態宣言に合わせる形で独自に実施している緊急対処措置を20日以降どうするか検討されてる状況でございます。

次に、時短要請でございますが、5月1日から31日までを対象期間としまして、市内飲食店などに営業時間を20時までに短縮するようお願いするとともに、応じていただいた事業者に対する協力金の申請や支給を行っているところでございます。あわせて、本市が実施する4月1日から9月30日の期間を対象としました、市内事業者の蔓延防止対策に係る事業費に対する補助につきましても、同じく申請受付や振込等の手続きが進行中でございます。この時短要請につきましては、県内9市町が行いまして、そのうち北西部の3市は6月以降も延長されましたが、本市を含みます近鉄大阪線の沿線の市を中心とした6市町は感染者数の減少や事業者への負担を鑑みまして、また面的な対応として周辺自治体が足並みをそろえる形で、6月以降は実施していない状況でございます。また、奈良県では防止対策を実施する飲食店等に対しま

して、県が定めた基準と照らし合わせて1つ星、2つ星、3つ星といった形で認証区分を設けた認証制度を利用者への安心や信頼の提供の実現、経済活動の早期回復の後押しを目的に実施されてるところでございます。

また、対策本部につきましては、前回の特別委員会後から3回開催しておりまして、5月18日付の第2期奈良県緊急対処措置並びに5月28日付の第3期奈良県緊急対処措置を踏まえた会議を開催するとともに、直近6月4日の会議においてはワクチン接種に携わる職員の負担軽減や体制の強化に関して協議、確認をしたところでございます。

そのほか、こちらは議員の皆様にもご意見いただいたこととありますが、新型コロナウイルス感染症に関連する情報の追加やSNSの活用など情報発信の強化を図り、またコロナ禍の影響により生理用品の購入が困難な方への防災備蓄品を活用した無償提供は継続して行っているところでございます。

今後におきましては、市の区域、県全体の区域といった区分けだけにとらわれず、例えば北和や中和、鉄道別の沿線地域、大阪隣接地など、今までとは違う角度から感染状況の確認、対策の検討なども必要になるのではないかと考えられます。ただ、現状では目の前の課題でありますワクチン接種の早期展開を推し進め、感染力が高いとされております変異ウイルスによる感染拡大の防止対策に注力しつつ、今後の感染状況や国、県の動向を鑑みて、発生する様々な課題に対して各所管が相互協力し、市一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、案件1の説明を終わらせていただきます。

○委員長（芦高清友） 続けて、時短要請等についての報告もお願いいたします。

津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 時短要請の協力金についてご説明いたします。

5月1日から5月11日の第1次の協力金に対する申請件数でございますけれども、6月11日現在で123件となっております。11日が締切りとなっておりますので、あと残り11日消印の分がまだ若干残っているという状況でございます。第2次の5月12日から5月31日の20日分の件数でございます。こちらも6月11日現在68件となっております。内訳といたしましては、2万円の件数が49件、4万円の件数が14件、6万円の件数が5件となっております。

続きまして、蔓延防止対策の補助金につきましてもご説明いたします。

こちらも、6月11日現在で50件となっております。こちらにつきましては、9月30日までの申請対象となっておりますので、これからまだまだ情報発信はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） ありがとうございます。

この次第の案件1. 第4波におけるこれまでの対応及び今後の対策については、(1)、(2)同時に説明を求めましたので、同時に審議に入りたいと思います。

ただいまの報告に対しまして質問等をお受けしたいと思います。

中井委員。

○委員（中井政友） 先ほどワクチン接種の状況を聞いたんですけど、今言われたように、変異株がかなり強いので、ワクチン接種しても十分対応できるかどうか分からないというのが今言われてると思うんです。PCR検査等の検査自体をしっかりとしないといけないなと思うんですけど、その検査の状況というのはこの中のまた教えていただいたらと思いますけど。

○委員長（芦高清友） 中井委員、PCRの状況ですか。それは。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 29 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 北葛地区の広域でやってるPCR検査の件数については、今資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 分かりました。ワクチンと並行して検査もしっかりしていかないと変異株に対してのどういう状況なんかが把握し切れないので、よろしくお願いします。

あと、市内の業者さんから、先ほど保障の件で第1次、第2次の数を言われたんですけど、しっかり業者にまで今渡ってるのかどうかという辺はどうでしょうか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 現在、振込手続のほうは、6月10日に第1弾をお支払い済みとなっております。ほぼ1か月ほどで支払いの業務は完了している状況ですので、今後も引き続き振込の手続をさせていただきます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） できるだけ早急をお願いしたいと思います。十分じゃないですけども、そういうことがあれば協力しようというふうに皆さん思われてるし、現在も元に戻ってるかというたら絶対元に戻ってないし、今後どうなるか不安に思われてますので、早急にできるようにお願いします。

以上です。

○委員長（芦高清图友） ほかございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 時短要請についてお伺いしたいんですけども、市内の時短要請に係る店舗の協力率、実際に8時で閉めていただいたという、最終的にはどんな状況になったんですか。

○委員長（芦高清图友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 第2次の際に見回り活動をさせていただきまして、そのときに飲食店の営業許可を受けているところの一覧を調べさせていただきましたら、8時以降も営業を行っているのが約192件あると想定させていただきまして、協力されてるところを見回りさせていただきました。2回見回りしたところ、177店舗協力いただいているというところで、約92%が時短のほうに協力いただいているというふうに想定しております。

以上です。

○委員長（芦高清图友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ほかの実際、時短要請とかをされた各市からいくと、香芝市って割と協力していただいたところが多いという判断になるんですか。そこら辺、ほかとの状況っていうのはもう確認もされました、してなかったらそれでも結構ですけど。

○委員長（芦高清图友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） その件につきましては私たちが気になるのでございますので、県のほうが見回り活動の集約をしてもらっておりますので、まだ数字は出てきておりませんが、しっかり確認させていただいて、周りの状況と差異がないかどうか調査をさせていただこうと思っております。

○委員長（芦高清图友） 小西委員。

○委員（小西高吉） あと、見回りされたときにあくまでも外から見るだけだったんですか、それとも中へ入って店主さんなりとお話する機会も設けられた中でやっておられたのか、その点を確認させていただけます。

○委員長（芦高清图友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 見回りの際は、8時以降に見回りをいたしまして、店舗が開いているところに一度お声がけをさせていただきました。協力金のお話や蔓延防止対策の補助金のお話もさせていただいた上で、できるだけ協力いただきたいというふうなお願いをさせていただきました。

○委員長（芦高清图友） 小西委員。

○委員（小西高吉） そのお声がけされた後、協力していただいたっていうようなところで、

何店舗か確認もされたんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 声かけをしてから休業していただいた店舗は3店舗ほどあったかと確認しております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） その先ほどお声がけもしていただいた中で、市内の店舗さんからこの国の緊急事態宣言において、近隣でいうと大阪府、京都とかあるんですけど、そういう方が香芝市に、予約状況ですね、そういうふうの流れてきてるとかという、そういう情報も把握されました。あるところではすぐに大阪府の方から問合せがあって、お酒は飲めるのとかというお話もあったということもあったんで、そしてこの5月31日、それが6月1日以降ですね、香芝市においては時短要請が解除された。その中でこのそういう状況とかがってというのは情報として入ってきてるとか、問合せ等はされてますか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 時短要請の期間中、店舗のほうから協力金のお話とかの問合せがあった中で、大阪からの予約がすごく多いというお声は聞いております。実際に見回りをさせていただいても、ナンバープレートを見ましたら、大阪ナンバーが多いというのも実感をしていました。奈良県のほうも、その辺のところの人流の確認をしたいということで開いている店舗の照会もされておりますので、県のほうはその辺の県下の状況というのを調査されてると思いますので、そちらも併せてまた情報提供いただくようお願いしようと思っております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） また、ぜひご報告いただけたらと思います。ただ、香芝市民の方って大阪ナンバーの車に乗ってる方も多いですから、大阪ナンバーとか和泉ナンバーイコール大阪の人やっていう判断がしにくい地域でもあると思いますんで、その点も加えとかなないと、大阪ナンバーに乗ってる方がイコールってなってしまうと誤解を招くと思いますんで、その点もよろしく願いしておきます。

取りあえず以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） まず、時短要請1回目、2回目と取り組んでいただいて、今お聞きしたところ、90%以上参加もなされていたということで、担当の皆さんよく頑張ってくださいまし

たなということで、まずはこの場をお借りして御礼を申し上げておきます。

これは時短に係ることはいろいろあって、やるかやらんかとか、いろんな意思決定に時間がかかったというようなこともありましたけれども、香芝というのは大阪の近鉄沿線、大阪線の入り口であるということからも、非常に周りとは今回は連携が取れてできたことはよかったですのではないかなと、このように考えております。

先日も県へ行ってきまして、そして副知事ともコロナについて今後の対応の考え方とか意見交換もさせていただいたんですが、香芝市では、香芝市はまだ決定はしてませんが、今後見通しとしては蔓延対策に最大限の力を入れていきたいと、そして人流の抑制というのがされてあまり長く続きますとストレス等いろんなものも影響もありますんで、経済関係から考慮しても安心して外食などいただける環境整備をこの時期に最大限加速してやっていく必要があるだろうということで、そこは考え方は全く一致だったんですね。そういったことから考えて、今後、近鉄大阪線における点から面への施策ということで、先ほど担当の方もおっしゃっておられましたけど、今後またこれは第5波が来るということを想定した上で検討を香芝市も進めていかなければならないと。これも先日、橿原市の亀田市長のところにも訪問してきまして、意見交換を約1時間ぐらいさせていただいたんですが、その点も一致しておまして、今後なかなか市町村がばらばらであれば、いや、これはうちだけが逆をやればですねとか悩み事も非常に多くて、狭い地域でやるよりもある程度の地域で広まってやったほうがいいと、これも知事さんもお指摘であったところでもあります。何かそういったところで協議をさせていただいた結果、連絡協議会、大阪線の周辺ですね、そういったものも今後設けていこうと、これはまた後で企画部長にもお聞きしますが、そういった旨、亀田市長もリーダーシップを取ってやっていただけるという回答もいただきました。だから、今後大事なものは、第5波が来たときにどのような体制を速やかに取れるか、そして近隣の市町村と情報共有ができていくかどうか、そういったところ、協力体制もあると思います。

そして、もう一点が蔓延対策ですね。これは県からも今、施策がされてますけど、そういった周知等、これもやっていかなければいけない。これも広域消防のちょうどこれも橿原市の亀田市長が今管理者ということでやっておられますので、それと広域消防長とも面会をしてきまして、その辺の協議もさせていただきました。検査等で消防というのはお店等に出入りされるのが非常に多いということから、県の施策、それとかご当地の施策、こういったものをお店等に周知していく活動も併せてお願いをしてきました。これも協議をしている結果やっというということで、既にそういったこともスタートされつつあるというところがありまして、これも副知事さんにもご報告もさせていただいたというような状況であります。

今言ってきました人的な交流、連絡協議会ですね、こういった調整はもう進んでると思うんで

すが、企画部長、その辺の説明をお願いします。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森り） 先ほど担当課長からもありましたように、点から面への施策展開という、そういう方向性については私どももしっかりと進めていかないといけないところでございます。課題の共有、それから情報の共有をすることによって面的な対策が取れるわけでございます。そういった意味から、スピード感から見ましても非常に効果が高い取組であるというふうに認識いたしております。榎原市さんがキーとなってこの緩やかな連帯が進められるということであれば、積極的に協力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 今ちょっと感染力も弱くなってきて陽性率が減っている状態でありまして、今が次の施策のために取っていく準備段階と考えていいと思いますので、そのあたりも早急に連携強化ということでお願いを申し上げておきたいと思っております。

次も蔓延対策なんですけど、どなたか委員さんも聞かれるのかなと思ってたんですが、なかったんで、ある程度目標というものを設定していく必要があるんじゃないかと。調査も若干時間がかかるとは思いますが、せっかく県の施策の補助金も出てますし、そして市独自のものも出ると。これをうまく両方活用すればほとんど負担なしに蔓延対策に取り組んでいただけるというケースもこれはありますので、ただなかなか市のホームページとか県のホームページを見てそこまで理解ができるかということになれば、若干これは問題点もあるのかなと、このように感じます。だから、消防のほうもそういった周知は努めていただけるということの回答であります。市としてもその辺の目標設定を決めて、大体どれぐらいの時期までにどれぐらいのものを蔓延対策の、簡単に言えば補助金を使っていた件数でいいと思うんですけども、そういったもので目標設定をしていく必要があると思うんですが、そのあたりは大体どういった想定をなされているのでしょうか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 蔓延防止の補助金につきましてはもう少し広報はしないといけないと思っております。現在、協力金の交付決定の通知のときには必ずチラシを入れる、あと商工会にもう一度発信をしていただく、それとクーポンの発送の前に企業への店舗の情報の提供をいたしますので、そこにもチラシをもう一度入れて周知徹底させていただこうと考えております。一旦このコロナの収束する段階ではなかなかまた蔓延防止の対象は一旦落ち着くのかなと思っておりますけれども、9月30日までの支給対象になってますので、8月までには申請をしっかりと取っていきたい、できれば80%はいきたいなど

思っておりますけれども、しっかりと広報は努めてまいりたいと考えております。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） よろしく申し上げます。

目標設定というのは絶対重要だと思います。なかなかお店に行っても今、県なんかだったらシールをいただけたりとか、安全だよとっていただけるものもありますので、そういった普及というのは非常に重要だとは思います。5波が来るかどうかと、これは分かりません。ちょっとしたいろんな意見や感染症、僕も相当感染症は昔勉強したんですけど、なかなか今言われてるようなだけで将来の予測ができるというのはあり得ませんので、だからそのあたりはもう来るものだという心得の中でやっていただきたいなと思います。それだけ申し上げておきます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） すいません。もうええかなと思ったんですけど、一言だけ触れところかなと思って。

前回のこの特別委員会でも私はもうしつこいほどお願いしてるんですが、このコロナ禍における避難所運営っていうのについては神経質になっておられる方がおられるという状況の中で、実際に訓練はできるのかという、やってないのかっていう質問に対して、今この状況で人を集めてそういう訓練をするというのは現実的に不可能であるという答弁もあって、私も当然それに対しては一定理解はするわけでありましたが、前回の特別委員会の後、いろいろそれもまた私も見ていけば、例えばそういう先進的な取組をしている様子をDVDに動画にして、それを各自治会に配ってるとかっていうような、それもまさに先進的な取組をしてるところもあるというようなことで見たりもしてたので、例えば本市におきましては真美ヶ丘自治会がコロナ禍においてもそういう訓練をされた。そのときの多分資料というか、そんな映像あるいは画像が残っていると思いますので、それを例えば編集して、こういう注意が必要だというコロナ禍における避難所運営対応マニュアルみたいなものを作って、それを配付するというだけでも効果はあると思いますので、人を集めて訓練をするということは厳しいということについては私も重々理解はしますが、だからといって何もしないという話、まあ何もしないと決して言わなかったわけではないと、もちろんそれはそのようにちゃんと理解はしますが、そういうできることっていうのは工夫したらあるんじゃないかなというふうにも考えますので、そっちの方面、今本当にいつ起こるか分からへん、このワクチンが広まれば収まるだろうという話もありながら、今これは議長からもありましたけど、第5波もあるかもしれない。それは全然ワクチンを打っても分からないので、これからはそういうことを考えていかなあかのちゃんかなというふうには思うわけでありまして、その辺、一言だけ申し上げます。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） さきの特別委員会でもそのやり取りはさせていただいたと記憶しております。訓練されました自治会さんのほうに一旦申し出て、映像等があれば一旦見させていただいて、あと配付等についてはおのおの参加されてる方の肖像権等の問題もございますから、そこら辺の確認もさせていただいて、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、3点目の学校における子どもたちの安全確保等の取組についてでございます。

理事者から報告を求めます。

高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 失礼いたします。それでは、市内小・中学校の子供たちの安全確保等の取組について現状の報告をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

現在、市内の小・中学校では、感染対策を行いながら、でき得る限り学びの機会を保障するための取組を進めてきております。これまでと同様に、文科省や県教育委員会の指針やガイドラインを参考にいたしまして、また近隣市町村の動向を調査しながら、市内の校長会と協議をしながら方針を決定しております。

本日は、前回5月13日に報告させていただいた後に変更した内容につきまして報告させていただきます。

まず、マスクの着用でございます。気温が大変日々上昇しております、熱中症対策が必要になってくる季節を迎えております。これまでもマスクの着用に関しましては子供たちの個別の事情を踏まえながら、健康、安全に留意するよう校長会を通じて指導してきたところでございます。改めまして、6月1日、各校に対しまして熱中症の予防行動に係るマスクの着脱等についてということで通知をいたしました。通知の内容といたしましては、記載のとおりでございますが、まず学校教育活動においてはマスクの着用を原則とするが、体育の授業や登下校をはじめ、その活動内容によっては熱中症の健康被害が想定される場面においてはこれによらないとしております。ただし、換気や身体的距離を確保するなどの感染症対策を徹底することとしております。それと、体育の授業につきましては、実技を伴うことから、特に児童・生徒の健康、安全を最優先するとし、学習内容や形態、活動場所、時期等を考えまして感染症対策防止と熱中症防止の両面において対策を講じるということを通知させていただきました。通知と

ともに、各校に現状の確認も行いながら、合わせながら周知を重ねてきたところでございます。

2 番目でございます。在宅学習への備えでございますが、現在、児童・生徒 1 人につき 1 台と整備をいたしました学習用の端末、これは G I G A スクール構想の実現と相まりまして、現在、対面授業やオンライン学習とともに、I C T 機器を有効活用し、主体的、対話的な授業を展開しておりますところでございます。在宅学習になった際に児童・生徒のオンライン学習に支障が出ないように、日々の学習活動の中で学習用パソコンの積極的な活用の機会をつくっております。また、家庭への学習用パソコンを持ち帰らせて家庭における課題を示すなど、児童・生徒の習熟度を高める取組を進めているところでございます。

3 点目でございます。夏期休業中の取組でございます。本年度は、現在のところ、臨時休業した授業時間を補完するために夏期休業中を短縮して授業を実施するような状況にはなっておりません。夏期休業中に登校日や部活動によって登校して教育活動を行う場合につきまして、マスクの着用については、先ほど説明をさせていただいた 1 のマスクの着用に基づいた対策を講じてまいります。また、在宅教育の備えにもなり得るところでは、児童・生徒の情報活用能力の向上のために学習用端末を持ち帰らせまして夏期休業中の課題の一部をオンラインを利用して受取、提出をさせる、そういったことも検討をしておりますところでございます。これによりまして、I C T 機器の活用の機会を促進していこうと検討をしております。

今後ですが、2 学期以降の学校における日々の授業や学校行事をはじめとしまして、もろもろの教育活動につきましても、適宜コロナウイルスの感染状況を注視しながら、国や県の教育委員会の指針やガイドライン、これを参考にしながら、市内の校長会と協議の上、方針のほうを決定していく予定でございます。

前回からの変更点及び取組については以上になります。失礼いたします。

○委員長（芦高清图友） ただいまの報告に対しまして質問等をお受けしたいと思っております。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 前回との変更点ということで今話があったんですが、校外学習ですね、気になるのはね。たしか前回は、修学旅行以外の校外学習は県内に限るといような話で、さらに修学旅行等については不明といような話であったかと思っております。そうすると、前回から比べてワクチンの接種が今進んできたと、そこそこ順調であると。ただ、先ほどもありましたけども、本市においては 12 歳以上設定、だから中学生は何とかワクチンはいずれはといような状況になるかと思っておりますが、小学生についてはなかなか実際に打っていくというのは厳しいという状況の中で、さらにその中学生もいつ希望者全員に行き渡るかということになるとまたそれも問題があるということも承知しながら、あえてそれも踏まえて、これから 2 学期になりました、気候がいい気候になったときに、校外学習、それから運動会、体育大会、修学旅行、

文化祭、それらについての行事関係についての対応ってというのはどういうふうな考え方に今なってきたのでしょうか。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） 今後の感染状況というのは本当に注視していかなければならない、ただ子供たちが学校でしか体験できないことをどうやって大人が工夫して保障してやらなければいけないのかというところはしっかり我々校長会とも協議しながら考えていかなければならないというふうに考えております。先ほどお話にありました修学旅行につきましては、今現在におきましては、当然公共交通機関を使っての実施ということで、実施できる方向ということで考えておりますし、その他の行事につきましても、十分感染症対策を講じながら実施、どのような形であれば子供たちに最大限の学びをさせることができるかということを考えながら実施していく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 今のご答弁いただいた感触として、あくまで感触としてなんですけど、去年本当に何もできなかった、その状況からすると、今年度は少しはコロナ禍以前の状況にまで完全に戻るというところは当然いかないとしても、ちょっとはその状況に近づく感じで戻ることになるのかなと、つまり昨年度よりは今年度は少しはいろいろな形でいろんな行事が実施、あるいは昨年度よりは少しいものになるのかなというような今の答弁から受けた感触なんですけど、そう思ってよろしいですか。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） はい。昨年度はコロナが蔓延した初年度ということで、なかなかその実態が見えにくいところから、対応についてはかなり慎重になったということは事実かなというふうに考えております。今、今年度につきましては、これまでどのような対策を講じることによって児童・生徒の安全が保障できるかということも見えてまいりましたことから、委員のおっしゃるとおり、昨年度より1歩でも2歩でもという考えを持って学校教育活動を推進していきたいという考えに間違いはございません。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございました。

前回のときに私は標準服、制服の扱いをもうちょっと緩やかにされてはどうかというような質問をしたんですけど、また暑くなったりして汚れも大変やと思いますし、もうちょっと扱い

を緩やかに、各校で取扱いは違うみたいなんですけど、体操服だと洗い替えもできて汚れてもいいし、もうちょっと自由にされたらというふうに思うんですが、その辺はどうでした。

○委員長（芦高 清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木 信行） 昨年度につきましては、夏休みを短縮した登校期間につきまして、登校後の着替えの時間、これを短縮するというふうなことを目的に、体操服登校を認めたことがございました。実際にそういった中で、その状況がよかったというふうな声もございます。また一方で、汗だくの状況で例えば授業を受けなければいけないといったような課題も一方でございました。そういった課題と長所と様々な部分がございます。こういったところにつきましては、たくさんの方がございますので、そういったところが選びやすい、そういった状況については考えていかなければいけないなというふうに思っております。ただ、そういったところにつきましては、各校の教員の指導と方針、そういったところも関係がございますので、一律の指示ということだけではなくて、そういった選択肢につきまして検討していくような形で、教育委員会と校長会、そういったところで意見を進めながら、そういった方向で認めていくというふうな形で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（芦高 清友） 中井委員。

○委員（中井 政友） よろしくお願ひします。

あと、各校においてこれも違うかもしれませんが、今時々僕も門前で子供たち、小学校の子を見るんですけど、学校へ行くのを大分渋ってる子もおって、時間外にお母さんに引っ張られるようにして行ってる子もおるんですけど、その登校率の変化って今のところはそんなに下がってないというか、もう長引いてるので、子供たちの心とか学習、学習まですぐ分からないんですけど、登校率とかは今下がったりはしてませんか。

○委員長（芦高 清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） コロナ禍に関わってということのご質問ということですね。

昨年度も各校にそういったことが原因で学校に来にくくなってる子供がいないかということの聞き取り調査をしてございますが、このコロナに関わって登校率が大きく減少してるということは聞き取りの中では見えてこなかったということでございます。

○委員長（芦高 清友） 中井委員。

○委員（中井 政友） 完全に休むという子はあまり変化はないけど、遅れて行く子とか、そういうのはいるかもしれませんね。心の問題とか体の問題、いろいろ子供たちとか親に影響してると思いますので、今名前が出てこなかったんですが、各校にスクールソーシャルワーカーとか心理士さんが回ったり、日常的には保健師さんが大体1名しかおられないと思いますけど、

担任の先生も関わられてると思うんですけど、子供たちにいろいろ健康状態とか心の相談とかされていると思うんですけど、その辺の変化というのは相談件数というのが分かれば教えていただけたら。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） 子供たちの心のケアに関わりましては、今、委員おっしゃるとおり、回数に限りはございますけれども、各校にスクールカウンセラーを配置しております。今年度1学期始まってからの件数についての集約っていうところは今正確な数は分からないわけですけども、ただ子供たちの心の変化ということを読み解く上で、今、委員おっしゃるように、その数の変遷というところをしっかりと見ていかなければならないというように考えておりますので、しっかり状況を把握した上で対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 状況把握をお願いして、だんだん1学期も終わりになってきまして、次すぐに夏休みが入るので、夏休みどういうふうなことを各校で取り組むかということのまた資料にもなると思いますので、よろしく願います。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 各校の学校の先生は本当に頑張っているところだと思いますけれども、子供たちの心の病とかも含めて、どうですかね、体調的なものについては休んだりとかというのが増えてきてるんでしょうか。そのあたり、状況を聞かせていただいたらありがたいんですけど。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） 先ほどの答弁と少し重複するところはあるかなというふうに思うんですけども、大きくこのコロナ禍の中でという変化というところは今把握はしてないところなんですけれども、県のほうに報告する不登校であったり長期欠席等の実態を調べる調査についてはまさに今この6月中旬にかけて4月以降の実態について情報を収集して県にも報告を上げるところになっておりますので、今その結果を待っているところでございます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、いろんな行事、中止になったり変わった形でやろうとしてるんですけど、学校時代がマイナスのイメージばかりで元気がなくなってきてる部分もあろうかと思うんですけども、

例えば修学旅行とか文化祭やとか、一つの行事に対して変わった形で全国の小・中学校でやっておられる活気づくりができるような何か変わった行事を探しに行くとか、この香芝の小・中学校において何かできへんかなというのを新たな取組みたいなことは何か考えられて企画等考えられることは、新しいものに対しては、何か今のところ検討されてるのか、全くされてないのか、そのあたりを教えていただきたいんですけど。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 今現在、ご指摘をいただきました新しい企画等については、特段、現在のところございません。学校のほうでは現在、これまでであった学校行事、授業等につきまして、できなかったことを何とかできるような形で検討しておるところではございますが、今ご指摘がありましたような新しい取組、そういったことで子供たちが元気を出せるような学校づくりについて何か情報等収集ができ、そして学校のほうに示すことができるといふふうに考えております。そういったところも視野に入れながら取組のほうを進めたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 前回は聞かせていただいて答弁もいただいているんですけども、マスクの着用なんですけど、先ほど説明の中で、マスクの着用は校長会でこういうお話もしていただいて通知もしていただいたということなんですけど、ちなみにマスクをすることによって皮膚が荒れたとかそんな理由でマスクをようされない、マスクをすることでしんどくなるからようしないとか、そういう情報って各学校何人ぐらいいるとか、そんなんは情報収集として得られているんですか。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） 電話による聴取というのを1学期に行いました。その中で、はっきりと学校が把握しているというのは、すいません、3件だったというふうに認識しております。その際には、各校の校長、教頭には、個別の事情ということをしつかり聞き取る中で、何が何でもマスクを着用しなければならないということではなくて、個別の事情をしつかり聞き取った上で柔軟に対応するようにという指示をしてございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 一番は周りの子供たちもしっかり理解していただくということが、前回は言ったように、それがいじめに発展するところを危惧するんで、そこは徹底していただきたい。ただ、小学校10校、中学校4校の中で3件だけという理解でいいということやね。

それが多いのか少ないのか僕も分かんないですけど。ほんで、今先ほど中井委員が体操服登校とかというお話もありましたけど、現に傘差し登校を去年もされたところが始められて、体操服登校もされてると、ほんでマスクも距離を保てるという意味からマスクも外していいですよということでスタートしている学校がございますけども、今の傘差し登校の状況って市内ではどんな状況なんですか。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） 傘差し登下校の現状ですけれども、こちらにつきましては各校それぞれ集団登校時の人数でありましたり、あるいは通学路の状況がそれぞれの実情違いますので、実施可能な形態というのは一律ではなかなか難しいところではございますけれども、全面的に実施できる学校であったり希望制としての学校がございまして、今少しずつ傘差しをする子供が増えてきているというような状況です。今後の気温の上昇に伴ってそういった児童・生徒が出てくるのではないかなというふうに聞き取ってございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 傘差し登下校、傘を差すことで距離を保てるんで、マスクも外していいですよという流れで始まったわけなんですけど、そこからいうと、先ほど部団の人数とか生徒数によって距離が傘を差すことで長くなるからうちの学校では無理ですとか、いろんな去年も聞かせていただいて、実施できるところとできないところが正直あるというのも理解するんですけど、ただ傘を差して距離が保てると、イコール雨の日はマスクは外していいという理解になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その点ってどうなんですか。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） 委員おっしゃるとおり、雨の日については傘を当然差してございますので、一定の身体的な距離を取ることができますので、マスクは外してよいというふうに認識しております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） それは教育委員会としては認識していただいているんですけど、各学校としてそういうことを実施されてるのかどうかというところを聞かせていただきたいんですけど。

○委員長（芦高清友） 中里室長。

○学校支援室長（中里 倫） こちらにつきましても、各校にどういった実態になってるかということ聞いてございますが、ただ雨の日の傘を差したときに、あえて雨の日は外していいよということ学校のほうから子供たちに特段話をしているというところはなかったんですけど。

れども、学校にどういった認識で対応するべきかということはこちらからも個々に話をしておりまして、当然雨の日については距離が保てるわけですので、これはマスクを外してよいということで学校も対応するように指示を出しております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 距離が保てるからイコール絶対大丈夫かっていっても、子供さんの傘って割と小さいんで、65センチとすると半径が30センチ、トータル60センチぐらいの距離しか開かないのかなと、多くても1メートルぐらいかなと思うんですけど、そういう傘差し登校イコールマスクが外せるというのやったら、雨の日は確実にみんな傘を差すから外すことも可能だということを単純に思っただけで、その点を確認させていただきました。了解いたしました。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 確認だけなんですけど、先ほど筒井委員からもありましたけど、修学旅行とかそういったところはどうするんだというようなことなんですけど、これの判断基準につきまして、僕らも本来は行かせてあげたい、そしてそういった時間を有効にして学習していただきたい、これは皆さんが思っているところではないかと思うんですけど、判断基準の仕方で、例えば若干の感染数が増えたからといって、そういったもので大きく捉え方にもよるんですけども、行っては危険じゃないかとかいろんな意見が出てくると思うんです、そのときね。ただ、今回の第4波で経験したところでは、重症の病床数、占有率ですね、これが一時、奈良県でも100%近くまでいってしまったと、一番重要なのはここで、そして入院のベッド占有率、これもなかなか入れずに、これは六十何%、七十何%とか出てましたけど、あれはもう実質100%を超えてまして、実質に理論値としてできる数字からいったら70ぐらいであるということだけであって、実際運用面からいったら実際にもう100%使える分は使っておられたというような状況の中で、そして自宅待機される感染者の方も今回はいきなりかなり増えた、六百何名ぐらいまで増えましたね。だから、それから考慮すると、問題点はその今の3点が問題なければ別に感染症といったってそんな恐れるものではないというのが去年の認識と違って今年は分かってきたということですから、だからそのあたりの市教委としてその判断基準というのはしっかり決めておかないと、先ほども答弁を聞いてたら万全の体制をとかそういうのは言われるんですけど、じゃあ具体的に何ですかと聞かれたときの基準というのは必要だと思うんですね。そこだけまた改めてご協議いただきまして定めていただけたらなと思っております。

それと、2番なんですけど、2番のこれは在宅学習の備えということで、これは市教委さんで決められて、そしてこういう方針でいくんだよということを決められるのか、それとも校長先生が方針を決められて、各学校によってもばらつきとかそういったものがあるのかというのどちらなんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 基本的には市教委のほうで方針のほうを決めておるところでございます。ただ、実際の運用のところ、それに沿いまして学校の実情、クラスの実情によってどのように運用していくかというのは具体的には学校のほうで判断するところもあろうかと思いますが、こちらのほうでコントロールをしていきたいというふうに思っております。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） だったら、香芝市に住む子供たちについてあまりばらつきはそのあたりは出ないというふうな認識でよろしいですね。

あと、この準備がどれぐらいのものができてるかと、昨年からいろいろ在宅の学習についてはいろんな議論がされてきましたけど、現場としてはやりたくてもやる時間がなかなか持たないという、これは現場の意見もいろいろ聞いてたんですが、そろそろこれは在宅の学習というのはソフト面ですね、これのものは必要だと思うんですけど、そのあたりの準備というのはいくらぐらいまで今進んでいますか。

○委員長（芦高清友） 陀安参事。

○学校支援室参事（陀安龍也） 失礼します。先ほど高木次長の話にあったように、基本的な方向性、それから準備については市教委のほうからこういうペースで進めてくださいということをご各学校にお願いしています。まずは、仮に休校になったときのために、子供たちが家からでも授業に参加できるような、そういう操作に慣れる活動をふだんの授業の中で入れていって、実際の休校の場合も対応できるようにということで各学校で計画的に進めていって来ています。当然、各学年であったり、それから学校の事情であったりで多少の違いはあるにしても、現段階では全ての学校でその準備が整っています。また、ただ休校対応のみではなくて、昨年度整備が終わっています1人1台の環境というのをふだんの対面式の授業の中で有効活用して、それが今後とも……。

○委員長（芦高清友） 1つずついきましょうか。

○学校支援室参事（陀安龍也） すいません。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 怖くないので、あまり緊張しなくていいと思いますんで、よろしくお願

いします。

一遍に言おうとしてご無理されてるところもあったかと思うんですけど、まずソフト面、例えば簡単な授業を映したビデオとかそういったものも準備してたら、いざというときにはそういったものを使えたりとかということもあって、ただ前で先生が授業されるのと画面で見るとの違いだけとか、そういったものは準備は時間もかかると思うんですけど、少しずつやっていけば、それは1回撮れば何年も使えるわけですから、だからその辺の充実性は必要かなと。コロナに関してそういった学校休業というものも、去年は未知っていうのがあったんで長期になりましたけど、今年は今回は短期の休業しかしませんので、だから短期間でも時間を惜しむ気持ちでそういうソフト等をつくっていれば子供たちも興味を持って取り組めるんじゃないかなと、このように考えております。GIGAスクールも、もともと5年計画であったのが、これは前倒しで今回一気に各子供のパソコンが1人1台に増えました。これは全て国の施策でありますので、だからそのあたりもせっかく前倒しでやってくれましたんで、若干内面がついてきてないところもあるかもしれないですけど、そこも加速するようにお願いを申し上げておきたいと思えます。

もう一点、ごめんなさい。PTA等からいろいろ要望を受けてまして、学校における今後のこともありますんで、空気清浄機を教室のほうに置いていただけないかと、かなり強い要望も来ております。陳情も来られてました。だから、そのあたりについてお考えというのはいかがなんでしょうか。

○委員長（芦高 清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 以前も空気清浄機ということでも配置も考えた経緯もあるんですが、台数がそろわないとか、そういった部分で入らなかったところもあるんです。今後、そのあたり落ち着いてもきてると思いますんで、状況を見ながら検討できればと思います。

以上でございます。

○委員長（芦高 清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） よろしく申し上げます。夏休みも挟みますんで、そのあたり細かく調査もいただけるのかなと思います。ウイルスって浮遊してるってところが問題であって、そういったものを今除去する空気清浄機なんかもありますんで、消毒、消毒もいいんですけども、元の浮遊してるものをやっつけるというのはかなり効果が高いということで、全国的にも取り組まれている公共団体も多いと聞いてますので、そのあたりを早急にできるようにお願いを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○委員長（芦高 清友） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。
最後に、その他についてでございます。

何かございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 前回の委員会でその他でも聞かせていただいて、香芝市のLINEを有効に使っていただきたいということと、その中で市内の感染者数をお知らせいただきたいということに対して早速対応していただいて、今1週間分の県と香芝市の感染者数をLINE上で配信していただけるようになって、ありがとうございました。

ちなみに、前回のときは登録者が約4,000人弱だったんですけど、今現状はどうなんですか。LINEによってワクチン接種の予約も取れるようになったということもあって一挙に増えたかなと思うんですけど、今の現状はどういうことと増えた要因をお聞かせいただけたらと思います。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 現在お友だち登録をしていただいている方が9,091名ということでございまして、この4月から大幅に増えているという状況でございます。そういったところで要因と考えられますのは、やはりワクチン接種の予約がLINEによってできるようになったということが大変大きな要因であるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 最初にこの香芝市のLINEを始められたときの目標数は大体どれぐらい上げておられるんですか。登録者数、大体これぐらいはしてもらってはじめて意義あるなという、もちろん考えた中で、費用対効果も考えた中で進められたと思うんですけど、その点はいかがですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） すいません。目標値は私は今承知しておりませんので、確認してまた個別にお知らせさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 次の特別委員会が開催されるときでも結構ですんで、また報告いただけたらなと思います。結構です。ありがとうございました。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 委員長によろしいですか。このコロナ対策特別委員会の今後の予定みたいなものはお考えでございますか。

○委員長（芦高清友） 今後の予定については、日程調整を行って、開催が必要であれば開催させていただくと。ただ、委員の質問趣旨からすると、第4波における中においては収束に向かっておりますので、一旦ここで中間報告はさせていただきたいというふうに委員長としては思っております。

以上でございます。

ほか何かございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかにないようですので、これで打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、次回の本委員会の開催につきましては日程の調整等を行い、後日連絡させていただきます。また、本日の審査を含め、6月22日の本会議におきまして委員会を代表いたしまして中間報告させていただきます。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 本日は長時間にわたりご審議をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様からいただきました貴重なご意見に対しまして真摯に受け止め、より一層市民の皆様方の安全・安心向上に努めてまいります。今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○委員長（芦高清友） それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。皆様、大変にお疲れさまでございました。

散会いたします。

閉議 午前11時28分

香芝市新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和3年8月12日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. ワクチン接種等における人員体制について
 2. 第5波におけるまん延防止対策等について
 3. その他

開会 午前9時31分

○委員長（芦高清友） おはようございます。

早朝より新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、急遽招集となりましたけれども、本日の案件に予定しておりますワクチン接種の人員体制、そしてまた第5波が急激に拡大している状況でございますのでご理解いただきたいというふうに思います。本日も一日どうぞよろしく願いいたします。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 皆様おはようございます。

本日は早朝より新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

県内、また本市におきましても感染拡大の状況は予断を許さない状況となっております。県から発表されています重症対応病床、入院病床の占有率共に第5波の動きに合わせて上昇しております。こうした状況の中、ワクチン接種をはじめとした感染予防対策や事業者の皆様への支援策などをしっかりと進めていきたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。お願いします。

○委員長（芦高清友） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから第4回香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてください。

また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしく願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭にお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清图友） ご異議ないようですので、中井委員、清川委員にお願いいたします。

それでは、本日の案件に入りたいと思います。

本日の案件については、お手元に配付しているとおり、1点目としてワクチン接種等における人員体制について、2点目として第5波におけるまん延防止対策等について、3点目としてその他についてを審査いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） これ今、案件という形でこういうふうに出して下さっているんですけども、これ例えば人員体制についてというような、これからこのようにしていきたい、こういう計画であるというような理事者側からの原案というのは何か出たりするんですか、そういう案件なんですか。

○委員長（芦高清图友） これ参考資料に本日2枚、A4サイズのほう、片面刷りのほう2枚用意させていただいておりますが、そのうちの1つに新型コロナワクチン接種等に従事する職員の月別の残業時間の状況、5月云々、7月というのが出ておるんですけども、こういった状況も踏まえて、こういった状況がある中でこの件については先に申し上げてあれなんですけれどもきっかけとしては保健センターを中心にワクチン接種のかなりカロリーが高いというか人に対する負荷がかかっているという状況がある中でどういう状況なのかということを知る必要があるのではないかということで案件1とさせていただいております。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 案件となっているから何か原案が出て、その原案を審議して可否を問うというような話になるんじゃないかと、これ言うたらこういう状況やという報告を聞いて、ああ、大変ですね、全庁的な取組で人員配置してくださいねという話をするという話ですよ。そんなことは前からもうずっと言っているし、今回改めてデータを出してもらって、ああ、大変やな、全庁的に負担の偏りがないようにしてくださいねと言うという話ですね。

○委員長（芦高清图友） 今まで調査特別委員会で理事者のほうから第4波までにおいては過去の資料請求であったりというのは委員会のほうからさせていただいて進めていたんですけども、今回各委員さんのほうから今後の委員会の進め方について質問等、どういったことが理事者に対して質問があるのかというのを各委員さんにヒアリングしていく中で、日程も含めて調整も含めて今後の方針について委員会の方針の中で組立てをしてきた中で、このワクチン接種

における人人体制については異常な勤務状態になっているのじゃないかというようなことがありましたので、そのあたりを理事者に対して質疑していくということで案件1に上げさせていただいた次第でございます。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 要は、例えば人員配置をどうする、こうするという具体的なそういうシフトに対する原案が出てくるという話ではないということによろしいですね。

○委員長（芦高清友） 今回の質疑、委員からの質疑、この委員会での質問の中でこういった状態でやっていくよと、これまでもこうやったやろうというところで、具体的に出るのか、またそれは大枠で出るのかは別として話の中では出てくるもの、もしくは出ないのであれば今後このようにしますというのが理事者のほうから説明はあるのではないかと思いますけれども。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 分かりました。分かりましたというか、そのように聞いておきます、受けておきます。

それから、すみません、1、2では人人体制と、それからまん延防止対策ということで一応テーマとして絞られているんですが、こちらが質疑、質問させていただく内容につきましてはこれらを中心として総括的なものとしてそれに付随するものとかというものに関しては委員長としては認めていただけるということで、それはよろしいでしょうか。

○委員長（芦高清友） 場合による、内容にもよるのかなというふうに思いますが、今の発言の内容のイメージではそのように考えております。

以上でございます。

他、ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようでございますので、このように決めます。

それでは、1点目のワクチン接種等における人人体制についてでございますが、まず先ほども話が出ましたけれども参考資料を2点ご用意していただいております。このワクチン接種等に従事する職員さんのこの参考資料、企画のほうから、人事のほうから出していただいておりますけれども、これを簡単に説明のほうをいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

井原次長。

○企画部次長（人事課長事務取扱）（井原佳昭） 私のほうから、お手元の参考資料、新型コロナワクチン接種等に従事する職員の月別の残業時間の状況、令和3年5月から7月の3か月の状況の表でございます。こちらのほうの表でございますが、この見方といたしますか、まず

No.1です、こちらは保健センターの職員で5月のところを見ていただきますと 96 時間というところで1か月 96 時間の残業時間が発生したというところがございます。その内訳としましては、平日の時間外、勤務が終わってからの時間外が 85 時間と、週休日、集団接種等の土日等に関わった時間が 11 時間ということで、その合計が 96 時間というところで、それぞれ6月、7月も同じようなところでございます。

それと、自費目という列がございますが、例えばNo.3の保健センターで自費目のところに52 時間という記載がありますが、これにつきましてはコロナワクチンの仕事としてはこの方は 27 時間半、それ以外の本来の保健センターの通常の業務というのが 52 時間で合計で5月は 79 時間 30 分したというそういった表でございます。

それから、3番の方につきましては、どちらかといいますとコロナワクチンの業務より本来の保健センターの業務のほうにボリュームを置いて従事している方やというふうなそういった見方をいただければ結構かと思えます。

あと、下のほうに 19 番から下につきましては保健センター以外の所属課が書いておりますが、これにつきましては併任で辞令しておる職員でございます、それぞれ通常の業務プラスコロナワクチンのほうの業務ということで関わっている職員でございます、今職員の体制としましては 34 名プラス管理職が 2 名ということで 36 名体制で正職員はコロナワクチン接種に関わっている状況でございます。

参考資料の説明としましては、以上でございます。

○委員長（芦高 清友） ありがとうございます。

ワクチン接種というところで、もう 1 枚、保健センターのほうから出させていただいている分もここで併せて説明のほうを簡単によろしく願いいたします。

児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） おはようございます。よろしく申し上げます。

右肩に参考と書いた資料の説明をさせていただきます。

65 歳以上の高齢者の接種状況について、まずご説明申し上げます。

本市におきましては、おおむね 7 月末までに高齢者の接種を完了するとして接種を進めてまいりました。8 月 5 日現在、高齢者人口の 91.57%の方が接種されております。1 回目の接種と 2 回目接種の接種率に差が生じておりますが、これは何らかの事情により 2 回目の接種を希望されなかった、または都合により 2 回目の接種の予定を遅らせていることが考えられます。集団接種におきましてもほぼ高齢者の方の予約がないことから、高齢者の方の接種につきましてはおおむね 7 月末で完了したと判断し、奈良県へ報告しております。

次に、②基礎疾患のある方の接種状況ですが、7 月中は基礎疾患のある方の優先期間として

実施してまいりました。8月5日現在、集団接種では1,970の方が接種され、個別接種につきましては医療機関からのワクチンの申請数からの算定となりますが2,877の方が1回目の接種を終えられたものと考え、合計4,847の方が基礎疾患の者として優先接種されました。4,847人という件数は、対象者の約10%が基礎疾患等の優先接種者として国の指標があります、本市におきましては対象者約5万人のうちの10%、約5,000人が基礎疾患等の対象者と考えておりましたので、ほぼ想定どおりに接種が進んでいると考えております。

次に、3番目の今後のその他の一般の方々への接種スケジュールですが、個別接種につきましては8月7日より年齢に関係なく予約が取れた方は接種できる状態となっております。集団接種につきましては、ワクチンの入荷状況を考慮しながら確実に予約と接種ができるように、高齢者と同様に年齢を細分化して予約開始の案内通知を実施しております。現在は49歳までの年齢の方まで予約開始の案内通知書を郵送しております。48歳以下の年齢につきましては、9月から配給予定となっている13から15クールで12歳以上の人口の8割に2回接種できるために必要な量を国は都道府県に配分するとの連絡がありましたので、できるだけ早くにそれぞれの年齢層の方々に予約案内のご連絡をしていけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） ありがとうございます。

ただいまの報告を受けまして、ワクチン接種等における人員体制について質問はございませんか。挙手にてお願いいたします。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） すみません、もちろん今委員長から当然案件1ということであったんですけれども、先ほども申しましたように少し総括的なものも含めてさせていただきますということで、委員長、その辺はよろしいですか。もちろん大きく外れることはないように十分注意をしながら質問させていただきたいと思います。

まず、この1回目接種と2回目接種、若干の2.4%の差があるとはいえ90%以上というふうにご考えたらいいかと思いますが、の方がこれは希望されて接種したというこの数字なんです、この65歳以上の年齢の方の接種の率が91%か92%という数字についてはこれは他市町村との比較というのはされているのでしょうか、高いのでしょうか、低いのでしょうかというところからお願いします。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 奈良県におきまして発表されております65歳以上の接種率、国のほうも一律にそれで発表されておりますけれども、それを見ますと高いほうであると考えております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） すみません、高いほうという話なんです、ざっくりで結構、細かいのはもういいですからざっくりと、例えば県はどれぐらいでほかの市町村はどれぐらいとかというイメージできる数字を言うてくれはったらありがたいです。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） すみません、休憩を取っていただきましてありがとうございます。

12 市になりますが、12 市の平均が 86.4%となっております、1 回目の接種率が 86.4%となっております。本市のほうは 91.5%ということなので、それを鑑みて高いほうであると考えております。90%を超えている市につきましては、12 市の中では葛城市、天理市、五條市、宇陀市と本市という形になっております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 今聞こうと思ったんですけども、先に言ってくれはったのでありがたかったんですが、香芝市、葛城市、天理市と五條市、宇陀市ということになりますと、当然この 90%を超えている中でいうと香芝が一番人口が多いわけですね。そうすると、大体 90%を超えているような状況の中で実数、1 回目接種の件数の実数、1 万 6,696 というのが実数でありますけれども、これは多分この 5 市というか当然 12 市全部の中で突出して多分多い数字だと考えてよいというふうに言っているのでしょうか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 失礼します。

香芝市の場合は高齢化率が非常に低うございますので、その中で香芝の場合は 1 万 8,000 人がまずは分母になってくるのかな、そのうちの 91%なので。ただ他市との比較となりますとそれぞれの高齢化率というのは差がございますので、その辺を一概にその部分だけをもって多い少ないという判断はできないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 分かりました。

必ず超過勤務のところの残業時間の話につながる話なので重要な話なので、すみません、その上で昨日、もう昨日の昨日です、昨日の夕方、全人口に対する接種完了率が 24.1 やったかな、2 やったかなという数字が昨日の昨日です、ほんまに昨日の夕方に NHK のニュースでやっていたので出たんですが、それが 39 市町村中の 39 位、べったやったんです、びりやったん

です。これは多分多くの人に誤解と不安を与えるような報道やったと思うんですけども、そのところ、香芝はここまで多分順調にスケジュールどおり、計画どおりに非常にワクチン接種うまくいっているはずなんです、それなのに39市町村中39位という若干不名誉な報道がされてしまったということに関してそこの説明をしっかりとしてほしいなというふうに思うんですが、お願いします。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 今回の委員ご指摘のところにつきましては、私どもも非常にそのことについては気にしているところでございます。

それで、報道資料があつてすぐに県のほうに報道の在り方という部分についてはどないかならないのかと、要は高齢化率が低い市町村については全体のワクチンの供給が高齢者の分しか来てございませんので、その部分が全体の中で割り戻されたら率の低いところは全体の接種率が下がってくると、その報道についてきっちりと誤解のないようにしていただきたいというようなのは電話ではございますけれどもお伝えはさせていただいております。

その中で、県の回答といたしましても検討していきたいというようなお答えはいただいておりますけれども、いまだその部分についてはまだ補足説明といえますかその分がないような状況となっております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） その辺のことも含めて報道の正確性とかというのはきっちりしっかりともらうようにということで、情報の出し方、こちらの出し方も当然また市民に対して不安を抱かれないように、市民の方に。

それで、私さっき実数はしっかりと多分ほかの市町村より多いという話で実は言ってほしかったなと思うんですけども、それについてはなかなか比較ができへんという、データがないという話やったんですが、これもほんまに昨日の話ですがNHKのニュースでやってましたが京都市で集団接種を夜に始めましたってニュースでばんばんやっているんです、8時半までやりますと。そこでインタビューをされていて、受けている人が、仕事帰りに行けるからいいですわって喜んで、私はそれを見て非常に意外に思ったんですけども、本市におきましては接種当初、もう最初のときから平日夜間にたしか接種をされておりましたよね、8時までされていたと思うんですが、その事実については確認です、どうですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 集団接種開始当初から夜間も含めて実施しております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 結局、そういう状況の中で実数がしっかり打てて、ここまで予約、実施共に大きな混乱なく計画どおりにちゃんと7月中に、8月1日という、日曜日というところも含めてという話でしょうけれども65歳以上については希望者ほぼ全員に打てたというような状況であるというふうに私は考えているわけです。

もちろんそれが職員さんの無理な過重な労働の中でそれをもう無理くりやってきたという話になれば、それは当然改善していかなければならないというふうには思いますけれども、そのことについては私はもう前の委員会でも、前の前の委員会でも多分指摘していたと思うんですが、私実際に集団接種されている現場に行ってみ学もさせてもらいました、その状況の中で時間外まで職員さんに働いていただいている、大変やなというふうに思う、それが担当所管だけに集中することのないようにということで平日夜間、それから休日出勤についても全庁体制で取り組むようにということでお願いするというところについては話をさせていただいていましたので、もちろん超過、長い時間、時間外勤務されることはどんどんどんどん改善していったほしいというふうには思うわけですが、そういう取組はなされている状況の中で担当所管にこういう集中したという状況はあるのかなというふうに思うんですが、その辺の取組というのはこれまでどうされてきたのかというのをできたらお話ししたいと思います。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 国の計画のほうが二転三転することによりまして、今まで想定していなかった業務が増えたという事実はあります。ただ、その部分につきましては人員も増やしていただいた中で体制を整えるように所管としても努力してきたところです。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） もちろん既に聞いている部分はあるんですけど、当然この委員会の中で質問としてしっかり答弁してもらいたいんですけども、例えばここにこうやってもう資料を頂いています、先ほどの説明にもありました19番以降については他の部局、課から応援に回っているということを出ているわけです。先ほども少しありましたが併任辞令が出たというのもありましたし、さらに加えて専任辞令が出たとかというような話も聞いているんですが、そういうところ辺の人事に関するこれまでの対処というところをもうちょっとできたら具体的にお願いします。

○委員長（芦高清友） 井原次長。

○企画部次長（人事課長事務取扱）（井原佳昭） 失礼します。

これまでの体制の経過というところを振り返ってご説明させていただきます。

最初に、令和3年2月1日にまず第1次ということで14名の併任辞令、準備期間というところ

ころで併任辞令を交付させていただきまして、保健センターの職員7名、それ以外の所属より7名というところをまずは準備段階というところでさせていただきまして、その次に令和3年4月1日に全体の人事異動を含めてさらに新たに4名の職員を任命し18名の接種推進チーム、保健センター8名、それ以外の所属より10名ということで任命しまして、4月1日の時点では29名の体制というところをつくったところでございます。

その後、新たに5月1日に3名の職員の発令、ワクチンの接種補助員として発令しまして、5月1日時点で32名、そこからその3名のうち補助員から専任のほうへ移ったりということもありまして、その後、直近では6月15日です、急遽人事異動、5名の者を人事異動したところでございます。そのうち2名は併任辞令を出していた職員をもう専属のほうで保健センターのほうへ異動しましたので、実質は3名プラスで32名体制から35名体制というところでございます。

その後、7月19日にあと1名の職員を保健センターのほうへ人事異動発令しまして、現在36名というところの体制で接種の業務に関わっております。

それ以外にも、もちろん会計年度任用職員の看護師が登録している方が56名であるとか、その他JTBの派遣の職員であるとかそういったところもやっております、職員の体制としては36名プラス看護師や委託業者、そういったところでワクチンの接種のほうに関わっている、そういったところでございます。

以上でございます。

○委員長（芦高 清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 36人プラスアルファというところで今言ってくれはったと思うんですけども、我々としてはもうちょっと分かりやすく理解したいので、36プラスアルファが今現在コロナのワクチン接種に対するチームだとしたら、そのうちの保健センター、そもそもの保健センターで、さらには予防接種というものに関する仕事に就くべき担当であった人というのを除いたら、つまり応援には何人入ったことになりますか。

○委員長（芦高 清友） 暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

○委員長（芦高 清友） 休憩を閉じて再開いたします。

井原次長。

○企画部次長（人事課長事務取扱）（井原 佳昭） 失礼します。すみません、休憩を取っていただいております。

一応専任のチーム員ということで辞令を出している方については22人、それが職員では22

人で関わっている職員、コロナワクチンに対しては 22 人。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） そうじゃないです、そういう答弁が欲しかったんじゃないくて、答えはそれじゃなくて、私が聞いているのはこのコロナのワクチン接種が大変な大ごと、大きな事業になったから担当部局である保健センターのさらに中でも多分そういう予防接種関係にそもそもそれが自分の仕事やという担当の人がおるんだけど、そこにこのコロナのワクチン接種が大変なことになったからそこに時間外勤務が発生するので、負担をその人たちだけに押しつけるんじゃないくて全庁体制で取り組んでとってそこに本来そういうワクチンとかに関係ない仕事をしている、だから市民課とか生涯学習課とかもろもろみんないろんな課から応援に行った人数を答えてほしいんです。

○委員長（芦高清友） これはコロナワクチン時間外に書いてあるこのことじゃないんですか。その表なんじゃないんですか、これは、そのように思うんですが。

福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 今、接種チームには全体で 36 名が関わっていると、その中で従来保健センターの、所長も含めてですけれども保健センターの職員で当初からコロナワクチンの専任であったのはそのうち 8 人なんです。それ以外の者は保健センターの職員も含めて補助をしていると、そこにはもちろん他課からの応援、全庁的に 36 人おるわけですが、そのうち保健センター職員でワクチンの専任をしていたのは 8 名であったというようにご理解いただいたらどうかと思います。

もちろんこの以外にも昼間の接種の応援、それから夜間の接種の応援、土日の接種の応援ということで併任の辞令を出している者以外の動員体制というのもしっかり取っておりまして、それでも超過勤務は生じているというような実態であるというふうにご理解いただきたいと思えます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） いや、それを実は聞こうと思っていました。要は、まずはもともとワクチンに関係するのは 8 人で、保健センター勤務であってもワクチンとか予防接種とかの関係じゃないけれどももう今回はそっちへがつつと入っていて、保健センター職員はもう全員、所長も含めて行っている、そこへプラスこの表における 19 番から 34 番って列記されているのは当然応援に行っているんだけど、ここに出てこない平日の勤務時間内でも応援に行っているという体制も組んでいるということで今もう聞く前から先に部長が言ってくれはったということで、そういう理解でよろしいですね、それは間違っていないですね。

その辺も含めると、いわゆる全庁体制で保健センターのもともと8人でやるべき仕事やったのがこんだけの大きくなったから人数を突っ込んで応援に行っているわけで、それはどれぐらいの総数になりますかという今度は新たな質問になるわけですが、それについては厳しいですか、分からないということですか。ちゃんと数えたら、カウントしたら出るとは思うんですけども、今その数字は出しにくいですか。

○委員長（芦高清友） 井原次長。

○企画部次長（人事課長事務取扱）（井原佳昭） 失礼します。

集団接種のほうに延べ人数は持ち合わせておりませんが、平日の午後でしたら11人、平日の夜間は12人、土曜日の午後は7人、日曜日は午前、午後含めて14人がそれぞれ接種のほうに従事するようにしています。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） ちょっとそういう話をすると、結局この超過勤務の表に入っている人と入っていない人と混ざっているでしょう、今の次長の答弁の中には。でしょう、だって休日の話も言ってくれはったから。だから、その辺が頭の中で整理しにくいんだけど、もういいです。

ここからが大事な話で、今それがどうなんでしょう、限界ですか。つまり、今もう、これを見たら1人、個人別で言ったらもう100時間を超えるような超過勤務が時間外勤務をされているという人がたくさんおるわけじゃないですか、という状況の中で当然そういうなんは解決してほしい、解消してほしいと、それを解消するためにみんなですしつずつ負担を分け合ってというふうにいきましょうという話で何とかしてほしいわけですが、それを我々としては今理事者側に求めるという話なわけで、委員会をやって。

今の状況が人事の配分として、それぞれ皆さんにご負担いただいていると、職員さんみんなで負担してくれてはるというその気持ちは分かる、思いは分かるんですが、どうなんでしょう、限界なんですか、もうちょっとまだ、もっと、もう少し応援に行ける、その分、結局本来業務に支障が出るわけです、支障というか負担が出るわけですから、だからそれも当然各所管、各部署からしたら人を抜かれたらそれはそれで大変なわけでそこはそういうなんももちろんあります。せやけど、全部ですできるだけ同じように負担していこうという話になったときに、もう今限界まで出しているのかなと、まだもうちょっとこれをもっとやりたいと思っているのか、やれると言ったら厳しいか、言い方あれかもしれない、やっていきたいと思っはるのかどうかというところを聞きたいです。

○委員長（芦高清友） 限界かどうか。

福森部長。

○企画部長（福森るり） 限界かどうかというところで言いますと、今さらなる通常業務の整理をしながら、今まさに国策としてこれ最優先でやっていかないといけない業務なわけですので、そういったところでこの負荷が保健センターに集中してしまっていることの解消のためにはこれは是正をしていく必要がありますので、限界をさらに超えて応援態勢というのは組んでいかないといけないというふうな認識をいたしております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 今、部長が限界を超えてまで言ってくれたのであれですけども、当然一人一人の方々に対して、職員がそんな限界を超えてしんどくて潰れるようなことがあったらあかんで、でも保健センターの職員さんももちろん今もう大変限界を超えて働いてくれてはるのかなと思いますけれども、何とかうまいことしっかりと新たに人員配置のことも、言ったらこっちの本来業務もうまく整理しながら人員の補助、助けていただきたいというふうに考えますので、ぜひともよろしくをお願いします。

時間外勤務についての手当、それから振替休日という部分については確実に手だてされているということはしっかりと公の場でしていると、当然だと思いますが、そんなところで、いやちょっとサービス残業してもらっていますねんってそんな答弁するはずはないとは思っていますが、あえて改めて公の場でしっかりとそれについては確実に履行しているということができたら答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（芦高清友） 井原次長。

○企画部次長（人事課長事務取扱）（井原佳昭） 失礼します。

時間外勤務につきましては、もう当然その手当は支給しているのは当然でございます、間違いなく支給しております。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） おはようございます。

この残業時間の状況を見させていただいている中で、この6月です、200 時間を超えておられる方が2名おられるということで、聞き及ぶ中では200 時間を超えることで過労死の要因にもなるというお話もあるんですけども、ここら辺の問題点、なぜこういうふうになっているのか、これが予測できなかったのかというところのお答えをいただけます。ほんで、その責任をどのように感じておられるのか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 200 時間を超える勤務になった原因につきましては、幾つかの原因があるというふうに考えてございます。その要因の中の大きな点につきまして何点か申し上げ

ますと、まず1点目として、今回のように12歳以上の全ての市民の方々を対象としたワクチン接種、これを2回実施するというような経験がまず我々にはなかったということが1点上げられるかなど。

次に、2点目として、市民の方々に不安を与えずに安心してワクチンの接種の予約、もしくは接種をしていただけるように予約受付の対象者を細分化して実施をさせていただいたこと、これについては細分化することによって事務量が増えてきたということがございます。

3点目として、先ほど来、筒井委員のほうも話がありましたけれども、夜間の接種を当初からやっておったということが上げられます。

それから、4点目として、先ほど所長のほうも申しましたけれども国からのワクチンの供給量、それからスケジュール、その辺が二転三転してきたこと、それによって我々が当初国の計画に基づいて接種計画を立てておったけれども、それが二転三転することによって一から計画を手直しをしていかなければならないというところにも時間を要してきたのかなど。

それから最後、5点目としては、このような様々な要因があったということはあるんですけども、それに対応する職員が不足していたのかなというふうに考えてございます。この不足部分については、先ほど来の話の中で6月15日に5名の職員を増員はしていただきましたけれども、この5名の職員が能力を発揮していただくまでに時間は要しますのでこの辺が大きな要因になったのかなど、要は我々が想定した以上の勤務が発生したのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 6月に異動されたということでお知らせもいただいていたわけなんですけれども、その方が全く保健センターに携わっていなかった、もちろんワクチンは初めてだということでその人らに理解いただくまでに時間がかかって即戦力にならなかったということですよ。

ただ、多分この2番の方と4番の方にこれはもう集中しているんですか、それとも1、2、3、4、5、ほんで12番、13番、これは100時間以上超えておられるんですけども、6月でいうと、これ結局こういう形にならざるを得ないというか、ちなみにこれほかの市とかでもこんな状況なんですか、その点ってどうですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 他市の状況も調べさせていただきました。コロナのワクチンを推進している中心となっている課におきましては残業が100時間を超える市もあったというところでは把握しております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 100 時間を超える市もあったということは超えない市もあるということですね、逆に言えば。そこら辺はどのようにされているとかそういう状況の情報収集とかをどのようにされていたんでしょうか。この方々に業務が集中しているからこういう形だとは思いますが、夜間も始めて、最初から当初からやっていたということですが、当初からそういうふうにしたらどういふふうになるということもある程度は予想されていたと思うんですけども、その点いかがなんでしょうか、他市で。今の答弁があったから言うんですけども、他市でも 100 時間を超えるところもあるということはないところもあるというように理解してしまうんですけども、その点いかがですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 他市におきましては、もう特化したワクチンのコロナの保健センターの中にチームと通常業務をやっているというわけではなく、取り出して 1 つの課のような形で推進をしているということもございます。そうなりますと、決定権がある上の者も複数いるというふうなところになりますと判断も早く計画の修正があっても速くスムーズにいくというふうなところも聞いてございます。

ただ、私の言い方が悪かったと思うんですけども、100 時間を超えるところもあるということをお知らせしましたが多くのところが負荷がかかっている、100 時間を超える職員がその課の中で全員ではないけれども特化して 100 時間を超えるところが複数出ているという情報は得ております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ちなみに、200 時間を超えているところってあるんですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 奈良市におきましては 250 時間、300 時間を超える者もいるということも聞いておりますし、五條市、生駒市も超えているというふうにはお聞きしております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ほんなら、その対応としては同じように異動していただいたりして対応して少しでも時間外、残業時間を減らすような努力をされて、今の結果としてこれ 7 月でいうとこれでもまだ 100 時間以上が 6 名おられるわけなんですけれども、これどうなんです、一番理想的なこの時間外の時間というところの今の状況、7 月の状況でいってこれがもうベターなんです、これ以上もう改善しようがないんですか。

その点、この対策本部の会議等でももちろんこういう議題が上がってきていると思うんです

けれども、その点をどのようにこの会議と、今回は資料がまだ会議録は上がってはきていないですけれども、その点どのように対策本部では話し合われてどのように対応するようにされたのか。これ6月の当初では全庁一丸となってワクチン接種業務に取り組むというなお話も企画部長からされたというふうに前の会議録では書いているんですけれども、その点どうなんですか、どのように話し合われたんですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 本部会議においても当然超過勤務が増加している等の話がありましたので、過去において先ほど説明があったように6月の中旬に5人の異動する前にこういう状況であるから人員の異動をすると、併任じゃなしに専任で行う等の話プラス追加、7月15日にもまた追加の人事異動をしておりますけれども、まだ改善されない等の報告がございましたので、併せて追加していく旨の確認を本部会議ではしております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） これ6月に200時間以上超えられている方が2名おられて、先ほども言いましたように100時間超えておられる方が何人もおられるという中で異動されたということで、7月にも、これ7月は1名ですよ、異動されたの、多分、ですよ、ここに書いている状況を見ると。

それでこれ実際に対応できるというかみんなの負担を減らすことができるという判断になるんですか、1名で、どうなんですか、これを2名にしておいたらもっと減ったとかそういうことはないんですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） このときに200時間を超えた実態がございましたので、私どもも聞き取りをさせていただきました。先ほど健康部長のほうからもありましたように6月15日の5名が実際しっかりとパフォーマンスが上がるまでに若干時間を要したと、例えば引継ぎですとかこういった作業をやっているんだということを教えたりといったようなところもあって100%、5人の配置が効果を現すまでに若干時間を要しているんだとそういったこともあって、あともう1名、例えば今集中しているICT担当の業務を軽減させるためにもう1名の追加が必要なのではないかといったようなことの聞き取りをさせていただいて1名ということを決めたわけですが、それはさきの異動の5名のパフォーマンスが上がることを期待して追加は1名ということ判断させていただきました。

もちろんもっと多いほうがよかったのではないかと本部会議の中でもそういった意見もあった中で、5名のパフォーマンスが上がることをもう少し様子を見たいといったようなや

り取りもあった中で必要最小限ということでこの人数にさせていただいた経緯はございました。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） その結果、こういう数字が7月においても出てきているんですけども、それについてはこれでよかったと市長は思っておられるんですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 先ほど奥山危機管理監の話であったと思うんですが、もう一回、8月の頭にも同じく本部会議の中でこの人員についての話はさせていただいております。そして、私のほうからも各部長等に会う中でアイデアとしてフレックスのシフトをして、今先ほど筒井委員からあったように夜の勤務がおおよそ8時まで接種をしていると、そうすると片づけや何やかんやで終わってもどんだけ早くても9時、下手したら10時になっていると、絶対超過勤務が発生するような状況になっていると。

このままではいけないということで時間をシフト制にしてみてもどうだろうだったり、あとこの表を見ていただいて分かるんですけども、じゃあせめて休日の分をもっとしっかり休めるようにしていこうということで、外部のほうです、先ほどあったJTBのほうにお願いできないかというふうなこと、そういったこと、あとは夜の接種がそこまで逼迫しているのであれば、予約が少ないところに関して夜の接種を最初から減らしていこうなどなどのアイデアは今話し合っていて検討している最中でございます。

おっしゃるように、7月の段階で1名というところに対して本当に1名でいいのかというのはたくさん本部会議の中でも議論しておりました、2名、3名行ったほうがいいんじゃないのかと。その中、聞き取りをした中では当時ICTのほうで残業の時間が増えているんじゃないかというふうなところでそこに対して1人をまずしようと、そして先ほど部長からあったようにまずパフォーマンスを見ようというふうな話で1名になりました。確かに小西委員がおっしゃるようにその段階で2名、3名というふうにしていたらもう少し状況が変わったかもしれないというふうには反省はしております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 反省で済んだらいいんですけども、さっきも言いましたように200時間を超えると、過労死になる時間数やということも言われているので、しっかりその点、ワクチン接種が始まってもう3か月になってこようとしていてこの8月では結果が出るんですか、この時間外という数字的にはどのような目標じゃないですけども、一番は残業時間がないのが一番だとは思うんですけども、その点、結果としてどのように出てくる予定ですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 日々の超過勤務の状況については所管の所長、それからまた部長のほうも日々の超過勤務の状況については注意深く確認をしてくれておりました、6月15日に配置した5人の職員についてももう積極的に様々な業務に取り組んでくれていて、これまでにないような処理の速さというところが見えてきているといったような報告は受けてございます。まだ今8月半ばでございますけれども、私どもとしましては7月よりは残業が削減されるものというように期待をいたしておりますけれども、引き続き日々の残業の状況については人事課も併せて確認をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 1点だけ。先ほど1名の異動、ICTの関係でとおっしゃっていた、この1名の方はICTにたけた人というように理解しておいていいんですね。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 人事異動する前に、こういった機能を使いこなしができるような経験や能力があるかどうかの聞き取りをいたしました。そういったところで聞き取りをした段階では、そういった例えば差し込み印刷といったようなことの作業をしたことがあるというようなことの確認はいたしておりましたけれども、実態としましてはICTを専属でサポートしているというような配置ではなくて今はその者については違う業務に当たっていて、別の職員がICTのサポートを専任でやっているといったような、中で様々な配置、適材適所をやっているというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） ワクチン接種、大変今この表を見ても分かるんです、ご苦労さまです。

そういう思いをして仕事をされている職員の方になかなか意見を言うのもあれなんですけれども、僕もこの表を見ていろいろ思うところは3か月でもう300時間を超えられている方が6人ほどおられるんです、大体労基法が変化されているんですけれども3か月80時間以上というのが決まりがあるというふうに思うんですが、今後どういうふうに接種の状態になるか分からないんですけれども、仕事量が減ればまだいいんですけれども、もう本当に手を打たないと駄目じゃないかな、それをいろいろ考えられているというふうにあるんですけれども。

この人員を増やすことについての人件費、違う観点で聞こうと思うんですけれども、人件費は市から持ち出しなのかどこかから援助みたいな、国とか県からあるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 超過勤務分につきましては補助対象となっております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 超過勤務ということは時間外、このことですね。お金だけの問題じゃないんですけれども、ちょっとだけ安心しましたけれども、さっき言いましたようにもう仕事を集中して分けれるものと分けれないものとか習熟度もあるのでなかなか難しいんですけれども、さっき言いましたようにもう危機的状況が続いているんじゃないかなというふうに思いますので、しっかりと対応していただけたらなと思いました。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 本当に毎日ですか、休日も含めてワクチン対応していただいていること、本当に感謝申し上げます、本当にありがとうございます。

おかげさまで香芝のほうでも昨日でも 10 人感染されましたけれども、高齢者の方は少なくなっているというのはワクチンの結果かなと私個人的には考えておりますけれども、この表を見させてもらって非常に 1 か月 30 日、休み関係なしに考えたとしてひどい方はもう毎日 5 時間超えて残業している、のべつ幕なしで、休日を除いたとしても 5 時間を超える残業をしておられるという方が数名おられます。その残業を減らす対応について、5 月、6 月と 7 月の結果が出ておりましたけれども、これは予想内やったんでしょうか、それとも予想外だったんでしょうか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 先ほどもご答弁させていただきましたように、なかなか全 12 歳以上の市民に 2 回を接種していくというような経験がないという部分がまずございます。その中で、なかなか想定内か外かと言われましたら、なかなか我々も勤務実態を見ていく中では我々が当初想定していたよりも業務量がかなり発生しておるとするのは事実かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、残業を減らす手だてという部分であるんですけれども、人数を取りあえずこの庁舎内の方でカバーするというをさせていただいているんですけれども、ご存じやと思いますけれども、それをしたところでその違う部署からの一人一人が抜けることによってまた負担がかかるというのはご存じやと思うんですけれども、新たな外部の方を登用するというお考えは今

後あるのでしょうか。

また、責任能力の有無という部分もあるんですけども、そのあたりも考えていただけるのでしょうか。

それとあと、残業を減らす、のべつ幕なしやるのか、それともこの例えば 400 時間を超える方々に対しての対応を取っていくのか、そのあたりどういうお考えかお聞かせください。

○委員長（芦高清友） 福森部長。

○企画部長（福森るり） 残業時間を減らす手だてといたしましては、まずは先ほどご指摘がございましたように外部でアウトソースできるものがないかどうか、これについてはしっかりと考えたいと思います。内部から捻出するにしましても、先ほど限界なのかといったようなご指摘もございましたけれども、それぞれの業務にゆとりのある状態ではないというのはこれ確かなことでございますので、アウトソースできるものはしっかりと外部委託していくというものをまずやっていきたいと思います。

ただ、それでもなかなか即戦力といったようなところで必要なものがございましたら、これは数名の事務職員の増員というのは必要であるというふうな認識はいたしております。

また、これまでの3か月がもうたっているのだからといったようなご指摘もありましたけれども、こういったことを私どももしっかりと本部機能も含めて進捗管理を共にしていくという体制づくりも必要なのではないかとこのふうな考えでございます。

もう一度まとめますと、アウトソースできるものはアウトソースする、そして即戦力で必要なものについては事務職員を当てる、そして進捗管理をしっかりとやっていく、この3つをもってまずこの残業時間の多いところをしっかりとシューティングしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

そのあたりしっかりお願いしたいと思います。もう毎日5時間って、定時5時にしても10時に終わっているんですよ、それが毎日3か月間続くともう考えられない勤務だと思しますので、そのあたりをしっかりとまたお願いしたいと思ひますし、この中の数字に出てきていない、こちらの庁舎の中でも1人が抜けること、また応援に行くことによって影響を受けている方もおられるかと思ひます、それが一番怖いのは市民サービスに影響するというのが一番怖いので、そうやってマンパワーをかけていただいてまたしっかりと対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかございせんか。

清川委員。

○委員（清川希代子） おはようございます。

毎日このように時間外勤務だったり残業の時間がたくさんあって、職員の皆さん大変頑張ってくださっているところにまたこういうことを申し上げるのは大変恐縮なんですけれども、ワクチン接種率、先ほど筒井委員もおっしゃっていたように 65 歳以上の高齢者の方は 90%ほど、高い接種率、奈良県の中でも高い接種率になっているんですけれども、全年代で見ると昨日の段階でも 25.5%、奈良県の中で一番低いパーセントになっていたりだとか、あと香芝市は大阪市に勤務される方だったり通学にも行かれる方も多く、10 万人当たりに換算すると香芝市はもう 174 人、これ県内で 2 番目に多い数字だったんです。これ大変多い、10 万人当たりに換算したら多いんですけれども、これから高齢者の方以外、8 月、9 月と 40 代、30 代というふう若い方への接種が始まって、予約も始まって接種も始まってくると思うんですけれども、若い年代の方の人ほどワクチン接種を受けることに不安があったりだとか受けるの怖いわという声とかもたくさん聞くんです。

デマとは分かっているけど、何かワクチン接種することが不安であるというのをたくさん耳にします。けれども、コロナの感染者数を抑えていくという上ではワクチン接種ってすごく重要なものだと思うので、ワクチン接種、奈良県で今一番接種率が低いですが、接種率を上げていくことの工夫も必要かとは思っています。

それで、このように残業が多かったり職員の方たちにはすごく負担がかかっているかとは思っていますけれども、この若い方たちのワクチン接種率を上げていく工夫などをできるだけ頑張っていて、今も頑張ってくださっているんですけれども、ワクチン接種率、若い方へのワクチン接種率が上がっていくような工夫などを何かお考えだったりあるんでしょうか。何かあったら教えていただきたいです、すごく気になっておりますので。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） このワクチンにつきましては強制されるものではなく、ご自身の判断でしっかりと判断して受けていただくという形のものになります。そのため、8 月 21 日号の広報におきましてもメリット、デメリットというところで広報させていただいて、また接種をしていただくように皆さんにご判断いただく材料としてご提示させていただく予定になっております。

また、若い方の接種につきましては、今現在大学であったりですとか広域のところ、職域であったりとか広域接種というところで接種されている方もおられるかと思っております。そのデータがまた本市のほうにまだ戻ってきていない状況ではありますので、今後推移を見ていきたいと

は考えておりますけれども、もし接種率がかなり低い場合はまたその手だてをしっかりと考えていく必要があると考えております。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。

そうですね、香芝市以外でもほかの市町村などで職域接種など、香芝市で受けるよりも先に受けれるということで天理市でも職域接種がありましたし、ほかのところで若い年齢の方も受けられている方というのも聞いておりますので、今のお話を聞いていたらその香芝市以外で受けられた方の分はこの接種率に含まれていないということでしたので本当はこの接種率よりももう少し多いのかということは今思ったんですけれども、そうですね、香芝市以外で受けられる方もおられるということで、その数字も香芝市以外で受けられる、自衛隊のほうで受けられたりとか奈良県の広域で高田だったり、この香芝の近くだったら高田だったり橿原だったりというところで受けられたりとかもしますので、その分も合わせたパーセンテージもまた後々、後から計算されるということで。

○委員長（芦高清友） 市外で接種された方の反映。

児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） すみません、接種されましたVRSという形で取り込みをさせていただいてデータを国のほうに集約して、その結果が反映されるという形になります。ただ、本市におきまして集団接種等をさせていただいた方に関しましてはすぐに即日データを収集しておりますけれども、他のところではどのような形で収集されているのか、もし固めてされているのであればその情報が遅くなると、そのような状況になっております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。すごく気になっておりましたので、そのように答弁いただいてちょっとだけ安心しました。

それじゃあ、大変時間外労働などたくさんの時間を頑張ってくださいますので、引き続きワクチン接種率が上がっていくように、大変恐縮ではありますがまたよろしくお願ひします。さらなる努力をよろしくお願ひいたします。

○委員長（芦高清友） ほかございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 改めましてよろしくお願ひします。

今いろんなご質疑の中でも話を聞いていたんですけれども、納得できないことも何点かあったんですけれども、そもそもこれ労働時間がかなり極端に多いということで、僕これは事前に

議会基本条例のいわゆる調査項目を使いまして調査していた事項なんですけど、あまりにも驚くような数字が出てきたので、芦高委員長とご相談させていただいて、そして今回放置できないという判断から開催いただいたというような状況なんです。

今答弁を聞いていたら、何か作り事みたいな前からやっているようなことを言っているけれども、僕も調査をしていたんでヒアリングもやっているんです。これ、現実とそれが今ぴったりと合っていますか、企画部長。前から何かやっていたとか対策本部においても僕がいろんなアイデアを出していたんですとか今言っていました、議事録あるんでしょう、これ全部。ごまかしたような答弁せんと、これ非常に大事な話で、まずそもそも論点が分かっていないんじゃないかと思うんです。

これ香芝市の労働基準監督者って誰なんですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 労働監督基準者という表現が合っているかどうか分かりませんが、労働監督基準の機関の職権というものは人事院が置かれていない場合は長である私ということになると思います。あと、労働管理者、全般的に管理をするのはそれぞれですけども、その監督者という表現が合っているかどうかは分かりませんが、長が行うということになるので私だと思います。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、労働基準監督署なんか言ってないです。労働基準監督の権限を持っておられるのは誰ですかといたら市長でしょう、これ地公法から振られていますよね。だから、こういった状態、この残業時間云々ということでこの資料も、今お配りいただいた資料も実質委員会の事項調査、それによって作っていただいたものなんですけれども、その段階で報告も上がっているじゃないですか、配付するときに。

僕、これ先週あたりからいわゆるいろんな投書もありいろんなところから情報もあり調べていたんです。だけど、それからじゃないですか、人事課とかも動き出されたのは。それを何か今聞いていたら前からちゃんとやっているんだみたいな。だって、6月15日に5名配置されましたけれども、その1回だけだったんじゃないですか、もう1名のやつあるのかな、後の。だけど業務の適正な配分量、こういったものというのも全然検査もないし、聞いたけどもその資料も何も出てこなかったじゃないですか、市長の命令等も全部資料を請求しましたけれども、全部不存在だったじゃないですか、何もなかったじゃないですか。

だから、これ労働基準監督の権限を持っている者として執行者に対して命令したんですか。命令等です、是正の措置を求めたんですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 議長からの文書があるかというふうな問いに対して文書はないというふうにお答えさせていただきました。そして、先ほどもお話しさせていただきましたが、6月4日、7月8日、8月5日の段階においてそれぞれこの超過、要は超過勤務している次の月の頭ぐらいには常にお話しはさせていただきました。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） じゃあ、お話をされていて何もやられていなかったということですね。理解されていたんですね、この今ね。

今、これからいかに異常かというのをこちらの調査分析の基で出していきたいと思うんですけども、委員長、これ資料を配付させてもらってよろしいですか。

○委員長（芦高清友） 結構です。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

川田議長。

○議長（川田 裕） 今資料をお配りさせていただいたんですけども、分かりやすく編集をして、編集した箇所が時間がこれ行政から配られた資料では時間と分が混じっていますのでそれだったらエクセル等で計算できないので全部時間単位に直しました。

それと、45 時間以上と 80 時間以上のものです、これの色づけを行っているということと、それとあとは分散分析かけてどれだけの異常かということを判定したということです。

これはもう一目瞭然で分かるんですけども、確率を見ても 0.000000005、こことかに載せていないですけど、単位が大き過ぎて、そういった水準なんです。これはもうあり得ない状態じゃないですか、あり得ない、有意差が出ている中でも偏差値で言ったら 800 ぐらい行くんじゃないですか。

これ、そして各単位の時間数の多い方、どれだけ多いのか、ただ多いから頑張ってください、無理しないでください、そんなレベルの話じゃないと思うんです。これも数字でこんな行政の管理というのは行政も S P S S も買われてるんで、分析されていると思いますけれども、程度というものを考えた場合、先ほどの答弁を聞いていたら一体何を考えているんだと思っているんですけども。

これ 200 時間を超えている方とか 200 時間に近い方とか、これも正規分布表に当てはめたら Z 得点で考えた場合、どこに位置しているんですか、これ。見えないところぐらいにいるんじゃないですか、この数字だったら。それをもってアイデアを言ったとかそんな話じゃないでし

よう。至急これ過労死レベルを超えている 80 時間以上ですか、これ図を出したら 80 時間を超えている方でもこれだけの色づけが出ているわけじゃないですか。これ即やらないといけないレベルじゃないんですか、いかがですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 先ほどからお話しさせていただいていますように、当然人員の配置ということに対して外部のことを検討し、そして偏りがないようにしていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 外部委託するのはそれはそれでいいんですけども、方法の一つとして。問題がこの 6 月時点でこれだけの最高の水位になっていて、これ後ろに多重比較検定もつけておきましたけれども、6 月、これ 80 時間と比べたら逆に見るんですけども有意差出ていないです、異常な 80 時間と比べて有意差が出ていないということは異常ということなんです。これも数字を統計でかけたらもういとも簡単にはじき出されるような状態なんで、原始的なやり方をやっていませんので、だからその辺を感覚が、いや、そういうふうにやっついこうと計画しているんだ、これ何日たっているんですか、もう 6 月から。

ほんで、いろんな情報もちらに集まってきているんですけども、市長はこのコロナのワクチンというのは別の事務が入ってきたわけでしょう、通常業務の事務じゃないじゃないですか、これは。予算書にも書いていないしそういうことですね。ということは、これ対策本部を設けているわけでしょう、対策本部で前に言いましたよね、指摘しましたよね、別命令系統をつくっているんだと、その緊急対応をするために。そこで審議もしているわけでしょう、ほんなら。だけど、これ実態を僕この 1 週間調べて分かりましたけれども全部通常業務レベルの事務体制でやっているじゃないですか。だからこんな状態になっているんじゃないですか。

何のた而对策本部をつくったんですか。話、懇談会をするためにつくっているんですか。そこが意思決定の基でしょう。通常業務ができない場合、災害対応、これ震災に置き換えたら分かりやすいんですけども対策本部をつくった、ほんなら事務も止めなければいけないものも発生してきますよね。それをコントロールする、命令するのが対策本部の役割でしょう。その対策本部長は市長じゃないですか。自分で指示を出してやらないといけないんじゃないですか。何でこれを放置していたんですか、これだけの長い間。放置という言葉は 1 か月以上たっているから放置という言葉を使っているんですけども、なぜなんですか。これ職員は過労死してもいいわけですか、どうなんですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 当然、職員は過労死してはならないというふうに思っております。

そして、放置というふうにおっしゃいますが、こちらとしてはできる限り放置の状況にないように毎月報告が上がってくるたびに話し合いはさせていただいております。ただ、すぐに結果が出てないという分に関しましては反省すべきところだというふうに思っております。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） これは企画部長に聞きますけれども、先週から担当の、残業の多い方とかにヒアリングもされるんだとおっしゃっていましたが、されたんですよね。まず、残業が多い方の心情ってどうだったんですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 残業の多い職員に限ってまず優先的にヒアリングをさせていただきました。まず、心情的にはかなり追い詰められていると、なかなか相談ができずにしんどい思いをしていたといったようなことは聞き取りとして明らかになってございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） まず、今もう悪いことは悪いことでまた言っていきますけれども、まず今やらなければいけないことというのは、これを解消すること、是正することじゃないですか、適正に。それがまず一番ですよね。

そして、2番が今後、これワクチン、先ほども出ていたけれども香芝市は高齢率が低いわけでしょう、だから全体の数字に放り込んだら接種率が低くなるわけじゃないですか、そんなもんあほでも言うたら分かりますよね、あんなん、説明を聞かんでも。だけど、その中でも今後、これ6月というのは高齢率が低い中で体制でやっていてこれだけの残業時間が出ているわけでしょう、7月は説明を受けましたけれども、コロナの供給が減ったためにその分、これ時間が少なくなっているわけです、先ほど5名の方がノウハウがどうのこうの、そんなん関係ないと思います、何を言っているのかなと思って聞いていたんですけれども。だから、現状はそこが事実じゃないですか。

今後、これ一番 12 市の中では高齢化率を抜いた分です、逆の世代のほうです、若い世代の方ですね。率が一番高いんでしょう、香芝市が今度は。供給もたくさんもらえるわけですが、ということは接種の量も多くなるわけでしょう、今後のほうが。そのバランスを取ったら、これ6月分のこの状況を鑑みて考えた場合、今後どのようになっていかって容易に予見できるじゃないですか。それを先ほどの答弁の中でそんなんでできるんですかと、これ今現状解決できるんですかということの疑問が湧いてくるわけです、意思決定過程論としては。

整理したら何をしなければいけないかを簡単に単純に言って、仕事ができる方、うまくこなす方、こなされない方、それはいろいろいるでしょう、そこに配置して全然役に立たないじゃ

ないかってお怒りになる方もいらっしゃるかもしれない、けどそんなことを選別していたら今からできないじゃないですか、まず人の人員配置、これ全庁的なあれでやっておられるんでしょう、これ部長、この間、災害対応で今やっていると言っていましたね、それは間違いないですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 実際の天災が起きているわけではないですけども、それに相当するような状況であるというような認識は持っております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、だから災害対応でやっているのかやっていないのかどちらなんですか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 残業時間の上限を今外しているわけでございますので、それと同じ認識です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 残業時間の上限というのは特例を使っておられるでしょう、じゃあ本来これ 45 時間を超えないようにということでやっているわけじゃないですか、極端に言ってもこれ 80 時間が今現在のレベルで大体これ過労死のレベルであると言われていたわけでしょう。それは駄目ですよと、これ本来だったら違法状態じゃないですか、特例がなかったら。でも特例というのは震災の場合でも何でもそうですけれども短期間の話でしょう、これ。だって労働基準法の目的、概念からいってそれがあからいって長期にそれをやっていたらなんか絶対読めないじゃないですか。じゃあどうするんかということです。それを特例あるから外して 200 時間やらせてもいいんだとかそういう考え方には絶対ならないですよ。

だから、労働基本の権限を持っているのは市長なんです、行政の場合は、権限を。これ外だったら民間の場合だったら労基でしょう、労基監督署でしょう、すぐ調査に入って調べたりとかするじゃないですか、それと同じ権限を持たされているわけでしょう、なぜやらないんですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 繰り返しにはなりますが、先ほどの話で地公法の 58 条の中身ですよ、私に権限があることは承知しております。毎月上がってくる中で、その月の初めにどうしていくべきかというのを話していたのを、今後もっと早い段階で上がってくるようなシステムづくりをして改善していければなというふうに考えております。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、答弁の内容がよく分からないんですけど、今のを聞いていて。

月初めにとか月でも1か月単位でも1週間単位でも結構なんですけど、問題は裁量権の範囲を超えているか超えていないかというところでしょう。市長には裁量権が持たされていますよ、行政の長にはある程度は。だけど法令で決まっていること、例えばこのように基準で設けられているもの、通達の来ているもの、こういったものを無視してそれを放置しているということはこれは裁量権の逸脱になるんじゃないですか、完全に。そうでしょう、それで争う云々を今言っているの違いますけれども、感覚としてそうでしょう。だったら何で放置していたんだと、改善して是正しているんだったら分かるけれども。

これから今後、先ほどの答弁を聞いていて、これは僕の感覚だから違うんですよというところがあつたら違うと言ってほしいんですけども、今後こんなもん数名ぐらい入れたって今後ワクチンの接種率は増えるわけでしょう、できないじゃないですか、これ保健センターの所長も自分が業務をやられているから言いにくくはないけれども、これ命に関わることなんで。行政事務の、行政の都合みたいなのはどうでもいいわけです、それをやらなければいけないんだから。

よく対比してワクチン接種は重要なんだ、だからいいんだってなるんですかこれ。ならないでしょう、災害対応のときかってそんなんじゃないじゃないですか。感覚がおかしいんじゃないですか、感覚が。民間にいてたけど、民間にいてた者から見たらこれ感覚がおかしいんじゃないですかね。権限を持たされていて何もしないんだったら、できないんだったら辞めたらいいじゃないですかもう、そんなことすらできないんだたら。

だから、これ対策本部でやっているわけでしょう、今、どっちなんです、通常業務、一般通常の事務の範囲内でやっておられるのか、対策本部として組んでおられるんだからその中でこのワクチン接種に関してですけれどもそれに対してやっておられるのかいかがなんです、どちらなんです。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 対策本部でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 対策本部でやっているんだしたら対策本部でやったらいいじゃないですか。全部これ部下の方もかわいそうです。今回、本当だったら部長も何しとったんだという話になるかもしれない、所長もなるかもしれない。だけどそのものの権限を完全に越えてしまっているわけでしょう。よくできたって通常事務レベルでやるのであればお願いぐらいしかできないじゃないですか、人事課に行ってこの人数をお願いしたんですけどもというぐらいしか

できないでしょう。完全に権限、事務分掌上の事務権限を越えているわけでしょう。誰がやらないといけないんですか。市長じゃないですか。それを対策本部でやって、命令系統があるわけですから、人員が必要ということは事務もストップしなければならないものも出てくるわけでしょう。そのために法律ではこの感染症対策に関しては対策本部を設けるになっているわけでしょう。よく考えられていますよ、これ、法律をよく読めば。これ人員体制、早急で入れないといけない、原因を調べてとか云々とか、原因なんか後で調べたらいいじゃないですか、後で。それを後で調べてからやりますねんて言うから時間のこの乖離が出てくるわけ、差異が出てくるわけでしょう。早急に人員体制の議題を上げてください、対策本部で。

今後のこともあるわけでしょう、今後ずっとやっていかないといけないでしょう、これ、11月。先日、部長から連絡をいただいてお話をさせていただいていたら、10月の頭ぐらいまでには国の計画ではワクチンが全て供給されると、そしてそれを打つのに大体11月にかけてそこまでに終わってほしいというのが国の要請ですよ。だからその中で事務の配分を決めていかないといけないでしょう、そういうことですよ。

じゃあ、これ6月と簡単に対比して、統計のこの分析を見ておってください、後で、もう今さら説明するのも面倒くさいですから見ておってください、これを見たらすぐ分かるじゃないですか。ほんなら、6月を基本と、これが忙しいときの基本状態として仮に仮定した場合、なら今後どうなるんだと、こんな状態が続くのかと、じゃあ45時間以内に抑えるんだしたらどれだけの人数が要るのかと、すぐこれ統計上でも計算できるんじゃないですか。現実それが適正かどうかは若干の議論があると思いますが、めどとしてはそういった数字が出てくるじゃないですか。こんなもの高校生レベルでも分かる話じゃないんですか。

だから、対策本部で市長、もうこの人の手配、こういった違法と言われているような残業の状態、これ災害対応と言うけれども、これ何か月もかかっていたらならないですよ、これ。それについてここで確約してください、人数を増やすんですね。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） コロナ会議と併せて、先ほどからお話しもさせていただきましたけれどももう少しきめ細やかに話ができるように、まずその状況を知るようなことをしなければならぬというふうに判断しました。それとともに、今議長からお話をいただいたように人員の配置も増やしていきたいと考えております。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 細かいところは人事部長、それとも企画、危機管理監とかこの辺が事務の補助ですけども、そこの認識とともにこれ11月までに全部のワクチンをやる、香芝市は12市の中で一番多い率を打つ、今現状がこういった現状であるということから鑑みて、早急

にそこを対応してください。そして、働いている方の気持ちも考えてやってください、働いている方。

よく自分が責任を取らなアカンからとかそういう歪曲をしていくからおかしな話になっていくわけであって、こちらもいろんな意見を聞いていますし、それで違うかったら違うかったでまたその者の責任も追及していかなければならないのかなというものも出てくるかもしれないじゃないですか。だからそこは正直にやってください。これもう人の命がかかっているんですから。行政の裁量論からいってもこれ予見性というのはあるわけでしょう。これ誰が見ても予見できます。いや、全く分かりませんねんという人いますか、いないですよ。行政がそこで対応をやることによってそれを回避できる回避の可能性というのものもあるじゃないですか、それでもできるわけでしょう、今。それだけ大幅に人を増やしたらできるわけでしょう、事務を止めてでも。そしたら市長の裁量権みたいなものはないわけです、これ。収縮していくわけです、裁量というのは、行政法からいったら。だからそこはもう適切にやってください。

もうだらだら言っても仕方ないから、やった結果、これもう都度都度委員会を開いて委員長にお願いしてやってもらうのもあれですからまた個別にでも報告をください、議会のほうに。個別にどうなっているか、どういう対策をするのか、いつからやるのかとか、それをやらないとこんなもん絶対に解決できないでしょう、そんな感覚だったら。それをお願いしておきます。

それでもう一点、所長は毎日、6月にこれ合計で残業時間が多い月がありましたよね、これ所長もこれぐらいの残業をやっておられたんですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） ここまで残業はしておりません。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） どれぐらいのものをやっておられたんですか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 9時頃まで残業はしておりますけれども、それ以降は残っておりません。深夜にまで及ぶ職員に付き添っているということはしておりません。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） これ部長にも同じことを聞きますけれども、部長はいかがですか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 私につきましても、遅くまでは残ってございません。時間的には大体7時から8時、早いときであれば6時には帰らせていただいたりはしておりますけれども、その日によってばらばらでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） これ、企画部長にもお願いしておきたいんですけども、そこを細かく調べてもらえないですか。勤務手当、役職手当か、あれをつけていますけれども、労基の考え方ではあれの範囲を超えているものに関しては残業代を払わないといけないんでしょう、役職者であったって。先ほどサービス残業の話が出ていましたけれども、それを払っていなかったらサービス残業じゃないですか。労基の感覚的に言ったら役職手当というのはそれぐらい毎日遅くなるだろうという想定の下で想定して最初から予見してつけている手当額なんです、あれは。だからそれを大幅に現実超えてやっている場合においてはその手当を払っているから何時間働かせてもいいんだという概念はないんです。だから、それも調べておいてもらえますか。払わなあかんもんだったら払ってください。だから、それも含めてやってください。

でも、これ何度も言うけど全部労基の監督者がやるものでしょう、本来。下が報告来ないから分かりませんか、いや、僕らかて気になるから呼んで聞いているわけじゃないですか、何ぼでもできるでしょう、毎日毎日部屋にいてるんでしょう、大体。

ついでやから聞きたいけど、あれ奈良新聞に毎日掲載、2面に掲載されているんですが、市長は毎日会議って大体なっているんです。外へ出ているときは出張ってなっているんですけど、あれ会議って毎日何の会議をやっているんですか、会議録全部出てくるんですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 奈良新聞の、詳しく私も知らないんですけども選択肢が多分あまりないという話は聞いたことがあります。会議というか打合せをいろんなことをしていることは確かです。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 奈良新聞が勝手に会議しかも選ぶところがないから会議になっていると、まあいいです、またそれは個別に聞きます、もう。

だから、そういったことも含めてどれだけの仕事量をやっていたかというのも非常に関心の高いところでもありますので、そこもまた開示請求をかけたとか、資料請求をしたりとかできるようにちゃんと記録をつけておいてください、今後。だって、後で口頭でこんなんを考えていましたとかこれをやっていたと言われたって、証明するものがないから分からないわけです。そうでしょう、そうだって言うんだったら証明できるようにしておいてください、そんな大変な作業じゃないと思う。

それと、過労死等防止のための対策に関する大綱ってできているじゃないですか、今。令和3年7月30日に閣議決定されている、古い分は前からあるんです、あるけど新しくされたということで。今度、労働の過労死レベルの時間も引き下げようと、約80から60ぐらいに引き

下げようと言われている中でこれも早急に決まってくると思いますけれども、それとか過労死等防止対策推進法とかもできているわけです。これ地方行政団体は努めるになっているから努力義務なんでしょうけれども、だけど現実それをやらせていいかということこれ罰則もあるわけですから、その辺の認識を一切改めていただきたいので。それを最後、市長に答弁を聞かせてください。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 取りあえず、まずは多くの残業をしている職員の数を減らしていくということにまずは注視していきたいというふうには考えております。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 減らす減らさんはあれですけども、適正になるようにやってください。何か緊急なことがあった場合に多少はあるでしょう、多いときとかあるかもしれない、だけどこれ許容範囲を超えているということで問題になっているわけですから、それを何とも思わない者というのは多分世の中にいないと思いますけれども。よほど何か変な考え方の人しかいないと思う。だからその辺もよくよくお願いをしておきます。細かい調整のことはまた報告してください、議会からもまた委員長と相談しながら意見をさせてもらいますので、それだけでお願いします。

○委員長（芦高清友） ほかございせんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

次に、2点目の第5波におけるまん延防止対策等についてでございます。

各委員のほうから質問ございせんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 委員からというよりも、市のほうで何か考えておられることがあるのかどうかをまず聞かせていただけたらなと思うんですけども、いかがですか。本部会議においてもいろいろ会議をされていると思うんですけども、こういう議題の下での会議等もあつたのかどうかというのも含めてお願いできます。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） まず、現状のコロナの状況につきましては、8月4日について県のほうから県の緊急対処措置の延長はされたところでございます。ただ、その中におきましては従来の対処措置を延長するといった形で、対事業所さん、感染防止についてはもう従来どおり3密を避けようであったりマスクをしよう、そこはもう従来どおりなんですけれども、外向けに、特に飲食、宿泊については認証制度について継続して注意喚起していく

という形で、時短については奈良市さんのほうが独自対応もされておるようではございますけれども、そういったところの取組については現在ないということで、香芝市においても感染者数は増えておりますけれども今時点で大和高田市さん、橿原市さん等の大阪線といった面的な対応としては協議の上、見送っておるような状況でございます。

あとあわせて、香芝市においてはまん延防止に係る事業所さんへの支援施策については継続してやっておるところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 感染防止のための対策は多分ほとんどしていただいているのかな、店自体は大分努力もしていただいで補助金も使いながらやっていただいていると思うんですけども、その時短です、時間を短縮していただくご協力の要請というのかお願いはどのような基準になったらされるとかということころはもうはっきりしたものが出ているんですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） まず、県の対処措置の延長に係りまして各市さんとも話をした中で、どうしても財源の確保というものが重要になっておりますので、その手当がない以上、各市単独対応というのは奈良市さんを除いてですけれども正直なところ難しいという意見で今のところそういう状況でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 前もどこで感染されたのかということころが見えない方が多いと、不明とか調査中とかいろいろありましたけれども、そこら辺が見えないということころも、なかなか店へ行って飲食していたところがかかったとかというのがはっきり見えたらイコールもう食べるところへ行くのを避けてくださいね、時間を短縮してくださいとかという要請とかお願いもしやすいんだろうけれども、それも見えにくいというのはもちろん分かっているんで、ただ簡単に時間を短縮してくださいということイコール飲食店からいくと死活問題になってくるといのもありますので慎重にさせていただくというのはもちろん分かっているんですけども、ご協力いただくしかない、そういう場合においてはと思うんですけども。

今後、飲食店においてはもう分かったんですけども、学校側、教育委員会の現場としては修学旅行です、今のところ実施されるというように聞かせてもいただいているし、その学校においてはいつ行くかということもばらばらというのかずらしての状況だと思うんですけども、その点はもう実施するという状況でいいんですか。もし行くところが緊急事態宣言が出た場合においてはどういうふうになるとか、多分早いところではもうキャンセル料が発生するとかという話もいろいろ聞かせてはいただいているんですけども、その点いかがですか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 失礼いたします。

修学旅行につきましては、当面近いところでいきますと中学校のほうが8月末から実施を始めまして、9月下旬にかけまして実施されます。小学校に関しましてはもう少し後、10月、11月が中心になってくる状況でございます。

その中で、現在今感染が拡大している中でどうしていくかというところは議論しておるところではございますが、先日の教育委員会会議のほうでも報告をさせていただいておりますが、修学旅行の教育的な意義や児童・生徒の心情を考えつつ可能な限り中止ではなくて実施をしていきたいというふうに考えております。

ただ、感染状況については注視をしていかなければなりませんので、現在奈良県の10万人当たりの新規の陽性者数、これが政府の示すステージ4に該当する場合については中止または延期等も含めて検討していくということを報告しております。

また、訪問先に関しまして、緊急事態宣言やまん延防止の措置の区域に入っている場合につきましても、日程とか活動内容について適切に判断した上で実施の可否について改めて検討していくというふうなことで報告しております。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 分かりました。

万が一、これどこが判断する、もう学校側に任せるんですか、それとも教育委員会としても中止あるいは延期という判断を学校にされるのか、その点を聞かせていただけます。聞く中では学校側の判断に任せているというのを聞くんですけども、相当責任が重いんじゃないのかなと思うんですけども、その点いかがですか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） ここまでも特に現状中学校の校長等と協議を重ねておるところでございまして、学校と市教委と協議を重ねながら判断をしていきたいと考えております。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ぜひ実施していただきたいというか行かせてあげたいという思いはもちろんあるんですけども、万が一延期になってキャンセル料が発生した場合はどこの負担になるんですか。それは市が見てあげることは可能なんですか、その点をお聞かせいただけますか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） キャンセル料につきましては、順次旅行が近づくにつれて率も高く

なります。最初は企画料、そこから 10%、20%、2 日ぐらい前になりますと 30%程度、通常ここまでには何らかの判断はできると考えておりますが、できましたら市のほうで見させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清图友） 小西委員。

○委員（小西高吉） ぜひそういうことがないことを祈るんですけども、万が一の場合はその点をまた市のほうもしっかり対応してあげていただきたいというふうに思います。

取りあえず以上で。

○委員長（芦高清图友） ほかがございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） この2のテーマで今の修学旅行の話、ちょっとだけ追加よろしい、続きいいですか。

すみません、例えば去年もあった話なんですけれども、修学旅行の件なんですけれども、市教委と今学校長で相談して判断すると言ってはったんですけれども、例えば具体的に去年なんかもそうなんですけれども、行きたい、行く、うちはやるよという校長先生がいてはったと、いや、行かせられないという校長先生がおられるというときに、例えば中学校なら中学校、小学校で同じ校種で、去年は一斉に中止というのはある程度1つの仕方がないことやったのかなという思いはあるんです。だけど今年は大分状況が違うと思うので、もし各学校長の判断で、いや、うちは行かせますよと、実施の方向ですと言わはる校長がおって、いや、行かせないという、つまり市内の中で修学旅行に行く学校と行かない学校というのが、私は本当は全部行ってほしい、これは私のあくまでも個人的な意見でしかないのをそれをおもんばかる必要は全くないんですが、私は全部行ってほしいと思いながらも行かないと判断されたらそれは仕方がないと思いつつ、じゃあ行くという校長がおったら、行ける状況やというのやったら私は行くべきやと、行かへんと判断したら行かへんでいいと、だけど市内でそういう差があったら嫌だと、横並び主義というのがあると思うんですが、その辺の判断というのは今教育委員会としてはどうお考えでしょうか。

○委員長（芦高清图友） 高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 失礼します。

基本的には委員おっしゃったように市教委としては全ての学校に行ってもらいたいという思いで進めておりますし、そこにつきましては現在4中学校の校長ともそのところは合議をして意思確認はしておりますので基本的には行くということでは考えておりますが、ただ出発の時期も違いますし、さらには場所も違います、ですので現在行く場所に関しましてもまん延防

止の関係しているような地域も当たっておるところもありますので、その場所の変更等も考えながら学校のほうでは何とか行こうというふうなことで進んでおります。

ですので、基本的には全て行かせるというところではありますが、場所、時期によりまして学校によって差が生まれるのはこれはやむを得ない、あってもらいたくはないんですがそういうこともあり得るかなというようなことは考えております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 今の次長の答弁は私の質問のポイントとなかなか微妙に若干答弁としてはずれているんですけども、もうそこはいいです。要は差があるというふうに最後に次長がおっしゃったんで、なるほど、じゃあ行くところと行かへんところがあったっていいじゃないかというふうに考えるのかなって、厳しい、同じ市内で小学校も中学校も友達とか親同士知り合いがあつて、うちは行った、うちは行ってへんという話になるのが嫌だというお気持ちは分かるんですが、そこは学校の主体性というのはあってもいいのかなというふうにも考えるし、行かせるというのであればどこかが行かせられないからみんな行かんといてという話にならない方向で話が進んでくれたらいいなというふうに考えますので、それだけ言っておきます。

すみません、別の質問に移ります。

ほんまは私が手元にちゃんと資料を持って言うべきなんですけど、探したんですがなかった、過去の3回分ので見当たらないので申し訳ない。まん延防止対策として備品は5万円まで、消耗品は2万円までということでまん延防止対策に係る経費を補助するという補助金の制度があったと思います。それについての実施、つまり用意した予算に対してどれぐらい執行できたか、申込件数とかというそういう数字があれば教えてください。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 8月4日現在についてでございますけれども、申請件数、振込手続が終了しておりますのが125件でございます。予算ベースで言いますと執行率は6%弱ということになっております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 細かい消耗品なのか備品なのかという別はもう聞かんときます、いいです。用意していた予算の執行率が6%ということは、125件で6%ということは、これ125でざっくり500万円ぐらいは出せた、支給できたということなんですよね。それが6%ということは、15倍やから7,500万円ぐらい予算は用意していたということになりますか。予算は8,000万円ぐらい用意していて125件で6%予算執行できたということですよ。

これについてはどうなんでしょう、実はこれについても、これ私ごとですが妻が公文をやっ

ていて、ほんで消耗品、消毒が出るよと、備品も空気清浄機とか足踏みでしゅしゅっと出るやつとか市の補助金が出るよと言っても、いや、もうそんなんええわと、自分で買くと、市にそういう補助金をもらったりとかせんとって結局全部で自分で買っている。いやもうそんなんこれは出してくれる、制度やねんから利用したらええねんって言うねんけど、私の立場とかそんなんもあるのかもらいにくいとかという言い方もするんですけども。どうなんですか、ちゃんと知れ渡っているのか、あるいは知れ渡っている、その知れ渡った人が使いやすいというのか気にせず使えるような制度になっているのか、6%というのはせっかく予算を用意していてそれを使ってもらっていないというのは残念かなと思うんですが、その辺の判断としてはどうですか。

○委員長（芦高 清友） 予算1億円ですね。

津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎 弘美） 予算につきましては、一応市内2,000事業所として1億円を計上させていただいております。先ほど筒井委員のほうもおっしゃいますように、周知に関しましては商工会や、あとはホームページ、クーポン参加店舗と医師会、歯科医師会等に一旦周知のチラシはばらまいておりますので、何回か周知は繰り返しやっておりますので認知はされているかなと思います。

ただ、使用につきましては既に設備をされているところもございましたし、消耗品のほうの申請率というのはどちらかという設備のほうが多いという現状がございますので、なかなか申請までに至らないという実情があるのかなというふうに私どものほうも考えさせていただいております。

事業所のほうにも直接お話を聞かせていただいたりする中で、今筒井委員おっしゃったように、もうはっきり言って補助金申請疲れしているんだと、もう消耗品ぐらいただたら自分で買ってもう処理するんだというようなご意見もあったのは確認しております。ただ、これは申請をしていただいたら必ずお金は支給させていただく制度でございますので、さらなる周知を図っていきたくて考えております。

以上です。

○委員長（芦高 清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） もちろんしっかりいっぱい使ってもらったらいねんけど、逆に言うと要らんに無理くり使わせる必要もないわけで、だから言うたらそこはニーズとの合致というところで、例えば今のところもう今答弁もいただいたように、もう既に行っているとかもう自分ですとかというのであって、今せっかく1億円用意した予算が6%しか執行されていないということはもう残念ながらニーズに合っていなかったということじゃないですか。

だから、それが一旦また当然補正で議会に諮っていてそこはせなあかんのはもちろんそれは当然そうはそうですけれども、組み替えていくとか違う目的で今度違うものには使えるように残った分をすとかというのをしっかり考えていただいて、まん延防止対策というのを有効にお金を使えるようにということは今言っておきますのでよろしくお願いします。

○委員長（芦高清友） ほかがございますか。

中井委員。

○委員（中井政友） 続きなんです、筒井委員のあれで。

今、テレワークがずっと続いているんですけれども、そういうものにも使えるんですか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） テレワークとかで、具体的に言いますとパソコン等は他用性がございますので対象にはしておりませんが、オンラインに係るようなそういうソフト面であったりとかマイクの設置であるとかそういった関連性のあるものに関しては設備の対象とさせていただきます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。

大分テレワークをされているところも大きいところはあると思いますので、そういうのもこういうふうにも使えますよというようなことをされたらどうかなと思います。

続きまして、今のコロナの状況なんですけれども、この見てみますと大阪とほとんど最近まで同じようにがっとう上がってきて今ちょっと下がっているのが市のところにアップされているんですけれども、この近隣の奈良市との差がかなりあってかなり大阪に近いなというふうにあるんですけれども、今の状況、市内でのクラスターの発生とかデルタ株の状況というのは市の持つ情報というのが保健所から十分来ているかどうかというのがあるんですけれども、分かったら教えてください。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） すみません、中井委員のご質問についての詳細の情報については市のほうには届いておりません。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） まだまだ気は抜けないというのが本当のところなので、ワクチン接種と同時に検査をしっかりとしないといけないと思うんですけれども、2市4町でしたり県で高田でも始めたりされているんですけれども、PCR検査の状況というのは今どうなんですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） まず、陽性者が市内で出て、学校関係であったり

した場合の囲い込み検査というのは都度やっているところでございます。

あと、PCRセンター、2市4町の分については別所管になりますので失礼します。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） すみません、今直近のデータというのは持ち合わせておりません。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） なかったらあれですけども、検査をしてしっかり抑え込むということをしなくてもどうしてもワクチン頼みではいけないというふうに思うんです。ワクチンを打っていても効かない人もいてるし打ってない人もいてるし、重篤化しないというだけのことなので、その辺の広報ももっと重篤化した人の例で、この市の広報とかを見られた人から一般的な注意喚起なんでもっと市民にとってこうせなあかんねやというような、ちゃんとマスクをしましょうとか手洗いをしましょうとかワクチンを打っていても気をつけましょうとか、もっとしっかりと自分のことと思えるような周知の仕方をしたほうが良いというふうなことをおっしゃっていました。

それから、自宅待機者というのは香芝市内では今どういう、おられるかおられないか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 具体的な人数等についての報告等というのは一切ないものでございますけれども、自宅待機者に対する支援というのを始めております。そういった中で、お問合せというのはいただいている事実はございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 香芝がそういうふうにならないほうが良いんですけども、自宅待機というよりも本当はどこかの病院のほうが良いやろうし、避難所指定されている体育館で段ボールベッドを使ってしっかり診れる、ケアできる体制をつくっていくということも用意として必要じゃないかなというふうに思います。

それからあと、消毒のほうを学校のほうにされていたりしていると思うんですけども、市役所内での消毒とか、あとごみの、ごみというのは割といろんなものが、触ったものとか出したものとか人のがあるので、ごみの収集作業員の人にも、まず介護とかに携わる人からワクチン接種していましたが、そういう方々へのワクチン接種を優先というのももっと広げるというような考えはないですか。ワクチン接種が今度また供給が増えてきたらこういうふうにしようというようなそういう。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） まず、医療関係者であったり高齢者施設等に係る

優先接種というのが行われてきたところでございます。香芝市におきましては、その後、保母さんであったり幼稚園教諭、学校職員、続いては香芝消防署の職員であったり香芝警察署等職域というかそういった職種の優先のご依頼も受けている中で対応していただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） うちらが言っはったのはごみというのが一番危ない部分があるんちゃうかということで、もうごみ袋に入っておるんですけども、実際最後のところはみんな破裂していくので危険じゃないかなということで注意したほうがいいなという意見が出ていました。

あとは、市役所内でもきっちりと電話とか出しますので消毒したほうがいいのと、消毒員の方も学校に行って2時間ほど消毒して帰られるんですけども、なかなか2時間では仕事にならないんだというような話を聞いていますので、その辺の方々への、今十分な人が消毒員さんおられるかどうか聞きたいんですけども。

また報告していただいたらいいんですけども、2時間で800円ほどやったらほかの仕事に就いたほうがいいわけです。交通費も出ないしそれでは人が集まれへん、やっていた人がそう言っていたのもうちょっと考えたほうが、やっていただいたらなと思いました。

以上です。意見です。

○委員長（芦高清友） 1時間800円ですね。中井委員、それは確かなことを言ってもらわないと。

○委員（中井政友） とにかく2時間ほどの仕事なんで普通の時給では割に合わないんですけど、2時間だけだったら。その辺を考えないと本当にしっかりと消毒する人を確保するということができないというふうに思いました。

○委員長（芦高清友） 中井委員、大変低い数字のお金のほうの金額も出ていましたので、きちんと確認してから発言していただくようによろしくお願いします。

ほかございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） もう時間あれなんで素早くしますけど、2点だけ確認したいんですけども。

先週、商工振興課のほうにも連絡させていただいて執行率等も調べていたんですけども、数日しかたっていないので変わらずの6%ということで、これ予算執行計画というのはどういうふうを立てておられるんですか、今現在、予算執行計画。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 現在は9月30日までの期間の対象で10月末までの申請期間というふうにさせていただいておりますけれども、先週議長のほうからもいろいろアドバイスいただいた中で、今感染も拡大しておりますのでさらなる周知と利用の拡大を含めまして要綱改正を今考えておりまして、期間のほうを今回2か月延長させてもらいまして11月末まで、申請のほうを12月の中頃までという形で延長させていただくことを今要綱改正を進めております。

それとあと、執行していく中で消耗品、これからもっと要するということがありますので、その辺をもう少ししっかりと使っていただくように事業所への周知を直接チラシを作って周知を今したところがございますので、期間延長も含めて利用していただきやすい補助金という形で改正をさせていただくことを今進めております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 問題はこの6%、執行率云々というのもこれは結局6%しかできていない現実があつて、1億円予算を組んでいたにもかかわらず、結局執行率が悪いイコール蔓延対策できていないということじゃないですか。ということは、この組んだプログラム自体が、横でちらちらされたので言うことを忘れてしまいましたけれども、審議妨害もやめてほしいんですけれども。そういったことも含めて効果が出ていないということは執行率6%で蔓延対策できていないということじゃないですか、計画していたものから考えたら、だったらこれもう内容をがばっと変えないといけないんじゃないですか。

このまま行っていたってこれ確率的には一緒です、あまり変わらないと思います。ここから増える分、僅か増えていくぐらいのものであつて、もっと今局長からも話があつたようにもうちょっと使いやすいもので、例えば今家庭内感染なんかも広がっているわけじゃないですか、これはもう局長のところを担当されるかどうか分からないけれども、予算科目を変えてしまうとかということも可能じゃないですか。

そういったものに対して家庭内感染をどういうふうに蔓延を防止していくのかとかそんな知恵も出てくるはずなんです、でも今のままこれをやっていたって、これだけ長い期間をやって6%でしょう、6%、これこのまま続けていたって効果ないです、多分。ということはイコール蔓延対策できないということなんで、そこは執行のあれを変えていったほうがいいんじゃないですか。ここでは、そうしますとは言えないと思いますけれども、早急にそこも市長、短期間の検討をいただいて内容を変えたらどうですか。このまま行っていたって一緒です、これ多分、確率論からいったら。それだけ1つお願いをしておきます。

もう一点、あとこれ10月に向けて、これもこの間担当の方数名か何かお話しさせていただ

いていますけれども、いわゆるコロナの地方創生に関する交付金の申請、これ今まで4月30日と7月30日、今年度に入って2回申請があって、それでやっていっていると。その上書き方式なのでまたこれ10月にあって、あるだろうと今言われているんです、今国のほうで4兆円の子備費が残っているので、このうちの2.2兆円ぐらゐを交付金に充てろということで知事会からも要請が出ていますよね、多分このまま行くと思うんです、もうちょっと多いか少ないかありますけれども、選挙前ということもあってここは金をばらまいてくると思います。

聞いているところでは10月にまた申請がこれあるので、そこで確認していたのが先日大和高田市に視察も含めて行ってたんですが、大和高田市、学校にも全部これ空気清浄機ももう置かれてあるわけです、既に。小・中学校においても、これ大和高田市は庁舎もさらにするし空気清浄機も買うし非常に金持ちだなという話をしていたら、向こうの議長は、いやいや、これはもう交付金で買ったんだということで、申請のほうの中身も詳しく聞いてきたんですけども、それで帰ってから香芝市で調べましたらこれ4月の申請は何でやっていなかったんだと、7月の申請の時点でもなぜ出していないんだと、ほんなら供給量の問題があったのだからということ言うので、それは昨年度の話でしょうと、だからやっていないんですよ、その後、放置されていたんです、これも。

だから、それから考えたら蔓延対策でどうのこうのと言っていて申請も結局やっていないという、やったもので大和高田市が下りているのにこっちが下りないということは多分ないと思いますので、その他また細かいことももろもろいっぱいたくさんあるでしょうけれども、もうちょっとそこをしっかりともう期間を準備していただいて、今度10月に申請があった場合にはそれを申請できるような体制を今からやらないと、申請を受け付けますよと聞いてばたばたとやったところで中身が間違っている場合もあるじゃないですか、だからそこをひとつお願いしておきたい、特に教育委員会にはそこをお願いしておきたいですがいかがですか。

○委員長（芦高友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） おっしゃるように、学校のほうの空気清浄機の配置はできておりません、普通教室のほうは。今おっしゃいましたように、学校のほうには既に空気清浄機の配置できていない教室等については調査のほうは終わっております。また、供給量のほうにつきましても市内業者に状況の確認を依頼をしているところでございます、今おっしゃっていただきましたように10月にそういった機会がございましたらすぐに申請できるように準備をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（芦高友） ほかございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので質問を打ち切ります。

最後に、その他についてでございます。

何かございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） 県のほうで設置されるのかどうかまだよく分かっていない、知事は8月の末ぐらいからやるというようなことを言ったニュースはちらっと見ましたが、県のほうで設置すると言われている大規模接種会場についての情報がありましたらそれだけお願いします。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 県のほうで県の広域ワクチン接種会場というところで、奈良会場設置場所が奈良公園バスターミナル、奈良県文化会館、こちらの香芝市に近いほうでは中和会場としまして奈良県の橿原文化会館、奈良県産業会館というところで、予約の開始が8月7日から開始されております。接種の開始は8月14日の土曜日から橿原の文化会館でそれぞれ日時等は会場によって異なるということで把握しております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 当然、それに対する広報は県の仕事だということはもちろんそんなん十分分かっておりますが、それは当然県でもそういうことをやっていますよといって市民に対して市が知らせるということも当然あっていいかなと思いますので、そっちのほうの広報についてもまた検討してください。よろしく申し上げます。結構です。

○委員長（芦高清友） ほかがございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） すみません、市のLINEのほうで感染者がずらっと並んでいるんですけども、治癒された方、いわゆる今香芝市でどれぐらい感染しておられる方がおられてどれだけ重篤者がおられるかという情報をできたら流していただきたいと思うんですけども、そのあたりは可能なんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） その情報については正直なところ流れてこないもので、累計とか発生というのは絶対アナウンスされるので、そこは難しいので、また県のほうに確認させてもらいます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

できたら情報を流していただけたら、恐ろしいですよ、ずっとかかったらかかっただけ、感染した方だけずっと並んでおって、どれだけ治ったかというのもできたら知りたいと思う

のでそのあたりをまたできたらお願いいたします。

それと、最近よく聞きますのがワクチンの入荷量で変わってくるからなんでしょうけれども、1回受けて個人で2回目をやめるというのは別にいいんですけども、行政のほうから2回目はワクチンが入らないから打てなかったというのがテレビで流れたりするんですけども、香芝ではそういうことはないと思うんですけども、それは大丈夫なんですか、そのあたりを確認したいんですけども。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 本市におきましては、2回接種分を入荷された分だけ予約を取るようになっておりますので、2回目接種できないということはありません。

○委員長（芦高清友） ほかがございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ないようですのでこれで打ち切ります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、次回の本委員会の開催の際については、日程の調整等を行い、後日連絡させていただきます。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 本日は長時間にわたりましてご審議をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様からご指摘いただいた貴重な意見につきましては真摯に受け止めまして、より一層市民の皆様の安全・安心の向上に努めてまいりたいと考えております。今後ともご指導をよろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（芦高清友） ありがとうございました。

個別の答弁の数字の案件につきましては個別でいいというところがありましたので、個別にまたよろしく願いいたします。

以上で、散会いたします。

閉議 午後0時05分

香芝市新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年2月10日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 第6波における自宅療養者等の現状と対応について
 2. 学校等における新型コロナウイルス感染症対策の報告及び対応について
 3. 今後のワクチン接種のスケジュール等について
 4. その他

開会 午前10時00分

○委員長（芦高清友） 皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

県内の1日の感染者数が過去最高となり、第6波の真ただ中で、市民からの問合せも増えています。そういう状況下で市議会のほうにもしっかりと情報共有して、市民サービスを低下させないために本日上げさせていただいています主にこの3点をご審議いただきたいと思えます。本日もよろしくお願ひいたします。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 皆様、改めましておはようございます。

本日は早朝より新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本年に入りまして、オミクロン株の影響により感染の急拡大が続いております。県内の1日の感染者数は連日1,000人、本市においては100人を超える状況が多くなってまいりました。自宅において療養されてる方、待機されてる方も非常に多いところでございます。また、児童・生徒など若い世代の感染も多く、幼稚園、保育園、学校の運営にも影響が生じております。こうした状況の中で自宅療養者の方々への支援、そして3回目のワクチン接種など、本市においてできることをしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

引き続きましての委員会開催になりますが、よろしくお願ひ申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○委員長（芦高清友） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから第5回香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様にお願ひ申し上げます。携帯電話の電源はお切りに

なるか、マナーモードにしてください。

また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、各自ご対応のほどよろしく願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭にお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようですので、上田井委員、筒井委員にお願いいたします。

それでは、本日の案件に入りたいと思います。

本日の案件については、お手元に配付しているとおり、1点目として第6波における自宅療養者等の現状と対応について、2点目として学校等における新型コロナウイルス感染症対策の報告及び対応について、3点目として今後のワクチン接種のスケジュール等について、4点目としてその他についてを審議いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようですので、そのように決めます。

それでは、1点目の第6波における自宅療養者等の現状と対応についてでございます。理事者から報告を求めます。

森脇課長。

○危機管理課長（森脇孝久） 失礼いたします。よろしく願いいたします。

それでは、案件1、第6波における自宅療養者等の現状と対応についてをご説明申し上げます。

お手元の資料の中で、右上に案件1参考資料と書かれましたA4サイズの資料をお願いいたします。

まず、感染状況につきましては、令和3年10月秋頃から年末にかけて減少傾向にありました。県内、市内ともに感染者がゼロ人もしくは10人未満の日が続く状況でございました。年が明けた令和4年1月からは感染者が増加に転じ、1月中旬頃から県内では500人を超えるようになり、現在では1,000人前後、また市内でも50人から100人前後の感染者数を推移しておりまして、全国的にもまん延防止等重点措置が各地で適用されるなど、第6波と呼ばれる状況となっております。特にこの第6波では、感染力が非常に強いオミクロン株の影響で感染者が急激に増えたことにより、保健所業務の圧迫、逼迫、それから自宅において療養や待機を余儀なくされてる方の急増などが社会問題となっております。

本市では昨年夏より自宅療養、自宅待機を余儀なくされ、家族や親族、また周囲のサポートを受けることができない市民の方々に対して災害用の備蓄物品も活用しつつ、食料品や衛生物品をセットにした物資をご自宅までお届けする配送支援を行っているところでございます。8月の支援開始後から令和3年中におきましては、支援物資の申込件数というのは12件にとどまっておりましたが、令和4年1月からは感染者が増加したことにより支援の申込件数も1月から2月9日の時点において134件となり、合計で146件となっている状況でございます。申込件数は日にもよりますが、おおむね七、八件という形になっており、1日の午前と午後1回ずつを目安としまして、職員が2人1組で待機者に対して非接触での対応、それからプライバシーの保護などに配慮した上でご自宅までお届けしている現状でございます。

簡単ではございますが、以上で、案件1のご説明とさせていただきます。

○委員長（芦高清友） ただいまの報告に対しまして、質問等をお受けします。

清川委員。

○委員（清川希代子） 改めまして、おはようございます。

自宅療養者や濃厚接触者など、香芝市でも大変増えてきている状況だと思うんですけども、今現在の自宅療養者、濃厚接触者などで自宅にいとかなければならない方の人数の把握はされていらっしゃるのでしょうか。人数がお分かりでしたら教えてください。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 人数の把握につきましては、従前どおりできないような状態でございます。ただ、その日その日の感染者数に対する香芝市の感染者数っていうのが計算上分かりますんで、そういった中から申しますと、昨日のNHKのニュースでございますけれども9,900人、1万人に迫るといような報道があった中で申しますと、感染者に対する香芝市の割合が1割いったり、いかなかったりっていう状況から申しますと、1,000人程度は自宅療養もしくは待機されているものと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ご答弁ありがとうございます。そうですね、個人情報保護の観点からと思いますけれども、保健所のほうからお名前だったり住所だったり香芝市のほうに下りてこないと思うので、人数もはっきりと分からないということは私も承知はしておるんですけども、やはり今危機管理監おっしゃってくださったように恐らく1,000人程度はいらっしゃるであろうということを今おっしゃっていただきました。それで、その1,000人はかなり多い人数だと思います。そして、この参考資料の1枚、これを今見させていただきましたけれども、自宅療養、待機者に対する支援の申込件数は2月でも9件、6件。人数がたくさん割に少な

いように私は感じます。ということは、この支援があるということを香芝の市民の方、ご存じない方も多いのではないかと思います。ですので、こういう支援をやっているんですよってことを香芝の市民の方に周知などもっとしたほうがいいかと思うんですけども、どうでしょうか。これ、ねえ、もっとお困りな方、いらっしゃるけれども知らないという方がいると思うんですけど、危機管理監、どうお考えでしょうか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 清川委員ご指摘の部分については当然考えられ得るところではございますので、今日現在におきましてはホームページ等についてはトップページの帯に上げる、もしくは広報においても2月7日のお知らせ版において一面に危機管理っていか生活支援についてはアナウンスしたところでございますけれども、まだまだ足りないというところにつきましては改善の余地はあろうかと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） そうですね、まだまだ改善の余地があるということもおっしゃっていただきましたので、できるだけ香芝の市民の皆様にご案内があるよということはどうぞお知らせしていただきたいと思っております。

そして、次、もう一点、私気になっておりますのが、この支援されている香芝市において、香芝市のホームページでも奈良県のホームページのほうでも、香芝市においては相談窓口と食料品、衛生用品等の提供というふうに書かれております。ただ、ほかの市町村におきましては、これ以上に買物代行やパルスオキシメーターの貸出しなど、ほかのこともされている市町村がたくさんあります。香芝市において今現在行えていない支援について、今後より一層の支援の拡充をされるご予定があるのか伺いたいです。お願いします。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 他市におきましてはパルスオキシメーターの配付、もしくは買物代行等をされてるところもございます。まず、パルスオキシメーターにつきましては、陽性者に対して県のほうからパルスオキシメーターと県発信、香芝市ではこういうサービスをやってますよといったご案内は郵送でまず陽性者宅に届くということでございますので、パルスオキシメーターについてはその必要はないと考えております。

あと、買物代行につきましても、やっておられる団体さんに状況等は聞いておりますが、実際のところそれほど、そもそも生活支援についても数が少ないという、もうこれは明らかな数字ですんで、中でもそういった要望は少ないっていうお声とかそういう確認はできてますし、我々といたしましては、生活支援については先ほど課長が申したとおり非接触対応って

いうところで、そこについてはお互いのために守っていきたいというところもありますし、どうしても金銭の授受、受渡しというのが発生するところから、そこについては今現在拡充する予定はございません。

以上です。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。じゃあ、今危機管理監おっしゃっていただいたことを私なりにかみ砕いて理解しますと、パルスオキシメーターも買物代行も香芝の市民の方からはあまり要望が現在ない、あまりないということで、必要はないというお考えでしょうか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 必要がないとは考えておりませんが、買物代行については特に要請があったものに対して100点の答えを出せなかったときのトラブルであったり、そもそも金銭の授受で非接触ではなくなるというところからその考えはないですし、要望がないのかどうかという点については生活支援物資の配付を行いますと書いてるんで、あえてもうそこについては要望をおっしゃってない、ちょっとそこは分かりかねますが、基本的にそのワードを聞くことはあまりないですし、やっておられる団体についても実績についてはあまり上がってないということは聞いております。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） それでは、今現在はあまり要望がないということでありましてけれども、今後要望が増えてきた場合にはできるだけ支援を拡充していただけるようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 自宅支援、僕もこの広報のここを見てるんですけど、なかなか今自治会にも入れなかったり、広報自体がよう読み取らない家庭やご老人の方もおられると思うんです。そういう場合、市としてどこまでできるのかっていう範囲もありますんで、市内のいろんなボランティア団体、例えば自治会さんとか老人会さんとかに、こういうことがありますよっていう周知をされればもう少ししっかりと行くんじゃないかっていうふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 広報を直接見られない方に対して今ご提案いただいているのは、自治会やその他ボランティア団体にこういうサービスがあることをお知らせすべきではないかとい

うご質問だということでございます。ということでしたら、まずボランティア団体を統括されております社会福祉協議会や、また自治連合会等に早急にそういう情報を提供させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（芦高清图友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。この場合は自宅待機することになったという人に限定されてるんで、もう今は買物も控えられてる方もたくさんおられると思うんです。買いためされるとかね。その場合ちょっとなかなか行きにくい家庭もございますんで、もう少し窓口を広げるっていうな形は考えれるというふうに思うんですけど、それはまたちょっと難しい問題もあるかもしれません。

ただ、備蓄品でも僕の聞いたところは、前一回どっかで言ったんですけど、世帯当たり均等に配付されてるので、家族数で多いところはもうすぐになくなってしまって次の食料品とかを求めるのに大変、外にも出れないし困ったというようなことを聞いたんですが、今の現状のほうはどうか。

○委員長（芦高清图友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 生活支援物資の申込につきましては、そういった情報も今お聞かせ願ってるところでございますので、家族数に応じて、全ての要望にはお応えできてないとは思いますが、大家族については2セットと1セット限定での対応は改めております。

以上です。

○委員長（芦高清图友） 中井委員。

○委員（中井政友） あともう一点、今国のほうも次の臨時交付金等をまた用意されていますけど、この備蓄について香芝市の備蓄状況はどうか。まだもう少しあるのか、更新するためにちょっと増やしてるとかという状況は。

○委員長（芦高清图友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 生活支援物資については備蓄品の利用もしながら、例えばカップ麺等については新規購入で備蓄対応ではない対応を行ってますんで、そういった対応で生活支援の物資を行っております。備蓄品のみでの対応ではないというところは理解しておいてください。

○委員長（芦高清图友） ほか、ございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） さっきお二人の委員のほうから市の対応とか、それから現状と、それか

らさらなる要望も含めてありましたので、私は市と県との関係っていうところで確認しときたいんですが、県のほうとしましてはかたくなに、やっぱり自宅療養者のその名簿に対しては市に対して知らせないという態度であると。もちろんそれには理由があるので一定程度理解はできるけれども、ただそれを厳しくそういう態度で取ってくるのならば、じゃあ県で対応してくれるのかというところをやっぱり市としては県に対して詰めていかなあかんと思うんですよ。現状そうやって県が市町村に対して、本市に対して、本市の自宅療養者、待機者を知らせないというのならば、県ではそういう人たちに対してどういう対応をしてるのかっていうところは把握はされてますか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） まず、個人情報の扱いについてございますけれども、2月8日の県の対処方針の中で、今回初めて申しますが、本人の承諾なしには情報提供することは考えてませんという書きぶりは、裏返せば本人の承諾があった人については情報提供していきましょう、いきますよっていうことかなあとは思うてます。ただ、県は自宅療養者、待機者に対する支援としては、先ほど言ったパルスオキシメーターの配付であったり、医療機関の情報であったり、そういったリーフレットはお渡しされてます。そのリーフレットの中に、あなたがお住まいの団体ではこういったサービスがありますって、その情報のつなぎをさせていただいてるところではございますけれども、それ以上のことについては当然市長会であったり、そういったところから要望も上げていっていただいているところでございますけれども、現状については今2月8日の対処方針といった形となっておりますというところです。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 私も資料を送っていただいたんで、県のほうの資料は見たわけですが、確かにそういう本人の承諾なしにはっていう話やから、承諾があればっていう話、そこはそうだと思いますけれども、現状、県のほうは本人の承諾なしには伝えないんだという話であるならば、例えばそういう人に対して、つまり市町村のほうで把握できてない、香芝市として把握できてない、先ほどもありました多分推計、あくまで推計であるけども1,000人ほどおるという状況の中で申込件数が60何件やと、2月ではね、60何件という状況。もちろん家族がおられて必要ない、大丈夫という人もいっぱいおるんだろうと、それはもちろんそれも分かるけれども、こういう数字になってる状況の中で、本当は支援物資が配給されるとありがたいと思っているけれどもやっぱりご近所の手前あまり言いにくいというような状況で、そういう人は県が市に代わってこういう支援物資を出してってくれるんでしょうねと、いってくれなあかんじゃないですかというようにところを市としては強く求めていかなあかんかなというふうに考えるわけであります。

県のほうは県のほうで多分保健所を中心に頑張っただけで対応してくれてはと思うんですが、もちろんそれがばんばんになって非常に、さっきも逼迫、圧迫というような話もありましたけれど、業務の逼迫、圧迫という話がありましたけれども、それなら市町村に、本市に任せていただければ任せていただけたらというふうに思う部分もあるわけでありまして、こっちはこっちで仕事がまた増えたら大変なんですけども、その辺は県との協議というのはしっかりしていただきたいなというふうに思います。そのことで、とにかく今本当に必要な人のところにその支援の物資が届くようにということで、よろしく。県との交渉、折衝ですね。交渉、折衝じゃないな。協力、連携っていうところをしっかりとできるように、市としてそういうふうに県に申し入れていかなあかん、強く申し入れていかなあかんというふうに思いますので、香芝市単独というのものもあるでしょうし、市長会でという、組んでということもあるでしょうから、その辺はやっぱしっかりやっていただきたいなあというふうに思います。

それと、聞こうと思ってたんですが、さき管理監のほうで言うてくれはりましたけど、これもお二人にあった話で、申込みをした人に対してだけ支援物資が行くわけでありまして、そこでどういう形でその人に伝わるかっていう話は、1つ目の前半の部分とも実は重なるんですけど、知らせてくれないのならば保健所が県のほうで責任を持って、その人たちはカウントしてるわけ、1人ずつ個人名を特定してカウントしてるわけやから、その人たちに香芝市内の方でしたら香芝市ではこういうサービスをしてますということを県が確実に知らせてくださいなというの、これもちゃんと言わなあかんと思いますので、しっかりと強く言っていってほしいなあというふうに思います。もうお願いベースでありますので、そのようにお願いしておきますのでよろしくお願ひします。できたら市長でもまとめて県と折衝していきまうて言うてくれはったらありがたいですが。

○委員長（芦高友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 今市長会というお話が出たんで、市長会のほうとしては1月18日の段階で今のような形で県が情報提供をしていない場合、ほかの県の話ですが、感染者を市町村に情報提供してない他県においては県自身が生活支援を実施しているという状況があると。出せないのであれば県のほうとしても自宅待機を求められる感染者に対しての安心を十分に確保できるようにお願ひしますというふうなことは市長会を通じて出させていただいております。

あと何でしたっけ。あとだから、県との協力ということですよ。あと連携、連携ですよ。先日の奈良県市町村コロナ会議においても、市というか奈良県内に起こってる市町村の一つとしていろんなご意見っていうのはお話はさせていただきました。

以上です。

○委員長（芦高友） ほか、ございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 今の筒井委員と同じ話なんですけれども、香芝市においても今年に入ってからですか、亡くなられた方が2名たしかおられたと思うんですけれども、今の状態でしたら市が動きたくても動けない、それはやっぱり情報が入ってこない、それであれば渡すものも渡せない、その状況で、今どういう形で亡くなられたかというのはやっぱりその病気で、かかられた菌にかかられたからこそ亡くなられたという部分もあると思うんですけれども、1週間ですか、から10日間、何も買い出しに行けない、例えばお一人住まいの方で何も食べれなくてもしも亡くなられたときに、いや、情報がなかったからできませんでしたっていうことで、最終的にはやっぱり市の責任にとか、問われるんじゃないかなと思うんで、もっと県とか国のほうに市から情報をくれというのをもっと強く言っていただいて、もう保健所なんかはばんばんはもう分かってるんで、もっと強く市のほうからアピールしてもらえたらどうかなと思うんですけれど、そのあたり今後どうですか。それこそやっぱり市民のための動きをやるのが行政だと思うんで、そのあたりちょっと考えてご回答お願いいたします。

○委員長（芦高友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） ご意見ありがとうございます。当然これは市長会だけではなくて市町村のほうとも連携して、前39市町村の全てが集まってかはちょっと記憶にないですけど、そんな中でも荒井知事のほうには要望っていう形でいろんな市のところから意見は出てましたが、ご存じのようにあのような回答であることは確かでございます。今後も監督市だけではなくて、ほかの市町村併せてしっかりと連携して、そういうようなことは要望していきたいと思えます。以上です。

○委員長（芦高友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。支援物資についてもいつものPRじゃなしにしっかりと、やっぱり命に関わることでですから、いつもどおり、一般質問でもよくしますけどもホームページに流しますとか、そうじゃなしにもっとあらゆる手段を考えて、尽くしてPRをお願いしてもらわないと、もっとやっぱ大事やと思うんで、またよろしく願いいたします。以上。

○委員長（芦高友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 改めましておはようございます。

先ほど来、前回のときもいろいろ聞かせていただいて、なかなかやっぱり個人情報的なことは教えていただけないと、陽性者等を。せめてやっぱり市役所は、市民のことを知っと思っていただきたいという思いはあるんですけど難しいということで。先ほど、パルスオキシメーターを県のほうから郵送っていう形でそのご自宅へ届くと。はっきり言うて、陽性者の個人名で郵

送されてきてるのが多分基本だと思うんですよ。そうなると、結局ゆうパックっていう形になってるんですけど、郵便局の方はもう完全に個人情報、その方は分かります。非接触、ほんで中に入ってんのはその酸素を測る機械が入ってるというのも。もう見たら分かるような状況で、なのにはっきり言うて郵便局の方は多分全て、もうこれを見た時点でこの方はコロナ陽性者やなって分かる状況の中でちょっと矛盾を感じるんですけど、もし情報提供を要望されるにあたって、そういうこともちょっと具体的に県のほうにもお話しいただいて、はっきり言うて多分個人情報のほうはもう郵便局の方は知っておられるはずなんで、せやからそういうのもちょっと交渉の中にね。言われるけどもこうやって出てますよと、分かるようになってますよというのも一つの要望するに当たっての条件というか、そういう具体的な話もしていただいたほうが、個人情報やから個人情報やからって言うけど結局は分かるようになってるっていうのが現状なんで、ぜひそれを交渉の中にもひとつ入れていただくのも一つじゃないのかなと思うんですけど、その点いかがですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 今のお話は、要はもう個人情報として漏れてるんじゃないかという、一部には漏れてるんだったら市町村のほうはまだ守秘義務として高いんじゃないかというようなことの観点からまたお話しさせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 確認を何点かしたいんですけども、先ほど 39 の団体が集まれた会議の中でいろんな意見が出て、知事があのような言葉っておっしゃったんですが、あのようなことはどのようなことなんですか。具体的にお答えいただけますか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） すいません、説明不足でした。市町村に対しての個人情報は出せないというふうな発言でした。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） これも先日、県のホームページから出てたのかな。県のホームページ、資料には、個人情報保護条例では病歴に関する情報は本人に対する不当な差別、偏見、その他不利益を生じないよう取扱いに特に配慮を要する情報であり、地域において自身の感染を知られたくないという声もある中、ご本人の承諾なしに市町村に一律に情報を提供することは考えていませんと、このように発出されてるわけです。これは過去の言い分とは大きく変わったなと、そういったコミットが変わったなと、こう捉えとるんですけど、ということは、これは先

ほど危機管理監も指摘してましたけれども、承諾の確認さえ県がやっていただければ、その前に嫌だという方は除いてそれ以外は情報提供しますよと、このような回答に受けれるとも思うんですけど、その確認の有無はなされてるんですかね、現在では。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） その確認についてはしておりません。ただ、この文言を読んで、そういった対応をしていただけるんであろうといった希望的観測に立っております。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） なぜ確認されてないんですか。その理由をお聞かせください。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） そもそも承諾を得る、得ないっていうその行為ができるんが今でいうと保健所でしかないわけですから、保健所が、県がやるっていう意思表示であるという認識でございました。によって確認まではしておりません。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 今ちょっと読み上げましたけど、先ほどのこの県の発出の文言、非常に分かりにくい文章構成になってるわけです。本来であれば、確認を得たものであれば、いわゆる承諾を得たものであれば市町村に提供いたしますと、このように書けば分かりやすいんですが非常に分かりにくい。分かりにくいから確認を要する行為も必要であろうと、このようになってくるんです。だけど、やれるのは保健所であるとか、それは分かっているわけですけども、それをどうだろなあ、ああだろなって言う前に確認さえすればはっきりしたことも分かるし、例えば市長会から県に対して何か申し出る、それとか市議会議長会とも申し出るということになれば、その辺の確認作業って必ず必要じゃないですか。ねえ、やるって言ってるものにやれているのもおかしい話で。ねえ、そういうことでしょ。もう既に発出してますよと、その内容はこうですよ。だから、こういった発出文書の中で文言が分かりにくいというのは、何らかの事情があってこのような分かりにくい記し方をしてるのかもしれないんですけども、そこは受け取り側が分からなかったら聞くべきであるというのは基本姿勢じゃないんですかね。いかがですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） はい、確認させていただきます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） それともう一点なんですけど、先ほど1月18日に要望書、市長会のほうから提出されたということですよ。これ、議会にもこういったもの、連絡も何もないんで

すよ。文書も何もないんですよ。そもそもこのコロナに関してもこちらから能動的に聞かない限りは何の情報も入ってこない、当然議員さんにも同じなんですよね。それはなぜなんですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 申し訳ございません。特に何かがあって情報を渡してないというわけではございません。情報提供が遅れてることに対しては申し訳ございません。これからこういった要望とかを出した場合に関しては、即座に提供していくようにいたします。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） それじゃあ市長の市長会ですか、出された要望書、提言書ですか、これはまた全議員さんに配付をしていただきますようお願いを申し上げておきます。

それとこれは法律の解釈なんですけど、今いろんな議論もなされてる中で、感染症法、簡略して言いますけども、感染症法の 44 条の 3、ここには感染防止するための協力ということがありまして、その第 4 項には、都道府県知事は第 2 項、第 2 項というのは新型インフルエンザ等感染症の蔓延防止に必要なため、あると認めるときには厚生労働省、省令の定めるところにより、その者に対して報告を求めたり協力を要請することができると、求めることができると。これに対して都道府県知事は、これ全部前項が全部都道府県知事になってるんですよ、普通地方公共団体の長とはなっていないのもう知事に限定されてるわけですけども、「第 2 項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に努めなければならない」。だから、義務規定にはなっていないんですよ。

それを今県は実際、これは我々が間違ってたらまた指摘いただきたいんですが、我々が調べるところによればこのような今のこの第 4 項に書かれてるような必要なサービス、これは県からは行われていないですよ、今現在は。一部あるかもしれませんが行われていないというのが今の現状かなと思うんです。それに対して県の姿勢をお聞きいただく必要があると思うんですけど、これはしないのか、それともできないのか、能力的に。そういう確認作業っちゅうのは今まで現在行われたのか、その有無をお答えいただけますか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 主語が都道府県となっておることについては重々承知しております。現に市がやってる施策について県はしないんですかっていった確認はしておりませんし、せめて財源的な措置等はあればいいなあと、いいなあとという思いでおるぐらいなところですよ。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 先ほど確認されるっておっしゃってたようにこれも確認してください。具体的にこの 44 条の 3 に基づいたこの 4 項ですね。必要なサービスの提供、物品支給、これに努めなければならないだから、県は別に義務はないわけですよ、努力義務しかないわけであって、だからそれに対しては県はやらないと言ってるのか、もう方針としてそういったサービスは県はやりませんと言ってるのか、それとも今保健所が逼迫すると、そして他の部署から今協力体制ということで、この間 80 名ですか、投入され、今後新たにまた増員されるということが発表で出てますけども、そういったものの中にはこういったサービスをやるというものが含まれているのか、それともいないのかという確認はいただかないと、今後市に行政施策を、意思決定をしていく上においてその確認の内容が分からなければ、それをやっていいものか、それともやる必要がないのかとか、そういった判断の要件に、因子になるのは間違いありませんので、そういったところもこれは県に確認いただくということは、確認作業はやっぱり細かくやっていただかないと、ただのこちらの思いだけでやってたって、施策をこちらもしようと思ったらやっぱりお金も要るわけですから、やっぱりそういったところを確認をしていくということで、市長、これはもう指示を、命令を出していただきたいんですけど、その確認をいただくということで。それはいかがですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 今の確認作業ですね、またほかにこの委員会内で出てくることもあるかと思いますが、しっかりとまとめて、副市長を通じて確認を県のほうにしていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 材料がなかったら意思決定できないんで、その辺は確実にお願いをしたいなと思えます。

自宅療養等のこの現状と対応、それは危機管理監が先ほどご説明いただいたものでいいと思うんですけど、これについてはどうなんですか、今現状は。今後情報の提供っていうのがなければ、どこにどういう方がいらっしゃるかわからないとかそういった問題、課題は当然あるわけですけども、今我々も協議中なんで何ともまだ明確にそうしますとは言えないんですが、昨日も県、町村議会の代表ともちょっと調整もさせていただいてたんですが、週明けにも市長会とそれと町村議長会、こちらのほうから合同で県知事に対して提言書を提出しようということで、その中の今文言調整中なんです、ですが自宅療養の承諾の、自分の個人情報と思われる、市町村にそれを言っているんですかと、伝えていいんですかという承諾行為、これはやっぱり県

で行っていただきたいと。それで、承諾があったものに関しては、いわゆる市町村にその情報の提供を求めたいというような今文言調整をやってるわけですが、もしこういったもので解釈等ですということになれば、それなりのこちら情報も市町村としてはできると。当然、市町村は物品の支給等の責任義務、責務も書かれてないわけですよ、法律等でどこにも書かれてない。これはもうあれですよ、地域創生の交付金等で対応してやっていくという、自治体の独自の事務としてそれをやっていくという形になると思うんですけど、そのような解釈で間違えなければその施策の展開というのは今後見えてくるわけですが、その点についての考え方、見解はいかがですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 市町村に対して、罹患者であったり濃厚接触者に対するケアは当然必要だというふうに考えております。そういった情報がある場合こちらでできること、当然医療行為に関するようなことであつたりとかそういった相談というのは残念ながらできません。さらに、どこの病院に入れるとかそういったことも当然分らないですが、こちらのできる範囲というのが以前よりは増えるかなというふうには思いますんで、対象者の範囲というか、増えるかなと思いますんで、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） ということは確認なんですけど、もしそれがなるかならへんか、知事さんが今かたくなにそういう姿勢でいられてますから、それが一気に一転して変わるとは予想し難いわけですけども、ねえ、そういった、この間の情報の発出、県の発出でも明らかにニュアンスが変わったというのは確かでありますんで。だから、そのあたり、解釈じゃなくて確認の上でいけばもう県は発出してるじゃないかと言えるんで、そこはまた市議会議長会、それと町村議長会とも連携してそこはやっていきたいと思ってるんですけど。ただ、香芝市の方針としてはそういったものが拡大すれば、情報が拡大すれば、能動的なそういった市民に寄り添った行為を行っていくという、このような解釈でよろしいんですね。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） そういった流れになりますと当然行政のほうから陽性者さんに対してアプローチができるといったところがございますので、そういった認識は同じでございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） そこはよろしく申し上げます。

それともう一点、先ほど皆さんの意見の中では出てなかったんですけども、いわゆる混乱されてる住民の方が非常に今現在増えてるということで、我々議員のところまでも人を通じて、

私の友達が今こうこうこういう状況なんだけれども、いろんな確認を要する電話が来たりとか、そういったこともあるし、メールで来てる場合もあります。こちらまああやふやなことを回答するわけにはいきませんので、その都度その都度市のほうにも確認をさせていただいた上で返答はしてるという、このような状態なんですけどね。その中において、市に聞いてくださいとこちらも当初は言うてたんですけども、いや、市に電話したら保健所に聞いてくださいと言われたということで、それやったらもう同じなんですよ、もう朝から晩まで何十回かけても保健所には連絡がつかないということであるっていう現状は。これはもう事実なんです。

だから、その上において、いわゆるやっぱり専用のダイヤル、他の市町村でもつくっておられるところがありますけれども、専用のダイヤル等を、その他福祉の相談とかもありますよね、いろんなそういった状態になったら福祉の相談もね、そういった専用ダイヤルっていうのは必要であるということは前々から意見もさせていただいてたんですが、その進捗状況というのは今現在どのように、設置に向けた進捗状況というのは今どのような状態であるのかお答えいただけますか。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 専用ダイヤルについては議長のほうからも設置の必要性についていろいろとご要望いただいております、私どものほうとしましてもさきの2月8日のコロナ会議におきまして専用ダイヤルを設置の方向で今動いてございます。企画政策課内に設置をしようというところで調整をいたしております、保健センター、危機管理、そして今ありました福祉部門と連携しながら、市民の方々、自宅療養者の方々の不安に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、企画内につくられるということなんですか、企画課ですか。企画課が担当なんかなあ、ちょっとそのあたりはよく分からないんですけど、住民さんからの声っていうのはやっぱり福祉相談が多いんですよ。もういつそのこと福祉で担当いただいたらいいんじゃないですかね。どうなんですか。前々からそのあたりも意見させていただいてたんですけど、やっぱりソーシャルワーク的に考えた場合、やはり専門家っていうのはそちらの福祉センターのほうにいらっしゃると、介護も含めていらっしゃいますよね。そういったソーシャルワーク的ないわゆる判断を、意思決定をしていこうとすればそちらが担当いただくのが効率的で最適化ではないのかと、このように考えるわけですけども、その点は何かできないという事情があるわけですか。

○委員長（芦高清友） 平山部長。

○福祉部長（平山訓徳） 先ほど企画部長からも申しましたように、相談につきましては福祉的なものとしたしまして、社会福祉協議会のほうにつきましてはC S W等を配置してございますので、寄り添った支援ができるような形の職員はおります。そのような社会福祉協議会と保健センターと危機管理課が相談について先日ちょっと会議ってというような調整はさせていただいた中で、今企画部長申しましたような形で取りあえずはちょっと対応させていただくというようなことで考えているところでございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、そこは大事なとこなんで明確にさせていただきたいんですが、それは企画課でやられるということは組織的な事情上でそういった方向性になってるのかなと思えるわけですが、ただ実際にその相談の内容に対して考えるちゅうのはやっぱり福祉課が主になってくるわけでしょ。制度上どこに連絡していかとか、国から発表されてる解釈をそのまま簡略化して住民の皆さんに分かりやすく伝えるとか、そんな作業はできるかと思うんですけども、やっぱり子供のことであるとか、これは児童福祉にもかかってきますよね。だから、事務分掌上から考えたら、もうそれやったらいっそのこと福祉課で担当いただいたほうがより効率的で、ねえ、制度上のものはマニュアルがあつたら誰でも答えれるわけですから。だから、それをなぜ企画という全く、交付金関係とかそういった事業は担当はされてるわけですけども、そういった実態部隊とかけ離れたところが担当なされるてちょっと意味が分からないんですけど。そのあたりはもう一度再考されるという考え方はおありなんではないかな。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） まずはスピード感ということも私どもご要望いただいてたというふうに認識いたしております。また、今ご説明ありましたように、やはり寄り添った対応をすべきだと、市民はそれを求めておられるんだというようなことのご意見もいただいたというふうに認識いたしております。その中で、まずはスピード感を持って、窓口を一本化して、それを市民の方にお知らせするというを最優先させていただいた中で、私ども企画政策課のほうで的確にさばくというその窓口を担いたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） ということは解釈とすれば、いろんな相談内容によってその種類も違いますよね。それを企画課のほうでさばくという今お言葉をおっしゃってましたけども、それを分類されて、分掌されていくということですね。だけど、主にどういった相談はどこの課なのかとか、ねえ、そういったものも調整いただかないと、市民の方が一番嫌がるのが、次こちら

にかけてくれ、そちらにかけたらどこどこにかけてくれという、たらい回して一般的には言われてますが、そういった現象が非常に体が不調な中でそういった行為を受けるということが精神的な圧迫にもつながりかねないという心配の声も多く聞いていますので、だからそのあたりは責任の所在を明確にしてやっていただきたいとお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（芦高清图友） ほか、ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清图友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、2点目の学校等における新型コロナウイルス感染症対策の報告及び対応についてでございます。

主に前回からの変更点のところでは理事者から報告を求めます。

高木次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 失礼いたします。参考資料の2をよろしくお願いたします。

前回の状況から大きく変わってるところにつきまして説明のほうをさせていただきたいと思っております。

この資料のところにはございませんが、現在学校の閉鎖の状況、基準につきまして、前回8月以降大きく変わっております。まず、当時1人の陽性者が出た場合につきましては、全校を止めて集団検査が判明するまで休みにするという方式を取ってございました。その後、10月頃に修学旅行をちょうど迎える時期でありましたが、感染状況が落ち着いてきたところから学年単位での閉鎖というふうな基準で進めてきたところがございます。ただ、その時点ではそういった該当は全くなかった状況ではございますが、今適用しておりますのが1月20日以降になります。保護者のほうには既に通知のほうをしておるわけですが、まず学級閉鎖をする場合につきましては学級単位で行っていくというふうな基準で進めてきておるところでございます。閉鎖の基準につきましては、県立高校が出しておりますガイドラインを目安にいたしまして、それぞれの事案につきましてこちらのほうで判断をしながら時期、期間等を判断しておるところでございます。

それから、指導のほうの説明でございますが、現在学校のほうでは陽性者が出まして、その後濃厚接触者のほうの特定を学校のほうが一番にすることになっております。そこで、まずそれによりまして学級閉鎖につながるようなことが出てくることから、学校の教育活動にしましてはまず濃厚接触者を出さない、こういう教育活動を展開するというところで学校のほう、展開のほうをしていただいております。ですから、そこにあります当面の感染防止対策の徹底、

当面の学習活動につきましては、これまでどおりより慎重に進めておるところでございます。

万が一、今もですね、学校を休んでおる生徒、学級閉鎖が起こった場合、そういったことがございますので、学習の保障という観点でICTの活用も並行しながらしておるところでございます。ICTの活用につきましては、まず学級閉鎖等で全面で学校が止まっていった場合につきましては、一斉のICTによるオンラインによる授業を展開しておるところでございますが、実際のところそういったケースだけではなく、子供たちは登校しているものの一部登校不安を抱えているもの、もしくは濃厚接触者ということで学校に出てこれない子供さん、そういったお子さんに対しましては授業をオンラインで配信するといえますか、授業の様子を機器を使いまして見ていただくと、そのような状況を取っておるところでございます。

さらに部活動に関してでございますが、現在県内の市町村の学校や県立学校におきましては、全面的に活動を止めているというところは調査時点ではございませんでしたが、香芝市といたしましては現在公式戦も含めまして全て止めているという厳しい措置を取っております。ただ、今後公式戦なんかもたくさん始まることから、今後の感染症の状況を踏まえまして、学校との協議を踏まえてこのあたりについては進めてまいりたいというふうに思っております。

大きい変更点は以上でございます。

○委員長（芦高清友） ただいまの報告に対しまして、質問等をお受けいたします。ございませんか。

清川委員。

○委員（清川希代子） 一つ気になってることをお聞きさせていただきます。今現在PCR検査キットや抗原検査簡易キット不足が全国的に起こっているんですけれども、去年の8月末頃だったと思うんですけれども、国から小学校、中学校に配付された抗原検査簡易キットについてお聞かせいただきたいと思います。当初、国に幾つ申請して幾つ届いたのかお聞きしたいんですけれども、よろしく願います。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 正確な数字を持ち合わせていないんですが、およそ650程度だったと記憶しております。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。できれば正確な数を知りたいので、後でいいので教えていただけたらと思います。

そして、それじゃあ650程度届いたということで、現在まで使用した数は、それも今分らないですかね。

○委員長（芦高清友） 正確な数字が分からなければ答弁を控えてください。

高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 正確な数は持ち合わせておりません。すいません。

○委員長（芦高清友） 適確な数字が分かった段階で答弁をお願いいたします。

清川委員。

○委員（清川希代子） それじゃあ正確な数、分かり次第教えていただきたいと思います。

そして、その今キットが大変不足して、いつ入ってくるか分からないという状況もありますけれども、やっぱり抗原検査キットなどは必要なものであると思いますので、また入ってきたりしたら貴重な在庫をどのように使用していくのか。まだ、在庫はあるんですか。在庫自体はありますか。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 在庫といたしますか、国のほうからいただきましたキットにつきましては、現在使用期限がもう既に切れております。ですので、それらは今現在使えない状態になっております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） ありがとうございます。使用期限が切れている、とても残念なことで使いたくても使えない、使用期限が切れていたらもう使えませんので、これはもう仕方ないことではありますけれども、今後必要になると思うので、できれば抗原検査キットなども、本来は使うのは直ちに受診ができない教職員の方だったり小学校4年生以上でしたかね、そういうときに使えるもの、今もしあれば本当に活用できるかなあというものが使用期限が切れてしまっていてとても残念です。そうですね、消費期限が切れてしまってるんですね。消費期限が切れている、使えない、今現在ないということで、今後香芝市において国なり県なりに抗原検査キットを要請することは検討されておりますか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 今使用期限が切れてるということで、市のほうで取りまとめて購入の要望を聞いていただきましたので、そちらのほうでお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 清川委員。

○委員（清川希代子） それじゃあ要請して下さってるということですので、迅速に、早いうちにできるだけお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 今、清川委員が抗原キットのことを言われましたけど、生徒数、香芝で何千人かいてると思うんですけど、教職員も含めると十分な数が行き渡るまでにはなかなか。本当に悪くなってから来ても仕方ないし、本当に自分がかかってんのか、かかってないのか、はっきりさせたいという職員とか保護者の方もおられると思うんですよ。だから、十分な数、なかなか今発注しても入らない状況があると思うんですけど、そういう広める努力をしていただいて、なるべく使って不安を除いて、しっかりと活動できるっていうふうな対応をしていただきたいと思います。

感染拡大、僕の近くの学校もしばらく学級閉鎖の子が増えてきて不安やったんですけど、今ちょっと減ってきたみたいなんですけど、感染拡大の特定するのはなかなか難しいらしいんですけど、学校で広まっているのか家庭で広がっているのか、今んとこの全体の状況を、個別に地域的には広がったり狭まったりすると思うんですけど、今の状況はどういう状況でしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 今日の朝の段階でございます。現段階で、市内の小・中、幼・保で学級閉鎖の数につきましては9件ございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） では、減ってきてるっていうふうな感じでしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 先週ですが、一番多い時期に関しましては20件から20件弱ぐらいの日々が続いておりまして、今ちょっと減っている状況でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） どこで感染してるか分からないので、引き続き家庭でも学校内でも感染拡大防止のこういう取組をしていただけたらなというふうに思います。いつまでこの状況が続くかも分からないんですけど、学校のほうでも今さっき挙げられていたこととか、この前の空気清浄器の導入とか、トイレの水洗化も進めていただいてというふうに思うんですけど、蛇口の改良というのもされてるところもありますし、できたらそら学校の少人数学級とか、学童保育所とかをもうちょっと広くするとか、もう簡単にすぐ終わればあれなんですけど、やっぱり長期的、中期的というんかそういう方向も目指していただけたらというふうに思うんですけど、今お考えありましたらお願いします。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） コロナ対策ということで、学童等につきましても蛇口の件、水道の蛇口とかそういった部分につきましても現在検討を進めているところでございます。今後もそういった対応については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。

引き続きですけど、各家庭から状況がおかしいんだということで保健所に問い合わせてもなかなか出てもらえないというのが現状です。どういうふうにされてるのか確認ですけど、保健所で電話であったら一回つながらなかつたらそれで終わりなんですけど、ファクスやメール等で学校、香芝市なりがまとめてそれぞれの施設の状況なりを保健所に知らせるっていうようなことをされたら、一括して保健所でこの家庭はちょっと連絡しようとかか相談しようとかかというようなことがすぐにつながると思うんですけど、つながりやすくなると思うんですけど、その辺の対応って今どんな工夫を香芝市でされてるかお願いします。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 県との対応でございますけども、保健所のほうが県のほうで対応していたのが1月21日、正式な文書通知が来たのは1月26日でございます。小・中、幼については県の疾病対策課、またこども園、保育所については奈良っ子はぐくみ課が対応すると。その後、2月4日に小・中、幼の県の担当が疾病対策課から保健体育課に変更になって、そちらのほうへ情報を送ってるというような状況でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） すいません、分かりました。保健所に電話してもなかなかつながらないし、市のほうにしてもなかなかつながらない。本当に不安があるというふうに思いますので、若いお母さんやお父さんはLINEとか使ってとかメールを使ってされると思うんですけど、やっぱり多くの生徒がそれぞれやっても、個別に対応してもできない部分っていうのは、やっぱり市とか教育委員会まとめて県と情報共有していただいてほしいというふうに思います。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、すいません。次、ほかのこと言います。

臨時に国のほうの、記事であったんですけど、保護者が休まなければ、子供が保育園の、休園になった場合、他の園や公民館で預かれるっていう代替保育っていうのが今検討して、もうできるってふうになって、その財源は県、国が出すというふうになって、利用者負担はないというふうなような制度が、代替保育拡充を支援するということが今新聞に載ってたんですけど、その辺の通知なり、なんか様子はいってたら教えてください。

○委員長（芦高清友） その前の先ほどの答弁はもういいんですか。ちょっとかみ合っ

ったですけど。委員がええって、よろしい言うてますね。

澤部長、そのあたりも含めて答弁。

○教育部長（澤 和七） 先ほどの中井委員の質問の中で、医療的な判断、こちらについては市ではできませんので、そのあたりはできないということで申し上げさせていただきます。

それから、今おっしゃっていただきました保育所等の感染症の一時預かり等ができるという通知のほうは、私どものほうに2月9日、昨日の午前に奈良っ子はぐくみ課のほうから届いております。これを今見させていただいてるわけですが、現時点で一時預かりとかそういった環境をつくる状況にはなっていない。また、つくるにしても逆にそこに受皿、見てもらう先生も必要になりますんで、そういったことは今すぐにできる状況じゃないということでございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。ただ、こういうことができるっていうことがあって、状況次第ではこういうことを用意しなあかん、準備が必要ですので、またその辺の準備をよろしく願いいたします。

そのほかですけども、今はこれでいいです。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） すいません、濃厚接触者の特定を学校現場においては学校のその現場で判断する、濃厚接触者の特定を学校現場でするといようなことになってきてたという、これももうありましたけれども、濃厚接触者としての基準というのは全国一律、統一で、マスクなしに15分間至近距離で会話をしたとかっていうような多分そういう条件はあるかと思うんですが、その基準に従って濃厚接触者を特定するのを学校現場で行うに当たっては、いつ誰がどいう形で、いつっていうのは陽性者が発生した場合ですね、感染者、陽性者が発生した場合、どのようなタイミングで誰がどのように行うのかっていうそういう行動マニュアルであるといいうのかスキームであるといいうのか、そういうなんはもう既にしっかり確立されていて現に実施されているのかどうかっていうところをまずそれをお願いします。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） そのマニュアル等につきましては1月26日の基準の改定といたしますか、その通知以降によっております。その手順としましては、学校のほうでまず濃厚接触者の候補を洗い出すというふうなことで資料を作成いたしまして、それを今現在でしたら保健所を通じまして保健体育課のほうに提出すると。そして、濃厚接触者を最終的に確定しまして判断をしていくということになります。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） ちょっとよく分からない。保健体育課に出すって今言いました。保健体育課って市役所の課じゃなくて、県の保健体育課に出すということは、特定するっていうかその判断をするのは現場ではなくて、結局は候補者を出したら向こうで判断するという事なんですか。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 学校のほうでは行動履歴を正確に一番知っておりますので、これまでの今回の1月26日以前も陽性者が出た場合については、学校がそういった資料については作ってきたところでございます。それを市教委のほうとも協議いたしまして、濃厚接触者の候補に当たるかどうかというのを精査いたします。これを最終的に県の保健体育課のほうにその資料を提出いたしまして、ほぼその状況で判断をしていただけるわけではございますが、そこから検査の手順でありましたり、そういったところを県のほうが最終的にスタートさせていくと、そういう流れになっております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） という事は、要は学校現場で例えば先生であるとか、あるいは教育委員会の誰か市の職員さんであるとか、保健センターから行った職員さんとかがあなたは濃厚接触者ですよと、あなたは違いますよっていう最終判定をしてしまうということではないということですね。その確認だけ、まず。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 基準にのっとりましてやっておりますので、ほぼ特定はそのままの形で進んでいくことになり、濃厚接触者の候補になりましたらそのまま濃厚接触者になっていくんですが、まれに判断をこちらのほうも迷うようなケースもございますので、そのことについては改めて県のほうと協議をさせていただき、その窓口といたしますか、その協議にのっていただいて判定いただくのが現在のところ保健体育課のほうになっております。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） いや、あのね、実はそこが大事なところで、私が結局何が言いたいかというと、要は学校現場で特定するんじゃないの、やっぱり結局は。だから、そこで候補者がリストアップする、それはほぼほぼ、もちろん中には違う人もおるかもしれへんけども、ほぼほぼそのまま濃厚接触者だと特定されるって答弁はいただいたけども、でもやっぱり決まんなのは県に行ってから決まるわけでしょ。つまり時間がかかるということですね。だから、ここで現場で濃厚接触者だっていうて特定したら、そのまま隔離するなり、それは次に聞こうと思って

たんですが、そういう人たちはどう対処するんですかっていうて聞くことは、それは次に聞くんですけども、でもそれをするためにはやっぱり県に行って県で候補どおり濃厚接触者でした、ああそうですかっていうて受けて、それから次の対処をするということなんですかね。結局、やっぱり現場ではできてないっていうことなんですね。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 手順は申し上げましたが、もうほぼそのまま同時進行で検査のほうは進んでいくということになっております。

○委員長（芦高清友） いや、もうできる、できないでいうたらできるということでもいいのかなという答弁に聞こえますが、そういうことではないんですか。手順はそういう説明だけでも、現場できるのかできないのかと今お聞きしてるので。おのおの場合があるのであれば、そのような内容も含めてきっちりと答弁をお願いします。

澤部長。

○教育部長（澤 和七） 手順はそういった形でいくわけですけども、既に濃厚接触者の候補者、ほぼ同じ人になるんですけど、そのデータも分かっておりまして、今こういう状況というのは県のほうにやり取りする中で、データ自体は後に送るにしてもやり取りする中で、何人の濃厚接触者になりますねという形で、PCR検査の準備はそれと併せてもう進めていってるといような状況になります。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 若干分かりにくいんですけども、いや、答弁が分かりにくいというよりもそのシステムがね。だから、現場で濃厚接触者ですって誰かが責任持って判断してしまって、もうこの人に検査を行ってその人に対する対処を次にするっていうのかなと思ったら、候補者に対してそういう濃厚接触者並みの対処をするという。それが県とやり取りしてる中で候補者だと特定されていくという、そういう手順が一個含まれてんのかなあっていうふうに考えるとちょっと分かりにくいシステムになっとんのかなあというふうに思うんですけど。前というより、つまり1月26日以前と今とでは、じゃあ結局迅速になったんですかね、より。

○委員長（芦高清友） ちょっとかみ合ってます。暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を閉じて再開いたします。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） すいません、私の聞き方が適切でなかったのかもしれませんが。1月26日を境にして、学校の現場において以前よりも、その1月26日以前よりも比べて迅速に対応

できるような体制になったのかという、そういうところで答えていただけたらと思います。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） それまで保健所をお願い、保健所が判断していたときに比べまして即座に対応できることが可能になったので、早く迅速に対応できるようになったと考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） ありがとうございます。細かいところの制度、システムはもうじゃあまあいいとして、より迅速に対応できるようになってるところでは今答弁いただいたというふうに理解しておきます。

ただ、それをするに当たって、例えば学校現場でやはり以前に増してより学校現場のほうの負荷、今もちろんこの感染症の拡大対策、拡大させないための対策ということでもう精いっぱい、そして学習の遅れを出さないように目いっぱい学校現場では苦勞されているかというふうに考えるわけでありますが、その辺新たな事務作業が入ったのかなというふうにも考えるわけでありますが、そういう負担増、現場での先生方含め教職員の方々全員の負担増という部分に関してはどのように把握されてますか。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 先ほども申し上げたんですが、これまでも濃厚接触に関わってなり、子供たちの行動履歴を作っていただく分についてはやっていたいておりましたので、状況的には変わっていないというには思っておるんですが、この時期件数が激増しております。さらに自分たちが濃厚接触者ということ、今まで保健所に委ねていた判断を自分たちでしなければいけないというふうな心理的な負担というのはやはり非常に大きくなってきていると思いますので、そこにつきましては市教委のほうの担当と協議しながら、そういったところについて負担がないということにはならないんですが、できるだけ学校のほうの判断だけで負担をさせないというな、そんなところについてはこちらも進めておるところでございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 分かりました。つまり、内容、質的にはそんなに変われへんけど量的に増えてるので負担は増えてると。そういう部分に関してはざっとそういうことやと。あとはプラスアルファ心理的負担やという話ですね。その辺、今そうて教育委員会のほうから人を出して、そういうところの対処をしてもらえると、していただいているということで、その答弁もいただいているので、そこんところしっかり学校現場により負担を大きく、強くかけることのない

ようにというところでよろしく申し上げますと要望しときますのでよろしく申し上げます。

続けて別件、中学3年生にとっては高校入試という非常に重要な時期にかかっているわけですが、これもこの一月ぐらい前からは、大学入試のほうでは例えば別室受験とか追試とかいろんなことを対処すると国のほうでは報道されておったわけですが、高校入試に関してはやっぱり奈良県の公立高校の入試というのがこれから控えてくる、今もう既に私学は始まっているというような状況であるかと思えます。その辺の入試に対するその子供たち、中学3年生の生徒たちへの配慮とかそういうなんについては、市からいろいろ求めているものであったり、あるいは県のほうはどのような発表をしているのかということら辺は、今把握しているところで結構ですのでよろしく申し上げます。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 本日も大阪の私学の入試がございます。さらに先週奈良の私学の入試が行われたという、こういった時期でございます。私立の学校につきましては各学校の判断といいますか、配慮の中で進められてるというように思いますが、県立学校の入試に関しましては既に県教委のほうから方針のほうを示されております。

まず、発熱等の症状がある方につきましては当然受験のほう、いただけませんので、後日別途試験のほうを行うというふうなことになっております。また、濃厚接触者に関しまして、まず家庭を由来にした濃厚接触者の方につきましては、各高校のほうで対応する、高校で受験をするような対応になっております。そして、中学校の中を由来としまして濃厚接触者となった場合につきましては、各市町村のほうで代替の施設、そういったものを確保することになっておりまして、現在そのあたりのところは完了しておるところでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） その辺はもう当然ですけど、いわゆる中学3年生の生徒たちのその保護者に対しては当然周知されてますよね、当然。もう伝わっていると考えてよろしいですね。

○委員長（芦高清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木信行） 現在学校のほうには周知をさせていただいておりますので、どこの段階で学校に下ろすかということについては今確認はしておりませんが、今ご指摘いただきましたように安心して受験できるようなことで進めておるかどうか、再度確認のほうをさせていただきたいと思えます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 要は現時点でどうか分かれへん、学校のほうには行ってるという話なんですけど、できるだけ早い段階で中学3年生のこの今受験を迎えるという子供たち本人にも、そ

れからその保護者の方々に対しても情報提供というのは早いほうがいいというふうに考え、少しでも早く不安を取り除いてあげるといふこと、当然それを踏まえた進路指導といふのか受験指導といふものがきつと学校のほうでもあると思ふので、そういうふうな対応を早くしていただきたいといふこと。

それから、それがどれぐらい表に出せるもんなのかどうかちょっと私は分かりません。ただ、県が出すものですのでそんな内緒のもんなんていふのはきつとないはずでしょうから、できればもうホームページ等で公に公表させていただいて、さらにできれば全然至急でなくて結構です。今の次長が答弁していただいたようなことをまとめていただいて資料として私たちも欲しいかなと。例えば市民の方々からやっぱりそういう問合せはあつたりとかといふこともありますし、広く多くの方に知ってもらふべきかなといふふうにも考えますので、そういう情報提供といふのはもちろんその本人、保護者に対してのいち早くといふところはありますが、それ以外にもできたら広く、早くといふふうには考えているんですが、その辺はしていただけますでしょうか。

○委員長（芦高 清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木 信行） 既に県のホームページのほうにはそれは示されておりますので、改めて特に関係のところには周知のほうをさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（芦高 清友） ほか、ございませんか。

小西委員。

○委員（小西 高吉） 当初一番最初に説明させていただいて、ICTの活用についてといふことで、濃厚接触者として特定された出席停止といふ扱いですよねといふ子供さんにおいてはオンラインで授業を受けれるといふことで、実際その形で受けられた本人は別として保護者の方は喜んでおられました。それはご報告しておきます。

ただ、このオンラインを受けれる線引きといふのは、コロナの関係で例えばせきが出るとか、7度5分をちょっと超えてると。ただ、体調的には元気やけども今はちょっと停止といふか、休んどきますといふ場合は多分出席停止になる、扱いはね。多分なるんですけど。そういう人たちもこのオンラインは受けれるといふ形になるのか、ただ単に欠席してる子らもこのオンラインを受けることが可能なのか、そういう線引きといふのはどのようにされてるんでしょうか。

○委員長（芦高 清友） 高木教育部次長。

○教育部次長（学校教育課長事務取扱）（高木 信行） 厳密な線引きはしておりませんので、

そういった配信によって子供たちが学びの機会が得られるのであれば、当然コロナ以外のお子さんもそこで学びをしてもらうことについては全然問題がない話やと考えております。

○委員長（芦高 清友） 小西委員。

○委員（小西 高吉） ちょっと危惧するところは、学校行かなくても授業を受けれるとなるとっていうのをどうしてもやっぱり危惧するんです。不登校になってしまう可能性も出てくるところもあるんで。ただ線引きは難しいと思うんで、これはもう、ちょっと熱あるんですとか、せきが出るんですって言われてしまうとなんねんけども、そこら辺のなかなか対応としては難しいかなと思うんですけど、実際にこのオンライン授業をされたっていうのは大きな成果だと思いますんで、その点またいろいろご検討いただけたらというように思います。

以上です。

○委員長（芦高 清友） 中井委員。

○委員（中井 政友） 2回目言い忘れてまして。学校由来で感染症が広がってる、子供たちが無症状のまま家に帰って家庭で広げてるというケースも多いということで、文科省でも教職員のワクチン接種を前倒しするようというような通知を出してるというのものもあるんですけど、香芝市のほうでは今まだそこまではされてないように思うんですが、もしお考えがあったらお願いします。

○委員長（芦高 清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 今現在、一般の方々に対する接種を当初8か月、それから7か月、現在では6か月というふうに前倒しとなってきてます。その6か月に前倒しになった当初の国からの通知におきましては、高齢者の接種について予約に余裕がある場合においては前倒しをしていいよというような形で通知がございました。その中で、まずは今週月曜日、2月7日の日から新たに枠を設けまして、保育士さん、それから幼稚園の先生方、こども園の先生方をまずは優先的に枠を設けまして、先行して今現在接種をさせていただいてる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（芦高 清友） 中井委員。

○委員（中井 政友） ありがとうございます。状況を見て、そういうふうに空きを見て、優先していただいているということですね。また、ワクチンの量にもよりますが、教職員のほうにも、せやったら優先していただけたらと思います。

以上です。

○委員長（芦高 清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 1件確認でお聞かせいただきたいんですが、今小学校休業等の対応助成金、これは本来国から支給、給付されるものなんですが、これが奈良県の場合、まん延防止等

重点措置地域として定めていないので、だからそれ以外の地域ということで、これは県の資料でも出てますけど格差がかなり出てるということでありますよね。当然に先日、天理市長さんもその点についての要望もなされていたし、市長会からは中身見てないんで分からないんですけど。だけど、これをこのまま県がやらないということでなっていた場合に、いわゆる何ていうんですか、この差額が出たままやっぱり推移していかなければならないということになるので、これを香芝市においていわゆる地域創生の特別交付金、これの活用ということも時期的には別にしまして、今すぐというのはちょっと無理だと思うんで、それについての考えというのはいかがですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 市長会のほうの要望には入ってないんですけども、先日の市長会において天理市長が天理市議会とともにそういった要望を出すというふうな話で、その数日後に新聞報道にあったように県のほうに提出された状態です。香芝市においては、まだその段階、検討段階には入ってないのが現状でございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 検討段階に入っておられないというのはもうよく知ってるんですけど、前回の18歳以下の所得制限撤廃についても、あれも全然検討されてなかったじゃないですか、ねえ。県に行って県に書換えしてもらったっていうの、こちらから提案してやっていただいたもんでしょう、ねえ。だから、正確な答弁をお願いしたいと。ねえ、やってもないのにいかにもやってたように言われるのはちょっとおかしいんじゃないか。前々から議会でそういった話も多く出てるので、そこはご注意くださいと思います。

いや、今聞いているのが、今聞いているのが、聞いてますか。今聞いているのが、だからそういう国がまん延防止措置を取ってないのでその差額が出てますと。市長会からも要望があるかどうか分からないけれども天理市長はやられてたと。それは要望活動だから、最終的に県がやるかやらないか、その措置を行うか行わないか、県がやってくれたら一番いいわけですけども、もしそれをやらなかった場合、やっぱり子供の多い町香芝市っていうことはお母さんたち、パートさんもかなり多くいられたりとかされてますんで、そのあたりの補填っていうことに関しては臨時創生交付金で活用ができると思うんですけど、だけどその財源の枠も限りがあるので、制限がありますので。だから、その考え方について、もし県がやらないということになった場合に、ねえ、どのようなそれを検討していくのか、していかない、もう全くやらないというのか、それはいかがなんですか。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） まず、その960万円の所得の制限に関しては当然検討はしておりました。今のことに関しては検討はしていなかったです。これは事実としてちゃんとお話をさせていただきます。今ご指摘ありましたので、このことについても検討してまいります。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） いや、960万円以下はやらないって決めてたんでしょ、だから。検討されてたけどやらないと決定されてたじゃないですか。というのが、ちょっと待ってよ、今しゃべってるんですから。1月21日に、県に対してその臨時創生交付金のいわゆる今年度分と来年度分の繰越しですか、この分の明記をして県を通じて国のほうに提出するという期限が1月21日だったんでしょ。その中で臨時創生交付金の実施計画書ですか、この中にはそれは明記されてなかった。確認をさせていただいたら、もうやらないと決まってるということだったんでしょ、ねえ。だから、検討してたけどもやらないと決めたっていうのが正確な答弁であって、そこは誤解のないようお願いをしたい。その後、いろいろまたもう一度書換えが可能であるということからそれをやろうということで市長が決定されたと、こういうことですよ。そういうことですよ。これは事実ですよ。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 事実を申しますと、だから検討してないか検討してないかでいうと、まず検討した結果960万円以上に対してはそのときには出せないということを決定しました。ただ、周りの市町村とさまざまな流れもありますので、来年度においてできるようにある程度予算を残すような方向性を考えておりました。だから、来年度予算においてもできるようにほかのことをカットしたりしながらできる体制を取っていたということが事実でございます。1月31日に議長とご相談をさせていただいて、できるならどうだっていうふうなこともご相談させていただいて、その中で決定していったことが事実でございます。だから、そこに関しては検討をしていたというのは事実でございます。ただ、今回のこの1万円上乘せということに対してはまだ検討してなかった、これを事実としてお話をさせていただいており、今ご提案いただいたので、県がやらなかった場合どうしていくのかということについてはしっかりと考えていきます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） だから、じゃあ検討されるということですね。

○委員長（芦高清友） 福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 今ご提案いただいたので、しっかりと考えさせていただきます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 財源の額も限りがあるので、それはもう無謀なことはもちろん何でもかんでもっていうことはいかないと思いますが、満額でなくても何か国の交付金が使えるのであればね。そら単費でっていったら非常にきつい。ほかのものも削っていかないといけないのでできないと思いますが、その点はまたよろしく願いをしておきたいと思います。

それとあと、先ほど筒井委員からも出てたけど、学校現場じゃなくていわゆる今度は教育委員会の現場なんですけど、この事務がいわゆる若干増えたということもありまして、また感染者が増大を今してるというその影響を受けて、学校教育課ですか、いわゆる保健給食課、こちらが毎日のほど夜 11 時、12 時ということで、僕も夜電気を見に来たら本当に遅くまで電気がついてるという状況の中で、非常に逼迫して事務が停滞してる状況ではないかなということを感じてたわけですが、そのあたりの体制、教育委員会、能力の高い方が多いので、こなしおられるかとは思いますが、過度な負担等をね、こけられてから後でということになったら駄目なので、そのあたりの注意を人事課のほうでも行っておられるとは思いますが、そのあたりの今現状の考え方を教えてください。

○委員長（芦高清友） 福森企画部長。

○企画部長（福森るり） 失礼いたします。今ご指摘ございましたように保健給食課、もちろん学校教育課も含めて大変事務が逼迫しているという、これは実態として、45 時間を超える私ども超過勤務については実態も把握しておりますし、申請もございますので、私どもとしてはまずは危惧しているというところでございます。

ただ、今の体制に私どもから何らかの手だてを立てようと思えば、この今の業務をどれぐらいシェアできるかっていうその選別を担当課のほうにお願いしてるわけですが、なかなか新規に配置した者にそういったものを任せられる仕事が少ないということで、今のところ直接的な手だては打っていないという、そういった状況でございます。基本的には、長期化するような負担増に対しては人事的な対応はさせていただくというのが私どもの基本的な考えでございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 特にこういった一時的、季節的要因といいますか、こういったもので急激に変化をしている状況は事実でありますので、そのあたり人事課のほうにも配慮した適切な措置をお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、3点目の今後のワクチン接種のスケジュール等についてでございます。

理事者から報告を求めます。

滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） それではよろしく申し上げます。

3点目の今後のワクチン接種のスケジュール等について、まずは右肩の案件3、参考資料をご覧ください。

まず、表全体の網かけ部分につきましては、現時点で実施済みの部分につきまして網かけで示してございます。

次に、上段真ん中部分に2回目接種済時期と書かれた欄には、主に半月単位で集計するための期間を記載してございます。この期間に2回目の接種を完了された人数を表の左端に対象者人数として記載をしてございます。

次に、表の上段左側に3回目接種可能時期と書かれた縦列には、現在は6か月で接種可能となっておりますので、接種後6か月を迎え、接種可能となる時期を記載してございます。

次に、上段右側の2回目接種から5か月半後に発送と記載しております縦列の中で、発送と書かれた欄の日付を基本といたしまして接種券を送付しておる状況でございます。今後におきましても記載の日付を基本として接種券を発送していく予定でございます。

また、発送の右側の欄には目安となる予約開始時期を記載してございます。予約の開始時期につきましては、接種可能の日から1週間前から予約が可能ということになってございます。

次に、65歳未満の一般の方の当初接種、1回目、2回目の接種完了日を昨年11月7日で一旦の区切りとして終了させていただいておりますことから、この表にはスケジュールといたしましては11月末までとして整理をさせていただいてございます。

次に、5歳から11歳の小児接種につきましては、今後の予定を記載してございます。

また、現時点での予約状況や接種率などにつきましても記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） ありがとうございます。

2回目接種6か月経過から1週間前に予約開始日、2回目接種から5か月半にそれが発送されるということだと思います。

今の報告に対しまして、質問等をお受けします。ございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 細かいことを聞くんですけど、前はタクシー券を配布されましたよね。あれ、今回はそういうのはないということなんですけど、タクシー券をするとしないでやっぱりどの辺の効果があつたのか、もし3回目接種を本当にしていただこうと思ったらそういうことも考えないといけないと思いますので、お願いします。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） タクシー券のワクチン接種にもご利用いただけま
すっていった形で65歳以上の方に配布させていただきましたけれども、当初は12月末、昨年度
末までの期間だったのが、利用率が低いということで、この年度末までは延ばしております。
ただ、現在執行率については20%となっておりますので、そもそも想定が低い中で結果20%で
すんで、実質的にそれによってワクチン接種が促進されてるっていうような、利用いただいた方
はそれでよかったとは思いますが、まだまだ眠ってるような状態です。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 分かりました。ありがとうございます。

あと、ワクチンの予約をされた方の感想を聞いて、もうちょっと何とか、工夫だけなんです
けど、電話で予約しようとしてたんですけど、いつまで出てくれるかなという、なかなか出ら
れなかったみたいなんですけど、30分待たらしいんですよ。その辺、どの程度待たらい
いのか、もうそれやったら一回かけ直して何分後かとか、そういうちょっと丁寧なことが欲し
いなっていうことをおっしゃってましたんで、その辺ちょっとした工夫なんですけどしてい
ただけたらというふうに思いますがどうでしょうか。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 申し訳ございません。メッセージが流れるようにというふうに我々
は考えておったんですけども、その辺は再度確認をさせていただきますでしょうか。よろし
くお願いします。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 1件確認なんですけども、5歳から11歳にかけてのこのワクチン接種
なんですけど、これ考え方はいろいろあるわけなんですけども、多くの意見が錯綜している今現状
ですよ。まだ幼い子供たちにワクチンを適用するのかとか、検証結果がまだ出てませんので、
確証したものであるとは言い切れないわけです。これについていわゆる多くの事例も、海外の
なんかも出てるっていう事実もありますから、そういった情報提供というのは非常に重要なも

のになります。国のほうでも国会の答弁の中でも、これは子供たちには慎重に、またちょっと態度が変わってきてるんで、そのあたりどうなんですか。どのような考え方をなされてるんですか。最終的判断は個人になるわけですが、保護者ですよね、実質は。保護者になるわけですが、だからそれなりの情報提供ということで、情報の非対称性っちゃうのは著しくここはあると思いますので、そのあたりをどのように考えておられるかということをまず見解をお聞かせください。

○委員長（芦高清友） 滝村部長。

○健康部長（滝村 豊） 今議長ご指摘のとおりその見解、5歳から11歳についてはなかなか出てきてないと。ただ、副反応等につきましてはアメリカの接種結果を参考に公表はされてる状況ではございますが、今後ワクチン接種の受診券を発行していくときには、厚労省なり県なりの作られた参考となるような副反応、それからワクチンの有効性、その辺も十分に同封した中で、保護者の方々が適正に判断ができるようにその辺の情報は個別には送っていききたいなあというように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） では、券を発行されるときにそのような資料も添付されるという解釈でよろしいですね。

それともう一点、やっぱり最終的に子供にこれを打っていくということになれば、これは先ほども言ったけども保護者の決断になってくると思うんです。だから、そのあたりはやっぱり慎重に、考慮いただくということを付け加えた文言なんかも入れまして、やっぱりそこを注意喚起していかないといけないかなと思います。それでも打つんだという方、それはもう保護者の責任でやられるわけですから、そのあたりを徹底してお願いをしておきたいなと思いますのでお願いします。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○委員長（芦高清友） 休憩を解いて再開いたします。

最後に、その他についてでございます。

何かございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） このコロナに関わって経済的に困窮されてる家庭とかがたくさんありまして、国のほうのその手当という状況の中で住民税非課税世帯に対しての臨時特別給付金10万円、それから子育て世帯に対する臨時特別給付金、子供1人当たり10万円というところから出ております。年末に可能な限り現金で全額給付というような形で本市においても対応はしていただいたわけですが、それで全ての家庭に対してそれらが対応できたわけではないかというふうに考えております。また、タイミング的にその子育て、今2つ言いましたが、子育て世帯への臨時特別給付金のほうにつきましては、従前より受けている児童手当の枠組みを利用した形での給付であったというふうに聞いております。それがために、その基準日となる9月1日なのか9月30日かというようなところ辺のややこしいところ辺でたまたま離婚してしまったというような状況の家庭におきましては、うまく給付がいかなかったというような通知が重複したり、あるいは逆に行かなかったりというようなことがあったことも聞いております。

その辺も含めまして、やっぱり非常に大きな額でありますし、また実際に困窮されておられる方々に対しての給付金でありますので、子育て世帯に対する臨時特別給付金、それから住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金がスムーズに給付されているのかどうかというところ辺の現状を簡単に結構ですのでご報告をお願いしたいと思います。

○委員長（芦高清友） 平山福祉部長。

○福祉部長（平山訓徳） 子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、委員おっしゃっていただきましたように、児童手当の市からの支給世帯につきましては昨年12月27日に積極支給ということで給付させていただいたところがございます。その後、公務員の方、また高校生をお持ちの方につきましては、1月19日に案内を送付すると同時に申請を受け付けさせていただいて、現在も受け付けさせていただいているような状況でございます。また、併せて所得税の非課税世帯についても現在受け付けさせていただいておるところでございます。これらの給付金につきましては、対象となる方に確実に支給となりますよう改めてまた徹底して事務のほうを見詰め直して、取扱いさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

離婚世帯につきましては、今週、国からある程度まとまった通知も来ましたので、これに基づきましてまた要綱等改正して早めに支給できるようにまた取扱いさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 今の要するに新たな指針が出たという方向性、やり方というので多分出たと思うんです。その辺の情報提供、またよろしく願いします。また、もう答弁は結構ですが、とにかくスムーズに支給できるようにしっかりお願いしたいなというふうに思います。

ので、よろしく願いいたします。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） その他のところで、またコロナが拡大したことで市内の経済状況もますますまた落ち込んでいくと思いますけど、またクーポン等を臨時創生交付金でお考えされてるのかどうか、お願いします。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） これまで臨時交付金を活用して実施していたものでございますので、交付金の対応としましては今のところクーポンの実施のほうは対象にはなっていないということでございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） わかりました。経済循環というか在庫が何か思ってたよりも増えてくるってことがあると思うんで、それじゃあどんな取組をしたらいいか、また事業者の方とかそういう会の方とお話しされて、何かちょっとした取組、1割でも回ると運転資金があるんだけどっていうな声も聞きますんで、ちょっと工夫していただけたらというふうに思います。

それから、公民館とかいろんな施設を借りる場合、また倍の施設を借りてくださいというふうになってますんで、その利用者負担が倍になるわけなんです。結局、その負担分が利用者にかかってくるってということなんで、やっぱ市民負担軽減というふうに考えるとそれは逆行になってしまうんですけど、そういうことの、今までどおりが取れるような、負担を軽減するというようなことは検討できないでしょうか。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 文化センターの利用に関しましては、会議室については特に利用される方の感染対策としてお願いしているものでありまして、部屋を多く取っていただきたいというふうな発信はしておりませんので、もしそういった話が利用者の方から声が聞こえてくるようであれば、いろいろな状況の把握をしながら検討を進めていきたいと考えております。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） じゃあ、現状としたら今お願いということで、利用者の方が自分たちのために増やしてるってというような形ですか。特にこうなさいというようなあれではないんですね。分かりました。

○委員長（芦高清友） 津崎局長。

○地域振興局長（商工振興課長事務取扱）（津崎弘美） 利用者の人数制限といたしましては、

市民ホールに関しましては声を出すような、内容に応じて2分の1というふうな人数制限をさせていただいておりますけれども、利用料に関しましての制限というのは特にしておりませんので、利用される方がどういった形で感染対策できるかっていうのを検討いただいた上で利用していただいているというのが現状でございます。

○委員長（芦高清图友） 中井委員。

○委員（中井政友） 長く続けるつもりはないんですけど、自主的に自分たちが倍支払わなアカンっていうようなことがあっちこっちの施設で起こっていくと思いますんで、また検討していただけたらと。意見だけ言っときます。

以上です。

○委員長（芦高清图友） ほか、ございませんか。ほかにないようですので、これで。

川田議長。

○議長（川田 裕） 最後に一つだけお願いを申し上げておきたいと思います。今感染が増えまして、各事務が増大して非常に職員さんも大変だと思います。健康にぜひ留意いただきますようお願いを申し上げておきます。

それともう一点、今回のやっぱりコロナのこの委員会をこの時期に開催されるかどうかということは、委員長からも聞いておりましたが非常に悩んでおられました。事実上、ただ事務執行上の意思決定がやっぱり非常に遅れてる部分もあると議会のほうでは判断したということで委員長も開催を今回決められたわけですが、1点申し上げておきたいのが、対策本部もやっぱりやっておられる中で、対策本部の中での会議の状況であるとか、誰がどのような発言をしたとか、そのような確認はさせていただきました。やっぱりもうちょっと現状に即してやらなければいけないこととかが多々ありますので、やっぱり何のために対策本部を設けてそこで意思決定をしてるのかということをもう一回原点に戻っていただいて、そしてやはり市長がリーダーシップを持ってそこでやっていただくと。部下の報告を聞く場ではありませんので。そのあたりを切にお願いを申し上げておきたい。

最後にもう一点。今委員会とかも開催通知が来てまして、各行政委員会とかそういったものも含めまして来ている中で、開催を自ら中止されてるところもあれば考えておられなかったところもあると。何点か注意を申し上げたところそれはもう我々が関与するところではありませんので、行政のほうでの決定でしょうが、延期とかそういった通知もいただいています。今特に感染者が多い時期なので、重要でかつ急がなければならない意思決定以外のものは、ちょっと延期等を考慮いただいてやっていただきますようお願いを申し上げます。これはもう意見としておきます。

以上。

○委員長（芦高清友） それでは、ほかにはないので、これで打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の審査の概要について、後日、本会議におきまして委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 本日は長時間にわたりましてご審議を賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様からいただきましたご意見に対しまして真摯に受け止め、より一層市民の皆様の安全・安心の向上に努めてまいります。今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○委員長（芦高清友） 本日はこれもちまして本委員会を閉じます。皆様、大変にお疲れさまでございました。

散会いたします。

閉議 午後0時04分

香芝市新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和5年1月17日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの対応等について
 2. 議会からの提言等により実施した施策等について
 3. 香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の消滅について
 4. その他

開会 午前10時01分

○委員長（芦高清图友） 傍聴にお越しの皆様申し上げます。ライブ、録画中継の映像に傍聴席も映り込むこととなります。個人情報保護の観点から、そのことにご了承いただけない場合は、委員会での審査の様子を応接室のモニターでもご覧いただけますので、そちらへの移動をお願いいたします。

皆さん、おはようございます。

大変にお忙しい中、本日、委員の皆様、理事者の皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

改めまして、新年の第1回目の特別委員会ということで、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

令和3年4月より第1回の特別委員会から、本日第6回の特別委員会の開催となりました。新型コロナウイルスの感染症法の位置づけを見直す時期として、年度替わりとなる4月についても念頭に置きながら議論していきたいというような考え方を厚生労働大臣のほうも発言もあります。そういうことも踏まえまして、今回第6回の委員会を開催させていただきました。第1回から第6回目、長きにわたりご審議いただいておりますが、本日も慎重に審査いただきますようお願い申し上げます。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、早朝より新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

この15日で国内初確認から丸3年となりましたが、まだ終息が見えない状況でございます。重症化率や致死率は低下してるとの情報もありますが、まだしばらく闘いが続いていくものと

考えられております。

本日、皆様方にはこれまでの感染症対策に関して調査をいただくわけですが、よろしくお願ひ申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○委員長（芦高清友） それでは、出席委員が定足数に達していますので、ただいまから第6回香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様にお願ひ申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにしてください。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議につきましては、議会事務局職員による写真撮影の許可をしておりますので、ご了承をお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくお願ひいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭にお願ひいたします。

清川委員より欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ご異議ないようですので、上田井委員、中井委員にお願ひいたします。

それでは、本日の案件に入りたいと思います。

本日の案件については、お手元に配付しているとおり、1点目として新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの対応等について、2点目として議会からの提言等により実施した施策等について、3点目として香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の消滅について、4点目としてその他についてご審議をいただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） すいません、異議ではなく確認の質問です。

委員長に質問させていただきますが、案件3の当委員会の消滅についてということは、読んで字のごとくタイトルどおり、本日をもってこの特別委員会が閉じられることを提案される、その審議ということになるということでしょうか。

○委員長（芦高清友） 案件に書いてあるとおり、そのような予定をしております。

ほか、ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんので、そのように決めます。

それでは、1点目の新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの対応等についてでございます。

理事者から報告を求めますが、2点目の議会からの提言等により実施した施策等についてにつきましても、この資料の中身につきまして混同している部分がありますので、一括した説明をよろしくお願いいたします。

奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告させていただきます。

まず、本日の第6回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の案件に関しまして資料を調製し、昨日配信したところでございますので、その資料目次に基づき簡潔に報告させていただきます。

まず、1、2ページにつきましては、令和2年1月15日に初めて国内で新型コロナウイルス感染症が確認され、同月29日、本市におきまして第1回の対策会議が開かれ、その後の会議状況についてお示ししているところでございます。

次に、3、4ページは、奈良県及び市内、また学童等の感染者数の推移でございます。なお、グラフに示してあります中で、令和4年9月下旬から感染者の全数把握がなくなりましたので、市内感染者については以降ゼロと表示しております。

5ページ目は、令和3年2月から開始いたしましたワクチン接種に係る状況でございます。

6、7ページは、感染者や濃厚接触者に対する市からの支援状況、また総合窓口等におきます主な相談内容を示しているところでございます。

8、9ページは、感染症対策としてこれまで香芝市が行ってきました公共施設の利用制限や、また学校活動における対応についてお示ししているものでございます。

10ページは、ワクチン接種業務による職員の過重労働の解消のために組織いたしました推進チームの編成及び時間外勤務時間推移を示しております。

11ページ、12ページは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において取り組んだ事業の分野別実績を示しておるところでございます。

簡単でございますが、以上です。

○委員長（芦高清友） ご報告ありがとうございます。

委員からの質問等でございますが、1点目の新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの対応等について、2点目の議会からの提言等により実施した施策等についての案件は、先ほど説明のありました資料のとおり一括して載っているものもございまして、質問も案件1、案

件2を一括して受けたいと思います。

それでは、ただいまの報告に対しまして質問等をお受けしたいと思います。

中井委員。

○委員（中井政友） 最初は報告書の5ページのところで、ワクチンの接種状況がだんだんと減ってきてるっていうふうにあるんですけど、やっぱりワクチンを打ったほうが感染対策になると、重症化率も低いという、そういうふうなことを香芝市としてもいろいろ広報等でされるというふうに思うんですけど、香芝市の特徴について保健所の今の体制とか対応、なかなか保健所から情報が来ませんよというふうなこともあったんですけど、こういったことはやっぱり情報交換、保健所と引き続きされてるのかどうか、お願いいたします。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 細かく言います。接種状況がだんだんと下がってきてるんですけど、この辺の対応は今どういうふうな状況でしょうか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 現在、オミクロン株対応ということで接種を進めております。オミクロン株対応につきましては、初回接種を完了した方が接種できるというものですけれども、副反応もきついということもありまして、今感染者も増えている状況の中、接種される方はご自身の判断で減ってきているのは現状としてはございます。ただ、できるだけ接種をしていただいて、重症化を防ぐという意味で、接種勧奨のほうは続けております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。そうした中、やっぱりちゃんと対策を取って、ワクチンを接種したほうが感染予防になりますよというようなことをまた周知されれば、そういうワクチンを打ってみようかなという方も出てくると思います。

この資料の中を見ると香芝市の特徴等があると思うんですけど、今香芝市の特徴についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（芦高清友） 何の特徴か教えていただければと。

○委員（中井政友） 感染症の特徴です。感染されている人が、他行政との比較をしたり、ワクチンを打ってる人と打ってない人の比較をすれば、香芝市では打ってる人が少ない、あるいは多いから今の感染症が少ない、あるいは多いっていうのが出てくると思うんですけど、そういう特徴把握っていうのはこちらとしてはしないのか、保健所待ちなのか、お願いします。

○委員長（芦高清友） 岡本課長。

○危機管理課長（岡本徳志） 失礼いたします。特徴なんですけども、まず年代別の割合で言

いますと、4年度におきましては、本市のほうは一番割合が高いのが10代となっており、次いで40代、次いで10歳未満となつてございます。奈良県全体としましても、年代別で一番順位が高いのが10代、次いで40代、10歳未満と同じような状況ではございます。

それと、これは数字上の上でのご説明となりますが、先ほども申し上げましたように、感染率の割合といたしまして10歳未満から50代までの割合が上位6番目まで占めてるような状況で、それに反映いたしまして、接種率の順位を一応出しておるんですけども、それが10歳から50代までが下位の6番から10番までを占めてるような状況で、やはり接種率が高い高齢者のほうが感染率の割合は下がってきてるような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（芦高友） 中井委員。

○委員（中井政友） ありがとうございます。そういうことが分かれば、また受けていかれることも多いかなというふうに思いますけど、今病床のほうで6割にも使用率が達してるということで、施設のほうでももうクラスターが常態化しているというふうに聞いてるんですけど、施設へのいろんな支援っていうのはどういうふうにされているのか。あるかないとか、あれば。

○委員長（芦高友） 民間の施設ということですか。ちょっと具体的に。

○委員（中井政友） 例えば、施設っていいましたら高齢者の特養とか老健とかそういう施設ですけど、もう面会謝絶がずっと続いてて、それでもクラスターが時々起こってるのは職員の家族から感染されてるんじゃないかというのはあるんですけど、やっぱり困っておられる声を聞いておられたら、どういった支援が必要かなということを考えねばならないというふうに思うんですけど、そういう声があるのかなのか、お願いします。

○委員長（芦高友） 香芝市のほうから民間施設等に支援や状況の確認をしているのかという質問だったかと思いますが。

岡本課長。

○危機管理課長（岡本徳志） 様々な状況があると考えられますが、今までの実情から申し上げますと、施設に入っておられる方が感染されて、その家族の方が危機管理課のほうに、どういった流れってなるようなお電話もいただく場合もあるんですけども、その場合は私どもと介護認定とかケアマネジャーさんとかと連携する場合がありますんで。実質的にはそういった連携を取ってる場合は数は少ないんですけども、そういった状況があるのは実情でございます。

以上でございます。

○委員長（芦高友） 中井委員。

○委員（中井政友） 次、6ページのほうに自宅療養者の待機者への支援件数っていうのがあ

るんですけど、現在も自宅療養されている方がどれぐらいおられるか、そういうのは状況として把握できてない、把握数、方法が変わったからでしょうか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 冒頭の説明でもさせていただいたとおりに、全数把握というのをそもそももうやっておられませんので、支援活動については継続しておりますけれども、実数として香芝市で感染者数がどれぐらいいてるのかっていったようなことは分かりかねる状況でございます。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 分かりました。把握数、方法が変わったということですけど、あとこの支援物資の推移がされてるんですけど、声として、一部かもしれないんですけど症状に合った支援物品が欲しかったという声を聞いてますので、ちょっと届けたいなと思ひまして。来たのが何かミートスパゲッティのルーみたいなやつが来たのでちょっと食べれなかったというのがありまして、やっぱり症状に合わせたおかゆ等のものを、何でも症状に合わせた物品が欲しかったというような声がありましたので、ちょっと言わせていただきます。

それから、この資料の中には地域経済の影響っていうのがあまり、最後のほうで地域創生の実績というのがあるんですけど、地域経済の影響っていうのは特に分からないんですけど、クーポン券けぶったり、タクシー券とか、商工のほうでいろんな工夫をされていましたが、何が必要とされているのかっていうような声をもし聞いておられたら、その辺困っておられるところもあるかもしれませんが、どういうふうな努力をされてきたのか、お願いいたします。

○委員長（芦高清友） 岡本局長。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱）（岡本博文） 失礼します。アンケート等を通して、今おっしゃったことにずばりではない場合はあるにせよ、アンケート等を実施しまして、意向調査させていただくというようなことはさせていただいております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 中井委員。

○委員（中井政友） 引き続いてしていただいたらと思います。地域の香芝市ってなかなか切り取ってそこだけ把握するというのは統計上難しいところはあると思うんですけど、市内の販売実績数とか、製造の額とか、見れば今どういう状態にあるのかが分かると思いますので、引き続きお願いします。一旦ここで終わります。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） これまでの対応等についてということで話はさせていただいております

て、かつ現在もこの資料に基づいて報告という形でされているわけではありますが、もちろんこれに目を通していただきまして感じるところは、いうたらここまでの取組についてという話なんです。大事なところは、今第8波というのが非常に大きく感染者数を伸ばしているという状況ではありながら、重症化率や致死率の低下から弱毒化しているのではないかという中で、この感染者数が増えている中でも政府のほうとしては2類から5類へ落とすということが検討されてる。もちろん今すぐということではないということは重々承知しておりますが。つまり、第7波までの対応と今、今日ここに現時点で特別委員会が開かれ、これから第8波がさらにという状況でありながらも、第7波までと第8波以降について対応が変わってくるという話になるのかどうか、そこのところが一番問題かなというふうに思うわけであります。少し概論的にはなるかもしれませんが。できれば細かい、詳しいところも、具体的なところも話をさせていただければありがたいと思いますが、理事者のほうとしまして、本市としまして、第7波までの対応と今後第8波以降の対応がどのように変化していくのかというようなところを市のほうとしてはどのように考えているかというなことを話ししていただけたらありがたいかと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（芦高清友） 岡本課長。

○危機管理課長（岡本徳志） 失礼いたします。今ございましたように、第7波までと今後8波の状況ではございますが、まず国の動向を注視しながら、それに基づいて判断していく部分が出てくるであろうとは推測される部分ではあります。まずワクチン接種の公費の部分であったり、療養者の支援の分であったり、それについては大きな変更が、今委員おっしゃっていただきましたように類型の変更があるようなことになれば、それに対応して国の動向を見ながら判断していく部分が出ていく部分であるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 課長が答弁してくださったことについては重々理解できるわけですが、言わば国の動向に当然本市も合わせてということですよ、その辺は。そうすると、これから対応がまたそれぞれに合わせて変化していくということであるならば、それについては調査は定期的に受けていかなあかのちやうかなというふうに考えるわけであります。すみません、それについては、そういう私の今考えを述べさせていただいたというレベルですいません。

私が気になるのは学校関係の対応です。資料においては9ページにこれまでの対応について書いてくれてありますが、これについても質問の視点は先ほどの話と一緒に、要は、徐々に日常を取り戻しつつあるというのが今の社会の現状であるかなというふうには考えますが、今後

全く従前どおりというふうにしてほしいと言うつもりはありません。例えば、今回このコロナをきっかけに、例えば来賓の出席をもうぐっと減らすと、その分、式典を縮小するということについては、私は現場、子供たちにとっては大歓迎であったのかなというふうには思うわけではありますが、そういう部分はあるにしろ、そういう若干のマイナーチェンジ的なものはあるとしても、今後学校教育がどうなっていくのかと、この4年度までとそれから5年度以降、学校行事、あるいはその教育内容等について、運動会、体育大会、修学旅行、校外学習等、もちろん学校内における指導体制、給食時間の会話云々も含めて、そういうなんが今後どのように、これまでとどう変化していく、どう対応が変わっていくのかということら辺をお願いしたいと思います。

○委員長（芦高清图友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 学校関係のほうの対応を今後どうしていくのかということですが、コロナ、当初は、やはり発生した1期はかなり厳しい制限を加えてた状況でございました。ただ、令和4年度、今年度に入りまして学校行事等も、やはりコロナの状況も対応策もかなり見えてきた部分がありますので、そういった部分を見ながら、やはり学校行事も徐々に戻していくという方向で今年度進めてきております。ただ、今後につきましても、そういった状況の中で以前のように徐々に戻していきたいとは考えておりますが、今委員おっしゃっていただいたように、コロナ前とコロナ後、いろいろ学校行事を見直した中で、本当に戻していくべきものと、今回こういうことでここは改善が必要と分かった部分もあったらそこはやはり改善しながら、今後そういった形で、戻す部分と変更を加える部分とを検討しながら進めていきたいと考えております。

○委員長（芦高清图友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） すんません、具体的にどれぐらい戻っていくかということは今はっきり言えないけれども、戻していこうとしていくということで考えてるというふうに言うてくれるというふうに捉えさせてもらうということですのでよろしいですね。もちろん子供たちにとって何が一番重要かというところが一番、それはもうその視点のみだと思しますので、ぜひとも日常を取り戻すという意味では学校現場というのは重要なところだと思いますので、よろしくお願いします。

ほれから、11 ページ、12 ページに地方創生臨時交付金の実績、一部令和4年度はまだこれからのものも少しだけ、ほんの少しだけ、一応基本的に令和3年度と令和4年度の実績として載せられてるんですけど、それぞれこれは区分があって、事業者支援とか、子育て教育支援とか、感染拡大、行政事務医療体制、そういうな話ですね。それぞれ一つ一つ細かい具体的に項目を見ていけば、うん、これはコロナ対策なのかなあと思うようなものもあるかもしれないけ

ども、いやいや、これはコロナ対策、感染対策なんですよと言われれば、ああそうですかと、納得いくようなもん、大体そうなんです、例えば令和3年度のほうで、11 ページ、区分は感染拡大防止の3つある、例えば議会のライブ配信とか。コロナについては、うん、とか思ってしまうけども、いや、いやいやいや、これはやっぱりたくさん人が集まったりしたら感染拡大につながってしまってあかんでライブ配信をするということは。もともと議会改革でそれは言われておったけれども、タイミング的にちょうどよかったんちゃうかというふうな思いは持つわけではありますが、1 ページめくりまして、同じく感染拡大防止の上から3番目のこの議会タブレット導入事業っていうのは、これはここに入ってくる、上げられてくもんで適切なんですか。

○委員長（芦高 清友） 千葉課長。

○議会総務課長（千葉 常雅） 失礼いたします。地方創生臨時交付金を活用した議会タブレット導入の目的、感染拡大防止という目的の部分でございますけども、タブレットを使いましてペーパーレスを進めるということで、ペーパーレスによって接触機会の低減を図っていくという趣旨でここで事業として上げさせていただいております。

○委員長（芦高 清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） ちょっとよく分からないんですね。ペーパーレスっていうことはつまり、今日でも資料を事前に配信されてましたよね。私は古い人間ですから、パソコン、タブレットも使いますが、ここへ、現場に来たら紙の資料はあったわけですよね。これに触って私も触るから感染っていう、それを防止するためには配信するのがよいという話ですか。今のペーパーレスが感染防止に役立つっていうことの答弁は、そういうふうに理解したらいいですか。

○委員長（芦高 清友） 千葉課長。

○議会総務課長（千葉 常雅） 失礼いたします。先ほど目的としてペーパーレスということで、ペーパーレスによる接触機会の低減というところでご説明させていただきましたけども、これまで紙で資料のほうを配付、従来しております。それをペーパーレスに向けてタブレットを導入というところなんですけども、タブレットの操作の習熟というところもございますし、実際タブレットで資料として配れるもの、実際紙で見たほうが、例えば大きい、図面関係でありましたらなかなか難しいというところもあります。先ほど申したとおり、まずは習熟のほうが、皆さんが使えるように、有効に使えるようになった段階でペーパーレスの実施っていうのを、習熟した段階での完全移行というところで考えておりますので、今現在はまだ紙の資料も配ってる状態でございます。

○委員長（芦高 清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） いや、ですから、紙の資料は私は欲しいと思います。当面というのはこの半年とかというレベルじゃなくて、やっぱり当面、しばらく、まだ数年は紙の資料っていうのは出ていくのかなあというふうに思うんですけど。ですから、そういう状況の中で、これが地方創生臨時交付金で使われていったん、これは適切で大丈夫なんですかねえっていう話と、それから習熟の話で言うと、アップルのiPadが非常に、好きで慣れてる人はいいかもしれないですけど、若干使いにくい、なかなか習熟に時間がかかる、それは努力の問題やと言われてたらもうそれまでですけど、何であれは。例えば、私は議会でアップルのiPadになったっていう話もしてませんし、入札されたっていうことも聞いてませんので、何であれになったんですかね。今、その習熟度に時間がかかるという状況の中で。これ、コロナ対策でここに入らなくて大丈夫なんですか。大丈夫というのは、大丈夫だから入ってるんだと思うんですけど。これは大丈夫なんですか。

○委員長（芦高清友） 福森部長。

○企画部長（福森るり） 失礼いたします。私ども各課に、各所管にコロナ対策に必要な事業について照会をかけた上で、それぞれから実施計画が上がってまいります。その中で、このコロナ対策の趣旨に合うものかどうかというのはまず確認はさせていただいておりますし、これは県を通して国のほうにも届きますので、そういった中で何回か、この趣旨に合うものかどうかというような確認はなされているところがございます、その中でこれについては今一旦異議のあるような状況ではないということをごま申し上げたいと思います。

この臨時交付金については、地域の実情に合わせて必要な事業をきめ細やかに行えるようにとかなり自由度の高いものがございますので、そういった中で、あくまでも接触機会を減らすというような目的で導入されているものというふうに判断されておりますので、その意味では趣旨に合ったものというふうに判断いたしております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 筒井委員。

○委員（筒井 寛） 答弁は分かりました。それは当面そのように聞いときます。その答弁そのものの言葉の内容は分かりませんが、今後も様子見、これは見ていかなあかんのちゃうかなというふうにちょっと思いますので。実際に機材が、その納入業者が選ばれた経緯も含めてこの様子を見ていかなあかんのちゃうかなというふうに思いますので、それは心配やなあということでございます。

すいません、ページ戻りますが、ワクチン接種については、もうここに数字は出てますけれども、今後2類から5類に変更された場合、政府は変更してもワクチン接種については政府負担で、国負担でというようなことも今は言っているようではあります、これは国の施策に従

うしかないというふうに思いながらも、まだ第8波以降、先ほども言いましたが、さらにはその小児、いわゆる学齢期、あるいは学齢期以前の子供たちにもワクチン接種は継続され、それを推奨していくと、努力義務、今はもう努力義務とさえ言わない、推奨ですか、というような状況かと思いますが、それももう国の施策に従うしかない、香芝市独自でどのように判断するかとかというそういう面についてはあまりもう考えられないのでしょうか。

○委員長（芦高清友） 児玉所長。

○保健センター所長（児玉ひとみ） 現時点におきましては、国の動向を注視して対応してまいりたいと考えております。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず1点目なんですけれども、3ページに書いてあります香芝市の感染者数については、全数把握が行われてる9月25日までって。これ、県のほうで見られて、趣旨は何か聞いたところによりますと、保健所の業務量を減らすためと聞いたんですが、それはそのとおりですか。

○委員長（芦高清友） 岡本課長。

○危機管理課長（岡本徳志） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。そうしましたら、その業務量を減らした、実際に減ったのでしょうか。また、例えばよく聞きますのは、保健所に電話してもつながらないというのは多数聞いたんですけど、それが例えばつながるようになったとか、何かこちらでは分からないかも分かんないんですけど、保健所の動向はね、分かる範囲で教えていただきたいんですけど、実際に減らした分だけ何かやっぱり変わったのでしょうか。そのあたり何かございますか。

○委員長（芦高清友） 岡本課長。

○危機管理課長（岡本徳志） 特別数字に何か出るとかというものは認識してはございませんが、報道等ですね、その辺にしましてはやっぱり発生届の件数がかなり減ってるようなところでございますので、保健所の業務についてもかなり緩和されてると、そのようなことは聞いてございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。お医者さんのほうでもそういう義務がなくなったということで、かなり役には立ってるのかなというには思うんですけども。

あと、4ページに児童・生徒陽性者数について上げていただいています。まず、最初の始まり

が令和3年4月からなんですけど、それ以前はデータとかは取っておられなかったんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） すいません、正確に取りだしたのが令和3年4月で、それ以前については、その時点時点で取ってたんですが、PCR検査等のそちらのほうに追われて正確な数字が取れてなかった状況です。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、このグラフを見させてもらいますと、やっぱり6波とか7波とかで上がってきてるといふ部分があるんですけど、今、周期は取れてないんですけども、今の感じですね、第8波が来てますけど、全体的に奈良県の数だけ見てましても、やはり10代、20代のほうが数が多い。以前よりワクチン接種をしておられる60代以上の方はかなり減ってるっていうんですか、落ち着いてるといふような感じなんですけども、10代、20代が爆発的に出てるんですけど、今の学校の状況、6波と7波に比べて今の状況はどんな感じなんですか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 資料のほうの4ページ、こちらをご覧いただけたらと思いますが、6波、7波、8波、令和4年2月ですか、これが第6波と言われてた頃かなと思います。そして、令和4年8月、これが第7波と言われてた頃だと思いますので、やはりそういった奈良県全体とか、当時の香芝市の状況と同じような傾斜を示しておりました。今回、全体的には11月中旬ぐらいから第8波突入かなというようなことが言われてたかなと思うんですが、やはり今見させてもらうと、12月あたりになるとかなり件数が出てますんで、同じような状況で動いてるのかなと思います。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、インフルエンザに関しての生徒さんの動向といいますか、どんな感じですか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） 実際、昨年度はインフルエンザで学級閉鎖等の案件というのは出なかったんですが、昨年度、今年度といいますか、今年に入って少しインフルエンザの感染者数が増えてきているような状況でございます。そんなことで、学級閉鎖も出てきているような状況でございます。

○委員長（芦高清友） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、お願いなんですけれども、食事提供ですか、6ページに上げてもらってます待機者への支援件数、食事関係、お届けしてもらってると思うんですけど、今回コロナでこういうことを始めていただきましたけれども、第2類から第5類へ変わるによっても、インフルエンザ等でやっぱりうつってはいけない部分もあると思いますんで、今後コロナでもうびたっと止まったりしたら支援をやめるっていうんじゃないに、またいろんな形でやっていただけたらなという思いがありますので、そのあたりのご検討と、あと以前やっていただきました高齢者へのインフルエンザのワクチン接種の助成、補助、それをまた再度ご検討いただけたらなと思いますので、これはお願いです。回答結構です。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） おはようございます。よろしくお願いいたします。

確認させていただきたいんですけど、先ほども全数把握が9月25日で終わって、今現在、9月26日以降の香芝市の感染者数が具体的に分からなくなってるんですけど、その市内、香芝市での感染者数が分かってたときと、今分からない状況になって、何かそういう不具合というか、あるいは困っていることとか、そういうのは具体的にあるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 岡本課長。

○危機管理課長（岡本徳志） 失礼いたします。今委員おっしゃっていただきましたように、全数把握以後の件で困ってるっていうようなところは特にございませんが、ただ実情として香芝市の正確な感染者の数が把握できないというような状況であると、そういった状況でございます。

以上です。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 意味で言いますと、不安な部分はありますということでご理解いただきたいです。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 市内でどれだけ広がってるというのか、感染者数が出てるのかっていう不安、見えなくなってしまったという点だけで、ほかに業務というか支援体制が変わるとかそういうこともないということいいんですか。

○委員長（芦高清友） 奥山危機管理監。

○危機管理監兼生活安全部長（奥山善弘） 細かい話になりますけれども、生活支援物資の準備状況とかは、もう日によって読めないんで、急に多い日もございますので、そういった程度

です。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 取りあえず対応はできているということですね。把握、準備数も把握しにくくなったという。けども対応はできてるということで、理解させていただきました。

あと、学校現場のことについてお伺いしたいんですけど、今の現状をお知らせいただきたいんですけど、給食ですよね、今給食を食べるときにまだ黙食という形になってんのかなど。それに対しての以前と今現在との変化、今後どうなったらどうするかという、そういうのんっていうのは分かっているんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長兼福祉部次長（高木信行） 失礼します。よく黙食というふうなお話もございますが、現在国のマニュアル等に関しましては、報道等にございますように黙食という記載というのではないわけなんですけども、実際には机を向かい合わせにしないとか、大声での会話を控えるなどの対応が必要というふうな記載がございまして、これにのっって市内では現在も対面することなく、大声も出すことのないようにっていうことで指導のほうはしている状況でございまして。ただ、先ほども申し上げたように、感染状況が緩和されることがあれば、学校行事がもろもろ戻っていく中で、それについてはその状況を見ながら解消のほうをしていければなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 具体的には、感染者がゼロというのはもう多分ないと思うんですけど、こうなったらこうっていう、そういうのって今んとこ分からないんですか。もう毎日の状況を見ながらという形。あと市内というか、全国を見た形になるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長兼福祉部次長（高木信行） おっしゃるように状況を見ながらになるんですが、まず濃厚接触者になる可能性が高いというところは食事を取る場面であるというふうに考えております。濃厚接触になりますと当然教育活動に参加できない子供が出てくる、もしくはその感染が広がる可能性が高いことによって、もし感染するならば家庭にも影響が出てくると、そういったもろもろの状況がございまして、今引き続き感染症の対策を取っておるところなんですけど、これは学校の、クラスの、学級の数とか、席の間がどれだけ取れるか、そういったところによりまして一概には言いにくいところもございまして、現状感染が拡大してる中では今のところは難しいと、今状況を見ながらしか判断ができないかなというふうには思っております。

す。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） なかなか難しい。先ほども言われたように食事のときが一番危険だというようにお話もあるし、そこら辺はなかなか判断しにくいのかなと思うんですけど、みんなの中で、保護者はもちろんやけど、子供さんの中では、どうなったら普通に戻んねやろっていうところが見えない状況なんで、ある程度の目標じゃないけど、こうなったらこうですよっていうのも見えるようにしていただけたらありがたいなというふうに思います。

あと、マスクの着用なんですけど、そこら辺の指導って今現在どういう状況に。何か変化あるんでしょうか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長兼福祉部次長（高木信行） マスクの着用に関しましては、以前に委員会のほうでも説明はさせていただいたとおり、おおよそ2メートル以上の距離が確保できるか、それが屋内であるか屋外であるか、もしくは会話を行う、行わないというところで一つ基準をもって示しているのは7月に示しておるんですが、そこから以降は同じ状況でございます。また、感染症対策以外に、特に夏場でございますが熱中症等との危険がございましたので、屋外でありましたり運動時には基本はマスクを外すというふうな指導のほうはしておるところです。

ただ、個人の、個々の状況でやっぱり外したくないというふうな子供でありましたり、もしくは職員でありまして、例えばご家庭でそういったお体に気をつけなければいけないようなご家族を抱えておられて、マスクはやっぱり外せないというような個々の事情もございますので、一旦そういうラインではやっておりますが、個々の状況によっておるのも実情でございます。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） 個々で、体調的にマスクをするのがしんどいとかということで外す子供さんもおられると思うんですけど、そういったことって、今の現状としてはそういう方が増えてきてるんでしょうか、子供さんにおいて。どうなんですか。

あと指導で、以前いろいろ保護者からも苦情いただいたんですけど、もう着けろという、そういう指導の仕方もされている先生もおられたしっていうのも聞かせていただいた、今の現状としてはどうなんですか。

○委員長（芦高清友） 高木次長。

○教育部次長兼福祉部次長（高木信行） まず、先ほどちょっと漏らしましたが、外す場面におきましては、例えば登下校の場面でも基本は外してよいというふうにはアナウンスをしてお

るところですし、指導をしておるところでございますが、外しにくいかどうかというのは個々の状況にはよります。ただ、特に夏場でありましたりしますと、特に外しなさいというふうな方向での、外す場所であるという部分での指導というのは学校のほうではしておるところでございますので、その場面場面で教員が子供たちのその今ある状況等々に配慮しながら指導しておる、ラインに沿って指導しているのが現状であります。

以上です。

○委員長（芦高清友） 小西委員。

○委員（小西高吉） なかなか、状況を見もってということ、全国的にも全てが外すようになったらっていうのんがない限りはなかなか難しいのかなと思うんですけど、やっぱり体調管理、よくマスクだったらちょっと表情が分かりにくいので、実際に体調もどうなのかということも分からないっていう声も聞かせていただいたりはしてますんで、しっかり対応していただけたらなと思いますので、よろしく願いしておきます。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

川田議長。

○議長（川田 裕） 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

先日、市長との会話でもお聞きしてたんですが、学校のトイレの蓋がないという今現状であるということで、時代等の流れによって、その時代の考え方っていうのはあったと思うんですが、感染症がこれだけ増えた中において、いわゆるトイレの蓋を閉めて流してくださいとかそういう注意もよく見ますよね。学校で今具体的にどれぐらいのものが今蓋がないというその状態なのか。通告してませんので大体おおよそで構わないんですが、その辺を教えていただけますか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） すいません、数のほうは分からないんですけども、たしか二上小学校を改修したときに蓋なしのトイレ、便器を設置してたと覚えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 二上小学校というのは以前聞いたことがあるんですけど、今どれだけの影響が出たかというのは調べにくいと思うんで、データの的にもですね、ですが、基本的に今後そういった大きなまた感染拡大がないとは言えませんので、あればあったでその都度また協議はしたらいいと思うんですけど、ただ、今この3年間、コロナっていうものを経験してきて、そういった気づいた点というのはやっぱり修復していく必要があるのではないかなと、このように思うんですけどいかがですか。

○委員長（芦高清友） 澤部長。

○教育部長（澤 和七） コロナ等でいろいろ対応策が必要な部分というのは、やはりおっしゃったように気づいた部分も出てきてると思います。そういった部分については、やはり改善していく必要があると考えております。

以上です。

○委員長（芦高清友） 川田議長。

○議長（川田 裕） 3月の予算までまだ時間があるので、そのあたり市長をはじめしっかり検討いただきまして、対応のほうをまたお示しいただければなと思います。

以上、終わります。

○委員長（芦高清友） ほか、ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

次に、3点目の香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の消滅についてでございます。

ここでお諮りします。

本特別委員会は令和3年4月13日に設置され、本日を含め6回にわたり調査事項について審査を行ってまいりました。そのような中、政府においては、これまで7回の感染拡大を経る中で、日常生活や経済活動における感染防止の取組、科学的知見の積み重ね、医療体制をはじめとする政府、自治体の取組など、我が国全体として対応力が強化されたことを踏まえ、ウイズコロナに向けた新たな段階への移行を進められており、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類についても2類相当から季節性インフルエンザ並みの5類に緩和する方向で検討されているところです。香芝市におきましても、先ほど理事者からの報告にありましたとおり、本委員会からの提言等により、事業所や学校等における蔓延防止対策、新型コロナウイルス感染症対策本部やワクチン接種体制の強化など、対応力の強化が図られたことから一定の成果を果たしたと考えております。

このような状況を踏まえ、本特別委員会については、今回の審査をもって調査を一旦終了し、消滅することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

筒井委員。

もとい、失礼いたしました。異議ありということで、これより討論を行います。討論はありませんか。

筒井委員。

○委員（筒井 寛） なぜ今なのかと。三月遅く三月早いという感想です。3か月前ならば第

7波が収束し、先ほども言いました弱毒化がもう顕著に見られるという状況の中で、もしその後、第8波、第9波となったとしても、もうこれは違う対応だと、これまでのものとは違うものということを考えられるからそこで終わるんだという話であれば理解できたかもしれません。また、3か月後ならば第8波も収束し、新たな対応策も見え、2類から5類に多分落とされる、その間に落とされる、あるいは落とすことを決定されて、まだ落とされてなくても決定されているだろうという状況の中で、第7波までと第8波以降の違いを明確に調査し、提案し、提言していく中で、実施していく中でこの特別委員会の使命を終えたと、というふうに考えることはできるわけであります。当然、過ぎた時間を巻き戻すわけにはいきませんので、先ほど申しましたように、三月遅く三月早いかなど。

今この現時点で言うならば、もう私は第8波ということよりも第7波以降という表現で考えたいかなというふうに思うわけでありますが、この後、これまでとどのように対応が変わるのかということを見届け、さらにほぼ以前の日常を取り戻したということを見届けるまでこの特別委員会があって、そこで対応を見守り、調査し続けていくというようなことが、先ほどの地方創生臨時交付金の使途についてのことも含めて継続的にまだ調査していかなければならないのではないかという考えから、今ではないという思いで、消滅に対し反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかに討論はありますか。

中井委員。

○委員（中井政友） いきなり討論になったのでびっくりしてるんですけど、今市民の中では不安がいっぱいで、収束がいつあるんだというような感じのときに市議会がここで特別委員会を閉じるっていうのは、市民に対する責任っていう点で駄目じゃないかなというふうに思います。ちゃんと見定めてからであればそれは納得できるんですけど、やっぱりいろんな市に対して提言したり、検証したり、市民の声を届けたりする役目が議会なので、ここでこの閉じるっていうのはちょっとどうかなと思います。常任委員会というのもありますけども3か月に1回しかありませんので、必要なときに開けるこういう特別委員会は必要ではないかなというふうに考え、閉じることについては断固反対したいと思います。

○委員長（芦高清友） ほかに討論はありますか。

小西委員。

○委員（小西高吉） 委員会消滅、閉じるに対して賛成の立場で討論させていただきます。

国の動向も見ながら、状況としてはもう本当にウイズコロナで、以前からも申されてましたがそういう状況、本当にコロナと付き合っていかなければいけない状況の中、ほんで全数把握

もなくなり、香芝市としての人数、感染者数も報告もないという。そして、香芝市においては公共施設の利用者名簿の個別提出も終了され、いろんな形で緩和されてきております。先ほど中井委員さんもおっしゃったように常任委員会もございます。そのときに、その都度またご報告していただく、そして質疑もしていただいて、検討していただけたときもございますので、今回の消滅することに賛成といたします。

以上です。

○委員長（芦高清友） ほかに討論はありますか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 小西委員と同じでして、この特別委員会というのは、感染者がいきなり増えた状態で市としてどういう対応をこれから取っていくんだということでやはり必要ではないかと、急速な対応に対して迅速的に動く立場として、議会としての役目が特別委員会であったのではないかなど。先ほどのお話にございましたように、統計ももうやめてる、自治法でもない。ウイズコロナという言葉も出てきております。まだ決まってはおりませんが、やはり今の現状として2種から5種へということで変わろうとしておる中、まだ常任委員会もあることです、何かあればすぐにまた立ち上げてよいのかなど。一旦、一つの区切りとしてやるのは今でいいのかなどということを考えますので、賛成といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（芦高清友） それでは、全委員の討論が終結いたしましたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の消滅について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（芦高清友） ありがとうございます。お着席ください。

採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、香芝市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が本案に対して裁決いたします。

本案につきまして、私委員長は可決と裁決いたします。

最後に、その他についてでございます。

その他について何かございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（芦高清友） ないようでございますので、これで質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、本日の審査の概要について、後日、本会議におきまして委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

理事者挨拶。

福岡市長。

○市長（福岡憲宏） 本日は早朝よりご審議を賜りまして誠にありがとうございます。

本委員会にて委員の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、真摯に受け止め、市民の皆様の安全・安心の向上に努めてまいります。今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○委員長（芦高清友） それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。皆様、大変お疲れさまでございました。

散会いたします。

閉議 午前 11 時 06 分